

2017年度

履修要項

法学部(2015年度以前入学者用)

法 学 研 究 科

立教大学

教務事項の伝達について

I 掲示

大学から学生への連絡は、原則として掲示によって行う。掲示を確認しなかったために生じる不利益は、本人の責任となるので、登校時には必ず掲示を確認する習慣をつけること。掲示した事項については学生に伝達したものとみなす。掲示内容に疑問がある場合は、教務窓口で直接問い合わせる。電話や電子メールによる問い合わせには、一切応じない。

種類	設置場所	掲載内容
各学部・研究科掲示板	池袋キャンパス 教務事務センター前	■各学部生・各研究科学生への伝達事項
全学共通科目掲示板		■各学部科目・各研究科科目にかかわる伝達事項
教務全学用掲示板	新座キャンパス 7号館と4号館の間	■全学共通科目にかかわる伝達事項
f-Campus掲示板		■公示・学年暦等全学にかかわる伝達事項 ■f-Campusにかかわる伝達事項
インフォメーションボード	池袋キャンパス 5/8/14号館1階	■全学の休講
	新座キャンパス 1号館1階/4号館2階	■全学の教室変更(2週間分)・学生呼出

II 教務関連ホームページ

●SPIRIT 教務部ページ

⇒ http://www.rikkyo.ac.jp/support/academic_affairs/academic_division/

教務部からのお知らせ、履修要項、シラバス・時間割、履修登録状況、休講情報などが確認できる。

●シラバス・時間割検索システム

⇒ <https://sy.rikkyo.ac.jp/timetable/>

開講科目のシラバス・時間割・科目コード・科目名・担当者・教室が確認できる。

●履修登録システム/成績参照システム

⇒ <https://r.rikkyo.ac.jp/> (ログイン時のID・パスワードはV-Campusと同じ)

履修登録(抽選登録・科目コード登録)、成績参照および当年度の履修登録状況について本システムで確認することができる。

※開講科目の変更内容・各登録システムマニュアル(3月28日(火)より利用可能)についても閲覧が可能。

III 緊急時連絡

台風の接近等により、授業を平常通り行うことができないと判断した場合は、休講などの特別措置をとることがある。特別措置の内容については、掲示、ホームページ等または電話で確認すること。

立教大学ホームページ

<http://www.rikkyo.ac.jp/>

立教大学公式Facebookページ

<https://www.facebook.com/RikkyoUniversity>

立教大学 Twitter

<https://www.twitter.com/rikkyouniv>

※試験期間についても前記の措置をとることがある。

※大学の窓口業務、諸施設の利用については、ホームページおよび掲示によって周知する。

2016年度以降の科目変更・廃止等について

2016年度以降の入学者を対象に、各学科および全学共通カリキュラムにおいて、新カリキュラムが導入されました。

2015年度以前の入学者に適用されるカリキュラムは変わりませんが、2016年度以降、科目の変更・廃止等が生じる場合があります。この点に留意し、計画的な履修を心がけてください。

祝日授業日・休講日について

授業日 について	<p>*以下の祝日は授業日とし、その曜日の授業を実施します。</p> <p>4月29日(土) 昭和の日 5月4日(木) みどりの日 5月5日(金) こどもの日 7月17日(月) 海の日 9月23日(土) 秋分の日 10月9日(月) 体育の日</p>
全日休講日 について	<p>*以下は祝日に実施した授業日の代替として、全日休講日とします。</p> <p>5月2日(火) 10月18日(水) 11月7日(火) 12月5日(火) 12月22日(金)</p>
キャンパスにより異なる休講日 について	<p>*2017年度は以下のとおり、キャンパスにより異なる休講日があります。各キャンパスの開講科目を履修する場合は十分注意してください。</p> <p>11月18日(土) <秋季入学試験>⇒池袋キャンパス開講科目のみ休講 (新座キャンパス開講科目の授業は行います)</p> <p>1月13日(土) <大学入試センター試験>⇒新座キャンパス開講科目のみ休講 (池袋キャンパス開講科目の授業は行います)</p>

カレンダー <input type="checkbox"/> 休日・祝日 <input type="checkbox"/> 祝日授業日 <input type="checkbox"/> 全日休講日	日程	行事予定	学部	研究科																																																	
6 June <table border="1"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		1日(木)～6日(火)	修士論文提出期間 (博士課程前期課程9月修了者)		○							
	日	月	火	水	木	金	土																																														
					1	2	3																																														
	4	5	6	7	8	9	10																																														
	11	12	13	14	15	16	17																																														
	18	19	20	21	22	23	24																																														
	25	26	27	28	29	30																																															
	1日(木)～7日(水)	春学期1 レポート提出期間	○	○																																																	
	1日(木)	春学期2 授業開始	○	○																																																	
	2日(金)	修士論文題目届提出締切 (博士課程前期課程3月修了者)		○																																																	
3日(土) 3時限以降	補講日 *実施科目発表は5月26日(金)	○	○																																																		
7日(水)～15日(木)	法学基礎演習 (FSP除く), 政治学基礎演習, 演習, 法政外国語演習, 「キャリア意識の形成」 1次募集申込期間 [秋学期開講科目]	○																																																			
10日(土)	英語単位認定試験実施	全カリ																																																			
27日(火)～29日(木)	法学基礎演習 (FSP除く), 政治学基礎演習, 演習, 法政外国語演習, 「キャリア意識の形成」 2次募集申込期間 [2次募集実施科目のみ]	○																																																			
7 July <table border="1"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> <tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr> <tr><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						7月上旬	博士課程前期課程最終試験 (9月修了者)		○
	日	月	火	水	木	金	土																																														
							1																																														
	2	3	4	5	6	7	8																																														
	9	10	11	12	13	14	15																																														
	16	17	18	19	20	21	22																																														
	23	24	25	26	27	28	29																																														
	30	31																																																			
	1日(土) 3時限以降	補講日 *実施科目発表は6月23日(金)	○	○																																																	
	3日(月)	英語単位認定試験合格者発表	全カリ																																																		
17日(月)	授業日 ★2	○	○																																																		
19日(水)	春学期・春学期2 授業終了	○	○																																																		
3日(月)	日程・実施方法・試験場発表 (予定)	○	○																																																		
13日(木)～19日(水)	春学期末試験 最終授業時試験期間	○	○																																																		
20日(木)～26日(水)	レポート提出期間 (春学期1開講科目は除く)	○	○																																																		
20日(木)～31日(月)	定期試験期間	○	○																																																		
8 August <table border="1"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			1日(火)～9月19日(火)	夏季休業期間	○	○							
	日	月	火	水	木	金	土																																														
			1	2	3	4	5																																														
6	7	8	9	10	11	12																																															
13	14	15	16	17	18	19																																															
20	21	22	23	24	25	26																																															
27	28	29	30	31																																																	
25日(金)	春学期末追試験 対象者・試験方法・時間割発表	○	○																																																		

★2 各祝日にその曜日の授業を行う。

2017年度 法学部・法学研究科 行事予定 (秋学期)

カレンダー ■ 休日・祝日 □ 祝日授業日 ▲ 全日休講日	日程	行事予定	学部	研究科																																										
9 September <table border="1"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	5日(火)	春学期成績発表 (Web)	○	○
	日	月	火	水	木	金	土																																							
						1	2																																							
	3	4	5	6	7	8	9																																							
	10	11	12	13	14	15	16																																							
	17	18	19	20	21	22	23																																							
	24	25	26	27	28	29	30																																							
	5日(火)~11日(月)	春学期末追試験	試験期間	○	○																																									
	12日(火)~21日(木)	9月期 履修登録①	科目コード登録期間	○	○																																									
	12日(火)~15日(金)		抽選登録1次申込期間	○	○																																									
	17日(日)		抽選登録1次結果発表	○	○																																									
	17日(日)・18日(月)		抽選登録2次申込期間	○	○																																									
	19日(火)		抽選登録2次結果発表	○	○																																									
	22日(金) 18:00~		履修登録科目の確認 ★1	○	○																																									
13日(水)~15日(金) 16:00	法学部科目特別履修願提出期間 ※秋学期開講科目分			○																																										
14日(木)		英語単位認定試験試験時間・試験場発表 (予定)	全カリ																																											
19日(火)		大学院学位授与式・特別卒業式	○	○																																										
20日(水)		秋学期・秋学期1 授業開始	○	○																																										
23日(土)		授業日 ★2	○	○																																										
26日(火)・27日(水)	9月期 履修登録②	履修登録修正期間 (特別措置)	○	○																																										
28日(木) 21:00~		履修登録科目の確認 ★1	○	○																																										
10月5日(木)		申し出期限	○	○																																										
10 October <table border="1"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					9日(月)	授業日 ★2	○	○
	日	月	火	水	木	金	土																																							
	1	2	3	4	5	6	7																																							
	8	9	10	11	12	13	14																																							
	15	16	17	18	19	20	21																																							
22	23	24	25	26	27	28																																								
29	30	31																																												
18日(水)		全日休講 (スポーツフェア)	○	○																																										
21日(土) 3時限以降		補講日 *実施科目発表は10月13日 (金)	○	○																																										
31日(火)		秋学期1末試験 実施方法発表 (予定)	○	○																																										
11 November <table border="1"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td></tr> </table> ※池袋キャンパス開講科目のみ全日休講	日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			1日(水)~6日(月)	秋季臨時休業期間 (学園祭)	○	○
	日	月	火	水	木	金	土																																							
				1	2	3	4																																							
	5	6	7	8	9	10	11																																							
	12	13	14	15	16	17	18																																							
	19	20	21	22	23	24	25																																							
	26	27	28	29	30																																									
	7日(火)		全日休講	○	○																																									
	11日(土)		英語単位認定試験実施	全カリ																																										
	15日(水)		秋学期1 授業終了	○	○																																									
16日(木)~24日(金)		秋学期1 レポート提出期間	○	○																																										
16日(木)		秋学期2 授業開始	○	○																																										
18日(土)		秋季入学試験 ※池袋キャンパス開講科目のみ全日休講	○	○																																										
25日(土) 3時限以降		補講日 *実施科目発表は11月17日 (金)	○	○																																										
30日(木)		自主講座設定申込締切 (2018年度春学期・秋学期開講分)	○	○																																										

★1 履修登録状況画面 (Web) にて必ず確認すること。

★2 各祝日にその曜日の授業を行う。

・次年度の学年始め行事予定の詳細は1月中旬に各学部等掲示板にて発表する。

・各種申込の受付時間については、必ず別途確認すること。

カレンダー ■ 休日・祝日 □ 祝日授業日 ▲ 全日休講日	日程	行事予定	学部	研究科																																																	
<div style="text-align: center;"> 12 December </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>3</td><td>4</td><td>▲5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>▲22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土						1	2	3	4	▲5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	▲22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							4日(月) 5日(火) 12日(火) 16日(土)3時限以降 22日(金) 25日(月)～1月5日(金)	英語単位認定試験合格者発表 全日休講 秋学期末・学年末試験 日程・実施方法・試験場発表(予定) 補講日 *実施科目発表は12月8日(金) 全日休講 冬季休業期間	全カリ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
日	月	火	水	木	金	土																																															
					1	2																																															
3	4	▲5	6	7	8	9																																															
10	11	12	13	14	15	16																																															
17	18	19	20	21	▲22	23																																															
24	25	26	27	28	29	30																																															
31																																																					
<div style="text-align: center;"> 1 January </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13*</td></tr> <tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> <tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td></tr> <tr><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>※新座キャンパス開講科目のみ全日休講</p>	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13*	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				9日(火)～15日(月) 10日(水)・11日(木)・12日(金) 13日(土) 23日(火) 17日(水)～23日(火) 24日(水)～30日(火) 24日(水)～2月3日(土) 1月下旬	修士論文提出期間(博士課程前期課程3月修了者) ※受付最終日は15:00締切 演習論文提出期間 ※受付最終日は15:00締切 大学入試センター試験 ※新座キャンパス開講科目のみ全日休講 秋学期・秋学期2 授業終了 秋学期末 最終授業時試験期間 学年末試験 レポート提出期間(秋学期1開講科目は除く) 定期試験期間 2018年度演習系科目申込要領公開(予定)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○							
日	月	火	水	木	金	土																																															
	1	2	3	4	5	6																																															
7	8	9	10	11	12	13*																																															
14	15	16	17	18	19	20																																															
21	22	23	24	25	26	27																																															
28	29	30	31																																																		
<div style="text-align: center;"> 2 February </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				2月上旬 16日(金) 17日(土) 28日(水)	博士課程前期課程最終試験(3月修了者) 演習論文集提出締切 秋学期末・学年末追試験 対象者・試験方法・時間割発表 卒業合格者(在学8学期以上の者)・修了合格者発表(Web)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○							
日	月	火	水	木	金	土																																															
				1	2	3																																															
4	5	6	7	8	9	10																																															
11	12	13	14	15	16	17																																															
18	19	20	21	22	23	24																																															
25	26	27	28																																																		
<div style="text-align: center;"> 3 March </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1日(木)～7日(水) 13日(火) 3月中旬 23日(金) 24日(土) 9:30 24日(土) 16:00	秋学期末・学年末追試験 試験期間 成績発表(Web) 2018年度通年・春学期開講演習系科目 1次申込 卒業礼拝 卒業式 大学院学位授与式	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○							
日	月	火	水	木	金	土																																															
				1	2	3																																															
4	5	6	7	8	9	10																																															
11	12	13	14	15	16	17																																															
18	19	20	21	22	23	24																																															
25	26	27	28	29	30	31																																															

法学部全学生にかかわる事項

学科ごとの履修規定・カリキュラム

法学科

国際ビジネス法学科

政治学科

博士課程前期課程

博士課程後期課程

2017年度
履修要項

法学部
法学研究科

諸規則

個人情報保護

各種案内

教員一覧

案内図

目次

教務事項の伝達について
祝日授業日・休講日について
行事予定表

法学部教育のめざすもの
法学部 学位授与方針

法学部全学生にかかわる事項

I-1	カリキュラムのしくみ（2012～2015年度1年次入学者に適用）	14
I-2	カリキュラムのしくみ（2010・2011年度1年次入学者に適用）	16
II	授業（学習生活）	18
	1 学期・授業	
	2 授業時間	
	3 休講	
	4 補講	
	5 授業の欠席について	
	6 学校感染症に罹患した場合の措置について	
	7 裁判員制度に伴う場合の措置について	
III-1	履修規定（単位）	21
	1 単位制度	
	2 卒業要件単位	
III-2	履修規定（履修についての注意事項）	22
	1 全体についての注意事項	
	2 演習系科目の履修について	
	3 自主講座について	
	4 合同講義について	
	5 演習論文，演習論文集，海外研究論文について	
	6 他学部科目の履修について	
	7 派遣留学生・認定校留学生の履修	
	8 全学共通カリキュラム言語教育科目「言語副専攻」学部展開科目について	
III-3	履修規定（カリキュラムの一部改定について）	30
III-4	履修規定（単位認定）	36
	1 派遣留学制度による単位認定	
	2 認定校留学制度・法学部留学プログラムによる単位認定	
	3 3年次編入学生，転部・転科学生の履修免除・単位認定	
	4 入学前に修得した単位の認定	
	5 入学後に他大学等で修得した単位の認定	
IV	ガイダンス・履修相談・アドバイザー	40
	1 学習計画の立て方	
	2 アカデミックアドバイザー・オフィスアワー	
	3 履修モデル	
V	履修登録	43
	1 履修登録とは	
	2 履修登録の流れ	
	3 履修届出方法	

	4 登録科目の確認について	
	履修登録状況画面の確認	
	5 科目コード登録における履修登録の修正と修正内容の確認	
	6 「その他」登録科目の履修申込について	
VI	試験・成績	56
	1 試験に関する規定	
	2 試験方法	
	3 筆記試験	
	4 口頭試問	
	5 レポート	
	6 追試験	
	7 試験時間重複特別試験	
	8 不正行為	
	9 成績	
VII	卒業に関する事項	68
	1 卒業および学位に関する規定	
	2 最長在学年数	
	3 卒業合否の発表	
	4 卒業の延期（希望留年）	
	5 特別卒業	
VIII	学生証・学籍・学費	70
	1 学生証	
	2 学籍	
	3 休学・復学	
	4 退学	
	5 希望留年（学部4年次生のみ）	
	6 特別卒業	
	7 特別修了	
	8 再入学	
	9 学費	
IX	5大学間単位互換制度（通称f-Campus）	77
	1 履修登録	
	2 授業	
	3 試験・成績・単位認定	
	4 学費等	
	5 その他	
X	法学研究科特別進学生制度	79

学科ごとの履修規定 専門教育科目表

法学科	82
国際ビジネス法学科	91
政治学科	100

法学研究科にかかわる事項

法学研究科の教育のねらい

法学研究科 教育研究上の目的 学位授与方針 教育課程の編成・実施方針

科目ナンバリングについて	113
博士課程前期課程（法学政治学専攻）履修規定その他注意事項	115
博士課程後期課程（法学政治学専攻）履修規定その他注意事項	133

諸 規 則

1 立教大学学則（抜粋）	140
2 立教大学法学部規則	143
3 立教大学大学院学則（抜粋）	144
4 立教大学学位規則（抜粋）	147
5 法学部試験規則	149
6 法学部追試験実施細則	149
7 立教大学博士學位申請手続要領（抜粋）	150
8 博士学位論文取扱い事務に関する内規（抜粋）	150
9 立教大学大学院学位論文審査手数料規則	150
10 立教大学大学院学費その他納入金内規	151
11 立教大学大学院学生会発表奨励金規程	152
12 修士論文保管要領	152
13 学習院大学・学習院女子大学・日本女子大学・立教大学・早稲田大学学生交流に関する覚書	152
14 明治大学、立教大学及び国際大学による共同教育プログラムの履修等に関する覚書	153

個人情報保護

プライバシーポリシー 立教大学における個人情報の取扱いについて	157
---------------------------------	-----

各 種 案 内

1 教務部案内	160
2 パソコン教室、貸出パソコン利用案内	161
3 V-Campus案内	162
4 櫛引賞について	162
5 栗田賞について	162
6 国家試験に関する案内	163
7 大規模地震の警戒宣言が発令された場合の措置	163
8 地震発生時の心得	163
9 台風の接近が予想される場合の措置	163
10 緊急連絡システムについて	164

教 員 一 覧

科目担当者一覧	166
---------	-----

案 内 図

法学部関連研究施設	168
構内案内図・教室案内図（池袋キャンパス）	169
構内案内図・教室案内図（新座キャンパス）	174

こんなときは・教務事務センター窓口時間

法学部教育のめざすもの

1. 平和と秩序の叡智

私たちの生活は法に取り巻かれているといつてよいでしょう。朝起きてから夜寝るまで、生まれてから老齢に至るまで、職場でも家庭でも、無数の法的関係のなかで私たちの生活は守られ、規律されているのです。したがって、法とそれに密接に関連する政治を学ぶことは、皆さんにとって、生涯にわたる価値を持ち続ける、かけがえのない知的な財産を獲得することにほかなりません。

もっとも法学部における教育は、複雑化する現代社会の仕組みを法的・政治的に深く理解することにとどまるものではありません。もちろん、こういったことは非常に重要です。しかし、そういった理解をもとにして、現代社会の仕組みをよりよいものに変えてゆく構想力、指導力を持つ市民を育成することをもねらっています。そのためには、技術的な知識にとどまらず、歴史的、国際的に広くかつ深い視野から学問を探究する必要があります。法学部が当初より「平和と秩序の叡智」の学府でありたいとしてきたのも、こういった文脈において理解されます。

2. 三つの学科

以上のような基本的な理念のもとに法学部は三つの学科を擁しています。この三つの学科の垣根はそれほど高いものではありません。三つの学科は、ともに「平和と秩序の叡智」をめざしています。同じ頂上をめざしつつ、分け登る登山道がいくつもあるわけです。

法学科は、法的な生活一般に対してアプローチを試みます。私たちの生活は、組織を組み立て、制度を構築しつつ営まれますが、そういった組織運営、制度構築を法的に行う能力の育成が、法学科のねらいとしているところです。

国際ビジネス法学科は、国際的な広がりを持って展開されるビジネス活動に対してアプローチを試みます。誰もこういった活動に携わることが不可避になってゆくでしょうが、その際に遭遇するであろう法的紛争の予防あるいは処理を中心にして、法を学ぶこととなります。

政治学科は、グローバル化する現代社会の諸問題について、政治的視座から読み解き、対処する能力の育成をめざします。私たちをとりまく事象の政治学的分析は、過去と現在をより良く理解し、将来を構想する知識と手法の修得につながるでしょう。

3. カリキュラムのねらい

従来から法学部は、学生の主体的な学問的関心を最大限に尊重する方針をとってきました。教員も学生も自由な学問主体であると捉えてきたからです。必修科目をおいていないのも、そのあらわれのひとつです。

また、少人数教育も重視しています。基礎文献講読、基礎演習、演習、法政外国語演習などがその例です。緊張感のなかに密度の高い学習が進められるよう企図しています。さらに各人の問題関心のある領域において、リサーチ能力、プレゼンテーション能力などが育成されるようにも配慮しています。

カリキュラムを全体としてみただけならば、その構成が理解されると思います。法学入門、政治学入門、基礎文献講読などの導入的な科目がはじめにあります。それに引き続いて、憲法、民法、刑法などの基礎的な科目が展開されると同時に、基礎演習によって少人数教育も行われます。そして年次が上がるに従って、さまざまな発展的な科目が配置され、法学・政治学の広がりや深まりが実感できるのみならず、演習が本格的に展開され、各自の学問的関心に応じた密度の濃い学習が可能になっています。

法学は、歴史を繙けばローマ法以来二千年にわたる人類の叡智の所産です。また、政治学は古代ギリシアで始まり発展を遂げてきました。その豊かな世界を満喫しつつ、皆さんが自らの学問的成長をどん欲に追求されることを期待してやみません。

法学部 学位授与方針

教育目的

法学・政治学の素養を基礎として、法曹・行政・企業・ジャーナリズム・政治・NPOなど多様な分野でリーダーシップをとり、社会や組織の形成と発展を担うことができる人材を育成する。そのために必要な知識・技能・倫理を総合的に高める教育を実践する。

学修成果

「学士（法学）」及び「学士（政治学）」を授与される学生は、以下のような能力を有する。

法学部の三学科（法学科・国際ビジネス法学科・政治学科）に共通する学修成果

1. 法学と政治学に関する基本的な知識を習得している。
2. その知識に基づき、現実の社会を理解する基礎的な技能を習得している。
3. 偏見を持たずに多様な価値を尊重できるなど、高い倫理を備えている。
4. これらの知識・技能・倫理を総合して、自ら表現することができる。

学修環境

上記のような学修成果をもたらすために、以下のような学修環境を提供する。

1. 全学共通カリキュラムを通じて、外国語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、法律や政治を学ぶ上で不可欠な幅広い知識と教養、高度な情報リテラシーなどを身につけることができる。
2. 1年次春学期に、ゼミ形式の「基礎文献講読」と導入科目の「法学入門」「政治学入門」を通じて、4年間の学修の基礎を築くことができる。
3. 1年次秋学期に、ゼミ形式の「政治学基礎演習」と「法学基礎演習」を通じて、専門的な文献を使用しながら、法学・政治学を学修する能力を高めることができる。
4. 講義科目は、所属学科を越えて幅広く受講でき、法学と政治学に関する知識を体系的に身につけることができる。
5. 少人数の演習系科目も、所属学科を越えて幅広く、2年次から受講でき、自分で情報を収集・分析して成果を発表し、議論をする能力を身につけることができる。
6. 少人数の「法政外国語演習」を通じて、外国語による法学・政治学の教育を受けることができる。
7. アカデミックアドバイザーやオフィスアワーの利用によって、きめ細やかな学修上の指導を受けることができる。
8. スチューデント・アシスタント（SA）やティーチング・アシスタント（TA）が授業に活用されており、行き届いた指導を受けることができる。
9. 演習論文を執筆することで、単位を修得することができる。
10. 自主講座の制度が設けられており、外部の教員を招いて、履修科目にない科目を受講することができる。
11. 海外の大学での単位を法学部での学修とみなす単位認定制度や海外研究論文制度を利用することができる。
12. 「キャリア意識の形成」という科目を通じて、法学部独自のキャリア教育を受けることができる。

法学部 全学生に かかる事項

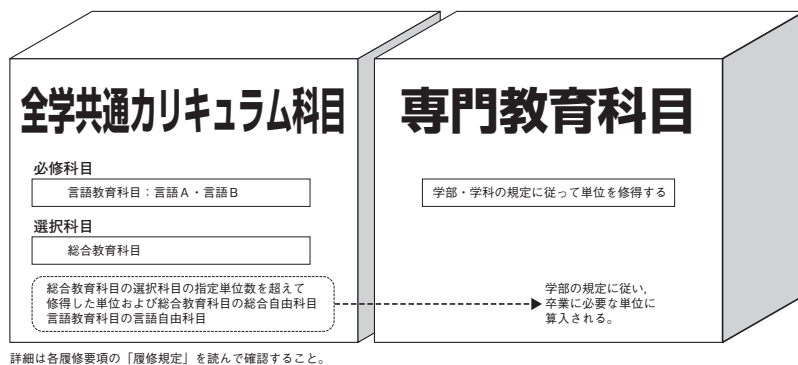
対象学生：2006～2015年度1年次入学者

- I-1 カリキュラムのしくみ（2012～2015年度1年次入学者に適用）
- I-2 カリキュラムのしくみ（2010・2011年度1年次入学者に適用）
- II 授業（学習生活）
- III-1 履修規定（単位）
- III-2 履修規定（履修についての注意事項）
- III-3 履修規定（カリキュラムの一部改定について）
- III-4 履修規定（単位認定）
- IV ガイダンス・履修相談・アドバイザー
- V 履修登録
- VI 試験・成績
- VII 卒業に関する事項
- VIII 学生証・学籍・学費
- IX 5大学間単位互換制度（通称f-Campus）
- X 法学研究科特別進学生制度

カリキュラムのしくみ

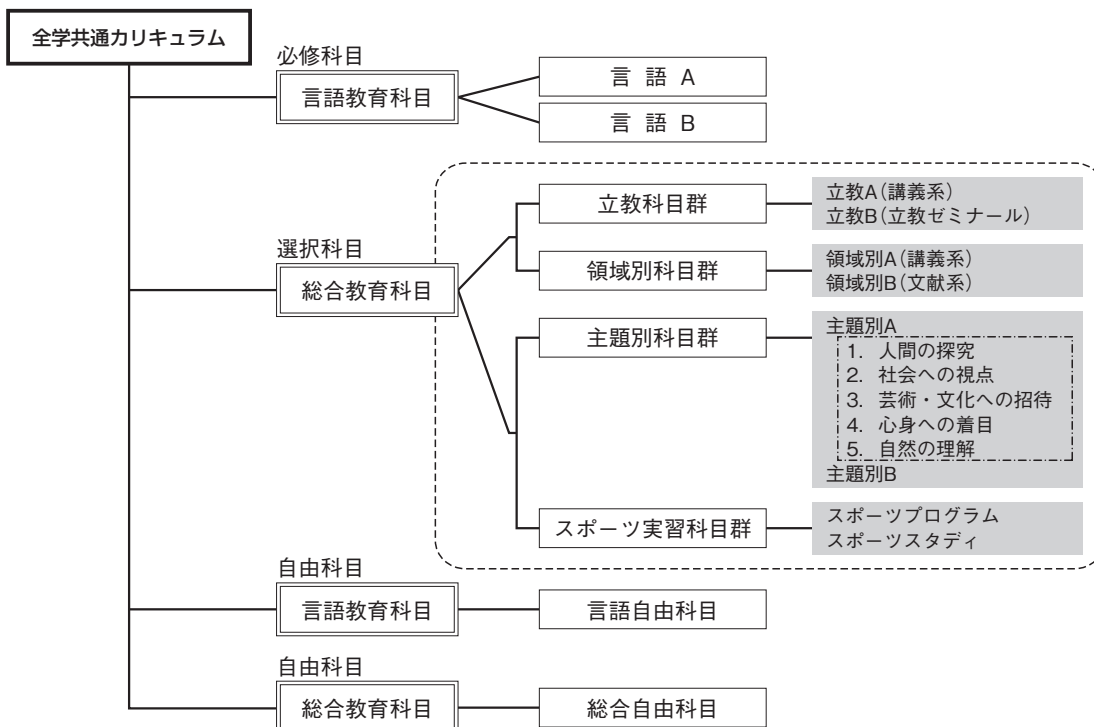
1 カリキュラム体系

本学を卒業するためには、本学の学部にて4年以上在学して（3年次編入学または転部・転科・転専修した場合は2年以上、2年次に転部・転科した場合は3年以上）、所定の単位を修得しなければならない。本学の教育課程（カリキュラム）は、全ての学部において、全学共通カリキュラム科目と専門教育科目により構成されている。よって卒業要件単位は、学部（学科）ごとに定められている教育課程に従い、全学共通カリキュラム科目と専門教育科目の双方から修得しなければならない。



2 全学共通カリキュラム科目の構成

全学共通カリキュラム科目（以下全カリ科目）は次のように必修科目・選択科目・自由科目に分かれており、それぞれ履修の仕方が定められている。なお、総合教育科目として選択科目以外に総合自由科目が開講されており、言語教育科目として必修科目以外に言語自由科目が10言語について開講されている。



3 全カリ科目の履修の仕方

必修科目は、1年次に履修する「言語教育科目」の「言語A」、「言語B」の2言語について修得しなければならない。言語教育科目には、さらに学習を深めたり、新しい言語に挑戦したりするための「言語自由科目」も設置されている。詳細は、全学共通カリキュラム履修要項を確認すること。

「総合教育科目」には、選択科目と自由科目(2012年度以降1年次入学学生・2014年度以降3年次編入学学生対象)とがあり、選択科目は「立教科目群」「領域別科目群」「主題別科目群」「スポーツ実習科目群」の4科目群で構成されている。選択科目は1～4年次すべての学年において履修が認められている。[注意]

総合自由科目は、立教大学の社会的な使命や課題を強く意識した全学的な取組み(プロジェクト)のために設けられているもので、履修できる学部・学年等が制限されたり、先修規定があったり、語学能力に一定の制限が設けられたりすることがある(2 全学共通カリキュラム科目の構成の図を参照)。

履修にあたっては、下表のように定められたそれぞれの区分から、卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
必修科目	10	言語教育科目 言語A	6
		言語教育科目 言語B	4
選択科目	20	総合教育科目 立教科目群 立教A(講義系) 立教B(立教ゼミナール)	6
		総合教育科目 領域別科目群 領域別A(講義系) 領域別B(文献系)	
		総合教育科目 主題別科目群 主題別A(1, 2, 3, 4, 5) 主題別B	14
		総合教育科目 スポーツ実習科目群 スポーツプログラム スポーツスタディ	

[注意] 「領域別A」「領域別B」のうち、全学共通カリキュラム履修要項の開講科目・担当者一覧の備考欄に「法学部所属学生履修不可」とある科目については、法学部に所属する学生は履修できない。

履修上の注意に従い、全カリの卒業要件単位数を超えて修得した単位(全カリ言語自由科目および総合自由科目で修得した単位および全カリの総合教育科目の選択科目で卒業要件単位数を超えて修得した単位)については、各学部(学科・専修)の規定の範囲内で卒業要件単位として認められる。

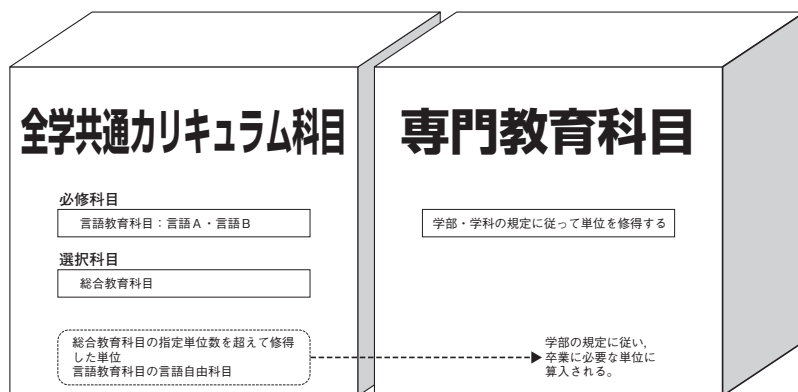
4 専門教育科目の構成

所属学部・学科の専門教育科目については、この履修要項の該当入学年度の「学科ごとの履修規定・カリキュラム」を参照すること。

カリキュラムのしくみ

1 カリキュラム体系

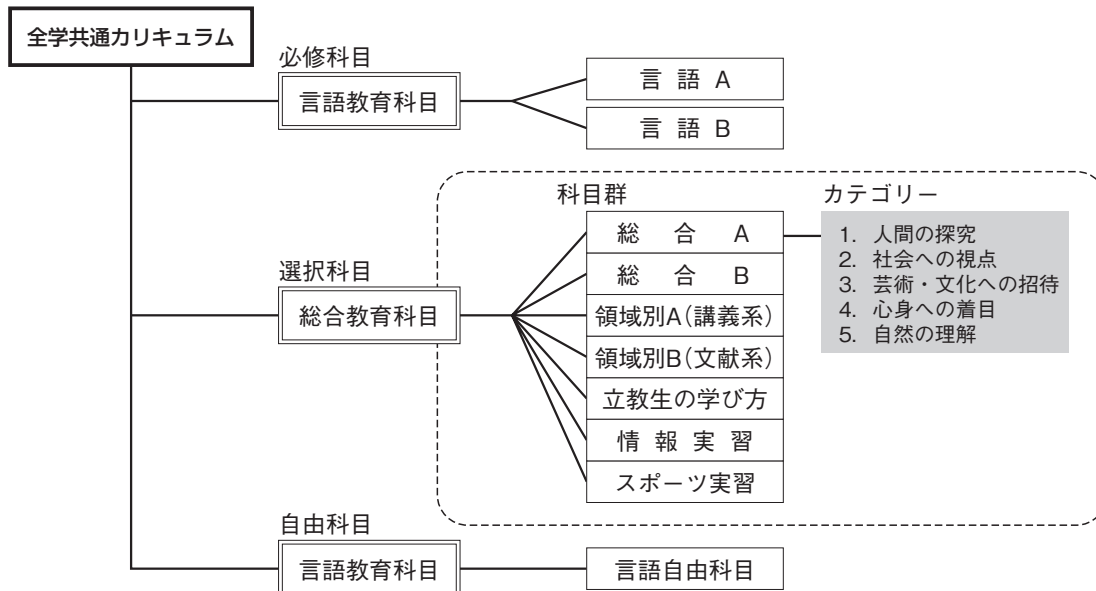
本学を卒業するためには、本学の学部にて4年以上在学して（3年次編入学または転部・転科・転専修した場合は2年以上、2年次に転部・転科した場合は3年以上）、所定の単位を修得しなければならない。本学の教育課程（カリキュラム）は、全ての学部において、全学共通カリキュラム科目と専門教育科目により構成されている。よって卒業要件単位は、学部（学科）ごとに定められている教育課程に従い、全学共通カリキュラム科目と専門教育科目の双方から修得しなければならない。



詳細は各履修要項の「履修規定」を読んで確認すること。

2 全学共通カリキュラム科目の構成

全学共通カリキュラム科目（以下全カリ科目）は次のように必修科目・選択科目・自由科目に分かれており、それぞれ履修の仕方が定められている。なお、言語教育科目として必修科目以外に言語自由科目が10言語について開講されている。



3 全カリ科目の履修の仕方

必修科目は、1年次に履修する「言語教育科目」の「言語A」、「言語B」の2言語について修得しなければならない。言語教育科目には、さらに学習を深めたり、新しい言語に挑戦したりするための「言語自由科目」も設置されている。詳細は、全学共通カリキュラム履修要項を確認すること。

選択科目である「総合教育科目」は、科目の内容により「総合A」「総合B」「領域別A（講義系）」「領域別B（文献系）」「立教生の学び方」「情報実習」「スポーツ実習」の7科目群に分かれ、さらに総合Aは5つのカテゴリーに分かれる（2 全学共通カリキュラム科目の構成 の図を参照）。なお、1～4年次すべての学年において履修が認められている。[注意]

履修にあたっては、下表のように定められたそれぞれの区分から、卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
必修科目	10	言語教育科目 言語A	6
		言語教育科目 言語B	4
選択科目	20	総合教育科目 総合A 1. 人間の探究 2. 社会への視点 3. 芸術・文化への招待	6
		総合教育科目 総合A 4. 心身への着目 5. 自然の理解	4
		総合教育科目全体 【総合A（1, 2, 3）】 6単位を超えて修得した単位 【総合A（4, 5）】 4単位を超えて修得した単位 総合B 領域別A（講義系） 領域別B（文献系） 立教生の学び方 情報実習 スポーツ実習	10

[注意] 「領域別A」「領域別B」のうち、全学共通カリキュラム履修要項の開講科目・担当者一覧の備考欄に「法学部所属学生履修不可」とある科目については、法学部に所属する学生は履修できない。

履修上の注意に従い、全カリの卒業要件単位数を超えて修得した単位（全カリの総合教育科目の選択科目で卒業要件単位数を超えて修得した単位および言語自由科目で修得した単位）については、各学部（学科・専修）の規定の範囲内で卒業要件単位として認められる。

4 専門教育科目の構成

所属学部・学科の専門教育科目については、この履修要項の該当入学年度の「学科ごとの履修規定・カリキュラム」を参照すること。

1 学期・授業

- 学期 (1) 本学の授業は1年を2学期に分けて行われ、それぞれを春学期、秋学期と呼ぶ。
 (2) 本年度の春学期の授業開始日は4月11日（火）、秋学期の授業開始日は9月20日（水）である。

授業 授業には以下の種類がある。

通年開講科目	春学期・秋学期通して行われるもの
通年他科目	学部・学科で期間を定めて行われるもの
春学期開講科目	春学期で完結するもの
春学期1開講科目	春学期前半で完結するもの
春学期2開講科目	春学期後半で完結するもの
春学期他科目	春学期に学部・学科で期間を定めて行われるもの
春学期期間外科目	春学期期間外に学部・学科で期間を定めて行われるもの (履修登録時期が通常より遅れる科目)
秋学期開講科目	秋学期で完結するもの
秋学期1開講科目	秋学期前半で完結するもの
秋学期2開講科目	秋学期後半で完結するもの
秋学期他科目	秋学期に学部・学科で期間を定めて行われるもの
秋学期期間外科目	秋学期期間外に学部・学科で期間を定めて行われるもの (履修登録時期が通常より遅れる科目)

2 授業時間

本学における授業時間は次のとおりである。

〈時限・授業時間〉

時限	1	2	3	4	5	6
授業時間	9:00 }	10:45 }	13:15 }	15:00 }	16:40 }	18:20 }
	10:30	12:15	14:45	16:30	18:10	19:50

- ただし、経済学研究科、ビジネスデザイン研究科、21世紀社会デザイン研究科の6時限以降の授業時間は次のとおりである。

6時限	18:30~20:00	7時限	20:10~21:40
-----	-------------	-----	-------------

3 休講

大学または各授業科目の担当者にやむを得ない事情が発生した場合には、授業を休講することがある。

休講掲示 休講は、大学としての決定または科目担当者からの届出があり次第、掲示板（インフォメーションボード）に表示する。

〈掲示板（インフォメーションボード）設置場所〉

池袋キャンパス：5号館1階、8号館1階、14号館1階
新座キャンパス：1号館1階、4号館2階

休講情報 休講情報は、SPIRIT Mobileからも確認することが可能である。

- 休講の掲示がないにもかかわらず、始業時刻後30分以上経過しても担当教員が入室しない場合は、教務事務センター（池袋：タッカーホール1階／新座：7号館1階）に連絡し、その指示に従うこと。
 ■ 大規模地震の警戒宣言が発令された場合、および台風の接近が予想される場合等、緊急時の休講の措置については、表紙裏および巻末の各種案内を参照すること。

4 補 講

休講等により講義の進行が予定より遅れた際に、臨時の授業を行うことがあり、これを補講という。下記の日程を補講日として設定している。

学期	補 講 日 (*1)	発表時期 (*2)	発表場所
春学期	5月 6日 (土)	4月28日 (金) 5月26日 (金) 6月23日 (金)	池袋キャンパス開講科目： 8号館インフォメーション ボード下(池袋キャンパス) 新座キャンパス開講科目： 各学部掲示板(新座キャン パス) SPIRIT 教務部ページ
	6月 3日 (土)		
	7月 1日 (土)		
秋学期	10月21日 (土)	10月13日 (金) 11月17日 (金) 12月 8日 (金)	
	11月25日 (土)		
	12月16日 (土)		

*1) この期間以外に補講を行う場合もあるので教員の指示に従うこと。あわせて、上記発表場所も随時確認すること。

*2) 発表後に変更・追加がある場合、随時更新されるので注意すること。

5 授業の欠席について

本学では、学校感染症により出校停止となった場合、裁判員選任手続期日または裁判員に選任された公判のため裁判所へ出頭する場合以外の事由による欠席は認めていない（いわゆる公欠制度は設けていない）。

6 学校感染症に罹患した場合の措置について

学校感染症第1種・2種に罹患した場合は、出校を停止する。速やかに各教務担当事務局に連絡し、指示を受けること。

池袋キャンパス	教務事務センター	TEL 03-3985-2220
	独立研究科事務室	TEL 03-3985-2170
	法務研究科事務室	TEL 03-3985-3310
	学校・社会教育講座事務室	TEL 03-3985-2229
新座キャンパス	教務事務センター	TEL 048-471-6942

1. 対象となる
学校感染症
第1種・2種

	疾患名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふく）、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

2. 授業欠席の
扱い

学校保健安全法によって定められた学校感染症のうち第1種および2種に該当するものに罹患した場合の授業欠席については、以下のとおりとする。

- (1) 学校感染症第1種・2種に罹患したことにより、授業を欠席した学生が、所定の申請手続きを行った場合は、欠席扱いとはならない。
- (2) 申請手続きは以下のとおりである。
 - ① 登校可能となった日を含む7日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで）に、「学校感染症第1種・2種に罹患した学生の欠席について」（各教務担当事務局で交付）に必要事項を記入し、医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された「診断書」*1、または医療機関が記載した本学所定の書式である「治癒証明書」*2とともに、各教務担当事務局に提出する。

II 授業（学習生活）

申請手続科目を確認するため、履修登録状況画面のコピーも提出すること。

*1 罹患開始時と治癒時の診療医療機関が異なった場合は、治癒時の医療機関において「罹患期間についての証明」が受けられない場合がある。その場合は、罹患開始時の医療機関が発行する『罹患日記載がある「診断書」』と、治癒時の医療機関が発行する『治癒日と登校可能日の記載がある「診断書」』の2種類をもって「罹患期間事項についての証明」とすることができる。

*2 「治癒証明書」の書式はSPIRIT 教務部ページからダウンロードできる。

- ② 申請者は、各教務担当事務局にて受付印を押印された申請書および診断書もしくは治癒証明書（コピー）を受取り、各授業時間に担当教員に提出する。

3. 試験欠席の扱い

定期試験に関する事項は「VI 試験・成績」を確認すること。

7 裁判員制度に伴う場合の措置について

1. 授業欠席の扱い

裁判員選任手続期日または裁判員に選任された公判のため裁判所へ出頭し、授業を欠席した学生の扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 裁判員選任手続期日または裁判員に選任された公判のため裁判所へ出頭し、授業を欠席した学生が所定の申請手続きを行った場合は、欠席扱いとはならない。

- (2) 申請手続きは以下のとおりである。

① 裁判員に選任された場合

公判終了日の翌日から7日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで）に、裁判員の職務従事期間についての「証明書*」を持参し、「裁判員制度による学生の欠席について」（各教務担当事務局で交付）に必要な事項を記入し、履修登録状況画面のコピーとともに各教務担当事務局に提出する。

*「証明書」は出頭先の裁判所に申し込み、発行を受けること。

② 裁判員に選任されなかった場合

選任手続期日の翌日から7日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで）に、裁判所出頭日の証明*を受けた「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を持参し、「裁判員制度による学生の欠席について」（各教務担当事務局で交付）に必要な事項を記入し、履修登録状況画面のコピーとともに各教務担当事務局に提出する。

*裁判所出頭日の証明は出頭先の裁判所で受けることができる。

- ③ 申請者は、各教務担当事務局にて受付印を押印された申請書類を受取り、各授業時間に担当教員に提出する。

2. 試験欠席の扱い

定期試験に関する事項は「VI 試験・成績」を確認すること。

1 単位制度

1. 単位制度

大学での学修は、すべて単位制になっている。すべての科目には一定の単位が定められており、その科目の履修登録をし、授業を受け、かつ、試験に合格した場合、当該科目の単位が与えられる。その単位の合計が卒業に必要な単位（卒業要件単位）を満たした者に対して卒業の資格が与えられる。

2. 単位の数え方

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 輪講、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前述の(1)(2)にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

法学部専門教育課程では、計算基準を次のように定めている。

講義・演習科目	週1回半期の授業で2単位
	週1回通年の授業で4単位
法学部合同講義 (オックスフォード・サマープログラム)	4単位
海外研究論文	4単位
演習論文	2単位

* 半期の授業で4単位の科目については、週2回（2時限連続で行うものと、曜日時限を違えて行うものがある）授業を行うので、注意すること。

2 卒業要件単位

- (1) 法学部の卒業に必要な単位数（卒業要件単位）は、各学科の定めるところによる。入学年度によっても異なるので注意すること。

㊦ 所属学科の該当入学年度の履修規定を参照

- (2) 「随意科目」として指定される科目は、卒業要件単位に含めることはできない。

㊧ 随意科目とは、①随意科目として設定している科目と、②科目自体が随意科目というわけではなく、重複履修や教職のために設置している科目等を履修した結果、履修規定により卒業に必要な単位数に算入されない科目の2種類がある。

1 全体についての注意事項

1. 学年配当

- (1) 科目の履修は、原則として当該科目の配当されている年次において行うものとする。
- (2) 高学年次の者が低学年次に配当されている科目を履修することはできる。ただし、以下の科目については原則として配当年次以外の履修を認めない。

〈1年次生配当〉

基礎文献講読*¹、法学基礎演習、政治学基礎演習、情報処理入門*²

*¹ 基礎文献講読は1年次春学期を休学した場合は2年次に履修することができる。

*² 教職課程に登録している2年次以上の学生で、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（情報機器の操作）を未修得の場合、別途手続きを行うことにより履修を許可する。

〈2年次生配当〉

キャリア意識の形成

- (3) 低学年次の者が高学年次に配当されている科目を履修することはできない。

〈2010年度以降休学した学生の履修の原則について〉

2010年度以降休学した学生は、在学した学期や年数にかかわらず、4月になると上位の学年に進む（ただし、4年次生以降の休学者は4年次生のままとなる）。この場合、特に学部・学科等で定める場合を除き、進んだ年次の配当科目について履修登録が認められる。

例) 1年次秋学期を休学し、翌年度4月に復学 ⇒ 2年次となる

なお、学科の定める詳細は、各学科の履修規定頁で確認すること。

2. 履修登録上限 単位数

- (1) 1年間に履修登録できる単位数は、次頁の表のとおり定められている。履修登録上限単位数を超えて履修登録することはできない。
- (2) 履修登録上限単位数は入学年度、学年により異なる。
- (3) 学期（春学期・秋学期）ごとの上限は1年次36単位、2年次以降40単位と定められている。4月に履修計画を立てる際に、各学期の必修科目の単位数や春学期・秋学期のバランスを考え偏らないよう注意すること。また、4半期（春学期1・春学期2・秋学期1・秋学期2）科目を履修する際は4半期としての上限もあるので、注意すること。
- (4) ①通年科目の単位は、半期（春学期・秋学期）それぞれの履修登録上限単位数にその単位数の1/2が算入され、4半期科目を履修した場合、4半期それぞれの履修登録上限単位数にその単位数の1/4が算入される。
②春学期科目・秋学期科目の単位は、4半期科目を履修した場合、4半期それぞれの履修登録上限単位数にその単位数の1/2が算入される。
③春・秋学期間外科目は、年間の履修登録上限単位数にされる（学期ごとの上限には含まれない）。
- (5) 単位を修得できなかった科目も履修登録上限に含まれる。

2014年度・2015年度1年次入学者に適用
 2015年度・2016年度2年次転部・転科者に適用，2016年度3年次編入学・転部・転科者に適用

学年	履修登録上限単位数				履修登録上限の範囲		
	通年	春学期		秋学期		上限に含める	上限に含めない
		春1	春2	秋1	秋2		
1年次	42	36		36		・右の「上限に含めない」科目以外の 法学部専門教育科目 ・他学部科目 ・全学共通カリキュラム科目 ・教職関連科目 ・5大学単位互換制度(f-Campus)科目	・演習論文 ・海外研究論文 ・学校・社会教育講座科目 （科目コードがG～で始まる科目）
		18	18	18	18		
2年次	48	40		40			
		20	20	20	20		
3年次	48	40		40			
		20	20	20	20		
4年次	48	40		40			
		20	20	20	20		

春1：春学期1，春2：春学期2，秋1：秋学期1，秋2：秋学期2

*単位認定により修得した単位については，「入学後に他大学等で修得した単位」を除き，履修登録上限単位数には含まれない。

2006年度～2013年度1年次入学者に適用
 2007年度～2014年度2年次転部・転科者に適用，2008年度～2015年度3年次編入学・転部・転科者に適用

学年	履修登録上限単位数				履修登録上限の範囲		
	通年	春学期		秋学期		上限に含める	上限に含めない
		春1	春2	秋1	秋2		
1年次	42	36		36		・右の「上限に含めない」科目以外の 法学部専門教育科目 ・他学部科目 ・全学共通カリキュラム科目 ・教職関連科目 ・5大学単位互換制度(f-Campus)科目	・法学部専門教育科目「情報処理」 ・演習論文 ・海外研究論文 ・学校・社会教育講座科目 （科目コードがG～で始まる科目）
		18	18	18	18		
2年次	48	40		40			
		20	20	20	20		
3年次	50	40		40			
		20	20	20	20		
4年次	50	40		40			
		20	20	20	20		

春1：春学期1，春2：春学期2，秋1：秋学期1，秋2：秋学期2

*単位認定により修得した単位については，「入学後に他大学等で修得した単位」を除き，履修登録上限単位数には含まれない。

3. 重複履修の禁止

各科目とも一度単位を修得した科目については重複して履修することはできない。ただし演習，法政外国語演習，演習論文，および法学部特別講義（自主講座）についてはこの限りではない。

※演習論文について

上述の通り演習論文の重複履修（同じ担当者の演習を2回以上履修し，演習論文を提出すること）は認められる。しかし，過去に演習論文を提出した場合は，さらに発展した内容であり，相応の成果が出ていると担当教員が判断する場合に限り単位を付与する。

※テーマの設定されている科目について

以下の科目については，（ ）内のテーマを含む科目名が同一である場合には，重複して履修することを認めない。

外国法，法制史，法学特殊講義，政治学特殊講義，法学部合同講義

Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項）

【過年度の開講状況】（5年間分掲載）

〈外国法〉

科目名	開講年度				
	2013	2014	2015	2016	2017
外国法（フランス法）	×	○	○	○	○
外国法（ドイツ法）	×	×	○	×	○
外国法（EU法）	○	○	×	×	×
外国法（中国法）	○	×	×	○	×

〈法制史〉

科目名	開講年度				
	2013	2014	2015	2016	2017
法制史（西洋法制史）	○	○	○	○	○
法制史（東洋法制史）	×	○	×	○	×
法制史（日本法制史）	○	×	○	×	○

〈法学特殊講義〉

テーマ：地方自治法（2012～2017）、信託法（2013～2017）、ローマ法（2012）、金融法（2012・2014）、Comparative Forms of Business and Social Enterprise（2012～2016）^{*1}、国際組織法（2013）、民事執行・保全（2013）、立法学（2014～2017）、Space Law（2014～2016）、International Civil Procedure（2015・2017）^{*2}、企業のビジネス戦略と契約実務（2015～2017）、金融商品取引法（2017）、Moot Court（2017）

〈政治学特殊講義〉

テーマ：環境政治（2012～2017）、Comparative Constitutional Design（2012～2016）^{*3}、Politics of Economic Growth（2016）^{*4}、Politics from Manga and Anime（2016）^{*5}

〈法学部合同講義〉

テーマ：オックスフォード・サマープログラム（2014～2017）^{*6}

*1～6 科目名が20文字を超えるため、和文成績証明書には以下のとおり省略された科目名が記載される。

- *1 法学特講（Compar. Enterpr）
- *2 法学特講（Int'l Civ. Pro.）
- *3 政治学特講（Compar. Const）
- *4 政治学特講（Poli. Econo.）
- *5 政治学特講（Poli. Manga）
- *6 合同講義（オックスフォード・サマー）

4. 同一時限の履修

各科目は、同一時限に2科目以上履修をすることはできない。

5. 新座キャンパス開講科目

同一日の池袋キャンパスと新座キャンパスの授業については、移動の必要上連続した時限の履修は不可能であるから、その場合の履修登録は認めない。ただし、昼休みをはさむ場合を除く。

2 演習系科目の履修について

④ 演習・法政外国語演習の履修登録については、V 履修登録 ③ 履修届出方法・⑥ 「その他」登録科目の履修申込についてを参照すること。

演習・法政外国語演習は同一年度に2科目以上履修できる。

3 自主講座について

本学部学生で自主講座の設定を希望する者は、その趣旨、講義内容及び依頼すべき講師を定め、本学部学生20名以上の連署をもって教授会に申し出なければならない。その可否は教授会が決定し、科目名は「法学部特別講義」とする。なお自主講座は1科目について半期2単位を原則とし、設定は2017年度においては8単位以内とする。

上記の申し出は、書面を池袋キャンパス教務事務センターに提出して行うものとする。用紙は池袋キャンパス教務事務センターで配付する。

【申し出期限について】

- ①2017年度秋学期の開講科目については、2017年5月25日（木）とする。
- ②2018年度春学期・秋学期開講科目については、2017年11月30日（金）とする。ただし、2018年度秋学期の開講科目については、当該年度内の設定上限8単位を超えていない場合に限り、2018年5月に別途申込期間を定めるので、2018年度履修要項が配付されたら確認すること。

4 合同講義について

法学部の各専門教育科目は、それぞれそれなりの領域と方法と理論をもって展開される。しかしながら、各専門領域を超えた、あるいはそれらの交差する領域があり、また、社会の現実そのものが、諸学に対して提起してくる課題もあるであろう。そこで本学部は、そうした脱領域的でアクチュアルな問題に取り組むために、随時特定の主題を設定し、大学の内外を問わず主題にふさわしい複数の講師を求めて、集中的な講義と討論から成る合同講義を展開する。科目名は「法学部合同講義」とする。

5 演習論文、演習論文集、海外研究論文について

1. 演習論文

(1) 演習論文

本制度は、演習の一環として、専任教員のきめ細かい指導の下、学生相互の切磋琢磨により、問題意識を育み、学生が主体的に文献・資料等を調査・収集し、論文を執筆することで、リサーチ能力、斬新かつ論理的な思考力、ライティング能力を高めることを目的とする。

なお、演習論文は単独で執筆しなければならない。

【対象学生】 通年で開講され、演習論文を実施する4単位の演習の履修を許可された2～4年次生
 △各演習が演習論文を実施するかは、所属学科の専門教育科目表、およびシラバスを参照すること。

【登録方法】 通年で開講され、演習論文を実施する4単位の演習の履修を許可された者は、大学が履修登録する。

※演習論文で履修登録される単位は、履修登録上限単位数には含まれない。

☞詳細は **1 全体についての注意事項** 「2. 履修登録上限単位数」を参照

【修得単位の扱い】 選択科目 2単位

※演習論文で修得した単位は4単位までを卒業に必要な単位として算入する。4単位を超えて修得した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。

☞詳細は所属学科の履修規定を参照すること。

【成績評価】 S～Dで評価する（Dは不合格）。

Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項）

【演習論文の提出期間，提出先，論文様式】

提出期間	2018年1月10日（水）・11日（木） 9：00～17：00 1月12日（金） 9：00～15：00
提出先	池袋キャンパス教務事務センター
提出部数	2部
演習論文	池袋キャンパス教務事務センター交付の所定の表紙をつける ワープロ使用 A4版，横書き，1ページ40字×30行，総字数10,000字以上 図表等は，上記字数に含めない 文末には註を付するものとし，参考文献も明記する 註および参考文献は，上記字数に含める 使用言語は，原則として日本語とする

☞ 学校感染症のため出校停止になった場合，不測の事態が発生した場合の提出については，VI 試験・成績 5 レポート 「レポート・論文等の提出に際しての注意」を参照のこと

演習と演習論文の成績評価について

演習と演習論文は密接に関連するため，演習の単位を修得できなかった場合は，演習論文を提出したとしても，その単位は付与しない。ただし，演習論文を提出しなかった場合，および提出したが単位を修得できなかった場合であっても，演習の成績評価は別途行う。

(2) 演習論文集

演習論文を実施する演習は，学生個々人が演習論文を提出した後，演習ごとに表紙および目次等を付した演習論文集を印刷・製本し，提出すること。なお，その間の書き直しは認めない。

提出締切	2018年2月16日（金） 15：00
提出先	学部事務2課（法学部担当）（12号館4階）
提出部数	2部

2. 海外研究論文

本制度は，本学国際交流制度による派遣留学生・認定校留学生を対象としており，留学中の成果を帰国後にまとめて提出した論文で，それが優れた内容のものとして評価された場合，本学部の単位とするものである。

【対象学生】 本学国際交流制度による派遣留学・認定校留学を終えた法学部生

【提出本数】 1本に限る

【修得単位の扱い】 選択科目（2010年度以降入学者は各学科「B」区分） 4単位

【単位修得回数】 1回

【成績評価】 単位を付与する場合はS～Cで評価する。

【海外研究論文計画届の提出】

留学終了後，直近の学期開始前までに，池袋キャンパス教務事務センターへ論文の題目と400字程度の概要を記載した海外研究論文計画届を提出しなければならない。

【海外研究論文の提出期間，提出先，論文様式】

帰国後，直近の締切までに提出すること。本年度は以下の通りとする。

Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項）

提出期間	〈留学終了が2016年度秋学期の場合〉 2017年6月8日（木）～22日（木）17：00 〈留学終了が2017年度春学期の場合〉 2017年12月1日（金）～15日（金）17：00 〈留学終了が2017年度秋学期の場合〉 2018年6月（詳細は当該年度履修要項で確認すること）
提出物	① 海外研究論文ならびに要旨 ※要旨は別綴じとする ② CDまたはDVDの電子記憶媒体（Word・テキスト・PDFのいずれかで保存したもの）
提出部数	①各2部 ②1枚
様式	〈海外研究論文〉池袋キャンパス教務事務センター交付の所定の表紙を付ける ワープロ使用 A4版、横書き、1ページ40字×30行、総字数10,000字以上 図表等は、上記字数に含めない 文末には註を付するものとし、参考文献も明記する 註および参考文献は、上記字数に含める 〈要旨〉ワープロ使用 A4、横書き、1ページ40字×30行、総字数800字程度 〈電子記憶媒体〉電子記憶媒体に学生番号・氏名を記入し提出

☞ 学校感染症のため出校停止になった場合、不測の事態が発生した場合の提出については、VI 試験・成績 **5 レポート**「レポート・論文等の提出に際しての注意」を参照のこと

【使用言語について】

- (1) 原則として日本語によるものとする。
- (2) ただし、特別の事情がある場合には、他の言語の使用を認めることがある。
 - ① 他の言語を使用する場合には、海外研究論文計画届の提出時に届け出るものとする。
 - ② 他の言語の使用を認めるか否かについては、教授会が審査する。
 - ③ 他の言語を使用した場合には、論文提出の際に日本語による要約を添付すること。

【結果の発表】 合否の結果及び評語については、各学期末の成績発表時に成績参照画面にて確認すること。

3. 注意事項

複数の論文（演習論文、自主研究論文（2015年度以降廃止）、海外研究論文）を同一内容で執筆し、それぞれ単位を取得することはできない。複数の論文が実質的に同一内容で提出された場合には、次のように扱う。

- (1) 複数の論文（演習論文、海外研究論文）を同一年度に提出する場合
同一内容であるかの審査を行い、同一内容と認められた場合には、単位の大きなもの（海外研究論文：4単位）に単位の小さなもの（演習論文：2単位）が吸収される。
 - (2) 複数の論文（演習論文、自主研究論文、海外研究論文）を年度を越えて提出する場合
同一内容であるかの審査を行い、同一内容と認められた場合には、単位数に関係なく、後から提出された論文につき、単位修得を認めない。
- (1)・(2)の共通事項
- ① 演習論文の単位が認定されなかった場合は、それと同一内容であっても海外研究論文の成績評価は別途行う。
 - ② 海外研究論文の単位が認定されなかった場合は、それと同一内容であっても、演習論文の成績評価は別途行う。

Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項）

- ③ 演習論文と海外研究論文が、異なる内容で執筆されている場合は、それぞれ成績評価を行う。
 - ④ 同一内容の審査においては、上の各論文（演習論文、自主研究論文、海外研究論文）の審査員間で同一性の判断を行う。
- *Ⅵ 試験・成績 **5 レポート** 「レポート・論文作成時のルールについて」も参照すること。

6 他学部科目の履修について

- 1. 注意事項
 - (1) 他学部等科目は、配当年次などによって履修登録ができない場合がある（ただし先修規定は問わない）。履修登録しようとしてもエラーとなるので注意すること。
 - (2) あらかじめ定められている「他学部学生履修不許可科目」は配当年次が合っても履修できない。対象科目は当該科目を設置している学部の掲示板（ただし、新座キャンパス開講科目については、池袋キャンパス教務事務センター内の掲示板）で確認しておくこと。
- 2. 履修登録・履修の可否
 - (1) 他学部等科目の履修を届け出る場合も、春学期開講科目と通年開講科目については4月期履修登録時に、秋学期開講科目については9月期履修登録時に届け出るものとする。
 - (2) 届け出た他学部等科目は、当該学部等からの承認を受け、はじめて正式に履修許可となる。履修の可否については、教授会審議後、4月期履修登録では5月下旬に、9月期履修登録では10月下旬に法学部掲示板で発表する。
△不許可となった場合、時間割のその部分は「空き時間」となり、新たな科目の追加によってこれを埋めることはできない。履修登録の際はこの点に留意の上登録すること。
- 3. 修得単位の扱い
 - 他学部等科目を履修し、単位を修得した場合、所属学科が定める範囲で卒業要件単位にすることができる。（☑所属学科の履修規定を確認）

7 派遣留学生・認定校留学生の履修

派遣留学・認定校留学*が決定した者は、ただちに所属キャンパスの教務窓口で、出発年度・帰国年度の履修について説明を受けること。

※ここでいう派遣留学・認定校留学とは、国際センターが発行する「海外留学の手引」に基づく1. 大学間協定に基づく「派遣留学制度」、2. ケント州立大学（KSU）留学プログラム、3. 認定校留学制度、ならびに5. 学部間協定等に基づく海外研修・留学プログラムをさす。

派遣留学生および認定校留学生は本学の履修科目において、下記の特別措置の対象となる。派遣留学制度および認定校留学制度を利用する以外の留学では、下記の特別措置の対象とはならない。

- 1. 出発年度の履修と単位修得
 - 留学開始が本学の定める春学期（または秋学期）の試験期間終了後の学生は、「在学留学」・「休学留学」のどちらを選択しても、出発年度の春学期（または秋学期）の科目を履修し、単位を修得することができる。
- 2. 通年科目の接続
 - 派遣留学生および認定校留学生については、本学における通年科目の履修に関し学年暦の国際的差異による支障がある場合、教授会または研究科委員会の議により、教授会または研究科委員会が認めた科目については、同一の通年科目の出国年度の春学期における履修と帰国年度の秋学期における履修を接続し、通年で履修したものとしてすることができる。派遣留学・認定校留学が決定し、上記の通年科目の接続を希望する学生は、所属キャンパスの教務窓口で、手続き方法などについて説明を受けること。

注意点

- (1) 「通年科目の接続」は、原則として翌年度の履修に限るものとし、翌々年度に亘ることはできない。
- (2) 個人都合による休学を挟むと「通年科目の接続」は適用されない。

3. 帰国年度の履修登録

5月末日（秋学期は10月末日）までに帰国届の提出および履修登録をした場合、帰国年度の春学期科目および通年科目（秋学期は秋学期科目）を履修することができる（春学期1開講科目・秋学期1開講科目は、対象外）。ただし、抽選登録科目等、履修登録できない科目もあるので、必ず所属キャンパスの教務窓口を確認すること。

※全学共通カリキュラム総合教育科目の抽選登録科目は、科目コード登録対象科目に移行した科目のみ履修することができる。

㊦ その他、詳細については国際センターが発行する「海外留学の手引」を参照すること。

8

全学共通カリキュラム言語教育科目「言語副専攻」学部展開科目について

*2010年度以降入学者に適用

学部専門教育科目の一部を、全学共通カリキュラム言語教育科目「言語副専攻」の修了要件として算入することができる。

「言語副専攻」のカリキュラム概要ならびに「言語副専攻」に算入できる学部展開科目の一覧については、全学共通カリキュラム履修要項の該当頁で確認すること。

1 2016年度カリキュラムの一部改定

1. 学科目の廃止・新設

- (1) 日本史概説（2単位）、世界史概説（2単位）を新設する。配当年次は、1～4年次とする。
 〈2010年度以降1年次入学者〉
 新設された科目はいずれも法学科、国際ビジネス法学科、政治学科の自由科目区分として扱う。
- 〈2006～2009年度1年次入学者〉
 新設された科目はいずれも法学科、国際ビジネス法学科、政治学科の全カリ・専門等超過区分として扱う。
- (2) 2017年度より、手続法概論1、手続法概論2を廃止する。
 2016年度以前に廃止科目の単位を既に修得した場合は、該当入学年度の学科目表にて指定する履修区分に算入される。
- (3) 2018年度より、民事執行・保全法（2単位）を新設する。
 〈2010年度以降1年次入学者〉
 新設された科目は、法学科は選択科目（法学科A）区分、国際ビジネス法学科は選択科目（国際ビジネス法学科A）区分、政治学科は選択科目（政治学科B）区分として扱う。
- 〈2006～2009年度1年次入学者〉
 新設された科目は、法学科、国際ビジネス法学科は選択必修科目区分、政治学科は選択科目区分として扱う。

2. 科目名・配当年次の変更

下表のとおり科目の名称および配当年次を変更する。
 旧科目の単位を既に修得している場合は、対応する新科目を履修することはできない。

旧科目名	旧配当年次		新科目名	新配当年次
民事手続法	3～4	⇒	民事訴訟法	2～4

3. 科目名の変更

下表のとおり科目の名称を変更する。
 旧科目の単位を既に修得している場合は、対応する新科目を履修することはできない。

旧科目名		新科目名
憲法1	⇒	憲法B（統治）
憲法2	⇒	憲法A（人権）
刑事手続法	⇒	刑事訴訟法

4. 配当年次の変更

下表のとおり科目の配当年次を変更する。

科目名	旧配当年次		新配当年次
商法1	3～4	⇒	2～4
行政法1	3～4	⇒	2～4
国際法1	3～4	⇒	2～4
労働法	3～4	⇒	2～4
社会保障法	3～4	⇒	2～4
経済法1	3～4	⇒	2～4
経済法2	3～4	⇒	2～4
国際経済法	3～4	⇒	2～4
租税法1	3～4	⇒	2～4
租税法2	3～4	⇒	2～4
知的財産法	3～4	⇒	2～4

5. 単位数の変更
- (1) 「刑法各論」の単位数を4単位に変更する。
 - (2) 2018年度以降、倒産法の単位数を2単位に変更する。

2 2015年度カリキュラムの一部改定

1. 学科目の廃止・新設
- (1) 特別演習，自主研究論文を廃止する。
廃止科目の単位を既に修得した場合は，該当入学年度の学科目表にて指定する履修区分に修得単位として算入される。
 - (2) 国際ビジネス法総合1（4単位）を廃止し，国際ビジネス法総合1A（2単位），国際ビジネス法総合1B（2単位）を新設する。配当年次は3・4年次とする。
〈2010年度以降1年次入学者〉
新設された科目はいずれも，法学科については選択科目（法学科B）区分，国際ビジネス法学科については選択科目（国際ビジネス法学科A）区分，政治学科については選択科目（政治学科B）区分として扱う。
〈2004～2009年度1年次入学者〉
新設された科目はいずれも，法学科については選択科目区分，国際ビジネス法学科については選択必修科目区分，政治学科については選択科目区分として扱う。
なお，2014年度以前に国際ビジネス法総合1の単位を修得済みの場合は，新設された上記2科目を履修することはできない。
2. 科目のクラス分割
- (3) 下表のように，入学年度に関わらず全学科において学年および所属学科により履修クラスを分けて開講する。

科目名	クラス
社会調査法	法学科1年次：法学科1年次のみ
	その他：国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年， 法学科2年次以上※

※他学部生で履修を希望する者は，その他クラスを履修すること。

3 2014年度カリキュラムの一部改定

1. 学科目の廃止・新設
- (1) 情報処理（2単位）を廃止する。
廃止科目の履修区分は，該当入学年度の学科目表で確認すること。
 - (2) 租税法（4単位）を廃止し，租税法1（2単位），租税法2（2単位）を新設する。配当年次は3・4年次とする。
〈2010年度以降1年次入学者〉
新設された科目はいずれも，法学科については選択科目（法学科B）区分，国際ビジネス法学科については選択科目（国際ビジネス法学科A）区分，政治学科については選択科目（政治学科B）区分として扱う。
〈2004～2009年度1年次入学者〉
新設された科目はいずれも，法学科については選択科目区分，国際ビジネス法学科/国際・比較法学科については選択必修科目区分，政治学科については選択科目区分として扱う。
なお，2013年度以前に租税法の単位を修得済みの場合は，新設された上記2科目を履修することはできない。

Ⅲ-3 履修規定（カリキュラムの一部改定について）

- (3) 英米法（4単位）を廃止し、英米法1（2単位）、英米法2（2単位）を新設する。配当年次は2年次以上とする。

〈2010年度以降1年次入学者〉

新設された科目はいずれも、法学科については選択科目（法学科B）区分、国際ビジネス法学科については選択科目（国際ビジネス法学科A）区分、政治学科については選択科目（政治学科B）区分として扱う。

〈2004～2009年度1年次入学者〉

新設された科目はいずれも、法学科については選択科目区分、国際ビジネス法学科／国際・比較法学科については選択必修科目区分、政治学科については選択科目区分として扱う。

なお、2013年度以前に英米法の単位を修得済の場合は、新設された上記2科目を履修することはできない。

- (4) 行政学（4単位）を廃止し、行政学1（2単位）、行政学2（2単位）を新設する。配当年次は2年次以上とする。

〈2010年度以降1年次入学者〉

新設された科目はいずれも法学科については選択科目（法学科B）区分、国際ビジネス法学科については選択科目（国際ビジネス法学科B）区分、政治学科については選択科目（政治学科A）区分として扱う。

〈2004～2009年度1年次入学者〉

新設された科目はいずれも法学科については選択科目区分、国際ビジネス法学科／国際・比較法学科については選択科目区分、政治学科については選択必修科目区分として扱う。配当年次は2年次以上とする。

なお、2013年度以前に行政学の単位を修得済の場合は、新設された上記2科目を履修することはできない。

- (5) 情報処理入門（2単位）を新設する。

新設された科目は、法学科、国際ビジネス法／国際・比較法学科、政治学科各々の自由科目区分として扱う。配当年次は1年次とする。

※ただし、教職課程に登録している2年次以上の学生で、同科目を未修得の場合、別途手続きを行うことにより履修を許可する。

2. 単位数・配当年次・履修規定の変更

- (1) 「社会科学情報処理」の単位数を2単位に変更する。配当年次は2年次以上とする。また、「社会科学情報処理」を履修するためには、「統計学」の単位を修得していなければならない。
- (2) 「民法5」の単位数を4単位に変更する。
- (3) 「政治過程論」の単位数を4単位に変更する。また、配当年次を2年次以上に変更する。

3. 配当年次・履修登録規定の変更

- (1) 以下の科目について、2年次配当科目とする。また、履修取消を認める。

キャリア意識の形成

〈経過措置〉

- ①2014年度は2年次クラスおよび3年次クラスを開講する。
- ②2015年度以降は2年次クラスのみ開講する。

4. 科目のクラス合併

- (1) 下表のように、分割されていたクラスを合併し、1～4年次クラスのみ開講する。

科目名	変更前	⇒	変更後
	クラス		クラス
統計学	1年次		1～4年次
社会調査法	2～4年次		

- (2) 2008年度以降クラス分割開講している法学入門は、2014年度に限り1クラスで開講する。配当年次は1年次以上とする。

5. 留学認定科目の卒業要件単位数算入上限の変更（国際ビジネス法学科）
 2012年度以降国際ビジネス法学科1年次入学者は、留学認定科目として卒業要件単位数に算入できる単位数の上限を20単位に変更する。20単位を超えて修得した単位については自由科目区分に算入する。

4 2013年度カリキュラムの一部改定

1. 学科目の廃止
 紛争解決学，日本の国際法政策を廃止する。
 廃止科目の単位を既に修得した場合は，該当入学年度の学科目表にて指定する履修区分に修得単位として算入される。
2. 配当年次の変更
 以下の科目について，1～4年次配当科目とする。
 統計学 社会調査法
3. 科目のクラス分割
 (1) 下表のように，入学年度に関わらず全学科において学年および所属学科により履修クラスを分けて開講する。
- | 科目名 | クラス |
|-------|--|
| 民法3 | 法学科2年次：法学科2年次のみ |
| | その他：国際ビジネス法学科2年次以上，政治学科2年次以上，法学科3年次以上※ |
| 統計学 | 1年次：1年次のみ |
| 社会調査法 | その他：2～4年次※ |
- ※他学部生で履修を希望する者は，その他クラスを履修すること。
4. 科目のクラス合併
 2011年度以降クラス分割開講している民法2は，2013年度に限り1クラスで開講する。配当年次は2年次以上とする。

5 2012年度カリキュラムの一部改定

1. 学科目の廃止・新設
 (1) 財政学1，財政学2，社会政策論1，社会政策論2を廃止する。
 廃止科目の単位を既に修得した場合は，該当入学年度の学科目表にて指定する履修区分に修得単位として算入される。
 (2) 情報処理（2単位）を新設する。
 新設された科目は，法学科，国際ビジネス法／国際・比較法学科，政治学科各々の随意科目として扱い，修得しても卒業要件単位とはならない。配当年次は1～4年次とし，教職課程登録者のみ履修可とする。履修登録上限単位数には含めない。なお，本科目は，2014年度以降廃止。
2. 配当年次の変更
 (1) 以下の科目について，1年次配当科目とする。
 法学基礎演習 法政策論 現代企業法
 〈経過措置〉
 ①2012年度は1年次クラスと2年次クラスを開講する。
 ②2013年度以降は，1年次クラスのみ開講する。
 (2) 以下の科目について，2～4年次配当科目とする。
 法哲学 法社会学1・2 法制史 比較法 刑事学
3. 単位数・配当年次・履修規定の変更
 2014年度以降「社会科学情報処理」の単位数を4単位から2単位に変更する。配当年次は2～4年次とする。また，2014年度以降「社会科学情報処理」を履修するためには，「統計学」の単位を修得

Ⅲ-3 履修規定（カリキュラムの一部改定について）

していなければならない。

4. 科目のクラス 分割

下表のように、入学年度に関わらず全学科において学年により履修クラスを分けて開講する。

科目名	クラス
民法3	2年次：法学部2年次のみ
	その他：法学部生は3年次以上 ※

※他学部生で履修を希望する者は、その他クラスを履修すること。

6 2011年度カリキュラムの一部改定

1. 学科目の廃止 ・新設

- (1) 国際労働法を廃止する。
廃止科目の単位を既に修得した場合は、該当入学年度の学科目表にて指定する履修区分に修得単位として算入される。
- (2) 財政学（4単位）を新設する。
新設された科目は、法学科、国際ビジネス法／国際・比較法学科、政治学科各々の選択科目区分として扱う。配当年次は3・4年次とする。なお、財政学の新設に伴い、2011年度をもって財政学1・財政学2を廃止する。

〈経過措置〉

- ①2010年度までに、財政学1、財政学2のいずれの単位も修得していない者は財政学（4単位）を履修すること。
- ②財政学1の履修は財政学2の単位修得者に限る。
- ③財政学2の履修は財政学1の単位修得者に限る。
- (3) 社会政策論（4単位）を新設する。
新設された科目は、法学科、国際ビジネス法／国際・比較法学科、政治学科各々の選択科目区分として扱う。配当年次は3・4年次とする。なお、社会政策論の新設に伴い、2011年度をもって社会政策論1・社会政策論2を廃止する。

〈経過措置〉

- ①2010年度までに、社会政策論1、社会政策論2のいずれの単位も修得していない者は社会政策論（4単位）を履修すること。
- ②社会政策論1の履修は社会政策論2の単位修得者に限る。
- ③社会政策論2の履修は社会政策論1の単位修得者に限る。

2. 科目のクラス 分割

下表のように、入学年度に関わらず全学科において学年により履修クラスを分けて開講する。

科目名	クラス
民法2	2年次：法学部2年次のみ
	その他：法学部生は3年次以上 ※

※他学部生で履修を希望する者は、その他クラスを履修すること。

7 2010年度カリキュラムの一部改定

1. 単位数の変更

2010年度より、自主研究論文の単位数を4単位に変更する。

〈経過措置〉

2009年度までに上記の科目の単位を修得している場合は、これまで通り8単位として卒業に必要な単位数に算入する。

2. 学科目の廃止

中国政治論を廃止する。

2009年度までに上記の科目の単位を修得している場合は、これまで通り法学科・国際ビジネス法／国際比較法学科については選択科目、政治学科については選択必修科目として扱い、卒業に必要な単位に算入する。

8 2009年度カリキュラムの一部改定

1. 学科目の廃止・新設
- (1) 手続法概論（4単位）を廃止し、手続法概論1（2単位）・手続法概論2（2単位）を新設する。
 新設された科目はいずれも、法学科については選択必修科目区分、国際ビジネス法学科については選択必修科目区分、政治学科については選択科目区分として扱う。また、配当年次は両科目とも2年次とする。
 なお、2008年度以前に手続法概論の単位を修得済の場合は、新設された上記2科目を履修することはできない。
2. 配当年次の変更
- 下記の科目について、2年次配当科目とする。
 法政策論 現代企業法

9 2008年度カリキュラムの一部改定

1. 学科目の廃止・新設
- (1) 国際取引法（4単位）を廃止し、これを発展させた科目として、国際ビジネス法総合1（4単位）・国際ビジネス法総合2（2単位）を新設する。
 新設された科目はいずれも、法学科については選択科目区分、国際ビジネス法学科については選択必修科目区分、政治学科については選択科目区分として扱う。また、配当年次は両科目とも3・4年次とする。
 なお、2007年度以前に国際取引法の単位を修得済の場合も新設される上記2科目について履修可能である。
- (2) アジア政治論（4単位）を新設する。
 新設された科目は、法学科については選択科目区分、国際ビジネス法学科については選択科目区分、政治学科については選択必修科目区分として扱う。また、配当年次は2～4年次とする。
 なお、アジア政治論の新設に伴い、2009年度をもって中国政治論を廃止する。
2. 科目のクラス分割
- 下表のように、入学年度に関わらず全学科において学年および所属学科により履修クラスを分けて開講する。

対象科目	クラス	*国際・比較法学科含む
法学入門・政治学入門	法学科（1年次のみ）	
憲法1・民法1・刑法各論	その他：国際ビジネス法学科* 政治学科	法学科（2年次以上）
憲法2	法学科（2年次のみ）	
	その他：国際ビジネス法学科* 政治学科	法学科（3年次以上）

※ 2007年度までは法学入門・政治学入門については学科別、民法1については学年別に開講していたので注意すること。

10 2007年度カリキュラムの一部改定

1. 学科目の新設
- 2004年度以降1年次入学者において以下の科目を2007年度より開講する。
 キャリア意識の形成：選択科目、2単位
 *法学部全学科（3年次対象）

通常の履修による単位修得以外に、下記の通り、単位が認定される場合がある。詳細は以下の各制度の内容を確認のこと。なお、単位認定の上限は学則（「立教大学学則第2章第10条の2第1項～第10条の4第3項」参照）により合計60単位までと定められている（ただし3年次編入学または転部・転科等による単位認定、入学前に本学で修得した単位の認定などについてはこの上限に含まない）。

1 派遣留学制度による単位認定

本学部の学生が、国際交流制度による派遣留学生（在学留学生）として外国の大学で修得した単位は以下の通り扱う。

☞ 認定の上限については、「立教大学学則第2章第10条の2第1項から第10条の4第3項」を参照すること。

(1) 在学留学の学生が外国の大学で修得した科目の単位の認定を申し出る場合、下記①～⑤の書類を、派遣留学期間終了後1ヵ月以内に所属キャンパスの教務窓口へ提出すること。派遣留学期間終了後1ヵ月を過ぎると一切受け付けないので注意すること。

- ①立教大学派遣留学生単位認定願
- ②留学先大学・機関等が発行した成績証明書
- ③学業成績評価の基準を示す書類
- ④シラバス等、授業内容がわかる書類
- ⑤総授業時間数を示す書類

※学期中に休暇期間などがある場合は、それもわかる資料（アカデミックカレンダーなど）を添付すること。

提出された書類に基づき、法学部および全学共通カリキュラム運営センターが審査を行う。その結果単位認定を受けられないこともある。なお、5月末日までの申請受付分が当該年度の特別卒業判定の対象となり、10月末日までの申請受付分が当該年度の卒業判定の対象となる。

※派遣留学期間後の学籍が休学であっても申請は有効となる。

※申請した単位が認定される以前に退学した場合は、派遣留学単位認定の申請が無効になる。

郵送（書留相当）による派遣留学単位認定申請について

以下の条件すべてに該当する場合は、派遣留学単位認定の申請について郵送（書留相当）で行うことができる。

- ①派遣留学期間終了後、引き続き現地に研究・勉学等を継続して行う者で、1ヵ月以内に帰国できない者
- ②派遣留学期間終了日以前に、①の内容について所属キャンパスの教務事務センターに申し出た者
- ③大学側からの連絡に回答可能な方法を構築できる者
- ④以下の条件を了解できる者

- ・ 手続書類の不備がないよう申請すること
- ・ 手続書類不備については、派遣留学単位認定の申請が無効になる場合があること

(2) 法学部専門教育科目として認定を受けた科目は、所属学科の履修規定により留学認定科目として卒業要件単位に算入される。また、全学共通カリキュラムの科目として認定を受けた科目は、全学共通カリキュラムおよび所属学科の履修規定により卒業要件単位に算入される。

(3) 認定を受けた科目の単位は、留学先大学の授業時間数を考慮して決定する。

(4) 留学認定科目の成績評価は「認定」とする。

2 認定校留学制度・法学部留学プログラムによる単位認定

本学部の学生が認定校留学制度または法学部留学プログラムにより在学留学中に外国の大学で修得した科目の単位は、国際交流制度による派遣留学生の単位認定に準じて扱う。

3 3年次編入学生、転部・転科学生の履修免除・単位認定

1. 学外からの3年次編入学生

(1) 全学共通カリキュラム

全学共通カリキュラムの卒業要件単位（30単位）を履修免除する。なお、編入学後に全学共通カリキュラムの科目を履修した場合は、所属学科の履修規定に従い、卒業に必要な単位に算入される。

(2) 専門教育科目

対象科目	所属学科の専門教育科目で1・2年次に担当されている科目と同一の専門教育科目
対象外科目	演習・法学基礎演習・政治学基礎演習・法政外国語演習・基礎文献講読・教職関連科目
手続方法	編入した年度の所定期間内に書面をもって、授業内容が判る書類（シラバス）を添えて申請しなければならない。
認定方法	原則として、シラバスによる書類審査とする。その際、シラバス記載の授業内容等を確認するため、学部教員との面談を実施することがある。また、その結果、認定を不可とすることもある。
認定科目名	本学部で開講している科目名
認定履修区分	所属学科の定める履修区分として認められる。
成績評価	認定
認定の上限単位数	先に在学した大学等で修得した単位数から、全学共通カリキュラムの履修免除の30単位を差し引いた単位数

2. 学内転部者

(1) 全学共通カリキュラム

新所属学部の卒業要件単位を修得しなければならない。

(2) 専門教育科目

先に所属した本学他学部において、転部に先立つ4年以内に修得した科目の単位は、転部後の所属学科の履修規定に従い、卒業要件単位として認められる場合がある。

なお、本学部専門教育科目と同一の授業で展開されている科目（合併科目）を修得した場合は、本学部科目に読み替える。

3. 学部内転科者

先に所属した学科において修得した単位は、転科先の所属学科の履修規定に従い、自動的に読み替える。

4 入学前に修得した単位の認定

1. 入学前に本学または本学以外で修得した単位の認定

入学前に本学または本学以外の大学・短期大学等で修得した単位および短期大学・高等専門学校の専攻科での学修について、認定を希望する場合は、以下のとおり認定することができる。

(1) 申請時期・方法

入学前に修得した単位の認定を申し出る場合、下記①～④の書類を、定められた期日までに所属キャンパスの教務窓口へ提出すること（ただし、本学で修得した科目については、①単位認定申請書のみ、提出すればよい）。入学前の修得単位認定申請は入学時にしか受け付けない。

- ① 単位認定申請書（所属キャンパスの教務窓口で配付、SPIRIT 教務部ページからダウンロード可能）
- ② 単位修得先の大学等が発行した成績証明書
- ③ シラバス等、授業内容がわかる書類
- ④ 学業成績評価の基準および授業時間数を示す書類（修得先が、短期大学および高等専門学校の専攻科もしくは海外の機関の場合）

提出された書類に基づき、学部が審査を行う。審査においては、学部教員との面談も実施すること

Ⅲ-4 履修規定（単位認定）

がある。その結果単位認定を受けられないこともある。

*入学に先立つ4年間に、本学部専門教育科目を聴講または科目等履修生として履修していた場合には、申請書類のみで審査を行い、認められた場合、本学部で修得した場合と同一に扱う。但し、入学に先立つ4年より前に履修していた場合は、(1)の方法による。

申請期日：2017年4月1日（土）～6日（木） 17：00
面接日程：2017年4月上旬（実施する場合は個別に指示する）
結果通知：2017年4月下旬

(2) 認定対象の範囲

各学科の一定の基準に基づき、専門教育科目（*）と同一の科目を履修したと認められた場合は、その単位を認定する。

一定の基準に基づき、全学共通カリキュラム科目に相当する科目を修得したと認められた場合には、全学共通カリキュラムの規定によりその単位を認定する（詳細は全学共通カリキュラム履修要項参照）。

*演習，法学基礎演習，政治学基礎演習，法政外国語演習，
基礎文献講読，教職関連科目は認定対象外

(3) 認定科目名・履修区分

専門教育科目として認定する場合は、その内容から本学開講の科目名に振り替えて認定する。認定を受けた科目の履修区分は、修得先の授業内容をもとに決定する。また、全学共通カリキュラム科目として認定する場合は、全学共通カリキュラムの規定により認定する（詳細は全学共通カリキュラム履修要項参照）。

(4) 認定単位数の換算

認定を受けた科目の単位は、修得先の授業時間数を考慮して決定する。本学で修得した単位は、修得時の単位数で認定する。

(5) 認定科目の単位の扱い

認定を受けた科目は、認定された履修区分に従って卒業要件単位に算入する。

(6) 認定の上限単位数

入学前に本学以外で修得した単位の認定は、学則（「立教大学学則第2章第10条の2第1項～第10条の4第3項」）で定められている単位認定の上限60単位に含まれる。

なお、全学共通カリキュラム科目について、総合教育科目の卒業要件単位数を超えて単位認定された場合、その単位の扱いは法学部専門教育科目の自由科目の扱いと同様とする。

(7) 認定科目の成績表示

入学前に修得した単位の認定の成績は「認定」とする。

5 入学後に他大学等で修得した単位の認定

入学後に他大学等で修得した単位の認定

入学後に他大学（本学以外の大学・短期大学）等で修得した単位について、認定を希望する場合は、以下のとおり認定することがある。認定対象者は学部1～3年次生で、4年次生は対象外とする。

他大学等の範囲は立教大学学則第2章第10条の2、および第10条の3において規定されているものとする。ただし、海外の大学等での修得単位の単位認定については、派遣留学、認定校留学の認定制度を適用し、本単位認定制度の対象外とする。

(1) 申込時期・方法

入学後に他大学等での修得単位の認定を申し出る場合、事前申請は特に設けず、他大学等での成績確

Ⅲ-4 履修規定（単位認定）

定後に認定の申請を行う。また単位認定の申請は、単位を修得した年度のみ行うことができるものとし、過年度に修得した単位は単位認定の対象外とする。ただし、成績評価が年度を越えて（次年度4月）発表になる科目の場合は、次年度春学期授業開始日までに申請しなければならない。

申請にあたって、下記①～③の書類を、所属キャンパスの教務窓口へ提出すること。

- ① 単位認定申請書（所属キャンパスの教務窓口で配付）
- ② 単位修得先の大学等が発行した成績証明書
- ③ シラバス等、授業内容がわかる書類

提出された書類に基づき、全学共通カリキュラム運営センターまたは学部等が審査を行う。その結果単位認定を受けられないこともある。結果は認定作業が完了次第通知するが、成績評価が年度を越えて発表になる科目は履修登録修正期間（特別措置）の初日までに通知する。

(2) 認定対象の範囲

- ① 修得した年度に、本学法学部専門教育科目で開講されていない、法学および政治学系科目
- ② 全学共通カリキュラム科目に該当する科目

(3) 認定科目名・履修区分

専門教育科目として認定する場合は、他大学等で修得した科目名で自由科目区分（2009年度以前入学者は全カリ・専門等超過単位区分）として認定する。

全学共通カリキュラム科目として認定する場合は、全学共通カリキュラムの規定により認定する（詳細は全学共通カリキュラム履修要項参照）。

(4) 認定単位数の換算

認定を受けた科目の単位は、修得先の授業時間数を考慮して決定する。

(5) 認定科目の単位の扱い

認定を受けた科目は、認定された履修区分に従って卒業要件単位に算入する。また、認定を受けた科目は、単位を修得した年度における本学の履修登録上限単位数の計算に含まれるので、履修計画を立てる際に十分注意すること。

(6) 認定の上限単位数

学則（「立教大学学則第2章第10条の2第1項～第10条の4第3項」）で定められている単位認定の上限60単位に含まれるが、「入学後に他大学等で修得した単位の認定」としての上限はない。

なお、全学共通カリキュラム科目について、総合教育科目の卒業要件単位数を超えて単位認定された場合、その履修区分の扱いについては、各学科の定めるところによる。

(7) 認定科目の成績表示

成績評価は「認定」とする。

1 学習計画の立て方

卒業要件単位数とは卒業に要する最低単位数ということであるにすぎず、法学部では、学生の1人1人が自発性に基づき、様々な分野を探索し単位を修得することを期待している。

また、必修科目を指定していないのは、学生諸君が自らの選択において学べき分野を決定して行くことを予定しているからにほかならない。更に、各自の科目選択を適切なものとするべく、教員と相談することもできるようにしている。上記の趣旨に基づき本年度も履修相談の機会を設けている。

1. ガイダンス

各ガイダンスで、授業科目や単位修得、履修登録などの説明が行われるので、履修要項を持参のうえ、必ず出席すること。

2. 教員による履修相談

「教員による履修相談」では、全学共通カリキュラム・専門教育科目の履修要項記載内容についての疑問点などに関して、法学部教員が相談・質問に応じる。

〈教員による履修相談〉日程

4月4日（火）	8202教室
10：00～12：00	法学科，国際ビジネス法学科
12：00～13：30	政治学科

2 アカデミックアドバイザー・オフィスアワー

1. アカデミックアドバイザー

アカデミックアドバイザー制度は、学生一人ひとりに対して担当者（専任教員）を定め、本学における学習全般に関する助言・指導や情報提供を行う制度である。アカデミックアドバイザーは学生にとって身近な相談相手となるので、学習に関する悩みや相談がある場合には、気軽に連絡を取ること。アカデミックアドバイザーの相談時間は、各アドバイザーのオフィスアワーの時間とする。

アカデミックアドバイザーの詳細は、4月はじめに法学部掲示板にて発表する。なお、担当のアカデミックアドバイザー以外の演習系科目の担当教員に相談を行ってもよい。

2. オフィスアワー

オフィスアワーは、それぞれの専任教員^{*}が、主として担当する授業に関する質問や勉学の相談等に応じることを目的として、授業期間中の毎週決まった時間帯に研究室で待機する制度である。授業内容等に関する質問がある場合には、オフィスアワーの時間帯に担当教員の研究室を訪ね質問することができる。

オフィスアワーの一覧は、4月はじめに法学部掲示板にて発表する。

※ 兼任講師の担当する授業に関する質問は、授業終了後の時間等を利用し質問すること。

3 履修モデル

1. 履修モデルとは

法学部に展開されている学科目は約90科目ある。この中から自己の学習計画に従って科目の選択を正しく行うことは、容易ではない。そこで履修計画を立てるにあたり、次頁の履修モデルを参考として活用してほしい。

履修モデル

2006～2015年度1年次入学者に適用

法学部全学生にかかわる事項(2006～2015年度1年次入学者等)

全 学 科 共 通

1年次

法学学基礎

法学入門
政治学入門
憲法B
民法1
刑法各論
法政策論
現代企業法
基礎文献講読
法学基礎演習

政治学基礎

法学入門
政治学入門
憲法B
民法1
基礎文献講読
政治学基礎演習

2年次

国際ビジネス法学科基本

憲法A
民法2
民法3
刑法総論
手続法概論1・2
法哲学
法政外国語演習

法学科基本

憲法A
民法2
民法3
刑法総論
手続法概論1・2
法哲学

政治学科基本

憲法A
民法2
民法3
法哲学

リーダーシップ/
シチズンシップ

3・4年次

企業取引・渉外

民法4
商法1
商法2
商法3
倒産法
国際私法
国際取引法
租税法1・2
経済法1・2
知的財産法

ガバナンス

行政法1・2
国際法1・2
民法4
商法1
倒産法
労働法

プランニング

行政法1・2
租税法1・2
国際法1
民法4
商法1
刑事学
行政学1・2

現代政治理論
国際政治
行政学1・2
日本政治論
ヨーロッパ政治論
アメリカ政治論
アジア政治論
日本政治史
日本政治思想史
欧州政治思想史
政治過程論
政治社会学
比較政治理論
比較憲法

進路関連
科目(例)

法曹・裁判所職員						
憲法A・B	行政法1・2	民法1～5	刑法各論・総論	商法1・2	金融取引法1・2	民事訴訟法
刑事訴訟法	倒産法	国際私法	労働法	少年法	法社会学2	
公務員						
憲法A・B	行政法1・2	租税法1・2	国際法1・2	民法1～5	刑法各論・総論	商法1・2
労働法	現代政治理論	日本政治論	行政学1・2	経済原論	財政学	社会政策論
金融						
民法1～5	商法1～3	金融取引法1・2	倒産法	国際私法	租税法1・2	労働法
経済法1・2	英米法1・2	経済原論	会計学	アメリカ政治論		
商社・メーカー						
民法1～4	商法1～3	金融取引法1・2	倒産法	国際私法	国際取引法	労働法
経済法1・2	知的財産法	英米法1・2	経済原論	会計学	ヨーロッパ政治論	アメリカ政治論
ジャーナリズム						
憲法A・B	行政法1・2	国際法1	民法1～4	商法1	労働法	現代政治理論
日本政治論	国際政治	行政学1・2	ヨーロッパ政治論	アメリカ政治論	アジア政治論	日本政治史
NPO・NGO						
憲法A・B	行政法1	国際法1	環境法1・2	民法1～4	商法1	労働法
国際経済法	現代政治理論	日本政治論	行政学1・2	政治過程論	政治社会学	社会運動論

1 履修登録とは

履修登録は、学生がその年度に自分が履修しようとする科目を届け出る手続きであり、学習計画の出発点となるものである。定期試験期間の試験は、全学共通カリキュラム科目、専門教育科目、学校・社会教育講座科目いずれも同一期間内に、1時限目から5時限目まで行われる。そのことも考慮して、無理のない履修計画を立て、登録してほしい。

学生は自己の責任において履修する科目を決定し、所定の期間内に登録の手続きを完了しなければならない。履修登録をしていない科目は、授業に出席し、また試験を受けても、当該科目の単位を修得することはできない。履修登録は、年2回、4月に春学期開講科目と通年開講科目、9月に秋学期開講科目を届け出る。登録のあとは、履修登録状況画面が更新されるので、必ず内容を確認すること。登録科目に変更の必要がなければ履修登録は完了する。

履修登録届出時期

〈履修登録届出時期・対象科目〉

時 期	届出対象科目
4月期	春学期開講科目、春学期1開講科目、春学期2開講科目、通年開講科目、その他4月期の登録が指定されている科目
9月期	秋学期開講科目、秋学期1開講科目、秋学期2開講科目

※春学期期間外科目、秋学期期間外科目については履修登録届出時期が異なるので、別途確認すること。

注意事項

法学部通年科目の履修取消

下記の秋学期開講科目を登録することにより、4月期に履修登録していた法学部通年科目と曜日・時限の重複をおこしてしまう場合に限り、4月期に履修登録した法学部通年科目を取り消すことを認める。4月期に履修登録した法学部通年科目の取り消しを希望する場合は、9月25日(月)17:00までに池袋キャンパス教務事務センターに申し出ること。

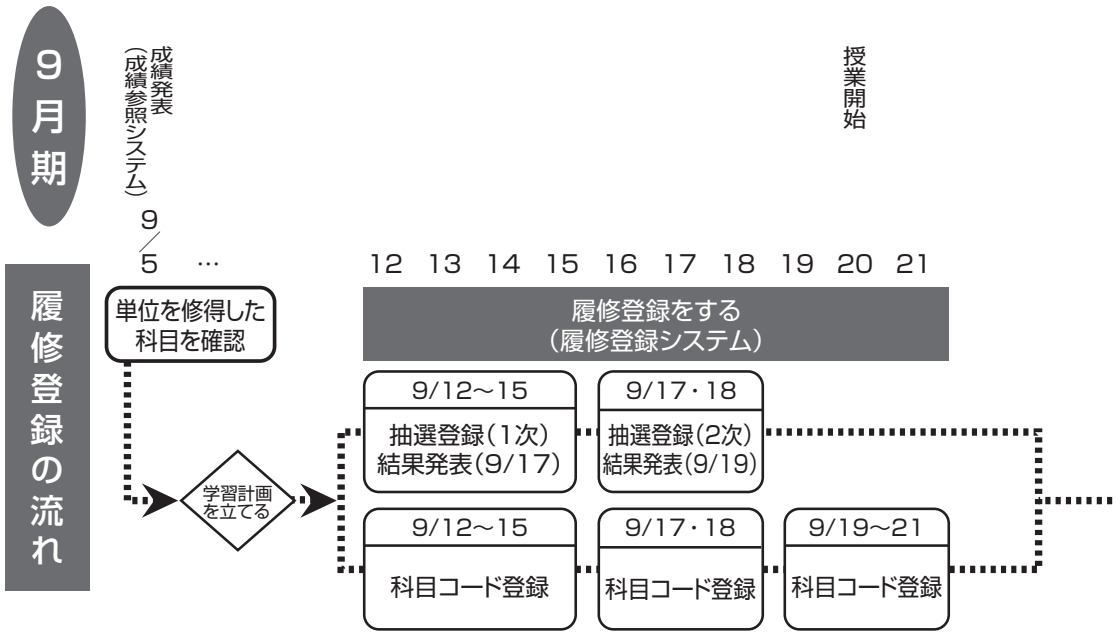
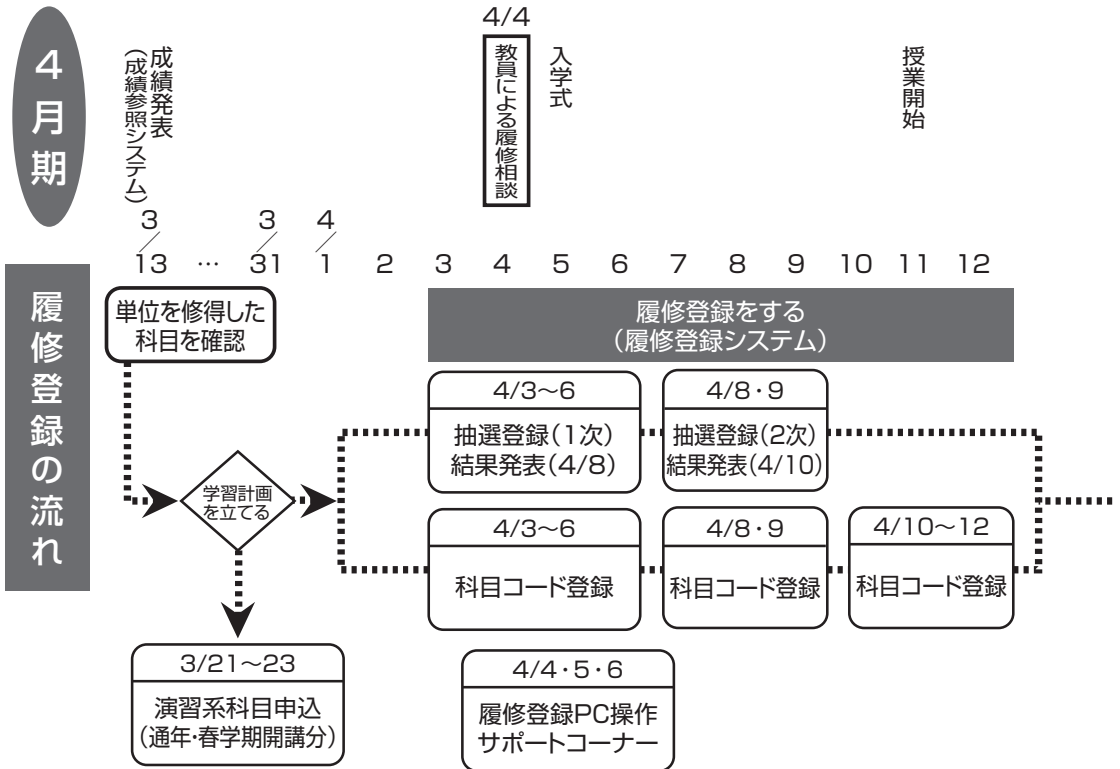
なお、取り消した科目は履修登録上限単位数に含まない。

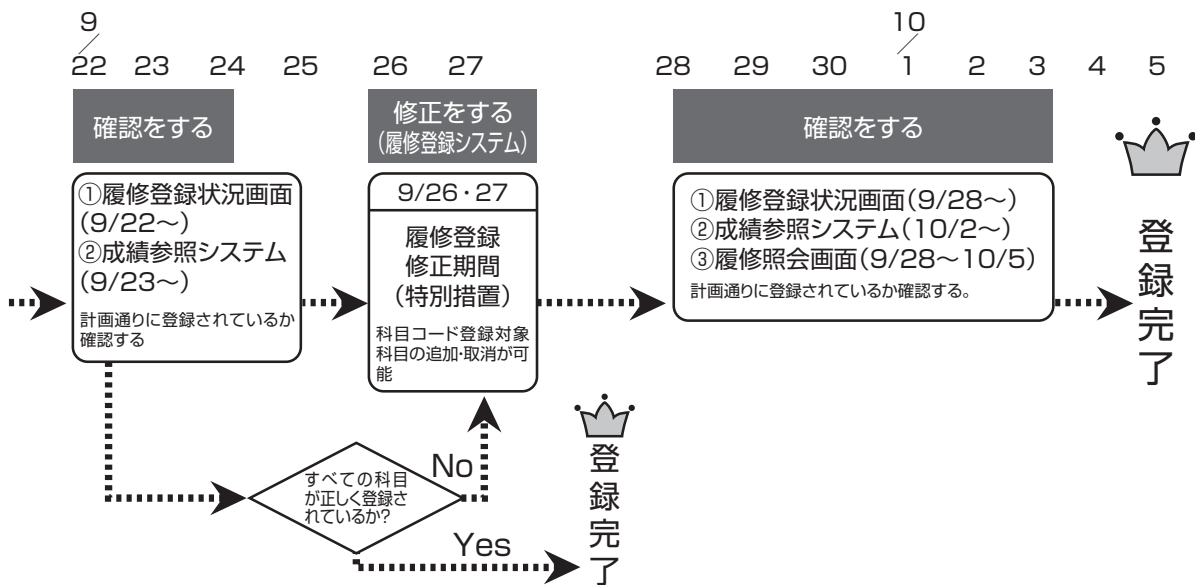
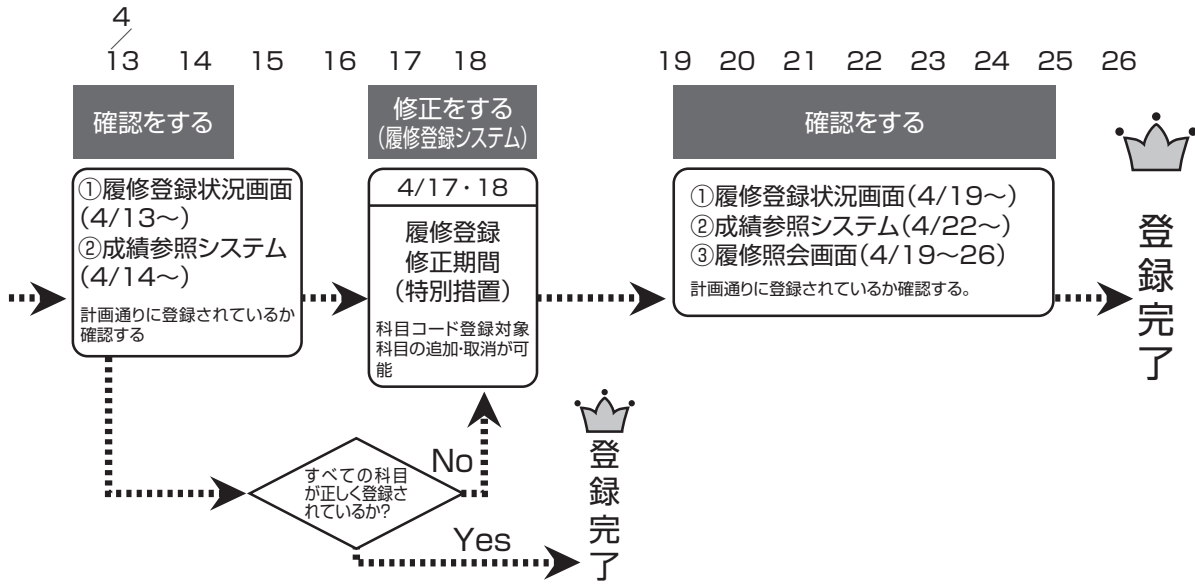
- ①秋学期開講の法学部特別講義(自主講座)
- ②履修を認められた秋学期開講の演習・法政外国語演習

※ 履修登録について質問がある場合は、事前に池袋キャンパス教務事務センターで相談すること。

2 履修登録の流れ

☞ 各履修届出方法の詳細については、次項以降を必ず確認すること。





3 履修届出方法

履修登録には科目の性格によって、自動登録、「その他」登録、抽選登録、科目コード登録の方法がある。届出方法がそれぞれ異なるので、指示に従うこと。抽選登録、科目コード登録の届出は履修登録システム (URL:https://r.rikkyo.ac.jp) により行うこと。このシステムは大学内のコンピュータ教室の他、自宅等からもアクセス可能だが、ブラウザの種類、バージョン等により一部使用できない場合もある。

1. 自動登録

対象科目なし

2. 「その他」登録

(1) 対象科目

「法学部合同講義 (オックスフォード・サマープログラム)」, 演習, 法政外国語演習, 演習論文

(2) 履修登録・注意事項

- ① 履修を許可された場合は、大学が登録する。
- ② 届出方法等については後述 6 「その他」登録科目の履修申込についてを参照すること。

3. 抽選登録

(1) 対象科目

社会科学情報処理, 情報処理入門*

* 教職課程に登録している2年次以上の学生で、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (情報機器の操作) を未修得の場合、別途手続きを行うことにより履修を許可する。履修を希望する者は、以下の期日までに池袋キャンパス教務事務センターに申し出ること。

春学期：2017年4月1日 (土)～7日 (金) 17:00

秋学期：2017年9月11日 (月)～15日 (金) 16:00

(2) 抽選登録申込期間・履修許可者発表

履修の可否についても、履修登録システムで発表する。

全年次共通

時期	申込期間		履修許可者発表
4月期	1次	4月3日(月), 4日(火)	各日 11:00~26:00
		4月5日(水)~6日(木)	5日 11:00~17:00, 20:00~6日 17:00 ※5日 17:00~20:00は休止
	2次	4月8日(土)~9日(日)	8日 11:00~9日 15:00
9月期	1次	9月12日(火), 13日(水)	各日 11:00~26:00
		9月14日(木)~15日(金)	14日 11:00~15日 17:00
	2次	9月17日(日)~18日(月)	17日 11:00~18日 15:00
			4月8日 (土) 11:00
			4月10日 (月) 18:00
			9月17日 (日) 11:00
			9月19日 (火) 18:00

(3) 履修登録・注意事項

- ① 履修を許可された場合は、大学が登録する。
- ② 履修を許可された科目は、原則として履修登録の取消はできない。
- ③ 1次申込において抽選定員に達しなかった科目のみ、2次申込受付を行う。
- ④ 必修科目などすでに登録されている科目や、抽選登録申込期間後に登録を予定している科目と重複する曜日・時限には、抽選登録科目の申込を行わないこと。

抽選登録期間内は、何度でも申請科目の確認、修正ができる。

4. 科目コード登録

(1) 対象科目

履修登録方法が、自動登録,「その他」登録, 抽選登録以外の科目。なお, 5大学間単位互換制度による他大学科目は, 科目コード登録では登録できない。

(2) 科目コード登録期間

全年次共通

時期	登録期間	
4 月 期	4月3日(月), 4日(火)	各日 11:00~26:00
	4月5日(水)~6日(木)	5日 11:00~17:00, 20:00~6日 17:00 ※5日 17:00~20:00は休止
	4月8日(土)~9日(日)	8日 11:00~9日 15:00
	4月10日(月)	18:00~26:00
	4月11日(火)	11:00~26:00
	4月12日(水)	11:00~18:00
9 月 期	9月12日(火), 13日(水)	各日 11:00~26:00
	9月14日(木)~15日(金)	14日 11:00~15日 17:00
	9月17日(日)~18日(月)	17日 11:00~18日 15:00
	9月19日(火)	18:00~26:00
	9月20日(水)	11:00~26:00
	9月21日(木)	11:00~18:00

*病気等やむを得ない理由により, 期日に手続きできない場合は, 必ず期日前に所属キャンパスの教務窓口ご連絡し, 指示を受けること。また, 疑問がある場合は, 事前に所属キャンパスの教務窓口で相談してから手続きすること。

(3) 科目コード登録の注意事項

- ① 届出科目が確定したら, 「登録内容送信」 ボタンを必ずクリックし, 届出内容およびエラー状況を確認すること。
- ② 科目コード登録期間内に, 「エラー」の無い状態で完了すること。エラーが出た際は【エラーメッセージ対処法】を参照すること。
- ③ 科目コード登録期間中に, 登録が正常に行われたことを確認するために, 「履修登録」画面に再度ログインし, 登録内容を確認すること。
- ④ 「履修登録」画面は, 科目コード登録期間あるいは履修登録修正期間(特別措置)以外は使用できない。
- ⑤ 履修登録修正期間(特別措置)後, 「履修照会」画面に申請内容が反映されるので, 申請内容を必ず確認すること。
- ⑥ 科目コード登録で届け出る科目が1科目もない場合も, 科目コード登録期間内にアクセスして, 「登録内容送信」 ボタンをクリックすること。

科目コード登録期間内は, 何度でも科目コード登録科目の確認, 修正ができる。

4 登録科目の確認について

1. 登録科目の確認方法について

履修登録の内容は、履修登録状況画面により確認できる。これらが正規の登録科目となるため記載事項の誤りの有無を確認すること。

履修登録状況画面の更新日程は次頁のとおりである。また、履修登録の内容と併せて、成績参照画面の更新結果（履修登録後に単位計算した結果）も確認すること。更新日程等詳細は、成績参照システムで確認すること。

Blackboard及びSPIRIT Mobile (mobile V-Campus) の時間割は正式な登録科目の確認には使用できないので注意すること。

〈履修登録状況画面の表示内容と更新日〉

履修登録状況画面は、教務の窓口に表示する際の資料として使用できる。

履修登録状況画面の確認

履修登録状況画面は、履修登録された科目が曜日・時限順に表示されている。下部に「エラー科目」として記載されているものは無効となり、登録されていない（ただし「～上限オーバー」エラーを除く）。

記載事項に誤りがある場合、「～上限オーバー」などのエラー表示がある場合は、5 科目コード登録における履修登録の修正と修正内容の確認を参照し、所定の期間内に手続きをとること。

【表示方法】

1. 履修登録システムにアクセスする。
2. メニューから『履修登録状況画面』をクリックする (Aの①)。
3. 『⇒「WEB履修・成績参照サイト」ログイン』をクリックする (Aの②)。
4. ログイン画面が表示されるので、V-CampusID (学生番号) とパスワード (V-Campusと同じ。新入生については、学生証等交付の際に配付される) でログインする。
5. 履修登録状況画面が表示される。(B)

A

メニュー
履修登録 (抽選登録・科目コード登録)
履修登録状況画面
履修中止
成績参照

⇒「WEB履修・成績参照サイト」ログイン
② ↑ここをクリック

B

履修登録状況画面
① ↑ここをクリック
履修中止
成績参照

C

必ず一番下までスクロールして、エラー表示が出ていないかチェック

予定している科目がすべて正しく登録されているかをチェック

更新日	更新時間
9月6日(火)	11:00(予定)
9月17日(土)	11:00(予定)
9月19日(月)	21:00(予定)
9月22日(木)	18:00(予定)
9月28日(水)	21:00(予定)

表示科目	6(12)	専門	17(36)	講座	0(0)	その他	0(0)
月	2-2 BX199 アジア経済論	2	藤 洋壽	秋学期			
火	4-4 BX144 公共経済学	2	高橋 孝	秋学期			
水	5-5 BX176 経済学上の政策	2	斎藤 博之	秋学期			
木	2-2 BX025 外語演習Ⅱ-A	2	太田 雲之	春学期	5507		
土	3-3 FA136 中東の文化とことば	2	山本 薫	春学期	5121		
日	4-4 FE131 生物の多様性	2	多田 多恵子	春学期	D201		
月	5-5 FV114 G.L.I.O.L	2	藤 秀晴	春学期	4411		
火	1-1 BX184 都市政策論Ⅰ	2	田原 賢吾	春学期	8101		
水	1-1 BX185 都市政策論Ⅱ	2	田原 賢吾	秋学期	8101		
木	2-2 BX082 経済学論A (政策)	4	大庭 毅明	通年	7102		
金	1-1 BX139 経済政策論Ⅰ (政・企)	2	榎井 公人	春学期	D301		
土	2-2 BX555 課題解決演習C	2	飯島 寛之	春学期	5210		
日	2-2 AT304 化学演習 3.0.4	2	本橋 福美	秋学期	8202		
月	3-3 BX104 文芸表現学Ⅱ	2	伊藤 寛広	秋学期	4402		
火	4-4 BX102 文芸表現学Ⅰ	2	吉川 龍市	秋学期	8201		

【更新日】

更新日時		登録方法別表示内容			
4月期	9月期	自動登録	「その他」登録	抽選登録	科目コード登録
3月31日(金) 18:00(予定)	9月5日(火) 11:00(予定)	○*1	○*2		
4月8日(土) 11:00(予定)	9月17日(日) 11:00(予定)	○*3	○*2	○	○
4月10日(月) 21:00(予定)	9月19日(火) 21:00(予定)	○	○*2	○	○
4月13日(木) 18:00(予定)	9月22日(金) 18:00(予定)	○	○*2	○	○*4
4月19日(水) 21:00(予定)	9月28日(木) 21:00(予定)	○	○*2	○	○*4
4月27日(木) 9:00(予定)	10月6日(金) 9:00(予定)	○	○*2	○	○*4

※1 9月期のみ全カリ言語A(英語)のクラスが確認可能

※2 「その他」登録については、更新時まで掲示板等で結果発表済の内容などを随時掲載する。

※3 4月期の全カリ言語A(英語)のクラスが確認可能

※4 科目コード登録については、全カリ総合科目で抽選登録時に定員を満たさず、科目コード登録に移した科目を含む。



重要 履修登録状況画面・成績参照画面の記載事項について誤りの有無を必ず確認すること。



注意 履修登録の誤りや、エラー表示への対処は、履修登録修正期間(特別措置)に履修登録システム(科目コード登録)で行うこと。

2. 登録の完了

履修登録状況画面を確認した結果、修正する必要がない(自分が履修する予定の科目がすべて間違いなく記載されている)場合、登録は完了となる。

3. 登録の無効について

履修登録状況画面でエラーに表示された科目に対して所定の期間内に履修登録修正の手続きをしなかった場合、その届出科目は無効となり、本年度の履修はできない。したがって授業に出ても試験を受けても無効となる。

なお、「～上限オーバー」エラーに対して所定の期間内に手続きを行わなかった場合には大学が無作為にオーバー単位数分の科目を削除する。

⓪ 履修登録修正期間(特別措置)以外の修正は原則として認めない。

5 科目コード登録における履修登録の修正と修正内容の確認

1. 履修登録の修正

修正対象となる科目は「科目コード登録」で登録した科目に限られる。また、科目コード登録の科目であれば、新たな科目の追加も可能である。

履修登録状況画面の表示内容を確認し、登録内容の修正が必要な場合は、履修登録修正期間（特別措置）に履修登録システム（科目コード登録）で手続きを行うこと。

なお、エラー表示された科目は、登録無効となっている（ただし、「～上限オーバー」エラーを除く）。

2. 履修登録修正期間（特別措置）

〈履修登録修正期間（特別措置）〉

時期	修正期間
4月期	4月17日（月） 11:00～26:00
	4月18日（火） 11:00～18:00
9月期	9月26日（火） 11:00～26:00
	9月27日（水） 11:00～18:00

* 履修登録修正期間（特別措置）後の修正は原則として認めない。期日に手続きできない場合は、必ず期日前に所属キャンパスの教務窓口連絡し、指示を受けること。

3. 修正についての注意点

- (1) 履修登録状況画面上に記載され、登録無効となった科目については、エラーになった理由を調べ、エラーへの対処を行うこと。【エラーメッセージと対処法】を参照すること。
- (2) 履修登録修正期間（特別措置）内に、エラーの無い状態で完了すること。

履修登録修正期間（特別措置）内は、何度でも科目コード登録科目の確認、修正ができる。

4. 履修登録修正結果の確認

- (1) 履修登録修正期間（特別措置）に届出科目の修正を行った者は、履修登録状況画面で履修登録内容の修正手続きが正しく行われたかを確認すること。履修登録状況画面に記載されている科目が履修登録修正者の正規登録科目となる。したがって、必ず記載事項の誤りの有無を確認すること。
- (2) 履修登録システムや履修登録状況画面上で、エラー表示のまま修正しなかった科目は登録無効となり、削除されている。また、「～上限オーバーエラー」が発生したまま修正しなかった場合は、大学が無作為にオーバー単位数分の科目を削除している。各自が行った修正手続き終了時点の申請状況は申し出期限までに履修登録システムの履修照会画面で確認すること。

5. 申し出期限

履修登録の内容に関する疑問がある場合は、下記の申し出期限までに申し出ること。ただし、新たに科目を追加ならびに取消すことはできない。

時期	申し出期限	申し出場所
4月期	4月26日（水） 17:00	所属キャンパスの 教務窓口
9月期	10月5日（木） 17:00	

申し出の際には以下2点を持参すること。

- ① 履修登録状況画面のコピー
- ② 履修登録システムの履修照会画面のコピー

「履修照会画面」には、履修登録システムで、各自が行った手続き終了時点の申請状況が、各学期の申し出期限まで表示される。

6. 登録の無効について

履修登録状況画面の確認を怠り、届け出たつもり科目が正しく履修登録されていなかった場合、その科目は無効であり、本学期または本年度の履修はできない。したがって授業に出て試験を受けても無効となる。

V 履修登録

【エラーメッセージと対処法】

履修登録状況画面 「エラー科目」欄の表示	エラーメッセージへの対応について
[A] 校地移動時間不足	池袋キャンパス開講科目と新座キャンパス開講科目、池袋キャンパス開講科目と明治大学開講科目、新座キャンパス開講科目と明治大学開講科目の授業は1時限分（または昼休み分）の移動時間が必要です。なお、新座キャンパス開講科目と明治大学開講科目などにおいて、実際の移動時間が不足する場合でも自己責任となるので、登録の前に移動に要する時間を必ず確認してください。※明治大学開講科目は全学共通カリキュラム総合教育科目です。 ⇒連続した時限では履修登録できませんので、一方を削除し、どちらか一方のみ登録してください。現在エラー表示中の科目を登録したい場合は、もう一方の科目を削除してください。
[B] 人数制限科目	この科目は科目コード登録では登録できません。 ⇒エラー表示科目を削除してください。
[C] 履修対象者以外	履修できる学生は学部・学科・年次・クラス・入学年度などによって決まっており、該当しない学生は履修できません。 ⇒エラー表示科目を削除してください。
[D] 同時履修不可	同年度または同一学期に複数登録できない科目です。 ⇒履修要項を確認して、一科目のみ登録してください。現在エラー表示中の科目を登録したい場合は、もう一方の科目を削除してください。
[E] 履修要件単位の不足	この科目を履修するためには、履修要項に示されている要件を満たすことが必要です。 ⇒要件（別の特定の科目を履修中または修得済でなければ登録できない等）を満たすことができるか確認して、対処（追加・変更・削除）してください。
[F] 履修登録単位数不足	この科目を履修するためには、履修要項に示されている要件を満たすことが必要です。 ⇒要件（***を～単位同時に登録が必要）を満たすことができるか確認して、対処（追加・変更・削除）してください。
[G] 講座未登録課程の履修	学校・社会教育講座の各講座課程（教職課程、学芸員課程、司書課程、社会教育主事課程）に登録していない学生は、各講座で開講されている科目を履修登録することができません。 ⇒エラー表示科目を削除してください。
[H] 重複履修不可	この科目は、単位修得後に再び履修登録することが認められていません。 ⇒エラー表示科目を削除してください。
[J] 同一内容科目履修不可	履修要項の規定を確認してください。 ①科目名が異なっている科目の間で「同時に履修登録することはできない」場合 ⇒一方の科目を削除してください。現在エラー表示中の科目を登録したい場合は、もう一方の科目を削除してください。 ②「すでに修得済の場合は、もう一方の科目を履修登録できない」場合 ⇒登録できませんので、エラー表示科目を削除してください。
[K] 同一科目（担当）不可	すでに修得した科目（科目名・担当教員ともに同じ科目）について再度の履修が認められない場合は、該当科目を履修登録することができません。 ⇒エラー表示科目を削除してください。
[L] グループ科目の超過	この科目群は登録できる単位数が制限されていますので、履修要項の規定を確認してください。 ⇒現在エラー表示中の科目を含めて再度確認し、指定の単位数になるように科目を選択しなおして、超過している単位数分の科目を削除してください。現在エラー表示中の科目を登録したい場合は、同じグループに該当する他の科目を削除してください。
[N] 履修科目上限オーバー	学科・学年により全学共通カリキュラムと専門教育科目等の合計の履修登録単位数に上限単位数（科目数）が決まっています。それより多い単位数（科目数）の履修登録はできません。 ⇒科目コード登録により登録した科目の中から選択しなおし、超過した単位数分削除してください。 ★ [Q] エラーも同時に表示されている場合の注意★ 全カリ総合教育科目（総合自由科目を除く。科目コードFA***～FI***）の上限単位数も超過している場合は、まず、全カリ総合教育科目のうち、科目コード登録により登録した科目から、削除してください。
[O] 専門教育上限オーバー	専門教育科目について履修登録できる上限単位数（科目数）が決まっています。それより多い単位数（科目数）の履修登録はできません。 ⇒科目コード登録により登録した科目の中から選択しなおし、超過した単位数分削除してください。
[P] 内部科目コードの重複	開講曜日・時限あるいは担当者などが異なる場合でも、同一内容の科目として規定されている科目は、1科目しか履修登録することはできません。 ⇒同一科目となるいずれかの科目を削除してください。現在エラー表示中の科目を登録したい場合は、もう一方の科目を削除してください。
[Q] 全学共通（全カリ）総合系科目上限オーバー	全学共通カリキュラムの総合教育科目（総合自由科目を除く。科目コードFA***～FI***）は、各学期の登録上限単位数（*）が決まっています。 *2006年度以降入学者は合計6単位までです。 ⇒科目コード登録により登録した科目の中から選択しなおし、超過した単位数分削除してください。
[R] 今年度休講	この科目は今年度休講です。 ⇒エラー表示科目を削除してください。
[S] 科目コードなし	この科目コードの開講科目はありません。 ⇒エラー表示科目を削除してください。
[T] 曜日・時限の重複	同じ曜日・時限に開講されている科目は、同時に1科目しか履修登録することができません。 ⇒科目コード登録により登録した科目を削除してください。
[U] 必修科目未届け	今年度または今学期（まで）に修得しなければならない必修科目が、履修登録されていません。 ⇒履修要項で確認し、科目コード登録で登録する科目の場合は、画面上から追加してください。科目コード登録以外の登録方法が指示されている場合は、所属キャンパスの教務窓口で質問してください。

V 履修登録

履修登録状況画面 「エラー科目」欄の表示	エラーメッセージへの対応について
【V】登録時期エラー	9月期に登録する科目（秋学期開講科目）は、4月期に履修登録できません。同様に、4月期に登録する科目（通年科目、春学期開講科目）は、9月期に履修登録できません。履修要項で学期を確認してください。 ⇒エラー表示科目を削除してください（科目コードを誤って入力していた場合は、確認して入力しなおしてください）。
【W】外部科目コードの重複	同じ科目コードを複数届け出することはできません。 ⇒エラー表示科目を削除してください。
【X】講座履修条件エラー	学校・社会教育講座において、その科目を履修するために必要な条件が定められていますが、その条件を満たしていません。もう一度履修要項と登録内容を確認してください。不明な点がある場合は、学校・社会教育講座事務室窓口で質問してください。 ⇒エラー表示科目を削除してください。
【Y】履修許可条件エラー	この科目を履修するためには履修要項に示されている必要な条件を満たすことが必要です。 ⇒要件（別の特定の科目を履修中または修得済でなければ登録できない等）を満たすことができるか確認し、対処（追加・変更・削除）してください。

6 「その他」登録科目の履修申込について

「その他」登録科目の履修希望者は、下記の通りに申し込み、担当者の許可を得なければならない。

※履修登録システムでは登録できないので注意すること。

1. 法学部合同講義
(オックスフォード・サマープログラム)

- (1) 履修対象学生
2～4年次生に限る。
- (2) 採用人数
10名程度
- (3) 申込方法
指定された期間に課題レポートを提出すること。

① 説明会

以下の日程で説明会を行うので、履修希望者は参加すること。

説明会日程	説明会会場
4月 7日 (金) 13:15～15:00	10号館1階 X103教室

② 申込期間

申込期間	受付場所
4月 7日 (金) 説明会終了後 ～4月13日 (木) 17:00	池袋キャンパス教務事務センター レポートBOX

(4) 履修許可者の発表

結果については、以下のように発表する予定である。

発表日時	発表場所
4月15日 (土) 11:00	法学部掲示板

(5) 履修登録

- ① 申込をした上で、担当教員より履修を許可された者以外の履修登録は認めない。
- ② 履修を許可された者は、大学が履修登録する。履修登録状況画面（履修許可者発表後直近の更新日）に記載されているか必ず確認すること。
- ③ 履修登録の取消は認められない。

2. 演習

法政外国語演習

(1) 履修対象学生

科目名	履修対象学生
演習	原則として法学部生。ただし他学部学生については、履修者人数に余裕のある場合に限り、履修を認めることがある。
法政外国語演習	

(2) 申込科目数

科目名	申込科目数
演習	2科目以上申込可能
法政外国語演習	2科目以上申込可能

V 履修登録

(3) 申込期間

通年・春学期開講科目は3月中旬～4月，秋学期開講科目は6月に申込みを行うこと。

〈申込期間（通年・春学期開講科目）〉

	申 込 期 間	受 付 場 所
1次募集	3月21日(火) 10:00～17:00 22日(水) 10:00～17:00 23日(木) 10:00～ 12:30	10号館2階 X204教室
2次募集	3月31日(金) 9:00～17:00 4月 1日(土) 9:00～17:00 4月 3日(月) 9:00～17:00	池袋キャンパス教務事務センター

※2次募集は1次募集において採用人数に達しなかった科目のみ行う。

〈申込期間（秋学期開講科目）〉

	申 込 期 間	受 付 場 所
1次募集	6月 7日(水) 9:00 ～14日(水) 17:00	池袋キャンパス教務事務センター
	15日(木) 10:00～12:30	10号館1階 X103教室
2次募集	6月27日(火) 9:00 ～29日(木) 17:00	池袋キャンパス教務事務センター

※2次募集は1次募集において採用人数に達しなかった科目のみ行う。

また、状況に応じて3次募集を実施する可能性がある。3次募集を実施する場合、2次募集結果発表時に詳細を掲示するので確認すること。

※秋学期開講の演習、法政外国語演習の履修が認められ、4月期に履修登録していた法学部通年科目と曜日・時限の重複を生じる者は履修許可者の発表後に池袋キャンパス教務事務センターに必ず申し出ること。

(V 履修登録 1 履修登録とは の注意事項 **法学部通年科目の履修取消** 参照)

※入院等により、期間内に申込ができない場合、必ず申込締切前までに池袋キャンパス教務事務センターに連絡し、指示に従うこと。

(4) 申込方法

所定の期間内に申込カードおよびレポートを提出すること（レポートの題目・字数等についてはシラバスを参照すること）。

(5) 履修許可者の発表・2次募集

1次募集の結果と2次募集の有無、2次募集の結果については、以下のように発表する予定である。

〈結果発表（通年・春学期開講科目）〉

	発 表 日 時	発 表 場 所
1次募集	3月30日(木) 10:00以降 随時	法学部掲示板
2次募集	4月 8日(土) 10:00以降 随時	

〈結果発表（秋学期開講科目）〉

	発 表 日 時	発 表 場 所
1次募集	6月23日(金) 10:00以降 随時	法学部掲示板
2次募集	7月 7日(金) 10:00以降 随時	

(6) 履修登録・履修取消

① 1次、または2次募集に申込をした上で、担当教員より履修を許可された者以外の履修登録は認めない。

② 履修を許可された者は、大学が履修登録する。

V 履修登録

- ③ やむをえず履修登録の取消を希望する場合は、下記の日時まで **池袋キャンパス教務事務センター** に申し出て、手続きをすること。
- ・通年・春学期開講科目の履修取消：4月15日（土）12：30 締切
 - ・秋学期開講科目の履修取消：9月25日（月）17：00 締切
- 注意** 演習、法政外国語演習の履修登録は **履修登録システムでは取り消すことはできない。**
- ④ 各学期の履修登録状況画面に反映されているか必ず確認すること。

3. 演習論文

(1) 履修登録

演習論文を実施する演習の履修許可を得た者は、大学が演習と合わせて、演習論文の履修登録も行う。

(2) 履修取消

- ① 演習の履修登録を継続したまま、演習論文の履修登録のみを取消すことはできない。同様に演習論文の履修登録を継続したまま、演習の履修登録のみを取消すこともできない。
- ② 演習論文を実施する演習の履修登録を取消した場合、演習論文の履修登録も自動的に取消される。
- ☞ 演習論文についての詳細は、Ⅲ-2履修規定（履修についての注意事項） **5** 演習論文、演習論文集、海外研究論文について「1.演習論文」を参照のこと。

1 試験に関する規定

試験に関しては、巻末の「立教大学法学部試験規則」もあわせてよく読んでおくこと。他学部、全学共通カリキュラムおよび学校・社会教育講座科目の試験に関しては、その科目が設置されている学部等の履修要項および掲示に従うこと。

1. 試験の種類と
実施時期

(1) 定期試験

講義終了後に期間を定めて行う試験。

- ① 春学期末試験——春学期開講科目に対する試験
※春学期1開講科目は筆記試験を実施しない。
- ② 秋学期末・学年末試験——秋学期開講科目および通年開講科目に対する試験
※秋学期1開講科目は筆記試験を実施しない。

◎全学の定期試験期間は、以下のとおり定められている。

■ 専門教育科目、全学共通カリキュラム科目、学校・社会教育講座科目とも、同一の定期試験期間で行う。

■ 1日5時限の試験を実施し、各時限とも、全科目同一時刻に試験を開始する。(各時限の試験終了時刻は、科目の設置学部等により、また科目により異なる。)

☞試験は授業と同じ曜日・時限に実施されるとは限らない。

試験方法発表（「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照）をよく確認すること。

〈2017年度 定期試験期間（全学）〉

春学期末	秋学期末・学年末
2017年7月20日（木）～7月31日（月）	2018年1月24日（水）～2月3日（土）

(2) 最終授業時試験

春学期末、秋学期末・学年末の最終授業時に行う試験。

※春学期1開講科目、秋学期1開講科目は筆記試験を実施しない。

(3) 追試験

入院その他やむを得ない事由によって、最終授業時試験および定期試験を受験できなかった場合に実施する試験（いずれも試験方法発表時（「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照）に、筆記試験もしくは口頭試問として発表され、追試験対象科目に指定された場合に限る）。

☞ 6 追試験 の項を参照のこと。

(4) 試験時間重複特別試験

試験時間に重複が生じた場合（池袋・新座キャンパス間の移動時間不足を含む）に実施する試験。

☞ 7 試験時間重複特別試験 の項を参照のこと。

2. 受験資格・受
験資格の喪失
・出校停止

(1) 受験資格

在学中の者であって、かつ当該科目について履修登録を完了している者のみ、受験資格がある。

(2) 受験資格の喪失

次のいずれかに該当する者は、受験資格を喪失し、受験した場合はその答案、レポート等は無効となる。

- ① 学生証または臨時学生証のいずれも不携帯の者*1
- ② 当該試験期間中に休学中・停学中の者
- ③ 出席その他、当該科目の担当教員があらかじめ指示した受験資格要件を欠く者

④ 派遣留学・認定校留学中の者*2

*1 試験方法発表時(「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照)に、筆記試験もしくは口頭試問と発表された受験に関してのみ適用される。

*2 ケント州立大学秋学期派遣留学生は、秋学期末・学年末試験を受験することはできない。また同様に、当該科目の授業期間中に派遣留学・認定校留学し、定期試験期間に帰国していた場合においても、受験資格が無い派遣留学・認定校留学がある。詳細は所属キャンパスの教務窓口へ問い合わせること。

(3) 出校停止による受験不可

次に該当する者は、出校停止となるため、試験方法発表時(「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照)に、筆記試験もしくは口頭試問と発表された試験の受験はできない。追試験の受験を希望する場合は、追試験の申請をすること。出校停止期間中に受験した場合、その試験は無効となる。

試験方法発表時(「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照)に、レポート試験と発表された試験については「5 レポート 2 提出方法(1)レポート試験」の項を参照すること。

インフルエンザ、麻しん等、学校保健安全法の定める学校感染症(学校において予防すべき感染症)第1種または第2種に罹患中の者(「II 授業(学習生活)6 学校感染症に罹患した場合の措置について」の項を参照)。

2 試験方法

1. 試験方法

(1) 試験は、筆記によって実施する。ただし科目によっては、試験によらず平常点によって成績評価する場合もある。

① 各科目の成績評価方法・基準は、シラバスの記載内容によるが、履修者数、教室などの条件により、やむを得ず変更する場合もある。シラバスの変更については、変更内容を各学部等掲示板およびホームページ上のシラバスにも示すので、確認すること。

試験(筆記)についての詳細は、「2. 試験方法発表」における発表内容が最終的な試験方法の指示となるので、必ず確認すること。

② 試験方法発表(「2. 試験方法発表」の項を参照)において発表された、筆記試験を欠席した場合は、シラバスに記載された成績評価の割合にかかわらず、成績評価は「欠席」となる。

(2) 次の科目は、試験を行わず評価するものとし、試験方法発表掲示(「2. 試験方法発表」の項を参照)を行わない。

演習、法政外国語演習、法学部合同講義(オックスフォード・サマープログラム)

(3) 次のテスト等は、平常点として扱う。

① 学期中随時実施される、筆記による小テスト・中間テスト、学期末の最終テスト(学期末に実施されるが、試験方法発表(「2. 試験方法発表」の項を参照)においては筆記試験とは発表されないもの)

② 学期中随時課されるレポート、学期末に課されるレポート(学期末に課されるが、試験方法発表(「2. 試験方法発表」の項を参照)においてはレポート試験とは発表されないもの)

③ 学期中に随時実施される口頭試問、学期末の口頭試問(学期末に実施されるが、試験方法発表(「2. 試験方法発表」の項を参照)においては口頭試問とは発表されないもの)

2. 試験方法発表

試験方法は、下記の日程で掲示（11号館1階エントランスホール、新座キャンパスは1号館2階）、
ならびに、SPIRIT 教務部ページに発表する。

〈2017年度 試験方法発表（予定）〉

春学期1末	2017年5月18日（木）10：00
春学期末・春学期2末	2017年7月3日（月）10：00
秋学期1末	2017年10月31日（火）10：00
秋学期末・秋学期2末・学年末	2017年12月12日（火）10：00

3 筆記試験

筆記試験には、定期試験期間内に行われるもの、および最終授業時に行われるものがある。

1. 試験の時間割

・試験時間

(1) 法学部専門教育科目の定期試験時間は、通常の授業とは異なり80分である。

〈定期試験期間内筆記試験 試験時間〉

時限	1	2	3	4	5
試験時間	9：10 } 10：30	11：00 } 12：20	13：20 } 14：40	15：10 } 16：30	17：00 } 18：20

*科目によっては、学部により特に試験時間を指定する科目があるので、試験方法発表の掲示に注意すること。

*他学部科目、全学共通カリキュラム科目、学校・社会教育講座科目の試験時間は、当該学部等の履修要項、試験時間割発表掲示を確認すること。

〈最終授業時筆記試験 試験時間〉

通常授業時間内（Ⅱ授業（学習生活）**2** 授業時間 の項を参照）で行われる。

*科目によっては、試験時間が変更される場合がある。

*他学部科目、全学共通カリキュラム科目、学校・社会教育講座科目の試験時間は、当該学部等の履修要項、試験時間割発表掲示を確認すること。

㊦ 交通機関の遅れなどにより、試験の開始・終了時刻が遅くなる可能性があるため、試験当日の行動予定を立てるに際して、そのことを考慮しておくこと。

(2) 試験方法等

① 試験方法・試験日程・時間割・試験場は、掲示（11号館1階エントランスホール、新座キャンパスは1号館2階）ならびにSPIRIT 教務部ページに発表する。（「**2** 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照）

② 試験日程には、予備日が設けられている。予備日とは、定期試験期間内筆記試験および最終授業時筆記試験において、災害等、突発的な事情により試験を実施することができなくなった場合の代替日を示す。予備日に代替された科目、予備日の試験日程については、随時試験掲示およびホームページ上で発表するので、必ず確認すること。

③ 受験者は、必ず指定された教室で受験すること。

④ 試験は、授業時の教室と異なる教室で行うことがあるので注意すること。

2. 筆記試験受験時の学生証携帯義務

(1) 学生証（または臨時学生証）を携帯しない場合は、いかなる理由があっても受験できない。

(2) 受験中は、学生証（または臨時学生証）を机上の試験監督者の見やすい位置に明示しておかなければならない。

(3) 学生証を紛失・破損した場合や、劣化により顔写真が不鮮明となった場合は、直ちに所属キャンパスの教務窓口で再交付を受けること。

(4) 試験当日、学生証を忘れた者は所属キャンパスの教務窓口で「臨時学生証」の発行を受けること。

臨時学生証 発行手数料500円・2日間有効・写真不要

*試験当日に入金できない場合は、所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせすること。

3. 試験場への入退室

- (1) 定期試験期間内筆記試験の受験者は試験時間開始の15分前までに試験場前の廊下に集合し、試験場入口で指定された場所に着席すること。また、最終授業時筆記試験の受験者は授業開始時刻までに試験場に入室すること。
- (2) 試験開始後15分までの遅刻については、試験監督者が許可した場合に受験を認める。
- (3) 交通機関等の遅延による遅刻者であって、交通機関発行の遅延証明書を持参した者は、試験開始後15～30分までの遅刻については試験監督者が許可した場合に限り、受験を認める。
- (4) 上記(3)において、やむを得ず「遅延証明書」を持参しなかった者については、試験場で「交通機関遅延状況説明書」に必要事項を記入した上で、試験監督者の許可を得て受験することができる。(監督者から指定された期日までに、交通機関発行の遅延証明書の提出が必要となる)
- (5) 試験開始後30分を経過しなければ退室することができない。また、原則として試験終了前10分間は、退室することができない。
- (6) 交通機関の大幅な遅延、事件、事故などのため試験時間に遅れそうな場合は、速やかに所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせ、指示を受けること。

4. その他

- (1) 解答用紙および試験出席票に記入する所属、学年、学生番号、氏名は、特に指示のないかぎりペンまたはボールペンで記入すること。
- (2) 学生番号・氏名が未記入の答案は無効とする。
- (3) 当該科目の履修登録を行わない者は、受験資格を持たない。万一受験した場合は、その答案は無効とする。
- (4) 受験した科目の解答用紙および試験出席票、試験問題は、白紙であっても氏名等を記入して、必ず提出すること。
- (5) 携帯電話等の通信機器類は、試験場での使用を認めない(試験方法に「すべて持込可」とされた科目の場合も使用不可)。また、同機器類の時計・電卓としての使用も認めない。
- (6) 筆記用具は筆入れから出すこと。筆記用具・学生証(臨時学生証)以外のものは、当該科目について特に許可されているものを除き、かばん等に入れて、指定された場所に、試験開始前におくこと。文房具の一部として修正液・修正テープの持込を許可する。
- (7) 受験中は、学生同士の会話、物の貸借を一切禁ずる。
- (8) 答案は、特に指示された場合を除いて、ペン書きまたはボールペン(インクがプラスチック消しゴム等で消せるものを除く)書きのこと。

4 口頭試問

定期試験として行う口頭試問の詳細については、掲示(11号館1階エントランスホール、新座キャンパスは1号館2階)ならびに、SPIRIT 教務部ページに発表する試験方法発表にて確認すること。(「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照)

本学部は実施しない

5 レポート

レポートを作成する場合の注意事項は後述の「レポート・論文作成時のルールについて」も参照すること。

1. レポート

- (1) レポートには下記の2種類がある。
 - ① 試験方法発表(「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照)において「レポート試験」と発表され、レポート提出期間に提出するレポート
本学部は実施しない
 - ② 最終授業時など、①以外の方法・時期に提出するレポート
- (2) 上記(1)～①におけるレポートの提出日時、提出場所、題目の発表
提出日時、提出場所、題目は、試験方法と同時に、掲示(11号館1階エントランスホール、新座キャンパスは1号館2階)、ならびに、SPIRIT 教務部ページに発表する。(「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照)

2. 提出方法

(1) レポート試験

試験方法発表（「**2 試験方法** 2. 試験方法発表」の項を参照）で指定された期日・場所に、専用のレポート表紙を綴じ付け、レポート提出証を添えて提出すること。

※2017年度より、一部webで受付する場合もある。試験方法発表にて詳細を発表するので注意すること。

- ① 指定期日後は、理由の如何にかかわらず一切受け付けないので十分注意すること。（後述「レポート・論文等の提出に際しての注意」も参照）
- ② レポートは、同一科目につき複数提出することはできない。万一、複数提出された場合は、最初の1件のみを採点の対象とする。また、一度提出されたレポートの返却はしないので、不備がないか十分確認のうえ提出すること。
- ③ レポートの用紙は、特に指定のない限りA4判の用紙を使用すること。
- ④ レポート表紙とレポート提出証（いずれも専用のもの）の配付開始時期は、試験方法発表（「**2 試験方法** 2. 試験方法発表」の項を参照）により指示する。

レポート表紙	……A4サイズで科目設置学部等により色が異なる
レポート提出証	…レポート表紙と同色
- ⑤ レポート表紙、レポート提出証は、ペンまたはボールペンで必要事項を記入すること。
- ⑥ レポートとレポート表紙はホチキスで2箇所以上綴じること。
- ⑦ 提出されたレポートは、レポート表紙の整理記号欄の記入内容により採点されるので、記入間違いや他科目と表紙を付け間違ふことがないように十分注意すること。
- ⑧ レポート表紙に、学生番号・氏名が未記入のレポートは無効とする。
- ⑨ 当該科目の履修登録を完了していない者はレポート提出資格を持たない。万一レポートが提出された場合は、そのレポートを無効とする。
- ⑩ 病気、その他やむを得ない事情により本人が提出できない場合には、代理人による提出を認める（以下「レポート・論文等の提出に際しての注意」参照）。
- ⑪ 学校感染症第1種または第2種に罹患した場合は、速やかに所属キャンパスの教務窓口連絡をして指示を受けること（以下「レポート・論文等の提出に際しての注意」参照）。

レポート・論文等の提出に際しての注意

レポート・論文等は、指定された提出期限後は受理しないので時間厳守のこと。交通機関等の遅延も予測されるので、提出にあたっては十分余裕をもって臨み、本人が提出できない場合は、信頼できる代理人に依頼する等の措置を講ずること。ただし、締切日当日、不測の事態により、本人または代理人が提出期限までにレポート・論文等の提出に来られない場合は、当日の締め切り時刻以前にその対応について所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせ、指示を受けること。不測の事態とは、事件・事故や交通機関等の大幅な遅延などの場合を言う。

*プリンター等、機器の故障は不測の事態に含まれないので注意すること。

学校感染症のため出校停止となった学生のレポート・卒業論文・修士論文の提出について

上記に該当した場合は、以下の指示に従うこと。

1. 上記の提出物の提出期間において本人が出校停止中である場合は、代理人を立て、当該の期間内に提出することを原則とする。

代理人による不備は、依頼した本人の責任となる。

2. 1. において代理人を立てることができない場合は、締め切り時刻以前に所属キャンパスの教務窓口連絡し、指示を受けること。

(以下のすべてに該当する場合、後日の提出を認めることがある)

- ① 上記2. に該当する学生であること。
- ② 医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された「診断書」、または医療機関が記載した本学所定の書式である「治癒証明書」の提出によって、締切日当日に学校感染症に罹患して出校停止中であった事実が証明できること。
- ③ 「出校可能となった日の翌日（窓口対応可能日）」に提出すること。

(2) レポート試験以外のレポート

- ① 各自で表紙をつけ、表紙には、必要事項（科目名・科目担当教員名・所属学部・学科・年次・学生番号・氏名）を必ず記入すること。
- ② 紙媒体以外の提出方法による場合も、上記必要事項を必ず明記すること。
- ③ その他の提出方法については、科目担当教員の指示に従うこと。科目担当教員へ提出するよう指示されたレポートは直接科目担当教員に手渡すこと。

レポート・論文作成時のルールについて

皆さんは、さまざまな授業でレポートや論文を書く機会があると思います。授業の中で指示されて書くレポートや期末試験の代わりに書くレポート、討論会のために作成する論文や卒業論文など、その性質はさまざまですが、どのレポートや論文にも共通なルールがいくつかあります。その一つが、他人が書いたものを写して、あたかも自分が書いたかのように装ってはいけない、というルールです。

これは、元の文章や図表が書物のものであっても、Web上のデータのものであっても、友人のレポートであっても同じです。たとえその文章が著作権を放棄したもので、リンクフリーのサイトに載っているものでも同じです。問題は、元の文章の性格ではなく、他の人の成果を自分の成果であるかのように装ってはいけない、ということなのです。このような他人の成果を盗む行為は「盗用」や「剽窃（ひょうせつ）」と呼ばれます。

もちろん、他の人がこれまで積み重ねてきた研究の業績を自分のレポートや論文に全く利用してはいけないということではありません。独りよがりにならないためには、従来の研究の成果に大いに学ばなければなりません。他人の業績のアイデアを利用することもあるでしょうし、他人の作った文章や図表などを引用して説明を行う場合もあるでしょう。

ただし、こうした利用や引用にはルールがあります。他の人のアイデアや文章、図表などを用いるときには、それがもともと誰の成果なのかを明記するというルールです。このルールをないがしろにすれば、悪気のあるなしにかかわらず「盗用」や「剽窃」になってしまうのです。

具体的な表記の仕方については授業で学びますが、一般的には次の通りです。

- ・引用対象が文章なら、その文章を「 」で囲み、他の部分と区別する。
- ・その対象の出典を明記する。

【例】【図書の場合】 著者名、『書名』、出版社、発行年、ページ

【雑誌論文、記事の場合】 筆者名、「論文名」、『雑誌名』、巻、号、発行年月、ページ

【ホームページの場合】 URL、取得年月日

【新聞記事の場合】 新聞紙名、朝夕刊の区別、号数、第何面か

これ以外にも表記の仕方にはいろいろなバリエーションがあります。そうした表記の方法や、そもそも論文やレポートでどのくらいの引用をすべきなのかといった点については教員の指導に従ってください。

盗用や剽窃は文章を書く場合にはもっとも恥ずべき行為のひとつであり、研究者がこうしたことを行えば研究者生命を失いかねない程の大問題になります。皆さんのレポートや論文についてもこうした盗用・剽窃がなされないように適切に指導することと、こうした行為が行われたときには厳しく対処することが全学の教員で合意されています。

レポートや論文は他の人の成果を調べて書き写したり、カットアンドペーストのみで作ったりするものではありません。さまざまな研究成果やデータをルールに則って利用しつつ、最終的に自分の考えや主張を論じることで完成するものです。他者の成果には十分に敬意を払い、ルールを守って論文やレポートを作成するようにしましょう。

6 追試験

入院その他やむを得ない事由によって春学期末試験または秋学期末・学年末試験を受験できなかった者で、追試験受験申請書を提出した者に対しては、審査の上追試験の受験を許可することがある。

☞ 巻末「法学部試験規則」、「法学部追試験実施細則」を参照のこと。

1. 対象科目

追試験の対象となる科目は、試験方法発表時（「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照）に、筆記試験もしくは口頭試問として発表され、追試験対象科目に指定された、最終授業時試験科目および定期試験科目である。

- * 試験方法発表時（「2 試験方法 2. 試験方法発表」の項を参照）に、追試験対象科目として指定されなかった科目は、追試験の対象とはならない。
- * その他授業時間内に科目担当教員が任意に実施する小テスト・中間テスト・最終テストは、追試験の対象とはならない。それらが実施された授業日に欠席した場合は、科目担当教員の指示に従うこと。

2. 受験申請書

追試験受験申請書を、履修登録状況画面のコピーと別表の証明書を添付の上、試験実施日の翌日から1週間以内（翌週の同じ曜日まで。締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで）に所属キャンパスの教務窓口へ提出すること。

追試験受験申請書は、所属キャンパスの教務窓口で交付する。（SPIRIT 教務部ページからもダウンロード可能。）

- * 入院等により期間内に追試験受験申請書を提出できない場合は、必ず提出期間内に所属キャンパスの教務窓口へ連絡し、指示に従うこと。特に、学校感染症（第1種または第2種）に罹患した場合は、速やかに所属キャンパスの教務窓口へ連絡し、指示を受けること。
- * 所属キャンパスとは異なるキャンパスで履修した科目の追試験受験申請書は、当該科目の開講キャンパス窓口へ提出すること。ただし、所属キャンパスで履修した科目を同時に申請する場合はその限りではないので、事前に所属キャンパスの教務窓口へ相談すること。

3. 対象者・試験方法・時間割の発表

対象者・試験方法・時間割は、下記の日程で掲示（11号館1階エントランスホール、新座キャンパスは7号館1階事務部内移動掲示板）、ならびにSPIRIT 教務部ページに発表する。

〈2017年度 追試験対象者・試験方法・時間割発表〉

春学期末	秋学期末・学年末
2017年8月25日（金）10：00	2018年2月17日（土）10：00

* 掲示による発表は当該科目の開講キャンパスにて行う。

4. 追試験実施期間

追試験は、次の期間に実施する。

〈2017年度 追試験 実施期間〉

追試験実施方法	春学期末	秋学期末・学年末
筆記試験 口頭試問	実施期間： 2017年9月5日（火）～11日（月）	実施期間： 2018年3月1日（木）～7日（水）
レポートによる追試験	提出期間： 2017年9月5日（火） ～8日（金）16：00	提出期間： 2018年3月1日（木） ～3日（土）12：30

* 追試験の実施は当該科目の開講キャンパスにて行う。

5. 追試験（筆記試験）受験についての注意事項

実施要領は **3** 筆記試験 に準じる。

なお、追試験を受験できなかった場合の特別措置は一切行わない。

〈別表：追試験受験申請書添付書類〉

	試験欠席事由	添付すべき証明書類 <small>事由によっては、立教大学が記入用紙を作成する場合がある</small>
(1)	入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等の一時的な疾病は含まない）ただし、必修科目、先修科目については欄外*を参照	入院先機関の発行する入院証明書 ^{注1)}
(2)	インフルエンザ、麻しん等、学校保健安全法の定める学校感染症（学校において予防すべき感染症）第1種または第2種の罹患による登校不能 ^{注2)}	医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された「診断書」 ^{注3)} 、または医療機関が記載した本学所定の書式である「治癒証明書」 ^{注4)}
(3)	忌引（保証人、配偶者および3親等以内の血族または姻族に限る）（法事は含まない） ^{注5)}	本人と保証人の署名・捺印のある書類（様式は自由、本人との続柄を明記）およびその事実を明らかにするもの（死亡に関する公的証明書もしくは会葬礼状等）
(4)	交通機関の30分以上の遅延	交通機関発行の遅延証明書
(5)	重大な災害による登校不能	官公庁発行の被災証明書
(6)	学校・社会教育講座の各種実習・体験等	実習・体験期間証明書
(7)	就職試験（就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー、複数企業の合同説明会、OB・OG訪問等は含まない）	本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書（就職試験の場所、日時を明記、社印が押印されていること）
(8)	他大学大学院入学試験	受験票のコピー
(9)	日本代表としてのスポーツ公式競技への参加	派遣元団体が大学に宛てた公文書
(10)	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭、または裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭の場合、出頭した裁判所での出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」、裁判員に選任された場合、裁判員職務従事期間についての「証明書」
(11)	上記10事項に準ずる事由 ^{注6)}	

* 先修科目については、医師の診断書がある病気・けがによる登校不能についても欠席事由とする。

先修科目とは、ある科目を履修するための条件として、先立って単位を修得しておくことが必要な科目をいう。具体的には、科目設置学科の規定を参照すること。

- 注1) 上記(1)の場合の入院証明書・医師の診断書は、試験を欠席した日の入院・病気・けがを証明する内容であること。
- 注2) 上記(2)に該当した場合には、速やかに所属キャンパスの教務窓口ご連絡し指示を受けること。なお、罹患中に試験を受験した場合には、その試験は無効となる。
- 注3) 上記(2)に該当した場合の医師の診断書において、罹患時と治癒時の受診医療機関が異なった場合は、治癒時の医療機関において「罹患期間についての証明」が受けられない場合があるので注意が必要である。受診医療機関を変更する場合は、罹患時に受診した医療機関が発行する「罹患日記載がある『診断書』」を必ず取得しておくこと。こうすることにより、罹患時に取得した「診断書」と治癒時に受診した医療機関が発行する『治癒日と登校可能日の記載がある「診断書」』の2種類をもって「罹患期間についての証明」とすることが可能となる。
- 注4) 上記(2)に該当した場合の「治癒証明書」の書式は、SPIRIT 教務部ページからダウンロードすること。
- 注5) 3親等以内の血族または姻族とは次を指す。
 血族—父母・子、祖父母・兄弟姉妹・孫、曾祖父母・伯叔父母・甥姪・曾孫
 姻族—配偶者の父母・子の配偶者・配偶者の子（配偶者の前婚における子など）、配偶者の祖父母・配偶者の兄弟、姉妹・孫の配偶者・配偶者の孫（配偶者の前婚における孫など）・兄弟姉妹の配偶者、配偶者の曾祖父母・配偶者の伯叔父母・配偶者の甥姪・曾孫の配偶者・配偶者の曾孫（配偶者の前婚における曾孫など）・甥姪の配偶者・伯叔父母の配偶者
- 注6) 原則として、事前の届出に対して審査を行うので、所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせのこと。

7 試験時間重複特別試験

試験時間に重複が生じた場合（池袋・新座キャンパス間の移動時間不足を含む）は、試験時間重複特別試験を実施する。その場合は、原則として、他学部等の科目を定期試験期間内で受験し、自学部科目を特別試験において受験すること。

1. 受験申請書

受験希望者は、試験日時発表後から試験実施期間開始の1週間前までに、試験時間重複特別試験受験申請書を履修登録状況画面のコピーを添付の上、所属キャンパスの教務窓口へ提出すること。ただし、試験時間が変更されたことによって試験時間に重複が生じた場合は、試験実施日から2日以内に試験時間重複特別試験受験申請書を所属キャンパスの教務窓口へ提出すること。

2. 対象者・試験方法・時間割の発表

対象者・試験方法・時間割は、下記の日程で掲示（11号館1階エントランスホール、新座キャンパスは7号館1階事務部内移動掲示板）、ならびにSPIRIT 教務部ページに発表する。

〈2017年度 試験時間重複特別試験対象者・試験方法・時間割発表〉

春学期末	秋学期末・学年末
2017年8月25日（金）10：00	2018年2月17日（土）10：00

* 掲示による発表は当該科目の開講キャンパスにて行う。

3. 実施期間

試験時間重複特別試験は、次の期間に実施する。

〈2017年度 試験時間重複特別試験 筆記試験・口頭試問実施期間〉

春学期末	秋学期末・学年末
2017年9月5日（火）～11日（月）	2018年3月1日（木）～7日（水）

〈2017年度 試験時間重複特別試験 レポート提出期間〉

春学期末	秋学期末・学年末
2017年9月5日（火）～8日（金）16：00	2018年3月1日（木）～3日（土）12：30

* 試験時間重複特別試験の実施は当該科目の開講キャンパスにて行う。

4. 試験時間重複特別試験（筆記試験）受験についての注意事項

実施要領は **3 筆記試験** に準じる。

なお、試験時間重複特別試験を受験できなかった場合の特別措置は一切行わない。

8 不正行為

試験は、学生各自の科目履修の成果を確認する趣旨のものであり、その趣旨に反する行為は不正行為とみなす。

1. 退室命令

試験中に不正行為とみなされる行為が発見された場合、不正行為者は、試験場から直ちに退室を命ぜられる。

2. 受験資格の喪失

- (1) 受験中に不正行為を行った者は、不正行為以降の全学共通カリキュラム科目、他学部科目等を含むその期の全科目の受験資格（レポート提出資格等を含む）を失う。
- (2) 全学共通カリキュラム英語単位認定試験（以下「全カリ英語単位認定試験」）を受験中に不正行為を行った者は、同日に行われる試験を含め、当該試験期間（6月実施：春学期末試験終了まで、11月実施：秋学期末・学年末試験終了まで）の筆記試験全科目の受験資格を失い、その成績はすべて不合格となる。

VI 試験・成績

3. 当該試験期間 の成績

不正行為者の当該試験期間の成績は以下の通りとする。

- (1) 定期試験期間内筆記試験科目，最終授業時筆記試験科目については，すでに受験した科目を含む全科目の成績を不合格とする。
- (2) 春学期末または秋学期末・学年末試験期間に不正行為を行った場合，6月または11月に受験した全カリ英語単位認定試験の受験資格をさかのぼって失い，合格は取り消される。
- (3) レポート試験科目，平常点科目，口頭試問科目等，原則として定期試験期間内筆記試験，最終授業時筆記試験以外の方法のみによって成績評価を実施する科目については，不正行為以前の成績評価は有効とする。

4. 処分の決定

- (1) 不正行為者の処分は，その者の所属する学部教授会がこれを決定する。
- (2) 処分は，訓告・停学・退学の3種類とする。不正行為の処分は，原則として停学とする。
- (3) 処分決定後は，不正行為以降全ての受験資格を喪失する。

9 成績

1. 成績評価

授業科目の成績は以下の基準に従い，S，A，B，Cを合格，D，欠を不合格とする。

⊖単位を修得した科目の評価を取り消すことはできない。

〈成績の評価〉

評価		評価基準	成績証明書 の表示
合格	S (100～90点)	当該科目の目標をほぼ完全に達成していると認められる	S
	A (89～80点)	当該科目の目標を十分に達成していると認められる	A
	B (79～70点)	当該科目の目標の基幹部分は達成しているものと認められる	B
	C (69～60点)	当該科目の目標のうち最低限は達成していると認められる	C
不合格	D (59～0点)	当該科目の目標に及ばない	表示 されない
	欠席	試験未受験等により評価できないもの ^{注1)}	

注1) 筆記試験・口頭試問を欠席した場合，また試験発表掲示にレポート試験と発表されているレポート（5 レポート の項を参照）を提出しなかった場合は，シラバスに記載された成績評価の割合にかかわらず，成績評価は「欠席」となる。

次のように表示される科目もある。

評価	成績証明書
合格	合
不合格	表示されない
認定	認
Q ^{注1)}	表示されない

注1) 成績確定前に，休学したものおよび在学留学したもの

* 2013年度以降，棄権は廃止

VI 試験・成績

2. 成績の発表

成績は下記の日程で成績参照システムに発表する。電話・メールによる成績の問い合わせには一切応じない。発表時刻等の詳細は成績参照システムで確認すること。

〈成績の発表〉

春学期開講科目	2017年度在籍者 (特別卒業〔9月卒業〕申請者を含む)	2017年9月5日(火)
秋学期開講科目 通年開講科目	卒業合格発表対象者 (在学8学期以上の者)	2018年2月28日(水)
	2018年度在籍者	2018年3月13日(火)
	2018年度在籍者 (2018年度の新年次での発表)	2018年3月28日(水)

〈追試験結果の発表〉

春学期開講科目	2017年度在籍者 (特別卒業〔9月卒業〕申請者を含む)	2017年9月23日(土)
秋学期開講科目 通年開講科目	卒業合格発表対象者 (在学8学期以上の者)	2018年3月13日(火)
	2018年度在籍者	

3. 成績評価調査の申請

成績評価調査制度は、成績評価が間違っていると思われる十分な理由がある場合に、科目担当教員に成績評価に間違いがないか、の確認を求めるとのものであり、成績の再考を求めるとのものではない。調査の申請にあたっては、「成績評価調査申請書」にその理由を詳しく記入し、下記の期間内に所属キャンパスの教務窓口へ提出すること。

* 「成績評価調査申請書」は所属キャンパスの教務窓口で配付する。

〈成績評価調査申請書提出期間〉

2017年度 春学期開講科目	特別卒業〔9月卒業〕申請者	2017年9月5日(火) ～8日(金) 16:00
	2017年度在籍者 (特別卒業〔9月卒業〕申請者を除く)	
2017年度 秋学期開講科目 通年開講科目	卒業合格発表対象者 (在学8学期以上の者)	2018年2月28日(水) ～3月2日(金) 17:00
	2018年度在籍者 (2017年度卒業合格 発表対象者を除く)	2018年3月13日(火) ～16日(金) 17:00

申請期限は遵守すること。

入院等により、期間内に成績評価調査申請書を提出できない場合は、必ず提出期間内に所属キャンパスの教務窓口へ連絡し、指示に従うこと。

1 卒業および学位に関する規定

法学部に4年以上在学して（3年次編入学または転部・転科・転専修した場合は2年以上、2年次に転部・転科した場合は3年以上）、所定の単位を修得した者には、学士（法学科・国際ビジネス法学科は法学、政治学科は政治学）の学位を授与する。

なお、本学の卒業年月日は、当該年度3月31日付とする。

*休学などによる学修中断の期間は、この在学年数には数えられない。詳細は、「VIII 学生証・学籍・学費 2 学籍」を参照。

2 最長在学年数

本学における最長在学年数は8年とする。これを超えて在学することはできない。なお、3年次に編入学または転部・転科・転専修した者は6年、2年次に転部・転科したものは7年とする。

3 卒業合否の発表

卒業合否は2月28日（水）に成績参照システムにて発表する。在学8学期目以降の4年次生は必ず本人が卒業の合否を確認すること。発表時刻等の詳細は成績参照システムで確認すること。

⓪ 電話や電子メールなどでの問い合わせには一切応じない。

4 卒業の延期（希望留年）

1. 希望留年とは

卒業に必要な所定の単位を修得した後も本学に留まり、勉学を継続するため在学（留年）を希望する場合、所定の受付期間に、所定の書式（希望留年願）により、保証人連署をもって願い出で、許可を受けて留年することができる。この場合、卒業は翌年度末まで認められない。この願い出は、原則として取り下げることができないので慎重に行うこと。許可された場合、当該年次に納入すべき所定の学費その他の納入金の全額を納入することになる。なお、特別卒業を申請し、許可された場合、9月19日付で卒業となる。特別卒業に関しては次頁「5 特別卒業」を参照。

2. 希望留年願の
配付

配付期間 2017年12月1日（金）9：00～2018年3月14日（水）17：00

配付窓口 ■文・経済・理・社会・法・経営・異文化コミュニケーションの各学部学生、
グローバル・リベラルアーツ・プログラムの学生
⇒ 池袋キャンパス教務事務センター
■観光・コミュニティ福祉・現代心理の各学部学生
⇒ 新座キャンパス教務事務センター

3. 希望留年願の
受付と許可者
発表

受付期間 2018年2月28日（水）10：00～3月14日（水）17：00

*受付期間以外の申請はっさい受け付けないので注意すること。

*この願い出は、原則として取り下げることができないので慎重に行うこと。

受付窓口 ■文・経済・理・社会・法・経営・異文化コミュニケーションの各学部学生、
グローバル・リベラルアーツ・プログラムの学生
⇒ 池袋キャンパス教務事務センター
■観光・コミュニティ福祉・現代心理の各学部学生
⇒ 新座キャンパス教務事務センター

Ⅶ 卒業に関する事項

許可者発表 2018年3月19日（月）
成績参照システムに発表する。
発表時刻等の詳細は成績参照システムで確認すること。

5 特別卒業

1. 特別卒業（9月卒業）とは

「特別卒業（9月卒業）」とは、以下の6つの条件をすべて満たした学生が、所属学部が行う卒業判定で合格した場合、年度途中の9月19日付で卒業することができる制度である。

〈特別卒業（9月卒業）申請条件〉

1. 所定の受付期間に、所定の書式（特別卒業願）によって保証人連署をもって願い出ていること
2. 学部学生であること
3. 申請時において、在学8学期目以降の学生であること^{*1}
4. 申請時において、所属学部の卒業に必要な単位を、修得または修得見込^{*2}であること
5. 申請学期において、在学中であること^{*3}
6. 申請時において、当該年次の「学費^{*4}その他の納入金」の全額または分納1を納めていること

この願い出は、原則として取り下げることができないので慎重に行うこと。特別卒業願を提出し特別卒業を許可された場合の「学費^{*4}その他の納入金」は、学費^{*4}その他の納入金の2分の1額とする。

- ※1：休学中の期間は、在学年数ならびに在学学期数に含まれない。
- ※2：当該年度春学期科目の修得により、所属学部の卒業に必要な単位を修得する見込がある学生。
- ※3：休学中・停学中でないこと。
- ※4：学費とは、授業料（在籍料を含む）、教育充実費、実験・実習費をいう。
- ※5：特別卒業を許可された場合、許可された時点の学費の納入状況により返金を行うことがある。学費の納入額が特別卒業の申請条件として納入すべき金額に不足する場合は、特別卒業願を受理しない。

2. 特別卒業願の配付

配付期間 2017年6月1日（木）9：00～7月15日（土）12：30
配付窓口 ■文・経済・理・社会・法・経営・異文化コミュニケーションの各学部学生、
グローバル・リベラルアーツ・プログラムの学生
⇒ 池袋キャンパス教務事務センター
■観光・コミュニティ福祉・現代心理の各学部学生
⇒ 新座キャンパス教務事務センター

3. 特別卒業申請受付と許可者発表

受付期間 2017年7月1日（土）9：00～7月15日（土）12：30
*受付期間以外の申請はいっさい受け付けないので注意すること。
*この願い出は、原則として取り下げることができないので慎重に行うこと。
受付窓口 ■文・経済・理・社会・法・経営・異文化コミュニケーションの各学部学生、
グローバル・リベラルアーツ・プログラムの学生
⇒ 池袋キャンパス教務事務センター
■観光・コミュニティ福祉・現代心理の各学部学生
⇒ 新座キャンパス教務事務センター

許可者発表 2017年9月5日（火）
成績参照システムに発表する。
発表時刻等の詳細は成績参照システムで確認すること。

4. 特別卒業式

2017年9月19日（火）
時間については、許可者発表日にあわせて成績参照システムに発表する。

1 学生証

1. 学生証

学生証は、立教大学の学生であることを証明するものである。学生証は、プラスチックカードと通学定期乗車券発行控がセットになっている。請求があった場合にはいつでも提示できるよう、常に携帯すること。

2. 学生番号について

学生番号は固有の番号で、在籍中および卒業後も変わることはない。各種手続きの際に必要なもので正確に覚えること。

1 7 A A 1 2 3 Z		
入学年度	入学時の 学部・学科 (研究科・専攻)	個人番号

3. 有効期間

学生証の有効期限は在籍期間中である。ただし次の場合は学生証（プラスチックカードと通学定期乗車券発行控）を返却しなければならない。

- (1) 卒業・修了・退学・除籍などで学籍を失ったとき。
- (2) 紛失等により再交付を受けたのち、前の学生証が見つかったとき（前の学生証を返却すること）。

4. 貸与・譲渡の禁止

学生証は学生本人を証明する大変重要なものである。学生証を他人に貸与、または譲渡することは固く禁止されており、違反した学生は本学では懲戒の対象となる。なお、複写物の貸与・譲渡についても同様の扱いとなる。

5. 紛失・破損したとき

学生証を紛失・破損した場合や劣化により顔写真が不鮮明な場合は、直ちに下記へ届け出ること。

■文・経済・理・社会・法・経営の各学部・研究科学生、

異文化コミュニケーション学部・異文化コミュニケーション研究科（2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者を除く）の学生、グローバル・リベラルアーツ・プログラムの学生、キリスト教学・法務の各研究科学生

⇒ 池袋キャンパス教務事務センター

■観光・コミュニティ福祉・現代心理の各学部・研究科学生

⇒ 新座キャンパス教務事務センター

■ビジネスデザイン・21世紀社会デザインの各研究科学生、異文化コミュニケーション研究科（2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者）の学生

⇒ 独立研究科事務室

再交付（再交付手数料2,000円^{*}）は2日後（窓口閉室日を除く）になる。

^{*}劣化により顔写真が不鮮明な場合は、現在の学生証と交換（再交付手数料は不要）。

2 学籍

1. 学籍とは

学籍とは、本学に入学することによって取得されるものであり、本学の学生（在籍者）であることを意味する。本学を卒業・修了・退学・除籍となった場合は学籍を喪失する。

2. 在籍と在籍期間

在籍とは、本学に学籍が存在することをいい、その期間を在籍期間という。休学期間は在学年数に算入されないため、在籍期間は、在学状態の期間（在学期間）に休学状態の期間（休学期間）を加えた期間となる。

3. 修業年限と最長在学年数

本学を卒業・修了するために必要な年数(大学院学生の場合は標準的な年数)のことを修業年限という。学部学生が本学を卒業するためには、4年以上在学して(3年次編入学または転部・転科・転専修した場合は2年以上、2年次に転部・転科した場合は3年以上)、所定の単位を修得しなければならない。ただし、最長在学年数を超えて在学することはできない。修業年限と最長在学年数は以下の表のとおりである。

	修業年限	最長在学年数 ^{*1}
学部学生	4年 ^{*2}	8年 ^{*2}
修士課程・博士課程前期課程の大学院学生	2年	4年
博士課程後期課程の大学院学生	3年	6年
専門職学位課程の大学院学生(法務研究科)	3年	6年

※1: 休学期間は最長在学年数には算入されない。休学については「3 休学・復学」を参照すること。

※2: 編入学、学内転部、転科または転専修制度を利用した学生については、教務担当窓口にて確認すること。

4. 在学年数と在学学期数

学部学生の修業年限である「4年以上在学して」を学期に置き換えると、「8学期以上在学して」となり、以下の表のとおりである。

大学院学生についても、所属研究科が定める学位授与の要件において必要とされる在学年数を在学学期数に置き換える場合は、学部学生に準ずる。

年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学学期	1学期	2学期	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期

注意 2009年度以前に休学している学生の2017年4月時点の在学学期数については、教務担当窓口にて確認すること。

3 休学・復学

1. 休学とは

病気その他やむを得ない事由により満2ヶ月以上就学することができないときは、所定の受付期間に、所定の書式(休学願)により、保証人連署をもって願い出て、許可を受けて当該学期間休学することができる。休学中の期間は在学年数に算入しない。なお、休学の理由によっては、その事実を証明する書面の提出を求める場合があるので指示に従うこと。

休学期間は理由の如何を問わず、休学願を提出した時期により以下の表のとおりとする。2学期以上にわたって休学するときは、学期ごとに定められた休学願提出期間内に改めて休学願を提出することが必要である。

休学学期	休学願提出時期	休学期間
2017年度春学期	2017年2月1日(水)～5月31日(水)	2017年9月19日(火)まで
2017年度秋学期	2017年8月1日(火)～12月2日(土)	2018年3月31日(土)まで

2. 復学について

休学した者は、休学期間終了後、自動的に復学となる。なお、復学の時期は以下のとおりである。

復学時期

- 2017年度春学期を休学した場合の復学日 ⇒ 2017年9月20日
- 2017年度秋学期を休学した場合の復学日 ⇒ 2018年4月1日

3. 休学学期と年次の扱いについて

休学中の期間は在学年数に算入しないと同時に、在学学期数にも算入しない。ただし、2010年度以降に休学制度を利用した場合、在学学期数にかかわらず年次は学部学生の場合4年次まで自動的に進む。

〈1学期休学した場合〉～3学期目を休学し、2年次秋学期に復学した場合の例～

年次 学期	1年次		2年次		3年次		4年次		4年次 ^{※3}	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学学期	1学期	2学期	休学	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期 ^{※2}	9学期 ^{※1}

※1・2：卒業の時期については、「4. 卒業・修了の時期について」を参照すること。

※3：学部学生が4年次に卒業できなかった場合は、再度4年次生として在籍することとなる。

注意 2009年度以前の休学は、休学期間にかかわらず年度単位の休学なので注意すること。

2010年度以降は学期単位の休学となるが、2009年度以前に休学した年度について、遡って学期単位の休学とはみなさない。

2009年度以前に休学している学生の2017年4月時点の在学学期数については、教務担当窓口にて確認すること。

4. 卒業・修了の時期について

(1) 学部学生

休学した学生の卒業も、原則として3月31日付となる。ただし春学期で8学期以上在学となる場合は、特別卒業を申請し許可を受けることにより9月19日付で卒業することができる。詳細は「Ⅶ卒業に関する事項 5 特別卒業」を参照すること。

なお、休学中に卒業（特別卒業）はできないので注意すること。

〈1学期休学した場合〉～3学期目を休学し、2年次秋学期に復学した場合の例～

年次 学期	1年次		2年次		3年次		4年次		4年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学学期	1学期	2学期	休学	3学期	4学期	5学期	6学期	7学期	8学期 ^{※2}	9学期 ^{※1}

※1：通常の卒業時期は秋学期の終了日である。

※2：特別卒業を申請し許可された場合の卒業時期は春学期の終了日である。

(2) 博士課程前期課程学生

休学した学生の修了も、原則として3月31日付となる。ただし春学期で4学期以上在学となる場合は、特別修了を申請し許可を受けることにより9月19日付で修了することができる。詳細は「修了に関する事項」を参照すること。

なお、休学中に修了（特別修了）はできないので注意すること。

〈1学期休学した場合〉～2学期目を休学し、2年次春学期に復学した場合の例～

年次 学期	1年次		2年次		3年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
在学学期	1学期	休学	2学期	3学期	4学期 ^{※2}	5学期 ^{※1}

※1：通常の修了時期は秋学期の終了日である。

※2：特別修了を申請し許可された場合の修了時期は春学期の終了日である。

5. 利用回数の上限について

休学制度の利用回数には上限が設けられている。いかなる理由においても上限回数を超過して休学することはできない。学期の初めから休学した場合でも学期の途中から休学した場合でも、いずれも1回と

Ⅷ 学生証・学籍・学費

して計算される。なお、上限回数は通算の休学回数である。2学期間連続して休学した場合や、1学期以上の在学期間をはさみ2学期間休学した場合は、休学回数は2回となる。

	休学制度を利用 できる回数	2007年度以前に 休学制度を利用した回数
学部学生	8回	上限回数に算入しない
修士課程・博士課程前期課程の大学院学生	4回	
博士課程後期課程の大学院学生	6回	
専門職学位課程の大学院学生（法務研究科）	4回	

※1：学内転部、転科または転専修制度を利用し、学部、学科または専修が変更になった場合、変更前の休学回数は変更後の学部、学科または専修に引き継がれる。なお、転部、転科または転専修前の休学が2007年度以前の場合はその限りではない。

※2：本学を退学後、再入学した場合、退学前の休学回数は引き継がれる。なお、退学前の休学が2007年度以前の場合はその限りではない。

※3：本学を卒業・修了・退学した後、選抜試験に合格し、入学（※2の再入学を除く）した場合は、過去に休学した回数は引き継がれない。

注意 2008年度と2009年度に休学した学生の上限回数について

2008年度と2009年度の休学については、2010年度より休学が従来の年度単位から学期単位の制度に変更されたこととともない、年度単位の回数を学期単位の回数に換算する。2008年度または2009年度のいずれかの年度を休学した場合は2回、2008年度と2009年度の両方を休学した場合は4回となるので注意すること。

6. 休学願の配付 ・提出先につ いて

提出時期

■2017年度春学期を休学する場合

⇒ 2017年2月1日（水）9：00～5月31日（水）17：00

■2017年度秋学期を休学する場合

⇒ 2017年8月1日（火）9：00～12月2日（土）12：30

配付・提出窓口

■文・経済・理・社会・法・経営の各学部・研究科学生、

異文化コミュニケーション学部・異文化コミュニケーション研究科（2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者を除く）の学生、グローバル・リベラルアーツ・プログラムの学生、キリスト教学・法務の各研究科学生

⇒ 池袋キャンパス教務事務センター

■観光・コミュニティ福祉・現代心理の各学部・研究科学生

⇒ 新座キャンパス教務事務センター

■ビジネスデザイン・21世紀社会デザインの各研究科学生、異文化コミュニケーション研究科（2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者）の学生

⇒ 独立研究科事務室

7. 休学許可通知 について

休学願を提出し各学部等教授会又は各研究科委員会で許可された場合、本人及び保証人に対して休学許可通知を郵送する。休学の許可についてはこの通知で確認すること。在籍料（「9. 休学中の学費について」参照）等、休学中にかかる諸経費の支払いは、休学許可通知の発送後、別途郵送にて通知するのでその指示に従うこと。

8. 就学の問い合 わせについて

休学している学生に対して、「就学問い合わせ」を郵送する^{*1}。引き続き休学を希望する場合は同封の休学願を、退学を希望する場合は同封の退学願を、必ず締切期日までに提出すること。締切期日は同

Ⅷ 学生証・学籍・学費

封の書簡にて指示する。休学願または退学願を提出しない場合は、休学期間終了後、「2. 復学について」に示す日付をもって自動的に復学となるので注意すること。

休学学期	就学問い合わせの	就学問い合わせの	回答時の提出書類		
	送付時期	回答締切	休学	退学	復学
2017年度春学期	2017年7月末 ^{※3}	2017年8月下旬	休学願	退学願	手続不要
2017年度秋学期	2018年1月末 ^{※4}	2018年2月下旬			

※1：保証人住所宛に郵送する。

※2：外国人留学生で兵役のために休学する場合は例外措置があるので、休学する前に必ず兵役による休学であることを申し出ること。

※3：自己都合で休学した学期の後、間をあげずに派遣留学又は認定校留学に出発する場合は就学問い合わせを送付しない。

※4：2018年1月末時点で当該年次に納入すべき学費及び在籍料の全額または一部が未納の場合、就学問い合わせは当該年次に納入すべき所定の学費及び在籍料の全額を納入した後に発送する。

9. 休学中の学費について

休学願を提出し休学を許可された場合、当該休学学期間の在籍料を除く学費^{※1}を免除する。在籍料は、在籍保証、在籍管理事務の経費として所属学部（学科・専修）・研究科に係らず1学期につき60,000円を、休学した学期ごとに徴収する。なお、休学が許可された場合、許可された時点の学費の納入状況により返金を行うことがある。学費の納入額が休学時に納入すべき金額に満たない場合は、これを徴収する。

休学学期	学費		
	春学期	秋学期	当該年次
春学期	在籍料 (60,000円)	学費の1/2 (在籍料含む) ^{※2}	学費の1/2 (在籍料含む) + 在籍料 (60,000円)
秋学期	学費の1/2 (在籍料含む) ^{※2}	在籍料 (60,000円)	
春学期・秋学期	在籍料 (60,000円)	在籍料 (60,000円)	在籍料 (120,000円)

※1：学費とは、授業料（在籍料を含む）、教育充実費、実験・実習費をいう。

※2：学費の1/2（在籍料含む）とは、1年間に支払う学費の1/2額を意味する。

※3：授業料は在籍料120,000円（半期60,000円）を含むものとする。

※4：その他の納入金は、休学を許可された場合であっても所定の金額を徴収する。

4 退学

1. 退学とは

病気その他の事由により退学しようとする場合は、所定の受付期間に、所定の書式（退学願）により、保証人連署をもって願出で、許可を受けなければならない（学生証を返却のこと）。なお、退学の理由によっては、その事実を証明する書面の提出を求める場合があるので指示に従うこと。

2. 提出時期と学費の減免について

退学願を提出し退学を許可された場合、退学願を提出した時期により学費^{※1}その他の納入金の一部を次のとおり減免する。なお、退学が許可された場合、許可された時点の学費の納入状況により返金を行うことがある。学費の納入額が退学願を提出した時点で退学時に納入すべき金額に不足する場合は、退学願を受理しない。

退学願提出時期	減免額
2017年5月31日(水)まで	学生健康保険互助組合費を除く全額(在籍2年以上) ^{*2}
2017年12月2日(土)まで	学費その他の納入金の1/2(在籍料含む) ^{*3}
2018年3月31日(土)まで	無し ^{*4}

※1：学費とは、授業料(在籍料を含む)、教育充実費、実験・実習費をいう。

※2：法務研究科の大学院学生については学生健康保険互助組合費および法科大学院生教育研究賠償責任保険を除く全額(在籍2年以上)。

※3：納入額は、分納1と同額。

※4：当該年次に納入すべき所定の学費その他の納入金の全額を納入しなければならない。

3. 退学願の配付・提出先について

配付・提出窓口

- 文・経済・理・社会・法・経営の各学部・研究科学生,
異文化コミュニケーション学部・異文化コミュニケーション研究科(2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者を除く)の学生, グローバル・リベラルアーツ・プログラムの学生, キリスト教学・法務の各研究科学生
⇒ 池袋キャンパス教務事務センター
- 観光・コミュニティ福祉・現代心理の各学部・研究科学生
⇒ 新座キャンパス教務事務センター
- ビジネスデザイン・21世紀社会デザインの各研究科学生, 異文化コミュニケーション研究科(2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者)の学生
⇒ 独立研究科事務室

4. 退学許可通知について

退学願を提出し各学部等教授会又は各研究科委員会で許可された場合、本人及び保証人に対して退学許可通知を郵送する。退学の許可についてはこの通知で確認すること。学費の減免に関する手続きが生じる場合は、退学許可通知の発送後、別途郵送にて通知するのでその指示に従うこと。

5 希望留年(学部4年次生のみ)

希望留年については「Ⅶ卒業に関する事項 4 卒業の延期(希望留年)」を参照すること。

6 特別卒業

特別卒業(9月卒業)については「Ⅶ卒業に関する事項 5 特別卒業」を参照すること。

7 特別修了

特別修了(9月修了)については「法学研究科にかかわる事項 12 修了に関する事項」を参照すること。

8 再入学

1. 再入学とは

病気その他の理由で退学した者が再入学を希望するときは、所定の書式により、保証人連署をもって願い出て、年度の始め(4月1日付)に再入学を許可されることがある。再入学を申し出る場合は、再入学する前年度の10月初日(初日が窓口閉室の場合は直後の窓口閉室日)から11月末日(末日が窓口閉室の場合は直前の閉室日)までに所定の書式を提出すること。再入学に必要な所定の書式については下記まで問い合わせること。

2. 再入学に関する問合せ先

- 文・経済・理・社会・法・経営の各学部・研究科学生，異文化コミュニケーション学部・異文化コミュニケーション研究科（2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者を除く）の学生，グローバル・リベラルアーツ・プログラムの学生，キリスト教学・法務の各研究科学生
⇒ 池袋キャンパス教務事務センター
- 観光・コミュニティ福祉・現代心理の各学部・研究科学生
⇒ 新座キャンパス教務事務センター
- ビジネスデザイン・21世紀社会デザインの各研究科学生，異文化コミュニケーション研究科（2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者）の学生
⇒ 独立研究科事務室

9 学費

1. 学費通知の発送

(1) 振込の場合

4月上旬^{*1}に学費の振込用紙を，原則保証人宛に発送する。分納1回目の振込用紙を同封するので，期限までに，納入すること。また，分納1回目納付者には8月上旬^{*2}に分納2回目の振込用紙を発送する。

(2) 口座振替の場合

4月上旬^{*1}に学費の口座振替のお知らせを，原則保証人宛に発送する。分納1回目分を通知するので，振替日の前金融機関営業日までに資金を準備すること。また，分納1回目納付者には8月上旬^{*2}に分納2回目の口座振替のお知らせを発送する。

※1：次の学生へは発送が1ヶ月ほど遅れ，5月上旬に発送する。

1. 前学期（秋学期）休学者
2. 留年者（希望留年者も含む）
3. 文学部教育学科3年次生
4. 理学部物理学科・化学科・生命理学科の2・3・4年次生
5. 大学院前期（修士）課程で所定単位修得者
6. 大学院後期課程で研究指導終了者
7. 法務研究科学生

※2：春学期休学者へは発送が2ヶ月ほど遅れ，10月上旬に発送する。

2. 延納制度

特別な事情により，定められた期限までに納入ができない場合には，事前に財務部経理課まで「学費延納願」を申請すること。「学費延納願」を申請し認められた場合には，納入期限を一定の範囲で延期することができる。

3. 滞納した場合

当該年次に学費の未納がある場合は，除籍となる。

f-Campusとは学習院大学，学習院女子大学，日本女子大学，早稲田大学，本学の5大学間における単位互換制度である。他大学の提供科目一覧，時間割，講義内容（シラバス），学年暦等は，f-Campusホームページ（<http://www.f-campus.org>）にて確認すること。

1 履修登録

1. 履修資格 在学2年目以上の学部学生（2017年度の編入学者を除く正規学生）。
2. 登録可能単位 本学を除く他の4大学合計で年間12単位まで。ただし，4月期の科目登録において選外となった科目の単位数は，9月期の科目登録における登録可能単位に含まれない。
3. 科目登録・登録結果発表
 - (1) 科目登録手順
すべてWebサイトにて行う。具体的な科目登録の手順は，f-Campusホームページで確認のこと。
 - (2) 科目登録期間

時期	登録対象科目	登録期間	結果発表
4月期	春学期開講科目+通年開講科目 +集中講義科目	3月27日（月）12：00～ 4月3日（月）9：30	4月4日（火） 9：30～
9月期	秋学期開講科目+集中講義科目	9月1日（金）12：00～ 11日（月）9：30	9月12日（火） 9：30～

※応募者が定員を超過した場合は抽選を行う。
 - (3) 登録結果発表
f-Campusホームページ上で行う。
4. 登録の取消 科目登録後の取り消しはできない。万が一本学の登録科目と時限重複した場合は，原則として他大学の科目が優先され，本学の科目は取り消される。
5. 履修先大学の特別聴講学生番号の通知 f-Campusホームページによって，登録結果とともに履修先大学の特別聴講学生番号を発表する。他大学での授業出席票や試験等では，この番号が必要となるので，自分で番号を控えるなどして管理すること。

2 授業

授業科目の休講・試験等，授業に関する通知は，f-Campusホームページあるいは掲示板にて確認すること。通知方法は大学によって異なるので注意すること。

交通機関のストライキ・気象警報等にとまなう授業の扱いは，履修先大学の基準による。

3 試験・成績・単位認定

他大学履修科目と本学の履修科目の筆記試験時間に重複が生じた場合，原則として他大学履修科目の筆記試験を優先して受験し，本学の履修科目については所定の期間内に試験時間重複特別試験受験申請の手続きを行ったうえで試験時間重複特別試験を受験すること。試験時間重複特別試験受験申請については「VI 試験・成績 7 試験時間重複特別試験」を参照のこと。

ただし，本学の都合により試験時間重複特別試験を受験できない場合は，科目設置大学の追（未済）

IX 5 大学間単位互換制度

試験等を受験できるよう配慮する場合がある。

成績結果は、成績参照システムにて本学科目とあわせて発表する。

他大学で修得した単位は、所属学部の単位認定方法に従い卒業要件単位として認められる場合があるので、各学科の履修規定で確認すること。

4 学費等

協定に基づき、他大学の提供科目を履修する場合、授業料は免除される。ただし、科目により実習費等が必要な場合は、自己負担となる。

5 その他

1. f-Campus証
科目登録の結果、他大学の履修許可を受けた学生は、所属キャンパスの教務窓口でf-Campus証を受け取ること。f-Campus証が、他大学でのf-Campusの学生であることを証明するものとなる。
2. 施設の利用
協定による特別聴講学生は、履修期間中は履修先大学の定める範囲において、図書館、売店、学生食堂を利用することができる。図書の貸し出しはできない。
その他利用方法等詳細は、各大学の図書館で確認すること。
パソコン教室やLL自習室、体育施設、保養施設等の施設、および許可された科目の履修に関する事項以外の学生サービス等は利用できない。

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 趣旨 | <p>法学研究科特別進学生制度は、研究者を志望する者、社会人となるにあたり専門的に学問を修めたいと考える者、あるいは資格試験の受験を考えている者等のため、法学部4年次及び法学研究科1年次において集中的に研究・勉強を行うことを支援する制度である。</p> <p>本制度を利用した場合、学部4年次に法学研究科前期課程の講義を履修し、前期課程進学後1年で課程を修了することができる。</p> |
| 2. 募集人員 | 10名 |
| 3. 出願資格 | <p>以下の全てを満たすものであること</p> <p>(1) 法学部3年次生(2018年度3月卒業見込みの者)*</p> <p style="padding-left: 20px;">*3年次までに休学期間がある場合、4年次でも出願を認める。</p> <p>(2) 3年次春学期までに法学部専門科目及び他学部専門科目をあわせて60単位以上修得していること</p> |
| 4. 試験実施時期と方法 | <p>試験実施時期：11月(詳細は4月に別途法学部掲示板にて公表する。)</p> <p>選考方法：書類審査*及び面接試験</p> <p>*研究計画書及び成績証明書を必要書類として提出すること。また、TOEIC、TOEFLの成績を証明する書類等、英語その他の外国語の能力を示す資料を任意に提出することができる。</p> |
| 5. 履修登録上限単位数 | 学部4年次に履修する大学院科目は、学部4年次の履修登録上限単位数に含む。 |
| 6. 修得単位の扱い | 学部4年次に修得した大学院科目の単位は、学部卒業要件単位には含まない。 |
| 7. 大学院法学研究科への進学条件 | <p>(1) 法学研究科前期課程科目のうち、特別研究指導A1・A2(各2単位)を含めた12単位以上を修得すること。</p> <p>(2) 学部4年次*の2月に実施する大学院春季入試(口頭試問のみ、筆記試験は免除)を受験して合格すること。</p> <p>*特別進学生に選考された年度の次の年度の学部4年次を指す。特別進学生に選考された後に休学期間がある場合はこの限りでない。</p> |

【注意】

- (1) 特別進学生制度の創設に伴い、特別演習制度は2014年度をもって廃止された。
- (2) 特別進学生が学部4年次に修得した大学院科目の単位は、大学院進学後に修了要件単位として扱う。
- (3) 特別進学生は学部4年次より法学政治学総合演習及び判例研究に出席することができる。

※法学研究科では2018年度にカリキュラム改定を予定している。

学科ごとの
履修規定
専門教育科目表

法学科履修規定

2010～2015年度1年次入学者に適用
2011年度以降2年次転部・転科者に適用
2012年度以降3年次編入・転部・転科者に適用

専門教育科目の特色

現代社会に不可欠な法的思考能力（リーガルマインド）を持ち、組織の運営や制度の構築を担う人材を育成する。そのために、少人数の「基礎文献講読」によって学習の基礎を築いた上で、講義や演習を通じて法学・政治学を幅広く学んでいく。また、法政外国語演習の履修、演習論文・海外研究論文の執筆なども奨励している。

履修にあたっては、「法学部全学生にかかわる事項」もあわせてよく読むこと。

1 卒業要件単位

- (1) 卒業に最低限必要な総単位数は、全学共通カリキュラムの科目（以下、全カリ科目と略称）と専門教育科目の単位をあわせて124単位とする。
- (2) 各科目群（履修区分）ごとに必要単位数が定められており、その内訳は次の通りである。

履修区分		卒業要件単位
全学共通カリキュラム	言語教育科目	10
	総合教育科目	20
専門教育科目	選択科目	82
自由科目		12以上
合 計		124以上

☞ 卒業に必要な全カリ科目の修得は、全学共通カリキュラム履修要項によるものとする。

2 履修区分ごとの履修要領

1. 選択科目区分

* 各科目については後掲の「法学科 専門教育科目表」を参照すること。

- ① 法学科Aの科目の中から32単位を修得すること。
 - ② 法学科A（上記の32単位を超えて修得した単位）、法学科B、演習系科目、演習論文、法学部特別講義（自主講座）、留学認定科目の中から併せて50単位以上修得すること。なお、50単位を超えた修得単位については、自由科目区分に算入することができる。
各科目の履修規定は以下の通りである。各科目について、Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項）の該当する項目またはⅢ-4 履修規定（単位認定） **1 派遣留学制度による単位認定**・**2 認定校留学制度・法学部留学プログラムによる単位認定** も参照すること。
- (1) 海外研究論文
本学国際交流制度による派遣留学・認定校留学をした学生は、「海外研究論文」によって4単位を修得することができる。これによって修得した単位は選択科目（法学科B）として扱う。
 - (2) 演習系科目
 - ① 履修上限
基礎文献講読・法学基礎演習・政治学基礎演習の履修上限はそれぞれ1科目（2単位）である。
 - ② 卒業要件単位への算入上限単位数
演習、特別演習、法学基礎演習、政治学基礎演習、法政外国語演習、基礎文献講読は、選択科目とし、あわせて16単位までを卒業に必要な単位として算入する。16単位を超えて修得した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。
 - (3) 演習論文
演習論文は、選択科目とし、4単位までを卒業に必要な単位として算入する。4単位を超えて修得した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。

なお、演習論文による単位は、演習系科目の卒業要件単位算入上限16単位の枠外とする。

(4) 法学部特別講義（自主講座）

2年次以上の学生には、法学部特別講義（自主講座）による単位修得を認める。これによって修得した単位は4単位を限度として、選択科目区分に算入する。4単位を超えて修得した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。

(5) 留学認定科目

本学国際交流制度による派遣留学生（在学留学生）として外国の大学で修得した科目の単位は、12単位までは選択科目区分に算入する。また、12単位を超えて修得した単位については自由科目区分に算入する。

(6) 社会科学情報処理

「社会科学情報処理」を履修するためには、「統計学」の単位を修得していなければならない。

2. 自由科目区分

①自由科目区分として、12単位以上修得すること。

②自由科目区分には、情報処理入門、日本史概説、世界史概説、各履修区分の卒業要件単位数を超えて修得した科目、他学部科目等、教職関連科目、および5大学間単位互換制度（f-Campus）で修得した科目の単位が算入される。

③教職関連科目は教職課程登録者のみが履修できる。

科目別の履修規定は以下の通りである。

(1) 情報処理入門

配当年次は法学部1年次のみとする。ただし、教職課程に登録している2年次以上の学生で、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（情報機器の操作）を未修得の場合、別途手続きを行うことにより履修を許可する（詳細は、V履修登録 3 履修届出方法 3. 抽選登録 参照）。

3. 随意科目

「情報処理」（2014年度以降廃止）は教職課程登録者のみが履修できる。随意科目であり、修得しても卒業要件単位にならない。

法学科2012～2015年度1年次入学者 卒業要件単位

全学共通カリキュラム	区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
	必修科目	10	言語教育科目 言語A	6
			言語教育科目 言語B	4
	選択科目	20	総合教育科目 立教科目群 立教A（講義系） 立教B（立教ゼミナール）	6
総合教育科目 領域別科目群 領域別A（講義系） 領域別B（文献系）				
選択科目	20	総合教育科目 主題別科目群 主題別A（1, 2, 3, 4, 5） 主題別B	14	
		総合教育科目 スポーツ実習科目群 スポーツプログラム スポーツスタディ		
専 門 教 育 科 目	区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
	選択科目	82	法学科A	32
			法学科A（32単位を超えて修得した単位）	
			法学科B	
			演習系科目 ※1 選択科目・自由科目合わせて16単位まで	
			演習論文 ※2 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	50
			法学部特別講義（自主講座） ※3 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
	留学認定科目 ※選択科目としては12単位まで認定			
	自由科目	12以上	全学共通カリキュラム 【総合教育科目】 選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位および 総合自由科目 【言語教育科目】 言語自由科目	
			専門教育科目 【選択科目】 卒業要件単位数を超えて修得した単位 ただし、※1 演習系科目は、選択科目・自由科目合わせて16単位まで ※2 演習論文は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで ※3 法学部特別講義（自主講座）は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで	計 12～
【自由科目】 情報処理入門、日本史概説、世界史概説				
専門教育科目 【選択科目】 留学認定科目のうち12単位を超えて認定された単位				
他学部科目等				
教職関連科目				
5 大学間単位互換制度（f-Campus）				
合 計	124以上			

- 「随意科目」（全学共通カリキュラム科目を重複履修し2回目以降に単位修得した科目を含む）として指定される科目は、卒業要件単位に含めることはできない。
- 法学部では、全学共通カリキュラム科目の「政治と社会」、「現代社会と法」（2015年度まで開講）、「日本国憲法」、「司法の現在」（2015年度まで開講）を修得しても卒業要件単位とはならない。
- 全学共通カリキュラム科目のうち、全学共通カリキュラム履修要項の開講科目・担当者一覧の備考欄に「法学部所属学生履修不可」とある科目については、法学部に所属する学生は履修できない。

法学科2010・2011年度1年次入学者 卒業要件単位

全学共通カリキュラム	区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
	必修科目	10	言語教育科目 言語A	6
			言語教育科目 言語B	4
	選択科目	20	総合教育科目 総合A 1. 人間の探究 2. 社会への視点 3. 芸術・文化への招待	6
総合教育科目 総合A 4. 心身への着目 5. 自然の理解			4	
総合教育科目全体 【総合A (1, 2, 3)】 6単位を超えて修得した単位 【総合A (4, 5)】 4単位を超えて修得した単位 総合B 領域別A (講義系) 領域別B (文献系) 立教生の学び方 情報実習 スポーツ実習			10	
専門教育科目	区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
	選択科目	82	法学科A	32
			法学科A (32単位を超えて修得した単位)	
			法学科B	
			演習系科目 ※1 選択科目・自由科目合わせて16単位まで	
			演習論文 ※2 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	50
			法学部特別講義 (自主講座) ※3 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
			留学認定科目 ※選択科目としては12単位まで認定	
	自由科目	12以上	全学共通カリキュラム 【総合教育科目】 選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位 【言語教育科目】 言語自由科目	
			専門教育科目 【選択科目】 卒業要件単位数を超えて修得した単位 ただし、※1 演習系科目は、選択科目・自由科目合わせて16単位まで ※2 演習論文は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで ※3 法学部特別講義 (自主講座) は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで	計 12~
【自由科目】 情報処理入門, 日本史概説, 世界史概説				
専門教育科目 【選択科目】 留学認定科目のうち12単位を超えて認定された単位 他学部科目等 教職関連科目 5 大学間単位互換制度 (f-Campus)				
合計	124以上			

- 「随意科目」(全学共通カリキュラム科目を重複履修し2回目以降に単位修得した科目を含む)として指定される科目は、卒業要件単位に含めることはできない。
- 法学部では、全学共通カリキュラム科目の「政治と社会」、「法学の世界」(2011年度まで開講)、「現代社会と法」(2015年度まで開講)、「日本国憲法」、「司法の現在」(2015年度まで開講)を修得しても卒業要件単位とはならない。
- 全学共通カリキュラム科目のうち、全学共通カリキュラム履修要項の開講科目・担当者一覧の備考欄に「法学部所属学生履修不可」とある科目については、法学部に所属する学生は履修できない。

法学科 専門教育科目表

2010～2015年度 1 年次入学者に適用

2011年度以降 2 年次転部・転科者，2012年度以降 3 年次編入学・転部・転科者に適用

科目 コード	科目名	担当者	単位数	開講 学期	配当年次	備 考
選択科目						
法学科A						
EX007	法学入門（その他）	早川吉尚	2	春	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上
EX009	政治学入門（その他）	孫 育庸	2	春	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上
EX016	憲法A（人権）（その他）	原田一明	4	通年	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上 (旧科目名：憲法2)
EX019	憲法B（統治）（その他）	赤坂正浩	2	春	2・3・4	国際ビジネス法学科2年次以上，政治学科2年次以上，法学科3年次以上 (旧科目名：憲法1)
EX021	民法1（その他）	藤澤治奈	4	通年	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上
EX026	民法2（その他）	野澤正充	2	秋	2・3・4	国際ビジネス法学科2年次以上，政治学科2年次以上，法学科3年次以上
EX027	民法3（その他）	山口敬介	4	春	2・3・4	国際ビジネス法学科2年次以上，政治学科2年次以上，法学科3年次以上
EX024	民法4	幡野弘樹	2	春	3・4	
EX034	刑法各論（その他）	林 美月子	4	通年	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上 2016年度以降，2単位から4単位に変更
EX036	刑法総論（その他）	小林憲太郎	4	通年	2・3・4	国際ビジネス法学科2年次以上，政治学科2年次以上，法学科3年次以上
EX041	商法1	高橋美加	4	春	2・3・4	
	手続法概論1		2		2	2017年度以降廃止
	手続法概論2		2		2	2017年度以降廃止
	法政策論		2		1	2017年度以降廃止
EX420	比較憲法	玉 蟲 由 樹	2	春	3・4	
EX071	行政法1	松戸 浩	4	秋	2・3・4	
EX072	行政法2	日野辰哉	4	春	3・4	
EX141	国際法1	岩月直樹	4	通年	2・3・4	
EX142	国際法2	岩月直樹	4	通年	3・4	
EX053	民事訴訟法	杉本和士	4	秋	2・3・4	(旧科目名：民事手続法)
	民事執行・保全法		2		3・4	2018年度より開講
EX080	労働法	神吉知郁子	4	春	2・3・4	
EX160	刑事学	津富 宏	4	春	2・3・4	
EX180	法哲学	瀧川裕英	4	通年	2・3・4	
EX191	法社会学1	濱野 亮	2	秋	2・3・4	
EX192	法社会学2	濱野 亮	2	秋	2・3・4	
選択科目						
法学科B						
EX284	社会調査法（その他）	坂田大輔	2	春	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上
EX025	民法5	幡野弘樹	4	通年	3・4	2014年度以降，2単位から4単位に変更
EX042	商法2	高橋美加	2	秋	3・4	
EX043	商法3	伊沢和平	2	秋	3・4	
EX075	金融取引法1	角 紀代恵	2	春	3・4	
EX076	金融取引法2	天野佳洋	2	春	3・4	
EX057	倒産法	金子宏直	4	通年	3・4	2018年度以降，2単位に変更予定
	紛争解決学		2		3・4	2013年度以降廃止
EX326	国際民事手続法		2	休講	3・4	
EX150	国際私法	早川吉尚	4	通年	3・4	
	国際ビジネス法総合1		4		3・4	2015年度以降廃止
EX323	国際ビジネス法総合1A	長谷川・原田(昌)・高橋(美)・小川(和)	2	春	3・4	国際ビジネス法総合1（4単位）の単位修得者は履修不可
EX324	国際ビジネス法総合1B	神吉・浅妻・東條・小川(和)	2	秋	3・4	国際ビジネス法総合1（4単位）の単位修得者は履修不可
EX325	国際ビジネス法総合2	早川吉尚	2	秋	3・4	

法学科 2010~2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考
	日本の国際法政策		2		3・4	2013年度以降廃止
EX371	環境法1	清水 知佳	2	秋	3・4	
EX372	環境法2	手塚 一郎	2	秋	3・4	
EX060	刑事訴訟法	笹倉 宏紀	4	春	3・4	旧科目名：刑事手続法
EX455	少年法	廣瀬 健二	2	秋	3・4	
	国際労働法		2		3・4	2011年度以降廃止
EX090	社会保障法	神吉 知郁子	2	秋	2・3・4	
EX111	経済法1	早川 雄一郎	2	春	2・3・4	
EX112	経済法2	早川 雄一郎	2	秋	2・3・4	
EX330	国際経済法	東條 吉純	4	春	2・3・4	
	租税法		4		3・4	2014年度以降廃止
EX411	租税法1	浅妻 章如	2	春	2・3・4	租税法（4単位）の単位修得者は履修不可
EX412	租税法2	浅妻 章如	2	秋	2・3・4	租税法（4単位）の単位修得者は履修不可
EX400	知的財産法	長谷川 遼	4	通年	2・3・4	
	現代企業法		2		1	2017年度以降廃止
	英米法		4		2・3・4	2014年度以降廃止
EX121	英米法1	高橋 脩一	2	春	2・3・4	英米法（4単位）の単位修得者は履修不可
EX122	英米法2	溜 箭 将之	2	秋	2・3・4	英米法（4単位）の単位修得者は履修不可
EX310	比較法	松本 英実	2	秋	2・3・4	
EX127	外国法（フランス法）	荻村 慎一郎	2	秋	3・4	過年度の開講状況については、 III-2 履修規定（履修についての注意事項） ① 全体についての注意事項 ③ 重複履修の禁止を参照
EX129	外国法（ドイツ法）	亀岡 倫史	2	春	3・4	
EX172	法制史（西洋法制史）	松本 英実	2	春	2・3・4	
EX174	法制史（日本法制史）	山口 道弘	2	春	2・3・4	
EX463	法学特殊講義（信託法）	折原 誠	2	春	3・4	
EX464	法学特殊講義（金融商品取引法）	河村 賢治	2	秋	3・4	
EX466	法学特殊講義（地方自治法）	早川 和宏	2	春	3・4	
EX475	法学特殊講義（立法学）	伊藤 誠	2	春	3・4	
EX477	法学特殊講義 (International Civil Procedure)	早川 吉尚	2	春	3・4	
EX478	法学特殊講義 (企業のビジネス戦略と契約実務)	石川 文夫	2	春	3・4	
EX472	法学特殊講義（Moot Court）	DOWNES, S.	2	春	3・4	
EX476	法学特殊講義（Moot Court）	DOWNES, S.	2	秋	3・4	
EX201	現代政治理論	川崎 修	4	秋	2・3・4	
EX240	国際政治	竹中 千春	4	通年	2・3・4	
	行政学		2		2・3・4	2014年度以降廃止
EX262	行政学1	原田 久	2	春	2・3・4	行政学（4単位）の単位修得者は履修不可
EX263	行政学2	原田 久	2	秋	2・3・4	行政学（4単位）の単位修得者は履修不可
EX202	日本政治論	薬師寺 克行	4	通年	2・3・4	
EX222	ヨーロッパ政治論	小川 有美	4	春	2・3・4	
EX218	アメリカ政治論	佐々木 卓也	4	春	2・3・4	
EX220	アジア政治論	倉田 徹	4	秋	2・3・4	
EX221	日本政治史	松浦 正孝	4	春	2・3・4	
EX231	日本政治思想史	松田 宏一郎	4	通年	2・3・4	
EX234	欧州政治思想史（その他）	安藤 裕介	4	通年	2・3・4	2年次以上
EX250	政治社会学	久保山 亮	2	春	3・4	
EX275	政治過程論	孫 齐庸	4	通年	2・3・4	2014年度以降、2単位から4単位に変更
EX211	比較政治理論	永田 智成	2	秋	3・4	
EX265	公共政策論		2	休講	3・4	隔年開講
EX261	地方自治	稲垣 浩	2	春	3・4	
EX241	比較政治1		2	休講	3・4	隔年開講
EX242	比較政治2	遠藤 貢	2	秋	3・4	隔年開講
EX243	比較政治3	金子 芳樹	2	秋	3・4	隔年開講
EX350	日本外交論	鈴木 美勝	2	秋	3・4	隔年開講
EX212	国際政治史		2	休講	3・4	隔年開講

法学科 2010～2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考
EX360	平和研究	大串和雄	2	秋	3・4	隔年開講
EX361	社会運動論	中村陽一	4	通年	2・3・4	
EX443	政治学特殊講義（環境政治）	尾内隆之	2	春	3・4	過年度の開講状況については、 Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項） ① 全体についての注意事項 ③ 重複履修の禁止を参照
EX486	会計学	渡辺雅雄	4	通年	3・4	
EX488	財政学	宮崎雅人	4	秋	3・4	
EX487	社会政策論	宮崎理枝	4	通年	3・4	
EX270	経済原論	伊藤宣広	4	通年	2・3・4	
EX480	統計学	今泉忠	4	通年	1・2・3・4	
抽選登録	社会科学情報処理	藏本知子	2	春	2・3・4	各定員48名 統計学の単位修得者のみ履修可 2014年度以降、4単位から2単位に変更
抽選登録	社会科学情報処理	古賀ひろみ	2	秋	2・3・4	
	キャリア意識の形成		2		2	その他登録
EX761	法学部合同講義 （オックスフォード・サマープログラム）	小川(和)・高橋(脩)	4	通年他	2・3・4	その他登録
	法学部特別講義		2		2・3・4	
	自主研究論文		4		4	2015年度以降廃止
	海外研究論文		4		2・3・4	
選択科目						
演習系科目						
	基礎文献講読		2		1	
	法学基礎演習		2		1	
	政治学基礎演習		2		1	
	演習〈2年次〉		2		2	
EX601	演習	赤坂正浩	2	春	3・4	その他登録
EX602		原田一明	4	通年	3・4	その他登録
EX603		藤澤治奈	2	春	2・3・4	その他登録
EX604		藤澤治奈	2	秋	2・3・4	その他登録
EX605		原田昌和	2	春	2・3・4	その他登録
EX606		幡野弘樹	4	通年	2・3・4	その他登録
EX607		角紀代恵	4	通年	2・3・4	その他登録
EX608		山口敬介	2	春	2・3・4	その他登録
EX636		野澤正充	2	秋	2・3・4	その他登録
EX609		林美月子	4	通年	3・4	その他登録
EX610		小林憲太郎	4	通年	3・4	その他登録
EX616		深町晋也	4	通年	3・4	その他登録
EX614		高橋美加	4	通年	3・4	その他登録
EX613		安達栄司	4	通年	2・3・4	その他登録
EX659		河村賢治	2	秋	3・4	その他登録
EX620		神橋一彦	4	通年	3・4	その他登録
EX623		浅妻章如	4	通年	3・4	その他登録
EX625		神吉知郁子	4	通年	2・3・4	その他登録
EX611		長谷川遼	4	通年	2・3・4	その他登録
EX627		早川吉尚	4	通年	3・4	その他登録
EX628		許淑娟	2	春	3・4	その他登録
EX629		岩月直樹	4	通年	2・3・4	その他登録
EX630		東條吉純	4	通年	2・3・4	その他登録
EX632		濱野亮	4	通年	3・4	その他登録
EX634		瀧川裕英	4	通年	3・4	その他登録
EX657		溜箭将之	2	秋	2・3・4	その他登録
EX637		廣瀬健二	2	春	3・4	その他登録
EX638		早川雄一郎	4	通年	3・4	その他登録
EX654		伊藤誠	2	秋	3・4	その他登録
EX626		上野達弘	4	通年	2・3・4	その他登録

法学科 2010~2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考	
EX643	演習	松田 宏一郎	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX631		安藤 裕介	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX656		面 一也	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX615		久保 淳一	4	通年	3・4	その他登録	
EX658		佐藤 智晶	2	春	2・3・4	その他登録	
EX635		土屋 裕子	2	秋	3・4	その他登録	
EX639		細川 幸一	2	春	3	その他登録	
EX640		細川 幸一	2	秋	3	その他登録	
EX644		松浦 正孝	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX646		小川 有美	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX647		佐々木 卓也	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX648		竹中 千春	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX649		倉田 徹	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX645		孫 齊庸	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX650		一ノ瀬 佳也	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX622		薬師丸 正二郎	2	春	2・3・4	その他登録	
EX624		薬師丸 正二郎	2	秋	2・3・4	その他登録	
EX651		家永 真幸	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX655		尾内 隆之	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX641		高橋 和則	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX612		玉置 敦彦	2	春	3・4	その他登録	
EX652		深谷 健	4	通年	3・4	その他登録	
EX633		福岡 万里子	2	秋	2・3・4	その他登録	
EX642		佐藤 俊輔	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX671		関口 康晴	4	通年	2・3・4	その他登録、実務家が担当	
EX672		水野 賢一	4	通年	3・4	その他登録、実務家が担当	
EX673		上條 弘次	4	通年	3・4	その他登録、実務家が担当	
		公法特別演習1		2			2015年度以降廃止
		公法特別演習2		2			2015年度以降廃止
		民事法特別演習		2			2015年度以降廃止
	刑事法特別演習		2			2015年度以降廃止	
	基礎法特別演習		2			2015年度以降廃止	
	政治学特別演習		2			2015年度以降廃止	
EX678	法政外国語演習	PRICE,S.M.	2	秋	2・3・4	その他登録、英語	
EX679		MROCZEK,M.	2	春	3・4	その他登録、英語	
EX680		浪岡 新太郎	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX681		杉田 弘也	2	秋	2・3・4	その他登録、英語	
EX682		澤田 初美	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX684		浅井 亜希	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX685		DOWNES,S.	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX686		DOWNES,S.	2	秋	2・3・4	その他登録、英語	
EX687		DOWNES,S.	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX688		DOWNES,S.	2	秋	2・3・4	その他登録、英語	
EX691		斎藤 かぐみ	2	秋	2・3・4	その他登録、フランス語	
EX692		土田 環	2	春	2・3・4	その他登録、フランス語	
EX693		永田 智成	2	秋	2・3・4	その他登録、スペイン語	
EX694		玉虫 由樹	2	秋	2・3・4	その他登録、ドイツ語	
EX695		王 佩民	2	春	2・3・4	その他登録、中国語	
EX696		王 佩民	2	春	2・3・4	その他登録、中国語	
EX697		王 佩民	2	秋	2・3・4	その他登録、中国語	
EX698		李 聆京	2	秋	2・3・4	その他登録、朝鮮語	
選択科目							
演習論文							
その他	演習論文	角 紀代恵	2	通年他	2・3・4		

法学科(2010~2015年度以降1年次入学者等)

法学科 2010～2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考
その他	演習論文	浅妻章如	2	通年他	3・4	
		松浦正孝	2	通年他	2・3・4	
		孫 齐庸	2	通年他	2・3・4	
		小川有美	2	通年他	2・3・4	
		竹中千春	2	通年他	2・3・4	
		倉田 徹	2	通年他	2・3・4	
自由科目						
EX491	日本史概説	中西 聡	2	秋	1・2・3・4	
EX492	世界史概説	島田 竜登	2	秋	1・2・3・4	
抽選登録	情報処理入門	佐藤 尚	2	春	1	定員各60名、1年次のみ 2年次以上の履修希望者は、 V 履修登録 ③ 履修届出方法 4. 抽選登録を 参照すること。
抽選登録	情報処理入門	佐藤 尚	2	春	1	
抽選登録	情報処理入門	佐藤 尚	2	秋	1	
抽選登録	情報処理入門	佐藤 尚	2	秋	1	
教職関連科目（教職課程登録者のみ履修可）						
AU325	哲学概論1	本郷 朝香	2	春	1・2・3・4	
AU326	哲学概論2	林 文孝	2	秋	1・2・3・4	
AL211	宗教思想1	岩田 成就	2	春	1・2・3・4	
AL212	宗教思想2	岩田 成就	2	秋	1・2・3・4	
	世界史概論1		2			2015年度以前に修得した場合のみ、教職免許取得要件の「教科に関する科目」の対象とする。
	世界史概論2		2			
	日本史概論1		2			
	日本史概論2		2			
	世界史		2			
	日本史		2			
AC407	地理学概説1	執行 一利	2	春	1・2・3・4	
AC408	地理学概説2	森 雅文	2	秋	1・2・3・4	
AC403	自然地理学1	早川 裕弌	2	春	2・3・4	
AC404	自然地理学2	早川 裕弌	2	秋	2・3・4	
AC409	地誌学1	加賀美 雅弘	2	春	1・2・3・4	
AC410	地誌学2	加賀美 雅弘	2	秋	1・2・3・4	
AL201	心理学1	山崎 寛恵	2	春	1・2・3・4	
AL202	心理学2	山崎 寛恵	2	秋	1・2・3・4	
AE320	哲学的人間学	國領 佳樹	2	秋	2・3・4	
AL213	倫理思想	柳堀 素雅子	2	秋	1・2・3・4	
AU327	現代倫理	佐藤 香織	2	秋	2・3・4	
随意科目（教職課程登録者のみ履修可 卒業要件とはならない）						
	情報処理		2		1・2・3・4	2014年度以降廃止

・教職関連科目で科目コードがAからはじまる科目については文学部の履修要項を参照すること。

・次の科目は原則として隔年開講とする。

公共政策論、比較政治1、比較政治2、比較政治3、日本外交論、国際政治史、平和研究

国際ビジネス法学科 履修規定

2010～2015年度1年次入学者に適用
2011年度以降2年次転部・転科者に適用
2012年度以降3年次編入・転部・転科者に適用

専門教育科目の特色

グローバルな法的思考能力（リーガルマインド）を持ち、国際ビジネスに伴う様々な紛争を法的に解決できる人材を育成する。そのために、少人数の「基礎文献講読」によって学習の基礎を築いた上で、講義や演習を通じて法学・政治学を幅広く学んでいく。また、法政外国語演習の履修、演習論文・海外研究論文の執筆なども奨励している。

履修にあたっては、「法学部全学生にかかわる事項」もあわせてよく読むこと。

1 卒業要件単位について

- (1) 卒業に最低限必要な総単位数は、全学共通カリキュラムの科目（以下、全カリ科目と略称）と専門教育科目の単位をあわせて124単位とする。
- (2) 各科目群（履修区分）ごとに必要単位数が定められており、その内訳は次の通りである。

履修区分		卒業要件単位
全学共通カリキュラム	言語教育科目	10
	総合教育科目	20
専門教育科目	選択科目	82
自由科目		12以上
合 計		124以上

☞ 卒業に必要な全カリ科目の修得は、全学共通カリキュラム履修要項によるものとする。

2 履修区分ごとの履修要領

1. 選択科目区分

*各科目については後掲の「国際ビジネス法学科 専門教育科目表」を参照すること。

- ① 国際ビジネス法学科Aの科目の中から32単位を修得すること。
- ② 国際ビジネス法学科A（上記の32単位を超えて修得した単位）、国際ビジネス法学科B、演習系科目、演習論文、法学部特別講義（自主講座）、留学認定科目の中から併せて50単位以上修得すること。なお、50単位を超えた修得単位については、自由科目区分に算入することができる。
各科目の履修規定は以下の通りである。各科目について、Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項）の該当する項目またはⅢ-4 履修規定（単位認定） **1** 派遣留学制度による単位認定・**2** 認定校留学制度・法学部留学プログラムによる単位認定 も参照すること。

(1) 海外研究論文

本学国際交流制度による派遣留学・認定校留学をした学生は、「海外研究論文」によって4単位を修得することができる。これによって修得した単位は選択科目（国際ビジネス法学科B）として扱う。

(2) 演習系科目

① 履修上限

基礎文献講読・法学基礎演習・政治学基礎演習の履修上限はそれぞれ1科目（2単位）である。

② 卒業要件単位への算入上限単位数

演習、特別演習、法学基礎演習、政治学基礎演習、法政外国語演習、基礎文献講読は、選択科目とし、あわせて16単位までを卒業に必要な単位として算入する。16単位を超えて修得した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。

(3) 演習論文

演習論文は、選択科目とし、4単位までを卒業に必要な単位として算入する。4単位を超えて修得

した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。

なお、演習論文による単位は、演習系科目の卒業要件単位算入上限16単位の枠外とする。

(4) 法学部特別講義（自主講座）

2年次以上の学生には、法学部特別講義（自主講座）による単位修得を認める。これによって修得した単位は4単位を限度として、選択科目区分に算入する。4単位を超えて修得した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。

(5) 留学認定科目

本国国際交流制度による派遣留学生（在学留学生）として外国の大学で修得した科目の単位は、2011年度以前入学者は12単位まで、2012年度以降入学者は20単位までを選択科目区分に算入する。12単位または20単位を超えて修得した単位については自由科目区分に算入する。

(6) 社会科学情報処理

「社会科学情報処理」を履修するためには、「統計学」の単位を修得していなければならない。

2. 国際ビジネス法学科所属学生による留学に対する単位認定（2012年度以降入学者に適用）

海外留学を通じて外国語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、ビジネス感覚を身に着けるプログラムへ参加することで国際的な視野を広げることは、国際ビジネス法学科の教育目標である「国際舞台で通用する法知識とセンスの涵養」をはかる上で、とりわけ重要である。当該目標に則した留学を奨励するため、派遣留学制度または認定校留学制度を利用して留学し（在学留学）、外国の大学で単位を修得した者については、それらの科目の単位につき、全学科に共通する規定（Ⅲ-4 履修規定（単位認定）① 派遣留学制度による単位認定・② 認定校留学制度・法学部留学プログラムによる単位認定）に加え、以下の基準に従い、卒業要件単位として認定する。

(1) 外国語能力の向上を目的とする科目について、専門教育科目選択科目留学認定科目として認定する。ただし、留学認定科目に算入できるのは10単位を上限とする。

(2) 社会科学、ビジネス・キャリアに広く関係する科目について、専門教育科目選択科目留学認定科目として認定する。

(3) インターン・ボランティア等に関連する科目について、その活動時間や内容に応じて専門教育科目選択科目留学認定科目として認定する。

(4) (1)～(3)により専門教育科目選択科目留学認定科目として認定できるのは、合計で20単位を上限とする。これを超える単位については、専門教育科目自由科目として認定する。

3. 自由科目区分

①自由科目区分として、12単位以上修得すること。

②自由科目区分には、情報処理入門、日本史概説、世界史概説、各履修区分の卒業要件単位数を超えて修得した科目、他学部科目等、教職関連科目、および5大学間単位互換制度（f-Campus）で修得した科目の単位が算入される。

③教職関連科目は教職課程登録者のみが履修できる。

科目別の履修規定は以下の通りである。

(1) 情報処理入門

配当年次は法学部1年次のみとする。ただし、教職課程に登録している2年次以上の学生で、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（情報機器の操作）を未修得の場合、別途手続きを行うことにより履修を許可する（詳細は、Ⅴ履修登録③履修届出方法 3. 抽選登録参照）。

4. 随意科目

「情報処理」（2014年度以降廃止）は教職課程登録者のみが履修できる。随意科目であり、修得しても卒業要件単位にならない。

国際ビジネス法学科2012～2015年度1年次入学者 卒業要件単位

全学共通カリキュラム	区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
	必修科目	10	言語教育科目 言語A	6
			言語教育科目 言語B	4
	選択科目	20	総合教育科目 立教科目群 立教A (講義系) 立教B (立教ゼミナール)	6
総合教育科目 領域別科目群 領域別A (講義系) 領域別B (文献系)				
		総合教育科目 主題別科目群 主題別A (1, 2, 3, 4, 5) 主題別B	14	
		総合教育科目 スポーツ実習科目群 スポーツプログラム スポーツスタディ		
専門教育科目	区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
	選択科目	82	国際ビジネス法学科A	32
			国際ビジネス法学科A (32単位を超えて修得した単位)	50
			国際ビジネス法学科B	
			演習系科目 ※1 選択科目・自由科目合わせて16単位まで	
			演習論文 ※2 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
			法学部特別講義 (自主講座) ※3 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
			留学認定科目 ※選択科目としては20単位まで認定	
	自由科目	12以上	全学共通カリキュラム 【総合教育科目】 選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位および 総合自由科目 【言語教育科目】 言語自由科目	計 12～
			専門教育科目 【選択科目】 卒業要件単位数を超えて修得した単位 ただし、※1 演習系科目は、選択科目・自由科目合わせて16単位まで ※2 演習論文は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで ※3 法学部特別講義 (自主講座) は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
【自由科目】 情報処理入門, 日本史概説, 世界史概説				
専門教育科目 【選択科目】 留学認定科目のうち20単位を超えて認定された単位 他学部科目等 教職関連科目 5 大学間単位互換制度 (f-Campus)				
合計	124以上			

- 「随意科目」(全学共通カリキュラム科目を重複履修し2回目以降に単位修得した科目を含む)として指定される科目は、卒業要件単位に含めることはできない。
- 法学部では、全学共通カリキュラム科目の「政治と社会」, 「現代社会と法」(2015年度まで開講), 「日本国憲法」, 「司法の現在」(2015年度まで開講)を修得しても卒業要件単位とはならない。
- 全学共通カリキュラム科目のうち、全学共通カリキュラム履修要項の開講科目・担当者一覧の備考欄に「法学部所属学生履修不可」とある科目については、法学部に所属する学生は履修できない。

国際ビジネス法学科2010・2011年度1年次入学者 卒業要件単位

区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
全学共通カリキュラム	必修科目	言語教育科目 言語A	6
		言語教育科目 言語B	4
	選択科目	総合教育科目 総合A 1. 人間の探究 2. 社会への視点 3. 芸術・文化への招待	6
		総合教育科目 総合A 4. 心身への着目 5. 自然の理解	4
		総合教育科目全体 【総合A (1, 2, 3)】 6単位を超えて修得した単位 【総合A (4, 5)】 4単位を超えて修得した単位 総合B 領域別A (講義系) 領域別B (文献系) 立教生の学び方 情報実習 スポーツ実習	10
合計	124以上		
区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
専門 教育 科目	選択科目	国際ビジネス法学科A	32
		国際ビジネス法学科A (32単位を超えて修得した単位)	50
		国際ビジネス法学科B	
		演習系科目 ※1 選択科目・自由科目合わせて16単位まで	
		演習論文 ※2 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
		法学部特別講義 (自主講座) ※3 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
	留学認定科目 ※選択科目としては12単位まで認定		
自由科目	12以上	全学共通カリキュラム 【総合教育科目】 選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位 【言語教育科目】 言語自由科目	計 12~
		専門教育科目 【選択科目】 卒業要件単位数を超えて修得した単位 ただし、※1 演習系科目は、選択科目・自由科目合わせて16単位まで ※2 演習論文は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで ※3 法学部特別講義 (自主講座) は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
		【自由科目】 情報処理入門, 日本史概説, 世界史概説	
		専門教育科目 【選択科目】 留学認定科目のうち12単位を超えて認定された単位	
		他学部科目等	
		教職関連科目	
		5 大学間単位互換制度 (f-Campus)	
合計	124以上		

- 「随意科目」(全学共通カリキュラム科目を重複履修し2回目以降に単位修得した科目を含む)として指定される科目は、卒業要件単位に含めることはできない。
- 法学部では、全学共通カリキュラム科目の「政治と社会」、「法学の世界」(2011年度まで開講)、「現代社会と法」(2015年度まで開講)、「日本国憲法」、「司法の現在」(2015年度まで開講)を修得しても卒業要件単位とはならない。
- 全学共通カリキュラム科目のうち、全学共通カリキュラム履修要項の開講科目・担当者一覧の備考欄に「法学部所属学生履修不可」とある科目については、法学部に所属する学生は履修できない。

国際ビジネス法学科 専門教育科目表

2010～2015年度 1 年次入学者に適用

2011年度以降 2 年次転部・転科者, 2012年度以降 3 年次編入学・転部・転科者 に適用

科目 コード	科目名	担当者	単位数	開講 学期	配当年次	備 考
選択科目						
国際ビジネス法学科A						
EX007	法学入門 (その他)	早 川 吉 尚	2	春	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年, 政治学科全学年, 法学科2年以上
EX009	政治学入門 (その他)	孫 齊 庸	2	春	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年, 政治学科全学年, 法学科2年以上
EX016	憲法A (人権) (その他)	原 田 一 明	4	通年	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年, 政治学科全学年, 法学科2年以上 (旧科目名: 憲法2)
EX019	憲法B (統治) (その他)	赤 坂 正 浩	2	春	2・3・4	国際ビジネス法学科2年以上, 政治学科2年以上, 法学科3年以上 (旧科目名: 憲法1)
EX021	民法1 (その他)	藤 澤 治 奈	4	通年	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年, 政治学科全学年, 法学科2年以上
EX026	民法2 (その他)	野 澤 正 充	2	秋	2・3・4	国際ビジネス法学科2年以上, 政治学科2年以上, 法学科3年以上
EX027	民法3 (その他)	山 口 敬 介	4	春	2・3・4	国際ビジネス法学科2年以上, 政治学科2年以上, 法学科3年以上
EX024	民法4	幡 野 弘 樹	2	春	3・4	
EX034	刑法各論 (その他)	林 美 月 子	4	通年	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年, 政治学科全学年, 法学科2年以上 2016年度以降, 2単位から4単位に変更
EX036	刑法総論 (その他)	小 林 憲 太 郎	4	通年	2・3・4	国際ビジネス法学科2年以上, 政治学科2年以上, 法学科3年以上
EX041	商法1	高 橋 美 加	4	春	2・3・4	
EX042	商法2	高 橋 美 加	2	秋	3・4	
EX043	商法3	伊 沢 和 平	2	秋	3・4	
	手続法概論1		2		2	2017年度以降廃止
	手続法概論2		2		2	2017年度以降廃止
	現代企業法		2		1	2017年度以降廃止
EX057	倒産法	金 子 宏 直	4	通年	3・4	2018年度以降, 2単位に変更予定
EX150	国際私法	早 川 吉 尚	4	通年	3・4	
	国際ビジネス法総合1		4		3・4	2015年度以降廃止
EX323	国際ビジネス法総合1A	長谷川・原田(昌)・高橋(美)・小川(和)	2	春	3・4	国際ビジネス法総合1 (4単位) の単位修得者は履修不可
EX324	国際ビジネス法総合1B	神吉・浅妻・東條・小川(和)	2	秋	3・4	国際ビジネス法総合1 (4単位) の単位修得者は履修不可
EX325	国際ビジネス法総合2	早 川 吉 尚	2	秋	3・4	
	民事執行・保全法		2		3・4	2018年度より開講
EX080	労働法	神 吉 知 郁 子	4	春	2・3・4	
EX111	経済法1	早 川 雄 一 郎	2	春	2・3・4	
EX112	経済法2	早 川 雄 一 郎	2	秋	2・3・4	
EX330	国際経済法	東 條 吉 純	4	春	2・3・4	
	租税法		4		3・4	2014年度以降廃止
EX411	租税法1	浅 妻 章 如	2	春	2・3・4	租税法 (4単位) の単位修得者は履修不可
EX412	租税法2	浅 妻 章 如	2	秋	2・3・4	租税法 (4単位) の単位修得者は履修不可
EX400	知的財産法	長 谷 川 遼	4	通年	2・3・4	
	英米法		4		3・4	2014年度以降廃止
EX121	英米法1	高 橋 脩 一	2	春	2・3・4	英米法 (4単位) の単位修得者は履修不可
EX122	英米法2	溜 箭 将 之	2	秋	2・3・4	英米法 (4単位) の単位修得者は履修不可
選択科目						
国際ビジネス法学科B						
EX420	比較憲法	玉 蟲 由 樹	2	春	3・4	
EX071	行政法1	松 戸 浩	4	秋	2・3・4	
EX072	行政法2	日 野 辰 哉	4	春	3・4	
EX141	国際法1	岩 月 直 樹	4	通年	2・3・4	
EX142	国際法2	岩 月 直 樹	4	通年	3・4	

国際ビジネス法学科 (2010～2015年度 1 年次入学者等)

国際ビジネス法学科 2010～2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考
	日本の国際法政策		2		3・4	2013年度以降廃止
	法政策論		2		1	2017年度以降廃止
EX371	環境法1	清水 知佳	2	秋	3・4	
EX372	環境法2	手塚 一郎	2	秋	3・4	
EX025	民法5	幡野 弘樹	4	通年	3・4	2014年度以降, 2単位から4単位に変更
EX075	金融取引法1	角 紀代恵	2	春	3・4	
EX076	金融取引法2	天野 佳洋	2	春	3・4	
EX053	民事訴訟法	杉本 和士	4	秋	2・3・4	(旧科目名: 民事手続法)
	紛争解決学		2		3・4	2013年度以降廃止
EX326	国際民事手続法		2	休講	3・4	
EX060	刑事訴訟法	笹倉 宏紀	4	春	3・4	(旧科目名: 刑事手続法)
EX160	刑事学	津富 宏	4	春	2・3・4	
EX455	少年法	廣瀬 健二	2	秋	3・4	
	国際労働法		2		3・4	2011年度以降廃止
EX090	社会保障法	神吉 知郁子	2	秋	2・3・4	
EX180	法哲学	瀧川 裕英	4	通年	2・3・4	
EX191	法社会学1	濱野 亮	2	春	2・3・4	
EX192	法社会学2	濱野 亮	2	秋	2・3・4	
EX310	比較法	松本 英実	2	秋	2・3・4	
EX127	外国法(フランス法)	荻村 慎一郎	2	秋	3・4	過年度の開講状況については、 Ⅲ-2 履修規定(履修についての注意事項) ① 全体についての注意事項 3. 重複履修の禁止を参照
EX129	外国法(ドイツ法)	亀岡 倫史	2	春	3・4	
EX172	法制史(西洋法制史)	松本 英実	2	春	2・3・4	
EX174	法制史(日本法制史)	山口 道弘	2	春	2・3・4	
EX463	法学特殊講義(信託法)	折原 誠	2	春	3・4	
EX464	法学特殊講義(金融商品取引法)	河村 賢治	2	秋	3・4	
EX466	法学特殊講義(地方自治法)	早川 和宏	2	春	3・4	
EX475	法学特殊講義(立法学)	伊藤 誠	2	春	3・4	
EX477	法学特殊講義 (International Civil Procedure)	早川 吉尚	2	春	3・4	
EX478	法学特殊講義 (企業のビジネス戦略と契約実務)	石川 文夫	2	春	3・4	
EX472	法学特殊講義(Moot Court)	DOWNES, S.	2	春	3・4	
EX476	法学特殊講義(Moot Court)	DOWNES, S.	2	秋	3・4	
EX201	現代政治理論	川崎 修	4	秋	2・3・4	
EX240	国際政治	竹中 千春	4	通年	2・3・4	
	行政学		2		2・3・4	2014年度以降廃止
EX262	行政学1	原田 久	2	春	2・3・4	行政学(4単位)の単位修得者は履修不可
EX263	行政学2	原田 久	2	秋	2・3・4	行政学(4単位)の単位修得者は履修不可
EX202	日本政治論	薬師寺 克行	4	通年	2・3・4	
EX222	ヨーロッパ政治論	小川 有美	4	春	2・3・4	
EX218	アメリカ政治論	佐々木 卓也	4	春	2・3・4	
EX220	アジア政治論	倉田 徹	4	秋	2・3・4	
EX221	日本政治史	松浦 正孝	4	春	2・3・4	
EX231	日本政治思想史	松田 宏一郎	4	通年	2・3・4	
EX234	欧州政治思想史(その他)	安藤 裕介	4	通年	2・3・4	2年次以上
EX250	政治社会学	久保山 亮	2	春	3・4	
EX275	政治過程論	孫 齊庸	4	通年	2・3・4	2014年度以降, 2単位から4単位に変更
EX211	比較政治理論	永田 智成	2	秋	3・4	
EX265	公共政策論		2	休講	3・4	隔年開講
EX261	地方自治	稲垣 浩	2	春	3・4	
EX241	比較政治1		2	休講	3・4	隔年開講
EX242	比較政治2	遠藤 貢	2	秋	3・4	隔年開講
EX243	比較政治3	金子 芳樹	2	秋	3・4	隔年開講
EX350	日本外交論	鈴木 美勝	2	秋	3・4	隔年開講
EX212	国際政治史		2	休講	3・4	隔年開講
EX360	平和研究	大串 和雄	2	秋	3・4	隔年開講
EX361	社会運動論	中村 陽一	4	通年	2・3・4	

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考
EX443	政治学特殊講義（環境政治）	尾内 隆之	2	春	3・4	過年度の開講状況については、 Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項） ① 全体についての注意事項 ③ 重複履修の禁止を参照
EX486	会計学	渡辺 雅雄	4	通年	3・4	
EX488	財政学	宮崎 雅人	4	秋	3・4	
EX487	社会政策論	宮崎 理枝	4	通年	3・4	
EX270	経済原論	伊藤 宣広	4	通年	2・3・4	
EX480	統計学	今泉 忠	4	通年	1・2・3・4	
EX284	社会調査法（その他）	坂田 大輔	2	春	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年 法学科2年次以上
抽選登録	社会科学情報処理	藏本 知子	2	春	2・3・4	各定員48名 統計学の単位修得者のみ履修可 2014年度以降，4単位から2単位に変更
抽選登録	社会科学情報処理	古賀 ひろみ	2	秋	2・3・4	
	キャリア意識の形成		2		2	その他登録
EX761	法学部合同講義 （オックスフォード・サマープログラム）	小川(和)・高橋(脩)	4	通年他	2・3・4	その他登録
	法学部特別講義		2		2・3・4	
	自主研究論文		4		4	2015年度以降廃止
	海外研究論文		4		2・3・4	
選択科目						
演習系科目						
	基礎文献講読		2		1	
	法学基礎演習		2		1	
	政治学基礎演習		2		1	
	演習（2年次）		2		2	
EX601	演習	赤坂 正浩	2	春	3・4	その他登録
EX602		原田 一明	4	通年	3・4	その他登録
EX603		藤澤 治奈	2	春	2・3・4	その他登録
EX604		藤澤 治奈	2	秋	2・3・4	その他登録
EX605		原田 昌和	2	春	2・3・4	その他登録
EX606		幡野 弘樹	4	通年	2・3・4	その他登録
EX607		角 紀代恵	4	通年	2・3・4	その他登録
EX608		山口 敬介	2	春	2・3・4	その他登録
EX636		野澤 正充	2	秋	2・3・4	その他登録
EX609		林 美月子	4	通年	3・4	その他登録
EX610		小林 憲太郎	4	通年	3・4	その他登録
EX616		深町 晋也	4	通年	3・4	その他登録
EX614		高橋 美加	4	通年	3・4	その他登録
EX613		安達 栄司	4	通年	2・3・4	その他登録
EX659		河村 賢治	2	秋	3・4	その他登録
EX620		神橋 一彦	4	通年	3・4	その他登録
EX623		浅妻 章如	4	通年	3・4	その他登録
EX625		神吉 知郁子	4	通年	2・3・4	その他登録
EX611		長谷川 遼	4	通年	2・3・4	その他登録
EX627		早川 吉尚	4	通年	3・4	その他登録
EX628		許 淑娟	2	春	3・4	その他登録
EX629		岩月 直樹	4	通年	2・3・4	その他登録
EX630		東條 吉純	4	通年	2・3・4	その他登録
EX632		濱野 亮	4	通年	3・4	その他登録
EX634		瀧川 裕英	4	通年	3・4	その他登録
EX657		溜 箭将之	2	秋	2・3・4	その他登録
EX637		廣瀬 健二	2	春	3・4	その他登録
EX638		早川 雄一郎	4	通年	3・4	その他登録
EX654		伊藤 誠	2	秋	3・4	その他登録
EX626		上野 達弘	4	通年	2・3・4	その他登録
EX643		松田 宏一郎	4	通年	2・3・4	その他登録

国際ビジネス法学科 2010～2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考	
EX631	演習	安藤 裕介	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX656		面 一也	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX615		久保 淳一	4	通年	3・4	その他登録	
EX658		佐藤 智晶	2	春	2・3・4	その他登録	
EX635		土屋 裕子	2	秋	3・4	その他登録	
EX639		細川 幸一	2	春	3	その他登録	
EX640		細川 幸一	2	秋	3	その他登録	
EX644		松浦 正孝	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX646		小川 有美	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX647		佐々木 卓也	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX648		竹中 千春	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX649		倉田 徹	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX645		孫 齊庸	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX650		一ノ瀬 佳也	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX622		薬師丸 正二郎	2	春	2・3・4	その他登録	
EX624		薬師丸 正二郎	2	秋	2・3・4	その他登録	
EX651		家 永 真幸	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX655		尾内 隆之	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX641		高橋 和則	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX612		玉置 敦彦	2	春	3・4	その他登録	
EX652		深谷 健	4	通年	3・4	その他登録	
EX633		福岡 万里子	2	秋	2・3・4	その他登録	
EX642		佐藤 俊輔	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX671		関口 康晴	4	通年	2・3・4	その他登録, 実務家が担当	
EX672		水野 賢一	4	通年	3・4	その他登録, 実務家が担当	
EX673		上條 弘次	4	通年	3・4	その他登録, 実務家が担当	
		公法特別演習 1		2			2015年度以降廃止
		公法特別演習 2		2			2015年度以降廃止
		民事法特別演習		2			2015年度以降廃止
		刑事法特別演習		2			2015年度以降廃止
	基礎法特別演習		2			2015年度以降廃止	
	政治学特別演習		2			2015年度以降廃止	
EX678	法政外国語演習	PRICE,S.M.	2	秋	2・3・4	その他登録, 英語	
EX679		MROCKEK,M.	2	春	3・4	その他登録, 英語	
EX680		浪岡 新太郎	2	春	2・3・4	その他登録, 英語	
EX681		杉田 弘也	2	秋	2・3・4	その他登録, 英語	
EX682		澤田 初美	2	春	2・3・4	その他登録, 英語	
EX684		浅井 亜希	2	春	2・3・4	その他登録, 英語	
EX685		DOWNES,S.	2	春	2・3・4	その他登録, 英語	
EX686		DOWNES,S.	2	秋	2・3・4	その他登録, 英語	
EX687		DOWNES,S.	2	春	2・3・4	その他登録, 英語	
EX688		DOWNES,S.	2	秋	2・3・4	その他登録, 英語	
EX691	法政外国語演習	斎藤 かぐみ	2	秋	2・3・4	その他登録, フランス語	
EX692		土田 環	2	春	2・3・4	その他登録, フランス語	
EX693		永田 智成	2	秋	2・3・4	その他登録, スペイン語	
EX694		玉虫 由樹	2	秋	2・3・4	その他登録, ドイツ語	
EX695		王 佩民	2	春	2・3・4	その他登録, 中国語	
EX696		王 佩民	2	春	2・3・4	その他登録, 中国語	
EX697		王 佩民	2	秋	2・3・4	その他登録, 中国語	
EX698		李 聆京	2	秋	2・3・4	その他登録, 朝鮮語	
選択科目							
演習論文							
その他	演習論文	角 紀代恵	2	通年他	2・3・4		
		浅妻 章如	2	通年他	3・4		
		松浦 正孝	2	通年他	2・3・4		

国際ビジネス法学科 2010～2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考
その他	演習論文	孫 斉 庸	2	通年他	2・3・4	
		小 川 有 美	2	通年他	2・3・4	
		竹 中 千 春	2	通年他	2・3・4	
		倉 田 徹	2	通年他	2・3・4	
自由科目						
EX491	日本史概説	中 西 聡	2	秋	1・2・3・4	
EX492	世界史概説	島 田 竜 登	2	秋	1・2・3・4	
抽選登録	情報処理入門	佐 藤 尚	2	春	1	定員各60名、1年次のみ 2年次以上の履修希望者は、 V 履修登録 ③ 履修届出方法 4. 抽選登録 を参照すること。
抽選登録	情報処理入門	佐 藤 尚	2	春	1	
抽選登録	情報処理入門	佐 藤 尚	2	秋	1	
抽選登録	情報処理入門	佐 藤 尚	2	秋	1	
教職関連科目（教職課程登録者のみ履修可）						
AU325	哲学概論1	本 郷 朝 香	2	春	1・2・3・4	2015年度以前に修得した場合のみ、教職免許取得要件の「教科に関する科目」の対象とする。
AU326	哲学概論2	林 文 孝	2	秋	1・2・3・4	
AL211	宗教思想1	岩 田 成 就	2	春	1・2・3・4	
AL212	宗教思想2	岩 田 成 就	2	秋	1・2・3・4	
	世界史概論1		2			
	世界史概論2		2			
	日本史概論1		2			
	日本史概論2		2			
	世界史		2			
	日本史		2			
AC407	地理学概説1	執 行 一 利	2	春	1・2・3・4	
AC408	地理学概説2	森 雅 文	2	秋	1・2・3・4	
AC403	自然地理学1	早 川 裕 弌	2	春	2・3・4	
AC404	自然地理学2	早 川 裕 弌	2	秋	2・3・4	
AC409	地誌学1	加賀美 雅 弘	2	春	1・2・3・4	
AC410	地誌学2	加賀美 雅 弘	2	秋	1・2・3・4	
AL201	心理学1	山 崎 寛 恵	2	春	1・2・3・4	
AL202	心理学2	山 崎 寛 恵	2	秋	1・2・3・4	
AE320	哲学的人間学	國 領 佳 樹	2	秋	2・3・4	
AL213	倫理思想	柳 堀 素雅子	2	秋	1・2・3・4	
AU327	現代倫理	佐 藤 香 織	2	秋	2・3・4	
随意科目（教職課程登録者のみ履修可 卒業要件とはならない）						
	情報処理		2		1・2・3・4	2014年度以降廃止

・教職関連科目で科目コードがAからはじまる科目については文学部の履修要項を参照すること。

・次の科目は原則として隔年開講とする。

公共政策論，比較政治1，比較政治2，比較政治3，日本外交論，国際政治史，平和研究

政治学科履修規定

2010～2015年度1年次入学者に適用

2011年度以降2年次転部・転科者に適用

2012年度以降3年次編入・転部・転科者に適用

専門教育科目の特色

グローバル化する現代社会の多様な問題について、政治的視座から読み解き、対処できる人材を育成する。そのために、少人数の「基礎文献講読」によって学習の基礎を築いた上で、講義や演習を通じて法学・政治学を幅広く学んでいく。また、法政外国語演習の履修、演習論文・海外研究論文の執筆なども奨励している。

履修にあたっては、「法学部全学生にかかわる事項」もあわせてよく読むこと。

1 卒業要件単位について

- (1) 卒業に最低限必要な総単位数は、全学共通カリキュラムの科目（以下、全カリ科目と略称）と専門教育科目の単位をあわせて124単位とする。
- (2) 各科目群（履修区分）ごとに必要単位数が定められており、その内訳は次の通りである。

履修区分		卒業要件単位
全学共通カリキュラム	言語教育科目	10
	総合教育科目	20
専門教育科目	選択科目区分	82
自由科目		12以上
合 計		124以上

☞ 卒業に必要な全カリ科目の修得は、全学共通カリキュラム履修要項によるものとする。

2 履修区分ごとの履修要領

1. 選択科目区分

*各科目については後掲の「政治学科 専門教育科目表」を参照すること。

- ① 政治学科Aの科目の中から32単位を修得すること。
- ② 政治学科A（上記の32単位を超えて修得した単位）、政治学科B、演習系科目、演習論文、法学部特別講義（自主講座）、留学認定科目の中から併せて50単位以上修得すること。なお、50単位を超えた修得単位については、自由科目区分に算入することができる。

各科目の履修規定は以下の通りである。各科目について、Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項）の該当する項目またはⅢ-4 履修規定（単位認定） **1 派遣留学制度による単位認定**・

2 認定校留学制度・法学部留学プログラムによる単位認定 も参照すること。

(1) 海外研究論文

本学国際交流制度による派遣留学・認定校留学をした学生は、「海外研究論文」によって4単位を修得することができる。これによって修得した単位は選択科目（政治学科B）として扱う。

(2) 演習系科目

① 履修上限

基礎文献講読・法学基礎演習・政治学基礎演習の履修上限はそれぞれ1科目（2単位）である。

② 卒業要件単位への算入上限単位数

演習、特別演習、法学基礎演習、政治学基礎演習、法政外国語演習、基礎文献講読は、選択科目とし、あわせて16単位までを卒業に必要な単位として算入する。16単位を超えて修得した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。

(3) 演習論文

演習論文は、選択科目とし、4単位までを卒業に必要な単位として算入する。4単位を超えて修得した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。

なお、演習論文による単位は、演習系科目の卒業要件単位算入上限16単位の枠外とする。

(4) 法学部特別講義（自主講座）

2年次以上の学生には、法学部特別講義（自主講座）による単位修得を認める。これによって修得した単位は4単位を限度として、選択科目区分に算入する。4単位を超えて修得した単位は随意とし、卒業に必要な単位に算入しない。

(5) 留学認定科目

本学国際交流制度による派遣留学生（在学留学生）として外国の大学で修得した科目の単位は、12単位までは選択科目区分に算入する。また、12単位を超えて修得した単位については自由科目区分に算入する。

(6) 社会科学情報処理

「社会科学情報処理」を履修するためには、「統計学」の単位を修得していなければならない。

2. 自由科目区分

①自由科目区分として、12単位以上修得すること。

②自由科目区分には、情報処理入門、日本史概説、世界史概説、各履修区分の卒業要件単位数を超えて修得した科目、他学部科目等、教職関連科目、および5大学間単位互換制度（f-Campus）で修得した科目の単位が算入される。

③教職関連科目は教職課程登録者のみが履修できる。

科目別の履修規定は以下の通りである。

(1) 情報処理入門

配当年次は法学部1年次のみとする。ただし、教職課程に登録している2年次以上の学生で、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（情報機器の操作）を未修得の場合、別途手続きを行うことにより履修を許可する（詳細は、V履修登録 3 履修届出方法 3. 抽選登録 参照）。

3. 随意科目

「情報処理」（2014年度以降廃止）は教職課程登録者のみが履修できる。随意科目であり、修得しても卒業要件単位にならない。

政治学科2012～2015年度1年次入学者 卒業要件単位

区分名	卒業要件 単位数計			卒業要件 単位数
全学共通カリキュラム	必修科目	10	言語教育科目 言語A	6
			言語教育科目 言語B	4
	選択科目	20	総合教育科目 立教科目群 立教A（講義系） 立教B（立教ゼミナール）	6
			総合教育科目 領域別科目群 領域別A（講義系） 領域別B（文献系）	
選択科目	20	総合教育科目 主題別科目群 主題別A（1, 2, 3, 4, 5） 主題別B	14	
		総合教育科目 スポーツ実習科目群 スポーツプログラム スポーツスタディ		
合計	124以上			
区分名	卒業要件 単位数計			卒業要件 単位数
専門教育科目	選択科目	82	政治学科A	32
			政治学科A（32単位を超えて修得した単位）	
			政治学科B	
			演習系科目 ※1 選択科目・自由科目合わせて16単位まで	
			演習論文 ※2 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
			法学部特別講義（自主講座） ※3 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
	留学認定科目 ※選択科目としては12単位まで認定			
自由科目	12以上	全学共通カリキュラム 【総合教育科目】 選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位および総合自由科目 【言語教育科目】 言語自由科目 専門教育科目 【選択科目】 卒業要件単位数を超えて修得した単位 ただし、※1 演習系科目は、選択科目・自由科目合わせて16単位まで ※2 演習論文は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで ※3 法学部特別講義（自主講座）は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで 【自由科目】 情報処理入門、日本史概説、世界史概説 専門教育科目 【選択科目】 留学認定科目のうち12単位を超えて認定された単位 他学部科目等 教職関連科目 5 大学間単位互換制度（f-Campus）		計 12～
合計	124以上			

- 「随意科目」（全学共通カリキュラム科目を重複履修し2回目以降に単位修得した科目を含む）として指定される科目は、卒業要件単位に含めることはできない。
- 法学部では、全学共通カリキュラム科目の「政治と社会」、「現代社会と法」（2015年度まで開講）、「日本国憲法」、「司法の現在」（2015年度まで開講）を修得しても卒業要件単位とはならない。
- 全学共通カリキュラム科目のうち、全学共通カリキュラム履修要項の開講科目・担当者一覧の備考欄に「法学部所属学生履修不可」とある科目については、法学部に所属する学生は履修できない。

政治学科2010・2011年度1年次入学者 卒業要件単位

全学共通カリキュラム	区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
	必修科目	10	言語教育科目 言語A	6
			言語教育科目 言語B	4
	選択科目	20	総合教育科目 総合A 1. 人間の探究 2. 社会への視点 3. 芸術・文化への招待	6
総合教育科目 総合A 4. 心身への着目 5. 自然の理解			4	
総合教育科目全体 【総合A (1, 2, 3)】 6単位を超えて修得した単位 【総合A (4, 5)】 4単位を超えて修得した単位 総合B 領域別A (講義系) 領域別B (文献系) 立教生の学び方 情報実習 スポーツ実習			10	
専門教育科目	区分名	卒業要件 単位数計		卒業要件 単位数
	選択科目	82	政治学科A	32
			政治学科A (32単位を超えて修得した単位)	
			政治学科B	
			演習系科目 ※1 選択科目・自由科目合わせて16単位まで	
			演習論文 ※2 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	50
			法学部特別講義 (自主講座) ※3 選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
			留学認定科目 ※選択科目としては12単位まで認定	
	自由科目	12以上	全学共通カリキュラム 【総合教育科目】 選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位 【言語教育科目】 言語自由科目	
			専門教育科目 【選択科目】 卒業要件単位数を超えて修得した単位 ただし、※1 演習系科目は、選択科目・自由科目合わせて16単位まで ※2 演習論文は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで ※3 法学部特別講義 (自主講座) は、選択科目・自由科目合わせて4単位まで	
【自由科目】 情報処理入門, 日本史概説, 世界史概説				
専門教育科目 【選択科目】 留学認定科目のうち12単位を超えて認定された単位				
		他学部科目等		
		教職関連科目		
		5 大学間単位互換制度 (f-Campus)		
合計	124以上			計 12~

- 「随意科目」(全学共通カリキュラム科目を重複履修し2回目以降に単位修得した科目を含む)として指定される科目は、卒業要件単位に含めることはできない。
- 法学部では、全学共通カリキュラム科目の「政治と社会」、「法学の世界」(2011年度まで開講)、「現代社会と法」(2015年度まで開講)、「日本国憲法」、「司法の現在」(2015年度まで開講)を修得しても卒業要件単位とはならない。
- 全学共通カリキュラム科目のうち、全学共通カリキュラム履修要項の開講科目・担当者一覧の備考欄に「法学部所属学生履修不可」とある科目については、法学部に所属する学生は履修できない。

政治学科 専門教育科目表

2010～2015年度1年次入学者に適用

2011年度以降2年次転部・転科者，2012年度以降3年次編入学・転部・転科者 に適用

科目 コード	科目名	担当者	単位数	開講 学期	配当年次	備 考
選択科目						
政治学科A						
EX007	法学入門（その他）	早 川 吉 尚	2	春	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上
EX009	政治学入門（その他）	孫 育 庸	2	春	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上
EX016	憲法A（人権）（その他）	原 田 一 明	4	通年	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上 (旧科目名：憲法2)
EX019	憲法B（統治）（その他）	赤 坂 正 浩	2	春	2・3・4	国際ビジネス法学科2年次以上，政治学科2年次以上，法学科3年次以上 (旧科目名：憲法1)
EX021	民法1（その他）	藤 澤 治 奈	4	通年	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上
EX026	民法2（その他）	野 澤 正 充	2	秋	2・3・4	国際ビジネス法学科2年次以上，政治学科2年次以上，法学科3年次以上
EX027	民法3（その他）	山 口 敬 介	4	春	2・3・4	国際ビジネス法学科2年次以上，政治学科2年次以上，法学科3年次以上
EX024	民法4	幡 野 弘 樹	2	春	3・4	
EX201	現代政治理論	川 崎 修	4	秋	2・3・4	
EX240	国際政治	竹 中 千 春	4	通年	2・3・4	
	行政学	/	4	/	2・3・4	2014年度以降廃止
EX262	行政学1	原 田 久	2	春	2・3・4	行政学（4単位）の単位修得者は履修不可
EX263	行政学2	原 田 久	2	秋	2・3・4	行政学（4単位）の単位修得者は履修不可
EX202	日本政治論	薬師寺 克 行	4	通年	2・3・4	
EX222	ヨーロッパ政治論	小 川 有 美	4	春	2・3・4	
EX218	アメリカ政治論	佐々木 卓 也	4	春	2・3・4	
EX220	アジア政治論	倉 田 徹	4	秋	2・3・4	
EX221	日本政治史	松 浦 正 孝	4	春	2・3・4	
EX231	日本政治思想史	松 田 宏 一 郎	4	通年	2・3・4	
EX234	欧州政治思想史（その他）	安 藤 裕 介	4	通年	2・3・4	2年次以上
EX250	政治社会学	久保山 亮	2	春	3・4	
EX275	政治過程論	孫 育 庸	4	通年	2・3・4	2014年度以降，2単位から4単位に変更
EX211	比較政治理論	永 田 智 成	2	秋	3・4	
EX420	比較憲法	玉 蟲 由 樹	2	春	3・4	
選択科目						
政治学科B						
EX034	刑法各論（その他）	林 美 月 子	4	通年	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上 2016年度以降，2単位から4単位に変更
EX036	刑法総論（その他）	小 林 憲 太 郎	4	通年	2・3・4	国際ビジネス法学科2年次以上，政治学科2年次以上，法学科3年次以上
	手続法概論1	/	2	/	2	2017年度以降廃止
	手続法概論2	/	2	/	2	2017年度以降廃止
	法政策論	/	2	/	1	2017年度以降廃止
EX371	環境法1	清 水 知 佳	2	秋	3・4	
EX372	環境法2	手 塚 一 郎	2	秋	3・4	
	現代企業法	/	2	/	1	2017年度以降廃止
EX270	経済原論	伊 藤 宣 広	4	通年	2・3・4	
EX480	統計学	今 泉 忠	4	通年	1・2・3・4	
EX361	社会運動論	中 村 陽 一	4	通年	2・3・4	
EX284	社会調査法（その他）	坂 田 大 輔	2	春	1・2・3・4	国際ビジネス法学科全学年，政治学科全学年，法学科2年次以上
EX265	公共政策論		2	休講	3・4	隔年開講
EX261	地方自治	稲 垣 浩	2	春	3・4	
EX241	比較政治1		2	休講	3・4	隔年開講
EX242	比較政治2	遠 藤 貢	2	秋	3・4	隔年開講
EX243	比較政治3	金 子 芳 樹	2	秋	3・4	隔年開講

政治学科 2010~2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考
EX350	日本外交論	鈴木美勝	2	秋	3・4	隔年開講
EX212	国際政治史		2	休講	3・4	隔年開講
EX360	平和研究	大串和雄	2	秋	3・4	隔年開講
EX443	政治学特殊講義（環境政治）	尾内隆之	2	春	3・4	過年度の開講状況については、 Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項） ① 全体についての注意事項 3. 重複履修の禁止を参照
EX071	行政法1	松戸浩	4	秋	2・3・4	
EX072	行政法2	日野辰哉	4	春	3・4	
EX141	国際法1	岩月直樹	4	通年	2・3・4	
EX142	国際法2	岩月直樹	4	通年	3・4	
	日本の国際法政策		2		3・4	2013年度以降廃止
EX025	民法5	幡野弘樹	4	通年	3・4	2014年度以降、2単位から4単位に変更
EX041	商法1	高橋美加	4	春	2・3・4	
EX042	商法2	高橋美加	2	秋	3・4	
EX043	商法3	伊沢和平	2	秋	3・4	
EX075	金融取引法1	角紀代恵	2	春	3・4	
EX076	金融取引法2	天野佳洋	2	春	3・4	
EX053	民事訴訟法	杉本和士	4	秋	2・3・4	（旧科目名：民事手続法）
	紛争解決学		2		3・4	2013年度以降廃止
EX326	国際民事手続法		2	休講	3・4	
EX057	倒産法	金子宏直	4	通年	3・4	2018年度以降、2単位に変更予定
EX150	国際私法	早川吉尚	4	通年	3・4	
	国際ビジネス法総合1		4		3・4	2015年度以降廃止
EX323	国際ビジネス法総合1A	長谷川・原田(昌)・高橋(美)・小川(和)	2	春	3・4	国際ビジネス法総合1（4単位）の単位修得者は履修不可
EX324	国際ビジネス法総合1B	神吉・浅妻・東條・小川(和)	2	秋	3・4	国際ビジネス法総合1（4単位）の単位修得者は履修不可
EX325	国際ビジネス法総合2	早川吉尚	2	秋	3・4	
	民事執行・保全法		2		3・4	2018年度より開講
EX060	刑事訴訟法	笹倉宏紀	4	春	2・3・4	（旧科目名：刑事手続法）
EX160	刑事学	津富宏	4	春	2・3・4	
EX455	少年法	廣瀬健二	2	秋	3・4	
EX080	労働法	神吉知郁子	4	春	2・3・4	
	国際労働法		2		3・4	2011年度以降廃止
EX090	社会保障法	神吉知郁子	2	秋	2・3・4	
EX111	経済法1	早川雄一郎	2	春	2・3・4	
EX112	経済法2	早川雄一郎	2	秋	2・3・4	
EX330	国際経済法	東條吉純	4	春	2・3・4	
	租税法		4		3・4	2014年度以降廃止
EX411	租税法1	浅妻章如	2	春	2・3・4	租税法（4単位）の単位修得者は履修不可
EX412	租税法2	浅妻章如	2	秋	2・3・4	租税法（4単位）の単位修得者は履修不可
EX400	知的財産法	長谷川遼	4	通年	2・3・4	
	英米法		4		3・4	2014年度以降廃止
EX121	英米法1	高橋脩一	2	春	2・3・4	英米法（4単位）の単位修得者は履修不可
EX122	英米法2	溜箭将之	2	秋	2・3・4	英米法（4単位）の単位修得者は履修不可
EX180	法哲学	瀧川裕英	4	通年	2・3・4	
EX191	法社会学1	濱野亮	2	春	2・3・4	
EX192	法社会学2	濱野亮	2	秋	2・3・4	
EX310	比較法	松本英実	2	秋	2・3・4	
EX127	外国法（フランス法）	荻村慎一郎	2	秋	3・4	
EX129	外国法（ドイツ法）	亀岡倫史	2	春	3・4	
EX172	法制史（西洋法制史）	松本英実	2	春	2・3・4	
EX174	法制史（日本法制史）	山口道弘	2	春	2・3・4	
EX463	法学特殊講義（信託法）	折原誠	2	春	3・4	過年度の開講状況については、 Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項） ① 全体についての注意事項 3. 重複履修の禁止を参照

政治学科 2010~2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考
EX464	法学特殊講義（金融商品取引法）	河村賢治	2	秋	3・4	過年度の開講状況については、 Ⅲ-2 履修規定（履修についての注意事項） ① 全体についての注意事項 ③ 重複履修の禁止を参照
EX466	法学特殊講義（地方自治法）	早川和宏	2	春	3・4	
EX475	法学特殊講義（立法学）	伊藤誠	2	春	3・4	
EX477	法学特殊講義（International Civil Procedure）	早川吉尚	2	春	3・4	
EX478	法学特殊講義（企業のビジネス戦略と契約実務）	石川文夫	2	春	3・4	
EX472	法学特殊講義（Moot Court）	DOWNES,S.	2	春	3・4	
EX476	法学特殊講義（Moot Court）	DOWNES,S.	2	秋	3・4	
EX486	会計学	渡辺雅雄	4	通年	3・4	
EX488	財政学	宮崎雅人	4	秋	3・4	
EX487	社会政策論	宮崎理枝	4	通年	3・4	
抽選登録	社会科学情報処理	藏本知子	2	春	2・3・4	各定員48名 統計学の単位修得者のみ履修可 2014年度以降、4単位から2単位に変更
抽選登録	社会科学情報処理	古賀ひろみ	2	秋	2・3・4	
	キャリア意識の形成		2		2	その他登録
EX761	法学部合同講義（オックスフォード・サマープログラム）	小川(和)・高橋(脩)	4	通年他	2・3・4	その他登録
	法学部特別講義		2		2・3・4	
	自主研究論文		4		4	2015年度以降廃止
	海外研究論文		4		2・3・4	
選択科目						
演習系科目						
	基礎文献講読		2		1	
	法学基礎演習		2		1	
	政治学基礎演習		2		1	
	演習〈2年次〉		2		2	
EX601	演習	赤坂正浩	2	春	3・4	その他登録
EX602		原田一明	4	通年	3・4	その他登録
EX603		藤澤治奈	2	春	2・3・4	その他登録
EX604		藤澤治奈	2	秋	2・3・4	その他登録
EX605		原田昌和	2	春	2・3・4	その他登録
EX606		幡野弘樹	4	通年	2・3・4	その他登録
EX607		角紀代恵	4	通年	2・3・4	その他登録
EX608		山口敬介	2	春	2・3・4	その他登録
EX636		野澤正充	2	秋	2・3・4	その他登録
EX609		林美月子	4	通年	3・4	その他登録
EX610		小林憲太郎	4	通年	3・4	その他登録
EX616		深町晋也	4	通年	3・4	その他登録
EX614		高橋美加	4	通年	3・4	その他登録
EX613		安達栄司	4	通年	2・3・4	その他登録
EX659		河村賢治	2	秋	3・4	その他登録
EX620		神橋一彦	4	通年	3・4	その他登録
EX623		浅妻章如	4	通年	3・4	その他登録
EX625		神吉知郁子	4	通年	2・3・4	その他登録
EX611		長谷川遼	4	通年	2・3・4	その他登録
EX627		早川吉尚	4	通年	3・4	その他登録
EX628		許淑娟	2	春	3・4	その他登録
EX629		岩月直樹	4	通年	2・3・4	その他登録
EX630		東條吉純	4	通年	2・3・4	その他登録
EX632		濱野亮	4	通年	3・4	その他登録
EX634		瀧川裕英	4	通年	3・4	その他登録
EX657		溜箭将之	2	秋	2・3・4	その他登録
EX637		廣瀬健二	2	春	3・4	その他登録
EX638		早川雄一郎	4	通年	3・4	その他登録
EX654		伊藤誠	2	秋	3・4	その他登録
EX626		上野達弘	4	通年	2・3・4	その他登録

政治学科 2010~2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考	
EX643	演習	松田 宏一郎	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX631		安藤 裕介	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX656		面 一也	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX615		久保 淳一	4	通年	3・4	その他登録	
EX658		佐藤 智晶	2	春	2・3・4	その他登録	
EX635		土屋 裕子	2	秋	3・4	その他登録	
EX639		細川 幸一	2	春	3	その他登録	
EX640		細川 幸一	2	秋	3	その他登録	
EX644		松浦 正孝	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX646		小川 有美	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX647		佐々木 卓也	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX648		竹中 千春	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX649		倉田 徹	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX645		孫 齊庸	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX650		一ノ瀬 佳也	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX622		薬師丸 正二郎	2	春	2・3・4	その他登録	
EX624		薬師丸 正二郎	2	秋	2・3・4	その他登録	
EX651		家永 真幸	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX655		尾内 隆之	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX641		高橋 和則	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX612		玉置 敦彦	2	春	3・4	その他登録	
EX652		深谷 健	4	通年	3・4	その他登録	
EX633		福岡 万里子	2	秋	2・3・4	その他登録	
EX642		佐藤 俊輔	4	通年	2・3・4	その他登録	
EX671		関口 康晴	4	通年	2・3・4	その他登録、実務家が担当	
EX672		水野 賢一	4	通年	3・4	その他登録、実務家が担当	
EX673		上條 弘次	4	通年	3・4	その他登録、実務家が担当	
		公法特別演習1		2			2015年度以降廃止
		公法特別演習2		2			2015年度以降廃止
		民事法特別演習		2			2015年度以降廃止
	刑事法特別演習		2			2015年度以降廃止	
	基礎法特別演習		2			2015年度以降廃止	
	政治学特別演習		2			2015年度以降廃止	
EX678	法政外国語演習	PRICE,S.M.	2	秋	2・3・4	その他登録、英語	
EX679		MROCZEK,M.	2	春	3・4	その他登録、英語	
EX680		浪岡 新太郎	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX681		杉田 弘也	2	秋	2・3・4	その他登録、英語	
EX682		澤田 初美	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX684		浅井 亜希	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX685		DOWNES,S.	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX686		DOWNES,S.	2	秋	2・3・4	その他登録、英語	
EX687		DOWNES,S.	2	春	2・3・4	その他登録、英語	
EX688		DOWNES,S.	2	秋	2・3・4	その他登録、英語	
EX691		斎藤 かぐみ	2	秋	2・3・4	その他登録、フランス語	
EX692		土田 環	2	春	2・3・4	その他登録、フランス語	
EX693		永田 智成	2	秋	2・3・4	その他登録、スペイン語	
EX694		玉虫 由樹	2	秋	2・3・4	その他登録、ドイツ語	
EX695		王 佩民	2	春	2・3・4	その他登録、中国語	
EX696		王 佩民	2	春	2・3・4	その他登録、中国語	
EX697		王 佩民	2	秋	2・3・4	その他登録、中国語	
EX698		李 聆京	2	秋	2・3・4	その他登録、朝鮮語	
選択科目							
演習論文							
その他	演習論文	角 紀代恵	2	通年他	2・3・4		

政治学科 2010~2015年度1年次入学者に適用

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	配当年次	備考
その他	演習論文	浅妻章如	2	通年他	3・4	
		松浦正孝	2	通年他	2・3・4	
		孫 齐庸	2	通年他	2・3・4	
		小川有美	2	通年他	2・3・4	
		竹中千春	2	通年他	2・3・4	
		倉田 徹	2	通年他	2・3・4	
自由科目						
EX491	日本史概説	中西 聡	2	秋	1・2・3・4	
EX492	世界史概説	島田 竜登	2	秋	1・2・3・4	
抽選登録	情報処理入門	佐藤 尚	2	春	1	定員各60名、1年次のみ 2年次以上の履修希望者は、 V 履修登録 ③ 履修届出方法 ④ 抽選登録 を参照すること。
抽選登録	情報処理入門	佐藤 尚	2	春	1	
抽選登録	情報処理入門	佐藤 尚	2	秋	1	
抽選登録	情報処理入門	佐藤 尚	2	秋	1	
教職関連科目（教職課程登録者のみ履修可）						
AU325	哲学概論1	本郷 朝香	2	春	1・2・3・4	
AU326	哲学概論2	林 文孝	2	秋	1・2・3・4	
AL211	宗教思想1	岩田 成就	2	春	1・2・3・4	
AL212	宗教思想2	岩田 成就	2	秋	1・2・3・4	
	世界史概論1		2			2015年度以前に修得した場合のみ、教職免許取得要件の「教科に関する科目」の対象とする。
	世界史概論2		2			
	日本史概論1		2			
	日本史概論2		2			
	世界史		2			
	日本史		2			
AC407	地理学概説1	執行 一利	2	春	1・2・3・4	
AC408	地理学概説2	森 雅文	2	秋	1・2・3・4	
AC403	自然地理学1	早川 裕弌	2	春	2・3・4	
AC404	自然地理学2	早川 裕弌	2	秋	2・3・4	
AC409	地誌学1	加賀美 雅弘	2	春	1・2・3・4	
AC410	地誌学2	加賀美 雅弘	2	秋	1・2・3・4	
AL201	心理学1	山崎 寛恵	2	春	1・2・3・4	
AL202	心理学2	山崎 寛恵	2	秋	1・2・3・4	
AE320	哲学的人間学	國領 佳樹	2	秋	2・3・4	
AL213	倫理思想	柳堀 素雅子	2	秋	1・2・3・4	
AU327	現代倫理	佐藤 香織	2	秋	2・3・4	
随意科目（教職課程登録者のみ履修可 卒業要件とはならない）						
	情報処理		2		1・2・3・4	2014年度以降廃止

・教職関連科目で科目コードがAからはじまる科目については文学部の履修要項を参照すること。

・次の科目は原則として隔年開講とする。

公共政策論、比較政治1、比較政治2、比較政治3、日本外交論、国際政治史、平和研究

法学研究科に かかる事項

専攻	課程
法学政治学専攻	博士課程前期課程
	博士課程後期課程

法学研究科の教育のねらい

1. 法学・政治学を、自ら主体的に学び問い続ける

法学も政治学も、人と人との関わりのなかから、自分の、そして社会のあるべき姿を模索する学問であり、長い歴史に裏づけられた奥深さ、拡がりを持つ学問です。この学問領域を自らの課題として主体的に、かつ真摯に学び問い続ける場として法学研究科があります。

わが法学研究科は、全国に数ある法学・政治学関係の大学院のなかでも、主体的に研究する環境を重視してきました。そのような環境のなかで、教員も、学生に刺激を受けて自らをリフレッシュしながら、新しい研究の地平を切り拓いてきています。価値観が多様化して社会が大きく変わろうとしている現代こそ、真に自由で創造的な雰囲気の中で自らを鍛え直し、問い直して、自己の方向を探ってみる必要があります。わが法学研究科は、そのような志をもつ学生が学ぶにふさわしい最適の環境であると確信しています。

2. 教育の拡がりや深まり

法学研究の分野においては、実定法の解釈にとどまらず、法制度の政治的・社会的・経済的背景を探り、法と社会を歴史的観点、比較法的観点、法政策論的観点など多面的な視点から広くかつ深く分析します。従って、ここでは、狭い意味での法学だけではなく、基礎法や比較法、さらには政治学をも含めた研究の視点が求められます。他方、政治学研究の分野では、国際政治や各国・諸地域の政治の動き、あるいは政治理論・思想・歴史的過程を、多様な視点から分析する能力を身につけることが目指されることとなりますので、政治学の研究においても、現実の政治や理論などを制度的に支える法学の知識および法的思考が重要であることはいまでもありません。

このように、法学と政治学の領域を超えた知的・学問的な交流を可能にすることが、従来の3専攻を法学政治学専攻に統合した最大の意義にほかなりません。

少人数の演習方式で行われる授業では、緊張感の高い議論が展開され、学生の問題発見能力、論理構築能力、プレゼンテーション能力の向上を図ることが目標とされます。そして、いうまでもなく、こういった密度の高い授業に対応すべく、学生には十分な予習、関連学習が要求されることとなります。

私たちは、このようなプロセスを経てこそ、新たな秩序への路を探る学問的叡智が養成されると確信していますし、そのような教育によって、法学、政治学の専門家のみならず、国の内外で活躍できる公務員、ビジネスパーソンなど幅広い人材の育成も可能になると考えています。

3. 複数教員による指導体制の充実

法学研究科では、高度の専門教育的能力の獲得はもちろんのこと、複雑な社会現象を的確に分析しうる複眼的知識を修得させることをめざしています。そのために、それぞれの学生に正・副二名の指導教員がついて論文作成をはじめとする研究指導を多角的に行う体制を整えています。一人の指導教員のもとで研究を進めるというスタイルでは、隣接分野に密接に関連するテーマや学際的テーマに取り組もうとする学生の研究指導という点で、どうしても限界がありますが、二名の指導教員による体制は、学生の多様な知的関心に対して的確に支援できる環境をより充実させようとするものです。

教育研究上の目的

法学研究科は、法学部における一般的ならびに専門的教養の上に、法学、政治学を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。

学位授与方針

博士課程前期課程

博士課程前期課程において、下記に定めたいずれかの能力を獲得することを前提に、本課程に2年（4学期）以上在学して所定の単位を修得し、かつ研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格した者に、修士の学位を授与する。

1. 法学・政治学のいずれかの分野で自立した研究者を目指して博士課程後期課程に進学できる能力。
2. 法学・政治学のいずれかの分野の高度な専門性を活かして、法律専門職、公務員、企業（の法務部門）、行政機関等の研究所、NGO・NPOなどで活躍できる能力。

博士課程後期課程

博士課程後期課程において法学・政治学の分野で自立した研究者として活躍できる能力を身につけ、かつ当該課程において下記に定めたいずれかの能力を獲得することを前提に、本課程に3年（6学期）以上在学して所定の研究指導を受けたうえ、博士の学位申請論文を提出してその審査および最終試験に合格した者に、博士（課程博士）の学位を授与する。

1. 大学（法学部・法科大学院など）その他の教育・研究機関で教育者・研究者として活躍できる能力。
2. 法学・政治学のいずれかの分野の高度な専門性を活かして、法律専門職、公務員、企業（の法務部門）、行政機関等の研究所、NGO・NPOなどで活躍できる能力。

教育課程の編成・実施方針

博士課程前期課程

正・副の指導教員を定め、そのもとで特別研究指導A1・A2・B1・B2（各2単位）を受け、修士論文を作成する。また、選択必修科目として自らの専攻分野を中心として本専攻の科目を12単位、選択科目として本専攻の科目および一定の条件のもとに受講を認められる他研究科・単位互換協定大学院・法学部科目を10単位以上修得する。これらの単位修得に当たっては、修士論文作成に必要な多角的な発想を養うために法学政治学総合演習(1)～(4)を受講し、そこで修士論文の構想発表や中間報告等を行い、正・副の指導教員以外からのアドバイスを受ける。

博士課程後期課程

正・副の指導教員を定め、その指導のもとで博士論文を作成する。原則として、法学政治学総合演習(1)～(4)（各2単位）において、博士論文作成の中間報告をするとともに、進度に応じて、大学院紀要『法学研究』において研究成果を公表する。さらに、一定の条件のもとに他研究科の科目を受講することができる。

科目ナンバリングについて

立教大学では、2016年度より全学部・研究科で科目ナンバリング制度を導入している。科目ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付与し分類することで学修の段階や順序等を表し、カリキュラムの体系的性を明示する仕組みである。科目ナンバリングを用いて検索をすることで、学びたい分野を探し体系的に履修するための一つのツールとすることができる。また、成績証明書（2016年度以降入学者のみ対象）には修得科目ごとに科目ナンバリングが記載され、体系的に学習した結果を対外的に証明することが可能である。

1 科目ナンバリング構成について

本学の科目ナンバリングはアルファベット3文字と数字4文字の構成となっている。

- ・アルファベット3桁⇒科目の設置学部学科（専修）・研究科を示す。
- ・数字4桁⇒レベル・科目分野分類等を示す。

アルファベット部分	1000番台	100番台	10番台	1番台
A B C	1	2	3	0
↓	↓	↓	↓	↓
学科・専攻等	レベル	分野	学部・研究科自由領域	言語

例として、「比較法特殊講義(1)」であれば「LAP5100」のように示される。
他研究科科目等のナンバリングについては、当該の履修要項を参照すること。

2 アルファベット・数字部分の説明

- ① 科目の設置学部・学科（専修）・研究科を示すアルファベット3文字は以下のとおりとなる。

学科等	コード
法学研究科	LAP

- ② レベル、学問分野・分類等を示す数字4文字は以下のとおりとなる。

◆1000番台（レベルコード）

番号	専門科目の定義
5000	大学院博士課程前期課程・修士課程（基礎科目）
6000	大学院博士課程前期課程・修士課程（発展科目・研究指導）
7000	大学院博士課程後期課程科目（研究指導を含む）
9000	その他

◆100番台（科目の分野を示す）

番号	分野
000	基礎法学
100	公法学・国際法学
200	民事法学
300	刑事法学
400	経済法学・社会法学
500	新領域法学
600	政治学
700	比較政治・地域研究
800	政治史・政治思想史
900	その他

◆10番台（科目形態を示す）

番号	科目形態
00	講義科目
10	演習科目
20	実習科目
30	留学関係科目
40	外国語展開科目
50	その他

◆1番台（使用言語を示す）

番号	言語
0	日本語で行う授業
1	英語で行う授業
2	英語以外の外国語で行う授業
3	その他（バイリンガル授業など）

博士課程前期課程 (法学政治学専攻) 履修規定その他注意事項

1 学位授与について

1. 学位授与の条件
修士の学位を授与されるには、博士課程前期課程に2年以上在学して授業を受け、30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格しなければならない。

2. 学位の名称
研究分野に応じ、次の学位を授与する。各自の研究分野については、指導教授届提出の際の申告に基づき研究科委員会が決定する。
修士（法学）または修士（政治学）

3. 研究指導基本スケジュール

〈2017年度 研究指導基本スケジュール〉

時期	行事項目	履修要項該当部分
〈1年次〉		
4月上旬	入学・ガイダンス	巻頭 行事予定
4月中旬	正・副指導教授決定	4. 指導教授届
11月～1月	①修士論文構想発表会	
〈2年次〉		
4月中旬	正・副指導教授決定	4. 指導教授届
6月上旬	修士論文題目届提出	9. 修士論文
7月～10月	②修士論文中間報告会	
1月上旬～中旬	修士論文提出	9. 修士論文
1月中旬～2月上旬	修士論文審査会、最終試験	10. 定期試験および最終試験
2月下旬～3月下旬	修了合格者発表 大学院学位授与式 (修士学位授与)	巻頭 行事予定 13. 修了に関する事項

※半期休学等により上期スケジュールと異なる場合は、各項目の該当頁を参照し詳細を確認すること。
※法学研究科特別進学生は、前期課程進学後1年で課程を修了することができるため、原則として、2年次のスケジュールに従うこと。

①修士論文構想発表会

学生の研究進度に照らし、適当と認められる時期に、正・副指導教授が修士論文構想を発表する機会を設定する。

報告者：1年次生全員

参加者（教員）：正・副指導教授および関係する分野の専任教員

参加者（学生）：研究のプライオリティや教育上の有用性にかんがみ、正・副指導教授が適当と判断した者

実施形態：報告会形式

内容：学生による修士論文の構想内容の説明、教員による質疑応答、教員からの指導

②修士論文中間報告会

院生の研究進度に照らし、適当と認められる時期（2年次生の7月～10月）に、法学政治学総合演習の授業内で実施する。

報告者：2年次生以上全員

参加者（教員）：同科目担当教員、正・副指導教授および関係する分野の専任教員

参加者（学生）：博士課程前期課程学生（全員）

実施形態：報告会形式

内容：学生による修士論文の具体的な内容の説明，教員による質疑応答，教員からの指導

2 履修科目と修了要件単位数

1. 履修しうる科目と単位 (1) 大学院の学科目は，1週2時間で半年にわたるものを2単位とする。
(2) その学科目は後掲の「法学政治学専攻博士課程前期課程授業科目表」のとおり展開する。

2. 重複履修

重複履修を可とする（ただし，リサーチ系科目を除く）。

重複履修によって修得した単位は，研究科が定める範囲内で修了要件単位に算入する。ただし，以下の科目については，重複履修によって修得した単位は随意とし，修了要件単位には算入しない。

判例研究(1)・(2)，法学政治学総合演習(1)～(4)，特別研究指導B 1・B 2

※ 重複履修とは，科目名（番号までを含む）が同一の科目について，一度単位を修得した後，別の年度・学期に再度履修することをいう。

3. 修了要件単位数

- (1) 修了に必要な総単位数は，30単位とする。
(2) 履修区分ごとに必要な単位数が定められており，その内訳は次の通りである。

〈博士課程前期課程修了要件単位数〉

履修区分	必要単位	
必修※1	8	特別研究指導A 1 2単位 特別研究指導A 2 2単位 特別研究指導B 1 2単位 特別研究指導B 2 2単位
選択必修	12	本専攻から
選 択	10	本専攻 他研究科科目※2（4単位まで） 単位互換協定大学院科目（8単位まで） 法学部科目（4単位まで） 他大学大学院単位認定科目 } から
計	30	

注：上記の単位のほかに修士論文が必要である。

※ 他研究科には平和・コミュニティ研究機構の科目も含まれる。

4. 履修区分ごとの履修要領

- (1) 必修科目
特別研究指導A 1・A 2・B 1・B 2各2単位の合計8単位を修得しなければならない。ただし，必修科目に算入されるのは，正の指導教授による特別研究指導A 1・A 2・B 1・B 2であり，副の指導教授による特別研究指導A 1・A 2・B 1・B 2は随意科目として扱われ，修了に必要な単位数に算入されない。
- (2) 選択必修科目
本研究科に配置された科目から12単位以上の修得を要する。12単位を超えた修得単位については，選択科目に算入することができる。
- (3) 選択科目
本研究科に配置された科目から10単位以上の修得を要する。なお，本専攻に配置された科目のほか，研究科委員会の承認をえて，他研究科前期課程，単位互換協定大学院の科目，法学部の専門教育科目，または他大学大学院単位認定科目を選択科目に算入することができる。

① 他研究科前期課程の科目

他研究科前期課程の科目によって修得した単位は4単位までを修了に必要な単位として算入する。4単位を超えて修得した単位は随意とし、修了に必要な単位には算入しない。なお、他研究科には平和・コミュニティ研究機構の科目も含まれる。

② 単位互換協定大学院の科目

本研究科では、6つの法学系大学院との単位互換協定を締結している。

単位互換協定大学院の科目によって修得した単位は8単位までを修了に必要な単位として算入する。8単位を超えて修得した単位は随意とし、修了に必要な単位には算入しない。

単位互換協定大学院
学習院大学大学院政治学研究科
成蹊大学大学院法学政治学研究科政治学専攻
中央大学大学院法学研究科政治学専攻
日本大学大学院法学研究科政治学専攻
法政大学大学院社会科学研究科政治学専攻
明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻

単位互換協定大学院の科目の履修登録方法の詳細については、7 履修登録「11. 単位互換協定大学院の科目」を参照すること。

③ 法学部専門教育科目

法学部専門教育科目のうち、研究テーマとの関連性が深く、研究を進めるのに資すると考えられる科目について、修了要件単位への算入を希望する場合、履修登録時に指導教員および研究科委員会の承認を得なければならない（履修登録方法の詳細については、7 履修登録「9. 法学部の専門教育科目」を参照すること）。承認を得た当該科目の修得単位は4単位までを修了に必要な単位として算入する。評価の際には、すべての評価項目において学部生よりも厳しい基準が適用される。

5. 入学前単位認定

本研究科に入学する前に他大学大学院前期課程で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）は、10単位を上限として本研究科修了要件単位に認定される場合がある。認定された場合、科目名は「他大学院単位認定科目」となり、成績は「認定」となる。

申請時期・方法は学部生の入学前単位認定に準じて扱うので、「学部 Ⅲ-4. 履修規定（単位認定）」を参照のうえ、教務事務センター履修・成績窓口に申請すること。

3 特別研究指導A1・A2・B1・B2

1. 特別研究指導
A1・A2・
B1・B2

本研究科に所属する学生は、正・副の指導教授が担当する特別研究指導A1・A2・B1・B2を通じて、論文作成の指導を受け、修士論文を完成させる。なお、「法学政治学総合演習(1)~(4)」または「判例研究(1)(2)」に出席し、1年次に修士論文の構想の報告を、2年次に修士論文の中間報告を行う。

なお、2010年度までに開講されていた特別研究指導(1)は特別研究指導A1・A2として、特別研究指導(2)は特別研究指導B1・B2として読み替えること。

2. 履修登録方法

春学期に提出する「指導教授届」で届け出た正・副の指導教授が担当する特別研究指導を春学期（A1・B1）、秋学期（A2・B2）ともに教務事務センターが登録する。ただし、半期休学等により、春学期に指導教授届の提出ができなかった場合は、秋学期開始後の所定期間に「指導教授届」を提出し、特別研究指導A2もしくはB2を履修すること。

※A1・A2の単位修得後でなければB1・B2の単位を修得することはできない。

※原則として、A1→A2→B1→B2の順に履修することとするが、半期休学等により所定の開講

学期の科目を履修できない場合は、同じアルファベットの科目を振り替えて履修する。

例（秋学期に休学した場合）：

A 1 履修〈春学期〉⇒休学〈秋学期〉⇒A 1 履修2回目〈春学期〉（A 2として振り替え）

3. 修得単位の扱い

- (1) 正の指導教授が担当する特別研究指導 A 1・A 2・B 1・B 2 は必修科目に算入する。
- (2) 副の指導教授が担当する特別研究指導 A 1・A 2・B 1・B 2 は随意科目とし、修了に必要な単位には算入しない。
- (3) すでに特別研究指導 A 1・A 2・B 1・B 2 をすべて修得した学生が3年次以降に特別研究指導 B 1・B 2 を履修する場合は、正の指導教授が担当するものでも随意科目とし、修了に必要な単位には算入しない。

4. 注意事項

- (1) 特別研究指導 A 1・A 2・B 1・B 2 は、各学期とも正・副1科目ずつしか履修することができない。
- (2) 2年次以上で正の指導教授が担当する特別研究指導 B 1・B 2 を修得済みか履修中でなければ、修士論文を提出することができない（修士論文の項を参照すること）。なお、修士論文が不合格となった学生は、原則として翌年度に特別研究指導 B 1・B 2 を履修すること。
- (3) 特別研究指導 A 1・A 2・B 1・B 2 をすべて修得した学生が3年次以降に特別研究指導を履修する場合は、特別研究指導 B 1・B 2 を履修すること。

4 指導教授届

1. 指導教授届の提出

- (1) 正・副の指導教授については、学生が指導を希望する教員の承認印を得たうえで指導教授届を提出し、それを重要な考慮要素として斟酌しつつ研究科委員会において適当と認める者を決定する。
- (2) 指導教授届は、次の期間内に提出すること。指導教授届の用紙は、池袋キャンパス教務事務センターで配付する。

〈指導教授届 提出期間・場所〉

提出期間	2017年4月7日(金)～14日(金) 17:00まで
提出場所	池袋キャンパス教務事務センター

ただし、半期休学等により、春学期に提出できなかった場合は、2017年9月20日（水）～22日（金）までに、池袋キャンパス教務事務センターに提出すること。

- (3) 指導教授届で届け出た正・副の指導教授が担当する特別研究指導 A 1・A 2 または特別研究指導 B 1・B 2 を教務事務センターが登録する。
- (4) 特別研究指導 A 1・A 2 または特別研究指導 B 1・B 2 の履修を希望する者は、指導教授届を年度ごとに提出すること。

2. 注意事項

届け出た指導教授を、年度途中に変更することは原則として認められない。ただし、指導教授および研究科委員会が必要と判断した場合には、変更を認めることがある。

5 平和・コミュニティ研究機構科目

立教大学平和・コミュニティ研究機構（以下、「研究機構」）は、従来の平和研究の視野をより拡大し、安全・公正・人権の原理に立つ持続的コミュニティのあり方を探求しつつ、「平和」の条件を研究するセンターとして2004年3月に設立された。研究機構は、大学院博士課程前期課程にも授業科目を開設し、専門性と広い視野および現実関心を養い、国際関係、人の安全保障、持続的開発、市民社会的協力、移動と多文化共生などのテーマを相互関連的に学ぶ方途を大学院生に提供するものである。

詳細は平和・コミュニティ研究機構科目の履修要項を参照のこと。

〈2017年度 平和・コミュニティ研究機構関連科目一覧〉※ 履修対象：開講研究科以外の大学院生対象

※履修対象	科目コード	科目名	単位数
文学研究科以外	JD165	地理学調査演習A	2
	JD166	地理学調査演習B	2
	JF152	比較教育学特殊研究	4
経済学研究科以外	KA327	都市政策特論1	2
法学研究科	ND371	ヨーロッパ政治論特殊講義（1）	2
	ND461	政治過程論特殊講義（1）	2
観光学研究科以外	UA552	観光地理学研究	2
	UA556	観光社会学研究	2
イコ イ福 イ社 イ学 イ研 科以 外	VD355	福祉人間学研究5	2

博士課程前期課程（法学政治学専攻）

1. 履修登録方法 自専攻科目と同様、科目コード登録期間に、履修登録システムより行うこと。
2. 修得単位の扱い 本研究機構提供科目の修得単位の扱いは、各専攻の〈他専攻・他研究科科目・平和・コミュニティ研究機構科目〉を参照すること。
3. 重複履修について 重複履修については、各専攻の〈重複履修について〉を参照すること。
4. シラバス、授業時間・教室、試験方法等 シラバス・担当者・開講学期・曜日・時限・教室はシラバス・時間割検索システムで確認すること。試験日程・方法等についても、開講研究科の発表・指示に従うこと。
5. その他
 - (1) 本研究機構提供科目は年度により担当者、科目内容が変更になる場合がある。
 - (2) 各研究科の履修規程（規定）が準用される。※なお、平和・コミュニティ関連の研究に関心を持つ大学院生は、研究機構が別途に行う「セミナー」および「フォーラム」にも積極的に参加し、研究を深める機会とされたい。

6 2016年度カリキュラムの一部改定について

1. 学科目の廃止・新設
- 以下の科目を新設する。
 - 国際法特殊講義（3）
 - 国際法特殊講義（4）

7 履修登録（法学部のⅤ履修登録 3履修届出方法「4. 科目コード登録」を参照のこと）

1. 履修登録について
- 履修登録とは、本年度履修する科目を科目コード登録期間に、履修登録システムより届け出る手続きである。登録期間は年2回、4月と9月であり、届け出をしない科目は履修することができない。科目コード登録の届出は、履修登録システムより行うこと。

4月期登録

- (1) 通年および春学期開講科目、春学期1開講科目、春学期2開講科目を、科目コード登録で届け出ること。
- (2) 科目コード登録で届け出る科目がない場合も、科目コード登録期間内にアクセスして、「登録内容送信」ボタンをクリックすること。

9月期登録

- (1) 秋学期開講科目、秋学期1開講科目、秋学期2開講科目を、科目コード登録で届け出ること。
- (2) 科目コード登録で届け出る科目がない場合も、科目コード登録期間内にアクセスして、「登録内容送信」ボタンをクリックすること。

その他

- 以下の科目は指定の登録方法に従うこと。
- ◆特別研究指導A1・A2・B1・B2
 - ◆法学部専門教育科目
 - ◆協定大学院単位互換科目（「11. 単位互換協定大学院の科目」を参照のこと）
 - ◆全学共通科目／全学共通カリキュラム科目・専門教育科目のうち科目コード登録によらない科目（各履修要項の指示に従うこと）

2. 履修届出方法

履修登録は科目の性格によって「科目コード登録」、「その他登録」などの方法がある。届出方法がそれぞれ異なるので、注意すること。

対象科目	履修登録方法
特別研究指導A1・A2・B1・B2以外の本専攻科目	科目コード登録
特別研究指導A1・A2・B1・B2	その他登録（指導教授届で履修登録）
法学部専門教育科目	修得単位の扱いによって異なる
他研究科前期課程の科目	当該研究科が定める履修登録方法
単位互換協定大学院の科目	池袋キャンパス教務事務センターに申し出ること

3. 科目コード登録
期間

全年次共通

時期	登録期間	
4月期	4月3日(月), 4日(火)	各日 11:00~26:00
	4月5日(水)~6日(木)	5日 11:00~17:00, 20:00~6日 17:00 ※5日 17:00~20:00は休止
	4月8日(土)~9日(日)	8日 11:00~9日 15:00
	4月10日(月)	18:00~26:00
	4月11日(火)	11:00~26:00
	4月12日(水)	11:00~18:00
9月期	9月12日(火), 13日(水)	各日 11:00~26:00
	9月14日(木)~15日(金)	14日 11:00~15日 17:00
	9月17日(日)~18日(月)	17日 11:00~18日 15:00
	9月19日(火)	18:00~26:00
	9月20日(水)	11:00~26:00
	9月21日(木)	11:00~18:00

*病気等やむを得ない理由により、期日に手続きできない場合は、必ず期日前に所属キャンパスの教務窓口に連絡し、指示を受けること。また、疑問がある場合は、事前に所属キャンパスの教務窓口で相談してから手続きすること。

4. 登録科目の確認

☑ 学部のV 履修登録 **4** 登録科目の確認について を参照のこと。

5. 履修登録の
修正

登録科目の修正は履修登録修正期間（特別措置）に履修登録システム（科目コード登録）で手続きを行うこと。

☑ 学部のV 履修登録 **5** 科目コード登録における履修登録の修正と修正内容の確認 を参照のこと。

時 期	履修登録修正期間（特別措置）
4月期	4月17日(月) 11:00~26:00
	4月18日(火) 11:00~18:00
9月期	9月26日(火) 11:00~26:00
	9月27日(水) 11:00~18:00

*履修登録修正期間（特別措置）後の修正は原則として認めない。期日に手続きできない場合は、必ず期日前に所属キャンパスの教務窓口に連絡し、指示を受けること。

6. 登録修正結果
の確認

☑ 学部のV 履修登録 **5** 科目コード登録における履修登録の修正と修正内容の確認 「4. 履修登録修正結果の確認」を参照のこと。

7. 申し出期限・
登録の無効

履修登録の内容に関する疑問がある場合は、下記の申し出期限までに申し出ること。ただし、新たに科目を追加ならびに取り消すことはできない。

時 期	申し出期限	申し出場所
4月期	4月26日(水) 17:00	所属キャンパスの 教務窓口
9月期	10月5日(木) 17:00	

申し出の際には以下2点を持参すること。

- ① 履修登録状況画面のコピー
- ② 履修登録システムの履修照会画面のコピー

「履修照会画面」には、履修登録システムで、各自が行った手続き終了時点の申請状況が、各学期の申し出期限まで表示される。

8. 特別研究指導
A1・A2・
B1・B2

指導教授届で届け出た正・副の指導教授が担当する特別研究指導A1・A2または特別研究指導B1・B2を教務事務センターが登録する。指導教授届の提出に関する詳細は、4 指導教授届を参照すること。

9. 法学部の専門
教育科目

(1) 修了要件単位への算入を希望する場合

- ① 指導教授の承認印を得たうえで、法学部科目特別履修願を次の期間内に池袋キャンパス教務事務センターに提出すること。履修登録システムで登録しないこと。履修登録システムで登録した場合、法学部科目は修了要件単位には算入されず、随意となる。

〈提出期間〉

対象科目	提出期間
春学期開講科目 通年開講科目	4月 5日（水） 9：00～ 7日（金） 17：00
秋学期開講科目	9月13日（水） 9：00～15日（金） 16：00

※法学部科目特別履修願の用紙は、池袋キャンパス教務事務センターで配付する。

- ② 届け出た法学部の専門教育科目は、研究科委員会からの承認を受け、はじめて正式に修了要件単位への算入が許可される。修了要件単位への算入の可否については、春学期開講科目・通年開講科目は2017年4月12日（水）以降、秋学期開講科目は2017年9月27日（水）以降に池袋キャンパス教務事務センターで確認すること。なお、修了要件単位への算入が許可された法学部の専門教育科目は、原則として履修登録の取消を認めない。

注意事項

次の科目は修了要件単位への算入は認められないが、随意科目として履修登録することは妨げない。履修を希望する者は、下記（2）の指示に従うこと。

- ・法学入門 ・政治学入門 ・演習系科目 ・法政ゲートウェイ講義
- ・日本史概説 ・世界史概説 ・情報処理入門 ・法学部合同講義（OSP）
- ・本学出身者で学部在籍時に単位を修得した科目

(2) 修了要件単位への算入を希望しない場合

法学部が定める方法に従い履修登録すること（学部「V 履修登録」参照）。

※ 法学部科目特別履修願の提出は不要である。

10. 他研究科前期
課程の科目

(1) 注意事項

他研究科前期課程科目（平和・コミュニティ研究機構科目も含む）の履修を希望する場合は、その科目を設置している研究科の掲示板に掲示してある「他学部・他研究科学生履修不許可科目一覧」で履修登録の可否を確認すること。

(2) 履修登録

- ① 他研究科科目の履修を届け出る場合も、春学期開講科目と通年開講科目については4月期履修登録時に、秋学期開講科目については9月期履修登録時に届け出るものとする。履修登録方法については、当該研究科の履修要項を参照すること。
- ② 届け出た他研究科前期課程科目は、当該研究科から承認を受け、はじめて正式に履修許可となる。履修の可否については、研究科委員会審議後、4月期登録では5月下旬に、9月期登録では10月下旬に法学研究科掲示板で発表する。不許可となった場合、時間割のその部分は「空き時間」となる。履修登録の際には、この点を留意すること。

11. 単位互換協定
大学院の科目

単位互換協定大学院科目の履修を希望する者は、池袋キャンパス教務事務センターにおいて以下のとおり必要な手続きを行うこと。

〈本学学生の他大学院科目履修について〉

池袋キャンパス教務事務センターで配付する所定の聴講願出用紙を受け取り、所定の手続きを行うこと。受入大学手続き終了後、速やかに池袋キャンパス教務事務センターに願出用紙の「所属校控」を提出すること。

※受入大学の申請締切日は各校で異なる。本学での申請手続きを済ませた後、受入大学で申請手続きをする必要があるので、余裕をもって手続きすること。

※他大学の締切日等については、委託聴講先大学の資料を参照すること。

〈他大学学生の本学科目履修について〉

春学期・通年開講科目申請締切期限：4月18日（火）17：00

秋学期開講科目申請締切期限：9月27日（水）17：00

提出場所：池袋キャンパス教務事務センター

※本学での聴講を希望する他大学の学生は、所属大学で必要な手続きを済ませた後、上記期限に間に合うよう本学で手続きを行うこと。

8 オフィスアワー

オフィスアワーは、それぞれの専任教員※が、主として担当する授業に関する質問や勉学の相談等に応じることを目的として、授業期間中の毎週決まった時間帯に研究室等で待機する制度である。授業内容等に関する質問がある場合には、オフィスアワーの時間帯に担当教員の研究室を訪ね質問することができる。

オフィスアワーの一覧は、4月はじめに法学部・法学研究科掲示板にて発表する。

※兼任講師の担当する授業に関する質問は、授業終了後の時間等を利用し質問すること。

9 修士論文

1. 修士論文の提出要件

- ① 修士論文を提出しようとする者は、各自の研究分野に応じて指導教授の研究指導を受け、修士論文の提出時において、正の指導教授が担当する特別研究指導B1・B2を修得しているか、もしくは履修中でなければならない。
- ② 修士論文の審査は、博士課程前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得した者、またはその見込みがある者について行う。

2. 修士論文題目届の提出

- ① 修士論文を提出しようとする者は、指導教員の承認を得て論文の題目を定め、2017年6月2日（金）17：00までに、論文題目届を池袋キャンパス教務事務センターに提出しなければならない。
- ② 論文題目届を提出するためには、題目届の期日までに修了に必要な単位を16単位以上修得しておかなければならない。

3. 修士論文の提出

- (1) **提出期間** 2018年1月9日（火）～15日（月）15：00
※学校感染症のため出校停止となった場合、不測の事態が発生した場合の修士論文の提出については、Ⅵ 試験・成績 **5 レポート** 「レポート・論文等の提出に際しての注意」を参照すること。
- (2) **提出場所** 2017年11月に掲示により指示する。
※提出の際には、池袋キャンパス教務事務センターで配付する論文提出証に記入して、論文とともに提出すること。
- (3) **部数** 正本1部、コピー3部

(4) **体裁**

- ① 論文の書式や字数（縦書き・横書き，1ページあたりの文字数，総字数など）については，指導教員と相談の上決定する。
- ② 論文のサイズは原則としてA4版とし，穴を開けて綴じる形式のフラットファイルや簡易製本で綴じれば，製本をしなくてよい（はさみこむだけのバインダーは不可）。長辺・短辺のどちらを綴じてもよい。
- ③ 表紙
 - ・池袋キャンパス教務事務センターで交付する。
 - ・修了年度，指導教員，題目，専攻，学生番号，氏名を必ず明記すること。
 - ・フラットファイルの場合は，指定の表紙をファイル外側（表面）に貼り，ファイルを開いた時に中表紙が見えるように，論文の先頭には中表紙をつけること。中表紙は各自が作成したものでよい。その際は，修了年度，指導教員，題目，専攻，学生番号，氏名を必ず明記すること。
 - ・透明の簡易製本カバーの場合は，論文の先頭に指定の表紙をつけて綴じること。

(5) **使用言語**

- ① 修士論文は，原則として日本語によるものとする。
ただし，特別の事情がある場合には，他の言語の使用を認めることがある。
- ② 他の言語を使用する場合には，前期課程にあっては，論文題目届の提出時に届け出るものとする。
- ③ 研究科委員会は，他の言語の使用を認めるか否かについて審査する。
- ④ 他の言語を使用した場合には，論文提出の際に，日本語による要約を添付する。

(6) **手数料**

所定の単位を修得後，3年次以上に在学している者が修士論文を提出する場合には，論文審査手数料1万5千円分の証紙を購入し，論文とともに提出すること。

4. 審査基準

論文審査は次の基準にもとづいて行う。

- 1 研究テーマと目的が明確で専門的であること
- 2 研究内容と方法が適切で専門的であること
- 3 論文の構成が適切で，論旨の展開が明晰であること
- 4 使用する文献・史資料の引証が明確で，適切であること
- 5 研究に対して高い倫理性を有していること

5. 特別修了（9月修了）予定者の修士論文提出スケジュール

「特別修了（9月修了）」（13 修了に関する事項を参照のこと）を申請予定の者は，以下のスケジュールで修士論文および修士論文題目届を提出すること。なお，提出場所は池袋キャンパス教務事務センターとし，提出に際しての注意事項は通常の提出期間における当該事項と同様とする。

〈2017年9月修了〉

修士論文の提出期間 2017年6月1日（木）～6月6日（火）17：00

〈2018年9月修了〉

修士論文題目届の提出期日 2018年1月15日（月）17：00

※修士論文の提出期間については，2018年度の履修要項で確認すること。

※学校感染症のため出校停止となった場合，不測の事態が発生した場合の修士論文の提出については，学部のⅥ 試験・成績 5 レポート「レポート・論文等の提出に際しての注意」を参照すること。

6. 科目ナンバリング

修士論文の科目ナンバリングは「LAP6950」とする。

10 定期試験および最終試験

- (1) 試験を行わず評価するものとし、試験方法発表掲示を行わない。
- (2) 最終試験は30単位以上の単位を修得または修得見込みで、かつ修士論文を提出した者について行う。ただし、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認められるときは、最終試験を行わない。
その期日、および方法は別に発表する。

11 レポートの提出について

※修士論文については、9 修士論文 を参照すること

- ① 各自で表紙をつけ、表紙には、必要事項（科目名・科目担当教員名・所属研究科・専攻・年次・学生番号・氏名）を必ず記入すること。
- ② 紙媒体以外の提出方法による場合も、上記必要事項を必ず明記すること。
- ③ その他の提出方法については、科目担当教員の指示に従うこと。科目担当教員へ提出するよう指示されたレポートは直接科目担当教員に手渡すこと。

12 成績の評価

- (1) 成績の評価は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59～50点）とし、Dは不合格とする。
- (2) 修士論文および最終試験については、合否のみを決める。
- (3) 成績は下記の日程で成績参照システムに発表する。電話・メールによる成績の問い合わせには一切応じない。発表時刻等の詳細は成績参照システムで確認すること。

〈成績の発表〉

春学期開講科目	2017年度在籍者 (特別修了〔9月修了〕申請者を含む)	2017年9月5日(火)
秋学期開講科目 通年開講科目	卒業合格発表対象者 (在学4学期以上の者*1)	2018年2月28日(水)
	2018年度在籍者	2018年3月13日(火)
	2018年度在籍者 (2018年度の新年次での発表)	2018年3月28日(水)

※ 大学院単位互換の春学期開講科目は、成績発表が遅れる場合がある。

*1 特別進学生は在学2学期以上の者

- (4) 成績評価調査の申請については、学部 VI 試験・成績 9 成績 「3. 成績評価調査の申請」を参照すること。前期課程2年次生以上については学部4年次生に準ずる。

13 修了に関する事項

- 1. 修了年月日 本学の修了年月日は、当該年度3月31日付とする。
- 2. 修了可否の発表 修了可否は2月28日（水）に成績参照システムにて発表する。必ず本人が修了の可否を確認すること。発表時刻等の詳細は成績参照システムで確認すること。
 Ⓧ 電話や電子メールなどでの問い合わせには一切応じない。
- 3. 特別修了 「特別修了（9月修了）」とは以下の6つの条件をすべて満たした学生が、所属研究科が行う修了判定で合格した場合、年度途中の9月19日付で修了することができる制度である。

〈特別修了（9月修了）申請条件〉

- 1. 所定の受付期間に、所定の書式（特別修了願）によって保証人連署をもって願い出ていること
- 2. 大学院修士課程または大学院博士課程前期課程であること
- 3. 申請時において、在学4学期目以降の学生であること^{*1}
 ただし、在学学期数に関しては、経済学研究科・法学研究科・観光学研究科・コミュニティ福祉学研究科大学院特別進学生制度の対象学生、経営学研究科5年間一貫プログラムの対象学生またはキリスト教学研究科ウィリアムズコースの対象学生については、在学2学期目以降で足りるものとする
- 4. 申請時において、所属研究科の修了に必要な要件を満たす見込^{*2}のある学生であること
- 5. 申請学期において、在学中であること^{*3}
- 6. 申請時において、当該年次の「学費^{*4}その他の納入金」の全額または分納1を納めていること

この願い出は、原則として取り下げることができないので慎重に行うこと。特別修了願を提出し特別修了を許可された場合の「学費^{*4}その他の納入金」は、学費^{*4}その他の納入金の2分の1額とする。

- ※1：休学中の期間は、在学年数ならびに在学学期数に含まれない
- ※2：当該年度春学期中に、所属研究科の修了に必要な要件を満たす見込がある学生
- ※3：休学中・停学中でないこと
- ※4：学費とは、授業料（在籍料含む）、教育充実費、実験・実習費をいう。
- ※5：特別修了を許可された場合、許可された時点の学費の納入状況により返金を行うことがある。学費の納入額が特別修了の申請条件として納入すべき金額に不足する場合は、特別修了願を受理しない。

(1) 特別修了願配付

配付期間	2017年6月1日(木)9:00～7月15日(土)12:30
配付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ■文・経済・理・社会・法・経営・キリスト教の各研究科学生，異文化コミュニケーション研究科（2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者を除く）の学生 ⇒ 池袋キャンパス教務事務センター ■観光・コミュニティ福祉・現代心理の各研究科学生 ⇒ 新座キャンパス教務事務センター ■法務研究科学生 ⇒ 法務研究科事務室 ■ビジネスデザイン・21世紀社会デザインの各研究科学生，異文化コミュニケーション研究科（2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者）の学生 ⇒ 独立研究科事務室〔17:00まで〕

(2) 特別修了願受付期間・許可者発表・学位授与式

受付期間	2017年7月1日(土)9:00~7月15日(土)12:30 *受付期間以外の申請はいっさい受け付けないので注意すること。
受付窓口	<p>■文・経済・理・社会・法・経営・キリスト教の各研究科学生, 異文化コミュニケーション研究科 (2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者を除く)の学生 ⇒ 池袋キャンパス教務事務センター</p> <p>■観光・コミュニティ福祉・現代心理の各研究科学生 ⇒ 新座キャンパス教務事務センター</p> <p>■法務研究科学生 ⇒ 法務研究科事務室</p> <p>■ビジネスデザイン・21世紀社会デザインの各研究科学生, 異文化コミュニケーション研究科 (2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者)の学生 ⇒ 独立研究科事務室 [17:00まで]</p>
許可者発表	2017年9月5日(火) 成績参照システムに発表する 発表時刻等の詳細は成績参照システムで確認すること。
学位授与式	2017年9月19日(火) 時間については, 許可者発表日にあわせて成績参照システムに発表する。

4. 修業年限短縮修了
(早期修了)

大学院学則第5条（優れた研究業績をあげた者）の規定により標準修業年限を短縮することができる制度であるが、本研究科博士課程前期課程では実施しない。

14 学生証・学籍・学費

1. 学生証
2. 学籍
3. 休学・復学
4. 退学
5. 再入学
6. 学費

学部の「Ⅷ 学生証・学籍・学費」および巻末の「大学院学則第4章」を参照すること。

法学政治学専攻 博士課程前期課程 授業科目表

科目 コード	科目名	担当者	単位数	開講 学期	展開年度		科目 ナンバリング	備 考
					2017年度	2018年度 (予定)		
法学系科目								
ND011	比較法特殊講義(1)	溜 箭 将 之	2	秋	○		LAP5100	
ND012	比較法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5100	
ND051	比較憲法特殊講義(1)	赤 坂 正 浩	2	春	○		LAP5100	
ND052	比較憲法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5100	
ND061	比較行政法特殊講義(1)	神 橋 一 彦	2	秋	○		LAP5100	
ND062	比較行政法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5100	
ND071	比較民事法特殊講義(1)	幡 野 弘 樹	2	秋	○		LAP5200	
ND072	比較民事法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5200	
ND091	比較刑事法特殊講義(1)	小 林 憲 太 郎	2	秋	○		LAP5300	
ND092	比較刑事法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5300	
ND101	国際法特殊講義(1)		2	休講		○	LAP5100	
ND102	国際法特殊講義(2)	許 淑 娟	2	春	○		LAP5100	
ND103	国際法特殊講義(3)		2	休講		○	LAP5100	
ND104	国際法特殊講義(4)	岩 月 直 樹	2	秋	○		LAP5100	
ND111	国際私法特殊講義(1)		2	休講		○	LAP5200	
ND112	国際私法特殊講義(2)	早 川 吉 尚	2	秋	○		LAP5200	
ND121	国際経済法特殊講義(1)	東 條 吉 純	2	春	○		LAP5400	
ND122	国際経済法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5400	
ND131	国際取引法特殊講義(1)		2	休講		○	LAP5100	
ND132	国際取引法特殊講義(2)		2	休講			LAP5100	
ND141	法思想特殊講義(1)	瀧 川 裕 英	2	春	○		LAP5000	
ND142	法思想特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5000	
ND201	法社会学特殊講義(1)	濱 野 亮	2	春	○		LAP5000	
ND202	法社会学特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5000	
ND211	憲法特殊講義(1)	原 田 一 明	2	秋	○		LAP5100	
ND212	憲法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5100	
ND221	行政法特殊講義(1)	日 野 辰 哉	2	春	○		LAP5100	
ND222	行政法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5100	
ND231	民法特殊講義(1)	藤 澤 治 奈	2	春	○		LAP5200	
ND232	民法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5200	
ND233	民法特殊講義(3)	角 紀 代 恵	2	春	○		LAP5200	
ND234	民法特殊講義(4)		2	休講		○	LAP5200	
ND241	商法特殊講義(1)	高 橋 美 加	2	春	○		LAP5200	
ND242	商法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5200	
ND251	民事訴訟法特殊講義(1)		2	休講	○		LAP5200	
ND252	民事訴訟法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5200	
ND261	刑法特殊講義(1)	林 美 月 子	2	春	○		LAP5300	
ND262	刑法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5300	
ND271	刑事訴訟法特殊講義(1)	笹 倉 宏 紀	2		○		LAP5300	
ND272	刑事訴訟法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5300	
ND281	刑事学特殊講義(1)	津 富 宏	2	春	○		LAP5300	
ND282	刑事学特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5300	
ND291	経済法特殊講義(1)	早 川 雄 一 郎	2	秋	○		LAP5400	
ND292	経済法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5400	
ND301	知的財産法特殊講義(1)		2	休講		○	LAP5500	
ND302	知的財産法特殊講義(2)	長 谷 川 遼	2	秋	○		LAP5500	
ND311	労働法特殊講義(1)	神 吉 知 郁 子	2	秋	○		LAP5400	
ND312	労働法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5400	
ND321	環境法特殊講義(1)		2	休講		○	LAP5500	
ND322	環境法特殊講義(2)		2	休講	○		LAP5500	
ND331	租税法特殊講義(1)	浅 妻 章 如	2	春	○		LAP5100	

法学政治学専攻 博士課程前期課程

科目コード	科目名	担当者	単位数	開講学期	展開年度		科目ナンバリング	備考
					2017年度	2018年度(予定)		
ND332	租税法特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5100	
ND451	判例研究(1)	角・岩月・藤澤	2	通年	○		LAP6900	
ND452	判例研究(2)		2	休講		○	LAP6900	
ND481	法学政治学総合演習(1)	角・岩月・藤澤	2	通年	○		LAP6910	
ND482	法学政治学総合演習(2)		2	休講		○	LAP6910	
政治学系科目								
ND351	現代政治理論特殊講義(1)	川崎 修	2	秋	○		LAP5600	
ND352	現代政治理論特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5600	
ND361	日本政治論特殊講義(1)		2				LAP5700	2015年度以降廃止
ND362	日本政治論特殊講義(2)		2				LAP5700	2015年度以降廃止
ND371	ヨーロッパ政治論特殊講義(1)	小川 有美	2	秋	○		LAP5700	
ND372	ヨーロッパ政治論特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5700	
ND381	アメリカ政治論特殊講義(1)	佐々木 卓也	2	春	○		LAP5700	
ND382	アメリカ政治論特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5700	
ND393	アジア政治論特殊講義(1)	倉田 徹	2	春	○		LAP5700	
ND394	アジア政治論特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5700	
ND401	日本政治史特殊講義(1)	松浦 正孝	2	春	○		LAP5800	
ND402	日本政治史特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5800	
ND411	日本政治思想史特殊講義(1)	松田 宏一郎	2	秋	○		LAP5800	
ND412	日本政治思想史特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5800	
ND421	欧州政治思想史特殊講義(1)	安藤 裕介	2	秋	○		LAP5800	
ND422	欧州政治思想史特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5800	
ND431	国際政治特殊講義(1)	竹中 千春	2	春	○		LAP5600	
ND432	国際政治特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5600	
ND441	行政学特殊講義(1)	原田 久	2	秋	○		LAP5600	
ND442	行政学特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5600	
ND461	政治過程論特殊講義(1)	孫 齊庸	2	秋	○		LAP5600	
ND462	政治過程論特殊講義(2)		2	休講		○	LAP5600	
ND483	法学政治学総合演習(3)	竹中・倉田	2	通年	○		LAP6910	
ND484	法学政治学総合演習(4)		2	休講		○	LAP6910	
リサーチ系科目								
ND471	統計学特殊講義	坂田 大輔	2	春	○	○	LAP5900	重複履修不可
ND472	社会調査特殊講義	朝岡 誠	2	春	○	○	LAP5900	重複履修不可
特別研究指導A1・A2 特別研究指導B1・B2								
その他	特別研究指導A1	下記表参照	2	春	○	○	LAP6950	週2時間 正の指導教授が担当
その他	特別研究指導A1	下記表参照	2	春	○	○	LAP6950	週2時間 副の指導教授が担当 修得単位は随意として扱う
その他	特別研究指導A2	下記表参照	2	秋	○	○	LAP6950	週2時間 正の指導教授が担当
その他	特別研究指導A2	下記表参照	2	秋	○	○	LAP6950	週2時間 副の指導教授が担当 修得単位は随意として扱う
その他	特別研究指導B1	下記表参照	2	春	○	○	LAP6950	週2時間 正の指導教授が担当
その他	特別研究指導B1	下記表参照	2	春	○	○	LAP6950	週2時間 副の指導教授が担当 修得単位は随意として扱う
その他	特別研究指導B2	下記表参照	2	秋	○	○	LAP6950	週2時間 正の指導教授が担当
その他	特別研究指導B2	下記表参照	2	秋	○	○	LAP6950	週2時間 副の指導教授が担当 修得単位は随意として扱う

〈特別研究指導A1・A2・B1・B2担当者〉

法学系

担当教員	研究指導領域	研究テーマ
浅妻 章如 教授	租税法	国際租税法。恒久的施設、所得源泉、タックスヘイヴン対策税制、国外所得免税の設計等。
藤澤 治奈 教授	民法	担保物権法を研究テーマとしている。特に、アメリカにおける動産・債権担保の研究を進めている。
濱野 亮 教授	法社会学	弁護士、経済社会の秩序形態、民事紛争処理行動、司法制度改革、司法アクセス（少額訴訟、ADR、法律相談、法テラスなど）に関する理論的及び経験的研究
原田 一明 教授	憲法	議会制度や行政統制などの統治構造に関する法制や日本憲法史に関する研究

法学政治学専攻 博士課程前期課程

原田 昌和 教授 (2017年度秋学期研究休暇)	民法	主にドイツ法、ヨーロッパ法を参照しながら、消費者に対する不公正な取引方法や不当な契約条項に対する規制について研究を行っている。
幡野 弘樹 教授	民法	家族法と人権規範の関係、身体の法的地位（両者ともフランス法との比較を中心に）
早川 吉尚 教授	国際私法, 国際民事手続法	企業の国際取引, 国際投資を巡る法的規律と紛争解決手続を研究の中心テーマとしている。
林 美月子 教授	刑法	刑事責任能力, 医療観察法, 矯正施設での医療, 窃盗罪, 詐欺罪等の財産犯罪等
岩月 直樹 教授	国際法	現代国際法における対抗措置に対する法的規制。友好的手続との関係, 及びその実施に伴う個人等に対する影響を主な焦点とする。
角 紀代恵 教授	民法	流動資産の担保（集合動産譲渡担保, 流動債権譲渡担保）の倒産法における処遇
神橋 一彦 教授	行政法	行政訴訟・国家賠償の領域について, 憲法的視点（とりわけ基本権）や基礎概念との観点から再検討を行うこと。
小林 憲太郎 教授	刑法	行為論・構成要件論・違法論・責任論を中心とした犯罪体系論, 金商法や会社法罰則などの経済刑法に関する研究
松井 秀征 教授	商法	会社法のうち, 株主総会制度や株式発行制度をめぐる立法論, 解釈論を研究テーマとする。商取引法や金融法も研究対象とする。
高橋 美加 教授	商法	会社法, 国際取引法を研究対象とする。会社機関の権限と責任の分配, 取引リスクのシェアと契約の役割等が主なテーマである。
瀧川 裕英 教授	法哲学	道義義務（政治的責務）。それと関連して国家論・グローバル正義論。このほかに, 説明責任論, 責任の基礎理論, 平等論。
溜箭 将之 教授 (2017年度春学期海外研究)	英米法	英米の憲法・民事訴訟・裁判所制度・信託法を, 両国それぞれ独自の発展にも注目しつつ研究を進めている。
東條 吉純 教授	国際経済法	各国政府の交付する補助金が国際通商に及ぼす影響と, これに対する国際規律のあり方についての研究。
長谷川 遼 准教授	知的財産法	フランス法や英米法も参照しつつ, 創作者の人格的利益の保護のあり方を中心に研究している。
早川 雄一郎 准教授	経済法	独占禁止法, 競争政策。特に, 米国反トラスト法とEU競争法を参照しつつ, 独禁法の競争者排除型行為規制を中心に研究してきた。
許 淑娟 准教授 (2017年度秋学期研究休暇)	国際法	領域法, 海洋法を主な研究テーマとする。とくに, 越境的な事象に着目して, 重層的な領域支配のスキームに関心を持っている。
神吉 知郁子 准教授	労働法	最低賃金や失業補償, 公的扶助, 給付つき税額控除など, 労働市場への出入りの場面にかかわる規制の制度設計に関心をもち, イギリス法とフランス法を素材とした比較研究を行ってきた。
内海 博俊 准教授 (2017年度春学期海外研究)	民事訴訟法	広義の民事訴訟法（民事訴訟法〔判決手続〕・民事執行法・民事保全法・倒産処理法など）とその周辺。民事訴訟における損害賠償額の確定に関する規律など。
山口 敬介 准教授 (2017年度秋学期研究休暇)	民法	民法における団体論。非営利団体における個人・団体間の協力・緊張関係のあり方, 個人の団体への協力・拘束の限界など。

政治学系

担当教員	研究指導領域	研究テーマ
原田 久 教授	行政学	現在は, 政府中枢（Centres of Government）の比較研究に取り組んでいる
川崎 修 教授 (2017年度春学期研究休暇)	現代政治理論	現代政治理論・政治哲学の研究, ならびに（主として20世紀の）政治学史・政治思想史の研究。
倉田 徹 教授	アジア政治論	中国への返還後の香港の「一国二制度」方式の実施状況を, 自治・民主化・市民社会・経済融合・民族アイデンティティなどの問題を中心に研究してきた。
松田 宏一郎 教授	日本政治思想史	徳川期と明治期の政治思想の連続性, 東アジアおよび西洋思想との比較
松浦 正孝 教授	日本政治史	財界, アジア主義, 日本帝国と植民地, 日中戦争, 日本型政治システム
小川 有美 教授	ヨーロッパ政治論	ヨーロッパの政治, 特にEUにおける「民主主義の赤字」や福祉国家の変容を, 比較政治学の方法により研究する。
佐々木 卓也 教授	アメリカ外交史	冷戦期を中心とするアメリカ外交・外交史, 日米関係史
竹中 千春 教授	国際政治	国際政治学, 比較政治学, アジア研究, 現代インド研究, ジェンダー研究。
吉岡 知哉 教授	欧州政治思想史	宗教と政治, 国家と市民社会, 権力論の系譜等, 近代政治思想の諸相に関する理論的・歴史的研究。
安藤 裕介 准教授	欧州政治思想史	政治と経済の連関をめぐるフランス啓蒙思想の展開, 革命期から帝政期までの「道徳・政治科学」あるいは「社会科学」概念の知性史
孫 斉庸 准教授	政治過程論	日本, 韓国等の政党間競争における差別化戦略や議員の議会活動に関する実証分析が主たる研究テーマである。

※ 特別研究指導A1・A2・B1・B2の履修登録方法については、3 特別研究指導A1・A2・B1・B2 参照。

博士課程後期課程 (法学政治学専攻) 履修規定その他注意事項

1 学位授与について

1. 学位授与の要件
 博士課程後期課程に3年以上在学し、学位論文作成等に対する指導を受けたうえで、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者について与えられる。
 ただし、法科大学院修了者については後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする*。
- * 法科大学院修了者についても、他の学生と同様に標準修業年限は3年である。そのため、在学2年で博士論文の審査および最終試験に合格できなかった場合は、3年以上在学し、指導教員の研究指導を受けなければならない。
2. 学位の名称
 研究分野に応じ、次の学位を授与する。各自の研究分野については、指導教授届提出の際の申告に基づき研究科委員会が決定する。
 博士（法学）または博士（政治学）

2 研究指導

1. 2011年度からの変更点
 研究指導を半期化する。
2. 研究指導
 正・副の指導教授は、学生が提出する「研究計画書」をもとに、研究指導を行う。また、原則として、「法学政治学総合演習(1)~(4)」または「判例研究(1)(2)」に出席し、博士論文に向けた研究成果の報告、博士論文の中間報告を行う。

〈科目一覧〉

	科目名
正指導教授の担当する後期課程科目	研究指導（正）
副指導教授の担当する後期課程科目	研究指導（副）
その他関連科目	法学政治学総合演習（1）~（4） 判例研究（1）(2)

※研究指導（正）、研究指導（副）は各々6学期分以上の認定を必要とする。

3. 履修登録方法
- (1) 後期課程に入学した学生は、博士論文作成のため、各自の研究指導分野に応じて、指導教授の研究指導を受けなければならない。
- (2) 春学期に提出する「研究計画書」で届け出た正・副の指導教授が担当する研究指導を春学期・秋学期ともに教務事務センターが登録する。研究計画書の用紙は池袋キャンパス教務事務センターで配付する。
- 〈研究計画書 提出期間・場所〉
- | | |
|------|---------------------------|
| 提出期間 | 2017年4月7日(金)~14日(金) 17:00 |
| 提出場所 | 池袋キャンパス教務事務センター |
- ただし、半期休学等により、春学期に提出ができなかった場合は、2017年9月20日(水)~22日(金) 17:00に、池袋キャンパス教務事務センターに提出し、研究指導(秋学期開講)を履修すること。
- (3) 「指導教授」は、後述 **7 研究指導分野** に記載されている教員の中から正・副各1名を選ぶものとする。

4. その他
- (1) 博士課程前期課程の科目のうち、後期課程の研究に必要な関連科目は履修することができる。履修登録については、博士課程前期課程の「履修規定その他注意事項」の **7 履修登録** を参照すること。
- (2) 博士論文の作成に向けて、研究成果を公表し、また、自己評価基準として参照するために、大学院紀要『法学研究』の活用が勧奨される。
5. 科目ナンバリング
- 研究指導の科目ナンバリングは「LAP7950」とする。

3 オフィスアワー

博士課程前期課程の「履修規定その他注意事項」 **8 オフィスアワー** を参照のこと。

4 試験・成績

研究指導の半期化に伴い、学期ごとに研究指導の終了の可否が判定される。正・副の指導教授は、学生が提出する「研究計画書」をもとに、研究指導を行い、各学期の研究指導が終了と認められた場合、その成績は「認」をもってあらわす。

5 博士学位の申請

1. 学位制度
- 博士学位の申請、博士論文の提出方法および最終試験等については、巻末の立教大学学位規則の定めるところとする。

2. 博士学位論文の予備審査
- 本大学院法学研究科法学政治学専攻博士課程後期課程在籍者が博士学位の申請を行う場合には、事前に博士学位申請論文草稿を池袋キャンパス教務事務センターに提出し、所定の予備審査を受けなければならない。以下の期日までに提出すること。

本提出を希望する時期	申請期限（論文草稿提出期限）
2017年10月31日（火） ^{*1}	2017年7月31日（月）17：00
2018年4月末日 ^{*2}	2018年1月末日 窓口終了時間まで

*1 2017年9月19日（火）までに本論文を提出する場合の論文草稿提出期限は2017年6月19日（月）とする。

*2 2018年3月末までに本論文を提出する場合の論文草稿提出期限は2017年12月冬季休業期間開始前とする。

3. 博士学位論文の本提出
- 予備審査の結果、学位申請論文の本提出が認められた者は、以下の期日までに学位申請論文を池袋キャンパス教務事務センターに提出すること。

学位の授与を希望する時期	申請期限（論文提出期限）
2017年9月	2017年 4月29日（土）12：30 ^{*1}
2018年3月	2017年10月31日（火）17：00 ^{*2}
2018年9月	2018年 4月末日 窓口終了時間まで ^{*3}

※1 2017年3月末日をもって在学年数6年（最長在学年数^{*4}）となり2017年4月以降在籍することができない者は、2017年3月末日までに提出すること。退学後に学位授与が決定した場合の学位は課程博士とする。

※2 2017年9月19日をもって在学年数6年（最長在学年数^{*4}）となり2017年9月20日以降在籍することができない者は、2017年9月19日16：00までに提出すること。退学後に学位授与が決定した場合の学位は課程博士とする。

※3 2018年3月末日をもって在学年数6年（最長在学年数^{*4}）となり2018年4月以降在籍することができない者は、2018年3月末日までに提出すること。退学後に学位授与が決定した場合の学位は課程博士とする。ただし、上記（※1～※3）については2018年3月末までの特例措置とし、2018年度以降は廃止とする。

※ 最長在学年数については、 **6 学生証・学籍・学費** を参照すること。

(1) **提出物・部数**

仮製本論文：3部

論文コピー：1部

学位申請関係書類：各3部，うち2部はコピー可

(2) **体裁**

仮製本論文：本文に表紙を付し，フラットファイルやバインダー等を用いて散逸しない状態に綴じた形式のもの。表紙には，論文題目および申請者名を記入すること。

論文コピー：ホチキス・穴あけパンチ等を用いず，ダブルクリップや穴を開けない形式のファイル等でまとめたもの。

(3) **使用言語**

- ① 博士論文は原則として日本語によるものとする。
ただし，特別の事情がある場合には他の言語の使用を認めることがある。
- ② 他の言語を使用する場合には，後期課程にあっては事前に届け出るものとする。論文の提出にあたっては日本語の要約を添付する。
- ③ 研究科委員会は，他の言語の使用を認めるか否かについて審査する。

4. **審査基準**

論文審査は次の基準にもとづいて行う。

- 1 研究テーマと目的が明確で，高度に専門的かつ独創的であること
- 2 研究内容と方法が適切で，高度に専門的かつ独創的であること
- 3 論文の構成が適切で，論旨の展開が明晰であること
- 4 使用する文献・史資料の引証が明確で，適切であること
- 5 当該研究分野において創造的・独創的な学術的貢献をなしていること
- 6 研究に対して高い倫理性を有していること

5. **修業年限短縮
修了
(早期修了)**

大学院学則第6条（優れた研究業績をあげた者）の規定による標準修業年限を短縮し修了することができる制度であるが，本研究科博士課程後期課程では実施しない。

6. **その他**

その他，博士の学位の申請，博士論文の提出方法，最終試験等については，巻末の立教大学学位規則，立教大学博士学位申請手続要領および博士学位論文取扱い事務に関する内規の定めるところによる。

6 学生証・学籍・学費

1. 学生証
2. 学籍
3. 休学・復学
4. 退学
5. 再入学
6. 学費

学部の「Ⅷ 学生証・学籍・学費」および巻末の「大学院学則第4章」を参照すること。

7 研究指導分野

博士論文作成のため、各自の研究分野に応じて、指導教授の研究指導を受けること（各学期週2時間）。研究計画書の提出等については、2 研究指導 を参照すること。

法学系

春学期研究指導 科目コード		秋学期研究指導 科目コード		担当教員	研究指導領域	研究テーマ	科目ナンバリング
正	副	正	副				
TX818	TX618	TX918	TX718	安達 栄司 教授	民事手続法	民事手続法制度の国際比較、特に迅速審理手続及び複雑（複数）請求訴訟の調整論に関心をもっている。	LAP7950
TX825	TX625	TX925	TX725	浅妻 章如 教授	租税法	国際租税法。恒久的施設、所得源泉、タックスヘイヴン対策税制、国外所得免税の設計等。	LAP7950
TX804	TX604	TX904	TX704	藤澤 治奈 教授	民法	担保物権法を研究テーマとしている。特に、アメリカにおける動産・債権担保の研究を進めている。	LAP7950
TX812	TX612	TX912	TX712	深町 晋也 教授	刑法	刑事違法論（被害者の同意、緊急避難論）、財産犯の諸問題、司法に対する罪、刑事立法学	LAP7950
TX833	TX633	TX933	TX733	濱野 亮 教授	法社会学	弁護士、経済社会の秩序形態、民事紛争処理行動、司法制度改革、司法アクセス（少額訴訟、ADR、法律相談、法テラスなど）に関する理論的及び経験的研究	LAP7950
TX802	TX602	TX902	TX702	原田 一明 教授	憲法	議会制度や行政統制などの統治構造に関する法制や日本憲法史に関する研究	LAP7950
TX805	TX605	TX905	TX705	原田 昌和 教授 (2017年度秋学期研究休暇)	民法	主にドイツ法、ヨーロッパ法を参照しながら、消費者に対する不公正な取引方法や不当な契約条項に対する規制について研究を行っている。	LAP7950
TX806	TX606	TX906	TX706	幡野 弘樹 教授	民法	家族法と人権規範の関係、身体の法的地位（両者ともフランス法との比較を中心に）	LAP7950
TX829	TX629	TX929	TX729	早川 吉尚 教授	国際私法、国際民事手続法	企業の国際取引、国際投資を巡る法的規律と紛争解決手続を研究の中心テーマとしている	LAP7950
TX813	TX613	TX913	TX713	林 美月子 教授	刑法	刑事責任能力、医療観察法、矯正施設での医療、窃盗罪、詐欺罪等の財産犯罪等	LAP7950
TX831	TX631	TX931	TX731	岩月 直樹 教授	国際法	現代国際法における対抗措置に対する法的規制。友好的手続との関係、及びその実施に伴う個人等に対する影響を主な焦点とする。	LAP7950
TX807	TX607	TX907	TX707	角 紀代恵 教授	民法	流動資産の担保（集合動産譲渡担保、流動債権譲渡担保）の倒産法における処遇	LAP7950
TX819	TX619	TX919	TX719	貝瀬 幸雄 教授	民事手続法	比較法一般理論、比較民事訴訟法、イギリス民事訴訟法の現状に関心を持っている。	LAP7950
TX823	TX623	TX923	TX723	神橋 一彦 教授	行政法	行政訴訟・国家賠償の領域について、憲法的視点（とりわけ基本権）や基礎概念との観点から再検討を行うこと。	LAP7950
TX846	TX646	TX946	TX746	河村 賢治 教授	商法	会社法と金融商品取引法。特に、①大規模公開会社の企業統治、②総合的な金融・資本市場法制、③法律と自主規制の相互連関	LAP7950
TX814	TX614	TX914	TX714	小林 憲太郎 教授	刑法	行為論・構成要件論・違法論・責任論を中心とした犯罪体系論、金商法や会社法罰則などの経済刑法に関する研究	LAP7950
TX808	TX608	TX908	TX708	前田 陽一 教授	民法	不法行為法（特に、権利侵害論、賠償範囲論、共同不法行為論）、親族相続法（特に、財産法との交錯領域）	LAP7950
TX822	TX622	TX922	TX722	松戸 浩 教授	行政法	主に行政法総論および行政組織法の領域における様々の諸問題につき、理論的観点からの研究を行っている。	LAP7950
TX816	TX616	TX916	TX716	松井 秀征 教授	商法	会社法のうち、株主総会制度や株式発行制度をめぐる立法論、解釈論を研究テーマとする。商取引法や金融法も研究対象とする。	LAP7950

博士課程後期課程（法学政治学専攻）

春学期研究指導 科目コード		秋学期研究指導 科目コード		担当教員	研究指導領域	研究テーマ	科目ナン バリング
正	副	正	副				
TX809	TX609	TX909	TX709	難波 讓治 教授	民法	不法行為と債権総論にまたがる損害賠償の問題全般、特に損害論、賠償範囲論を主たるテーマとしている。	LAP7950
TX810	TX610	TX910	TX710	野澤 正充 教授	民法	契約上の地位の移転・瑕疵担保責任・債権法・フランス法・消費者法	LAP7950
TX803	TX603	TX903	TX703	渋谷 秀樹 教授	憲法	司法の概念、憲法訴訟の要件論および基準論、地方自治の原理についての歴史的・比較法的研究	LAP7950
TX817	TX617	TX917	TX717	高橋 美加 教授	商法	会社法、国際取引法を研究対象とする。会社機関の権限と責任の分配、取引リスクのシェアと契約の役割等が主なテーマである。	LAP7950
TX836	TX636	TX936	TX736	瀧川 裕英 教授	法哲学	遵法義務（政治的責務）。それと関連して国家論・グローバル正義論。このほかに、説明責任論、責任の基礎理論、平等論。	LAP7950
TX835	TX635	TX935	TX735	溜箭 将之 教授 (2017年度春学期海外研究)	英米法	英米の憲法・民事訴訟・裁判所制度・信託法を、両国それぞれ独自の発展にも注目しつつ研究を進めている。	LAP7950
TX837	TX637	TX937	TX737	辰井 聡子 教授	刑法, 医事法	刑法総論, 各論の諸問題のほか, 医療と刑法, 医学研究の公的規制の在り方等の領域について, 指導を行う。どの領域を扱う際も, 法的な枠組みを明確にしながら議論を行うことを求める。	LAP7950
TX832	TX632	TX932	TX732	東條 吉純 教授	国際経済法	各国政府の交付する補助金が国際通商に及ぼす影響と、これに対する国際規律のあり方についての研究。	LAP7950
TX828	TX628	TX928	TX728	長谷川 遼 准教授	知的財産法	フランス法や英米法も参照しつつ、創作者の人格的利益の保護のあり方を中心に研究している。	LAP7950
TX834	TX634	TX934	TX734	早川 雄一郎 准教授	経済法	独占禁止法、競争政策。特に、米国反トラスト法とEU競争法を参照しつつ、独禁法の競争者排除型行為規制を中心に研究してきた。	LAP7950
TX830	TX630	TX930	TX730	許 淑娟 准教授 (2017年度秋学期研究休暇)	国際法	領域法、海洋法を主な研究テーマとする。とくに、越境的な事象に着目して、重層的な領域支配のスキームに関心を持っている。	LAP7950
TX827	TX627	TX927	TX727	神吉 知郁子 准教授	労働法	最低賃金や失業補償、公的扶助、給付つき税額控除など、労働市場への出入りの場面にかかわる規制の制度設計に関心をもち、イギリス法とフランス法を素材とした比較研究を行ってきた。	LAP7950
TX811	TX611	TX911	TX711	山口 敬介 准教授 (2017年度秋学期研究休暇)	民法	民法における団体論。非営利団体における個人・団体間の協力・緊張関係のあり方、個人の団体への協力・拘束の限界など。	LAP7950
TX820	TX620	TX920	TX720	内海 博俊 准教授 (2017年度春学期海外研究)	民事訴訟法	広義の民事訴訟法（民事訴訟法〔判決手続〕・民事執行法・民事保全法・倒産処理法など）とその周辺。民事訴訟における損害賠償額の確定に関する規律など。	LAP7950

政治学系

春学期研究指導 科目コード		秋学期研究指導 科目コード		担当教員	研究指導領域	研究テーマ	科目ナン バリング
正	副	正	副				
TX847	TX647	TX947	TX747	原田 久 教授	行政学	現在は、政府中枢（Centres of Government）の比較研究に取り組んでいる	LAP7950
TX838	TX638	TX938	TX738	川崎 修 教授 (2017年度春学期研究休暇)	現代政治理論	現代政治理論・政治哲学の研究、ならびに（主として20世紀の）政治学史・政治思想史の研究	LAP7950
TX842	TX642	TX942	TX742	倉田 徹 教授	アジア政治論	中国への返還後の香港の「一国二制度」方式の実施状況を、自治・民主化・市民社会・経済融合・民族アイデンティティなどの問題を中心に研究してきた。	LAP7950
TX840	TX640	TX940	TX740	松田 宏一郎 教授	日本政治思想史	徳川期と明治期の政治思想の連続性、東アジアおよび西洋思想との比較	LAP7950
TX841	TX641	TX941	TX741	松浦 正孝 教授	日本政治史	財界、アジア主義、日本帝国と植民地、日中戦争、日本型政治システム	LAP7950

博士課程後期課程（法学政治学専攻）

春学期研究指導		秋学期研究指導		担当教員	研究指導領域	研究テーマ	科目ナンバリング
科目コード	科目コード	科目コード	科目コード				
正	副	正	副				
TX843	TX643	TX943	TX743	小川 有美 教授	ヨーロッパ政治論	ヨーロッパの政治、特にEUにおける「民主主義の赤字」や福祉国家の変容を、比較政治学の方法により研究する。	LAP7950
TX844	TX644	TX944	TX744	佐々木 卓也 教授	アメリカ外交史	冷戦期を中心とするアメリカ外交・外交史、日米関係史	LAP7950
TX845	TX645	TX945	TX745	竹中 千春 教授	国際政治	国際政治学、比較政治学、アジア研究、現代インド研究、ジェンダー研究。	LAP7950
TX839	TX639	TX939	TX739	吉岡 知哉 教授	欧州政治思想史	宗教と政治、国家と市民社会、権力論の系譜等、近代政治思想の諸相に関する理論的・歴史的研究。	LAP7950
TX849	TX649	TX949	TX949	安藤 裕介 准教授	欧州政治思想史	政治と経済の連関をめぐるフランス啓蒙思想の展開、革命期から帝政期までの「道徳・政治科学」あるいは「社会科学」概念の知性史	LAP7950
TX848	TX648	TX948	TX748	孫 斉庸 准教授	政治過程論	日本、韓国等の政党間競争における差別化戦略や議員の議会活動に関する実証分析が主たる研究テーマである。	LAP7950

諸規則

- 1 立教大学学則（抜粋）
- 2 立教大学法学部規則
- 3 立教大学大学院学則（抜粋）
- 4 立教大学学位規則（抜粋）
- 5 法学部試験規則
- 6 法学部追試験実施細則
- 7 立教大学博士学位申請手続要領（抜粋）
- 8 博士学位論文取扱い事務に関する内規（抜粋）
- 9 立教大学大学院学位論文審査手数料規則
- 10 立教大学大学院学費その他納入金内規
- 11 立教大学大学院学生会発表奨励金規程
- 12 修士論文保管要領
- 13 学習院大学・学習院女子大学・日本女子大学・立教大学・早稲田大学学生交流に関する覚書
- 14 明治大学、立教大学及び国際大学による共同教育プログラムの履修等に関する覚書

1 立教大学学則（抜粋）

第1章 総則

第1条 本大学は、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、学校教育法により学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めることを目的とする。

2 学部ごとの、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表7のとおりとする。

第2条 本大学に学部及び大学院を置く。

第3条 略

第4条 1年次から同一学部・学科・専修に在学する者の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

2 2年次に編入学又は転部・転科した者の当該学部・学科の修業年限は3年とする。ただし、在学年数は7年を超えることができない。

3 3年次に編入学又は転部・転科・転専修した者の当該学部・学科・専修の修業年限は2年とする。ただし、在学年数は6年を超えることができない。

第5条 1年次から同一学部・学科・専修に4年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者には学士の学位を授与する。

2 2年次に編入学又は転部・転科した場合、当該学部・学科に3年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者には学士の学位を授与する。

3 3年次に編入学又は転部・転科・転専修した場合、当該学部・学科・専修に2年以上在学して、所定の試験に合格し、所定の単位を修得した者には学士の学位を授与する。

4 学部・学科において授与する学士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

学 部	学 科	専攻分野名
文 学 部	キ リ ス ト 教 学 科	文学
	史 学 科	
	教 育 学 科	
	文 学 科	文学 学術
経 済 学 部	経 済 学 科	経済学
	会計ファイナンス学科	
	経 済 政 策 学 科	
理 学 部	数 学 科	理学
	物 理 学 科	
	化 学 科	
	生 命 理 学 科	
社 会 学 部	社 会 学 科	社会学
	現 代 文 化 学 科	
	メ ディ ア 社 会 学 科	
法 学 部	法 学 科	法学
	政 治 学 科	
	国 際 ビ ジ ネ ス 法 学 科	
観 光 学 部	観 光 学 科	観光学
	交 流 文 化 学 科	
コ ミ ュ ニ ティ 福 祉 学 部	福 祉 学 科	コミュニティ福祉学
	コ ミ ュ ニ ティ 政 策 学 科	
	ス ポー ツ ウ エ ル ネ ス 学 科	
経 営 学 部	経 営 学 科	経営学
	国 際 経 営 学 科	
現 代 心 理 学 部	心 理 学 科	心理学
	映 像 身 体 学 科	
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科	異文化コミュニケーション学

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 本大学創立記念日 5月5日

(4) 春季休業 2月上旬から3月下旬まで

(5) 夏季休業 7月下旬から9月中旬まで

(6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

第2章 教育課程

第1節 単位

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 輪講、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条 学生は、第13条から第18条の6に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目は、全学共通科目及び専門教育科目は配当年次の指定科目を除き全学年において履修させる。

第10条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第10条の3 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第10条の4 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が本大学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、教授会の定めるところにより、学生が本大学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転部等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第10条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第11条 小学校、中学校、高等学校教諭1種免許状取得希望者は、各学部・学科・専修に配置された教科に関する専門教育科目及び文学部教育学科に配置された小学校、中学校、高等学校教育職員免許状取得に必要な教職に関する専門教育科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2、3、4 略

第12条 学芸員の資格を取得しようとする者は、各学部・学科所定の単位のほか、第19条に定められた博物館に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

博物館に関する科目及びその単位は、第10条に規定する授業科目及び単位には含まれない。

2 司書の資格及び司書教諭の資格を取得しようとする者は、第19条に定められた図書館に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。図書館に関する科目及びその単位は、第10条に規定する授業科目及び単位には含まれない。

3 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、第19条に定められた社会教育に関する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

社会教育に関する科目及びその単位は、第10条に規定する授業科目及び単位には含まれない。

第13条～第19条 略

第3章 試験

第20条 削除

第21条 試験は、各授業科目について行い、合格、不合格を定める。

2 試験成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

3 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

第22条 忌引その他の事由により試験を受けることができなかった者のために、追試験を行うことがある。

第23条 休学中は、試験を受けることができない。

第4章 入学、編入学、休学、復学、退学、再入学及び除籍

第24条 略

第24条の2 立教新座高等学校、立教池袋高等学校及び日本聖公会関係の各高等学校又は本大学の推薦入学者制度の指定を受けた高等学校の卒業中当該学校長の推薦した者については、第24条の規定にかかわらず選抜試験の一部又は全部を免除することができる。

第25条 2年次以上に編入学又は転部・転科・転専修を許可する者は、別に定める本大学の編入学又は転部・転科・転専修の資格を有し、かつ、本大学で行う選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

第26条 第24条による入学資格を有しない外国人であつて在外公館の推薦ある者は、審査の上、学修を許可することができる。

2 前項により学修を許可された者は、第5条を除き本学則を準用する。

第27条 入学期は、学年又は学期の初めとする。

2 第50条の2に規定する特別外国人学生の入学期は、各学期の初めとすることができる。

第28条 入学志願者は、入学願書、出身学校長証明の調査書、写真を提出し、かつ、別表2の1若しくは別表2の2による入学検定料を納めなければならない。

第29条 選抜試験に合格した者で本大学に入学しようとするものは、保証人を定め、所定の期日までに保証書を提出し、その他指定された手続をしなければならない。

2 本大学は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

第30条 保証人は、本人在学中に係る一切の事項についてその責に任じ、本人の父母又はこれに代わるべき者でなければならない。

第31条 保証人が死亡し又は前条の要件を欠いた時は、遅滞なく新たな保証人を定め更に保証書を提出しなければならない。

第32条 病気その他の止むを得ない事由により満2か月以上就学することができないときは、その事実を証明する書面を添え保証人連署をもって願ひ出で許可を受け当該学期間休学することができる。

2 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

3 休学回数は、通算して8回を超えることができない。

4 休学者は、第1項により休学した期間終了後、学期の初めにおいて復学する。

第33条 病気その他の事由により退学しようとする場合は、保証人連署をもって願ひ出で許可を受けなければならない。

第34条 願ひにより退学した者が再入学を願ひ出るときは、学年の初めにおいて原年次に入学を許可することができる。

第35条 再入学を許可された者は、第29条に規定する手続をしなければならない。

第36条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 第4条各項のただし書きに定める在学年数を超えた者

(2) 学費を納めない者

第36条の2 入学、編入学、休学、復学、退学及び再入学の許可並びに除籍は、教授会の議を経て、総長がこれを行う。

第5章 留学

第37条 本大学の学生が本大学との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定、又は本大学からの留学に関する協議が成立している外国の大学、又はこれに相当する高等教育機関等及び本学が認めた同等の大学、機関の授業科目を履修するため当該大学等への留学を希望するときは、審査の上、本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することができる。

2 前項による留学は、本大学における学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下在学留学という。）及び休学とする留学（以下休学留学という。）の2種とする。

第38条 在学留学の許可を受けた者については、その許可を受けた期間を本大学における在学年数に算入する。

第39条 在学留学の許可を得た者が、留学した大学等において修得した単位又は成果のうち、教授会が適当と認めたものは、第10条の2第2項に基づき、本大学の卒業に必要な単位として認定することができる。

第40条 第32条の規定は、休学留学のための休学に準用する。

第6章 学費その他

第41条 選抜試験に合格した者で本大学に入学しようとするものは、別表2の3及び別表2の4による学費を指定された入学手続期間内に納めなければならない。

2 学生は、別表2の4による学費を毎学年授業開始後の指定の期日までに納めなければならない。

3 第1項及び第2項に定める学費のうち授業料、教育充実費及び実験・実習費は、春学期・秋学期に分納するものとする。

第42条 学費とは、入学料、授業料（在籍料を含む。）、教育充実費及び実験・実習費をいう。

第43条 学費は、休学中も別に定める額を納めなければならない。

第44条 学年の途中で退学する場合も、学費は別に定める額を納めなければならない。

第45条 すでに納めた学費その他の納入金は、第2項及び第3項に定めた場合を除いて、返還しない。

2 選抜試験に合格し学費その他の納入金を納めた者のうち、止むを得ない事由により、所定の手続きに則り入学辞退願を提出した者については、入学金を除く学費その他の納入金を返還するものとする。

3 出願時に卒業見込みや所定単位修得見込みなどで選抜試験に合格し、学費その他の納入金を納めた後に、卒業不可や所定単位未修得などが確定し、入学資格要件を満たすことができなくなった者は、届け出により入学金を含む学費その他の納入金を返還するものとする。

第46条 在学中の学費その他について変更のあった場合には、新たに定められた額に基づいて納めなければならない。

第47条 教育職員免許状取得に必要な教職に関する専門科目及び学芸員・司書・司書教諭・社会教育主事の資格取得に必要な科目を履修する者は、別表3による受講料を納めなければならない。

第48条 削除

第49条 証明書等の交付を受ける者は、別表5による手数料を納めなければならない。

第50条 学費滞納者には、当該年次の単位認定、研究指導の認定及び学位の授与を行わない。

第6章の2 特別外国人学生

第50条の2 本大学と協定のある外国の大学から派遣される学生及び政府その他の機関から本大学に委託される外国人学生は、審査の上、特別外国人学生として入学を許可することができる。

第50条の3 入学を許可された特別外国人学生は、所定の手続をし、かつ、別に定める納入金を納めなければならない。

第50条の4 特別外国人学生が履修した授業科目については、所定の単位を与えることができる。

第50条の5 特別外国人学生については、第5条を除き本学則を準用する。

第7章 科目等履修生・特別聴講学生

第51条 各学部及び全学共通科目所定の授業科目中その1授業科目又は数授業科目の学修を願ひ出る者に対して、選考の上、科目等履修生として学修を許可することができる。

2 教職課程、学芸員課程、司書課程及び社会教育主事課程の所定の授業科目の学修を願ひ出る者に対して、選考の上、科目等履修生として学修を許可することができる。

3 科目等履修生として学修を願ひ出る者は、別表6による選考料を納めなければならない。

4 科目等履修生が、その履修した授業科目に合格した場合には、所定の単位を与える。

第51条の2 本大学と協定のある他大学学生及び他の教育機関の学生・生徒が、本大学の授業科目の学修を願ひ出るときは、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生が、その聴講した科目に合格した場合には、所定の単位を与える。

第52条 第51条第1項及び第2項で科目等履修生として学修を許可された者は、別表6による登録料及び受講料を指定された期間内に納めなければならない。

第53条 削除

第54条 科目等履修生、特別聴講学生については、第5条を除き本学則を準用し、第51条、第51条の2及び第52条で規定した以外の事項については別に定める細則による。

第8章 賞罰

第55条 品行方正学業優等の者又は善行により本大学の名誉を揚げた者は、これを表彰する。

第56条 本大学の規則に違反し、又は本大学の教育方針に背いた者は、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 学業を怠り成業の見込みのないと認められる者
- (2) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学は、行為により以下の各号が適用される場合がある。

- (1) 停学期間を在学年数に算入しない。
- (2) 当該年度の卒業を認めない。
- (3) 停学中は以下の各号が適用される。
- (4) 停学中は第37条による留学はできない。

第57条 賞罰は、教授会の議を経て、総長がこれを行う。

第9章 教職員組織 略

第10章 教授会 略

第11章 附属施設

第1節 礼拝堂

第78条 礼拝堂は、本大学の建学精神の象徴であつて教職員及び学生が日本聖公会の信仰と法憲・法規に基づいてキリスト教生活を営むことを目的とする。

第79条 礼拝堂においては、次の行事を行う。

- (1) 礼拝
- (2) 本学の諸式典
- (3) キリスト教講演
- (4) 聖書研究
- (5) その他のキリスト教行事

第2節 図書館

第80条 本大学図書館は、池袋図書館、新座図書館、及び新座保存書庫をもつて構成する。

第81条～第84条 略

第3節 診療所

第85条 診療所は、教職員並びに学生の保健衛生思想の向上、疾病の予防並びに診療を行うことを目的とする。

第86条 本診療所の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 定時並びに不定時健康診断の実施
- (2) 治療の実施
- (3) 保健衛生に関する講演会の開催
- (4) その他必要と認めた事項

第4節 学生相談所

第88条 学生相談所は、学生が当面する問題について、カウンセリングを行うことを目的とする。

第5節 研究所等

第90条 この大学に、研究所、センターその他の附属教育研究機関（以下「研究所等」という。）を置く。

第91条 前条の研究所等については、別に定める。

附則 略

第1章 総則

(目的)

第1条 立教大学（以下「本大学」という。）法学部（以下「本学部」という。）における教育課程、試験、入学、卒業等に関しては、立教大学学則に定める場合のほか、この規則の定めるところによる。ただし、本学部教授会は、特例を定めることができる。

(全学共通科目・全学共通カリキュラム科目・一般教育科目)

第2条 全学共通科目・全学共通カリキュラム科目・一般教育科目の教育は、全学共通カリキュラム運営センターに委託する。

第2章 教育課程

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第3章 試験

(単位制)

第9条 本学部専門教育科目の課程は、単位制とする。

第10条 削除

(試験を行う教員)

第11条 試験は、当該科目の授業を行った教員が、これを行う。ただし、教授会の議を経て、他の教員が代わってこれを行うことを妨げない。

(履修届)

第12条 学生は、所定の期間内に履修届を提出しなければならない。

(試験の細目)

第13条 試験の細目については、法学部試験規則の定めるところによる。

第4章 入学および進学

第14条 削除

(転部)

第15条 本大学の他学部の学生は、教授会の定めるところにより、下記に定める転部試験を受けることができる。

①本大学に1年在学した学生のための転部試験

②本大学に2年以上在学した学生のための転部試験

2 前項第1号の試験に合格した転部学生の修業年限は3年とし、在学年数は7年を超えることができない。前項第2号の試験に合格した転部学生の修業年限は2年とし、在学年数は6年を超えることができない。

(編入学)

第16条 本大学または他の大学の学生は、教授会の定めるところにより、編入学試験を受けることができる。

2 編入学試験に合格した編入学生の修業年限は2年とし、在学年数は6年を超えることができない。

第17条 削除

(転部学生、編入学生の履修免除)

第18条 転部学生、編入学生については、教授会の認定により、すでに単位を修得した専門教育科目の履修を免除することができる。

(再入学)

第19条 学則第34条による再入学は、教授会が許可する。

2 再入学者は、別段に定める場合のほか、退学前の原状に復帰する。

(復学)

第20条 学則第56条および第57条により退学を命ぜられた者の復学については、前条の規定を準用する。

第5章 卒業

(卒業)

第21条 卒業の認定は、教授会がこれを行う。

付則

1. 卒業要件および卒業に必要な科目の履修方法は、当該年度の履修規定による。

3 立教大学大学院学則（抜粋）

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、専門の学術を研究し、その深奥を究め、かつ、キリスト教に基づいて人格を陶冶し文化の進展に寄与することを目的とする。

2 研究科又は専攻ごとの、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表8のとおりとする。

(課程)

第2条 本大学院は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。

(研究科・専攻等)

第2条の2 略

(課程の区分と修業年限)

第3条 本大学院の標準修業年限は、修士課程2年、博士課程5年とし、博士課程は、これを2年の前期課程及び3年の後期課程に区分する。

2 前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3 第1項に関わらず、キリスト教学研究科キリスト教学専攻博士課程前期課程のうち実務の経験を有する者を対象としたコースの標準修業年限は1年とする。

第4条 略

(教育方法の特例)

第4条の2 削除

(修士課程並びに前期課程の修了要件及び修士の学位の専攻分野)

第5条 修士課程又は前期課程に2年以上在学して授業を受け、30単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、第3条第3項に規定するコース及び優れた研究業績を上げた者については、修士課程又は前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程又は前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 本大学院において授与する修士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

研究科	専攻	専攻分野名
文学研究科	組織神学専攻	神学
	英米文学専攻	文学
	史学専攻	
	教育学専攻	教育学
	日本文学専攻	文学
	フランス文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	比較文明学専攻	比較文明学
経済学研究科	超域文化学専攻	文学
	経済学専攻	経済学 会計学
理学研究科	物理学専攻	理学
	化学専攻	
	数学専攻	
	生命理学専攻	
社会学研究科	社会学専攻	社会学
法学研究科	法学政治学専攻	法学 政治学
観光学研究科	観光学専攻	観光学
コミュニティ福祉学研究科	コミュニティ福祉学専攻	コミュニティ福祉学 スポーツウエルネス学
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	経営管理学
21世紀社会デザイン研究科	比較組織ネットワーク学専攻	社会デザイン学
異文化コミュニケーション研究科	異文化コミュニケーション専攻	異文化コミュニケーション学
経営学研究科	言語科学専攻	
	経営学専攻	経営学 国際経営学 公共経営学

現代心理学研究科	心理学専攻	心理学
	臨床心理学専攻 映像身体学専攻	臨床心理学 映像身体学
キリスト教学研究科	キリスト教学専攻	神学 文学 実践神学

(博士課程の修了要件及び博士の学位の専攻分野)

第6条 博士課程に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については博士課程に3年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程を修了した者、及び前条第1項のただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件は、博士課程に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

3 専門職学位課程を修了した者が博士課程の後期課程に入学した場合は、博士課程後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては2年）以上在学し、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については、博士課程後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者については、博士課程の3年から当該専門職学位課程の標準修業年限を減じた期間）以上、在学すれば足りるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、第20条第5号の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期課程に入学した場合は、博士課程後期課程に3年以上在学し、研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた研究業績をあげた者については博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、本大学院の博士課程を経ないで論文を提出し博士の学位を請求した者で、論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、前4項の規定により本大学院の博士課程を修了した者と同様に広い学識を有することを確認された者に、博士の学位を授与することができる。

6 本大学院において授与する博士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

研究科	専攻	専攻分野名
文学研究科	組織神学専攻	神学
	英米文学専攻	文学
	史学専攻	
	教育学専攻	教育学
	日本文学専攻	文学
	フランス文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	比較文明学専攻	比較文明学
経済学研究科	超域文化学専攻	文学
	経済学専攻	経済学 会計学
理学研究科	物理学専攻	理学
	化学専攻	
	数学専攻	
	生命理学専攻	
社会学研究科	社会学専攻	社会学
法学研究科	法学政治学専攻	法学 政治学
観光学研究科	観光学専攻	観光学
コミュニティ福祉学研究科	コミュニティ福祉学専攻	コミュニティ福祉学 スポーツウエルネス学
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	経営管理学
21世紀社会デザイン研究科	比較組織ネットワーク学専攻	社会デザイン学
異文化コミュニケーション研究科	異文化コミュニケーション専攻	異文化コミュニケーション学
経営学研究科	言語科学専攻	
	経営学専攻	経営学 国際経営学 公共経営学

現代心理学研究科	心理学専攻	心理学
	臨床心理学専攻	臨床心理学
キリスト教学研究科	映像身体学専攻	映像身体学
	キリスト教学専攻	神学
		文学

(学位論文等の審査及び試験)

第7条 学位論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験等については、別に定める。

(最長在学年数)

第8条 本大学院における最長在学年数は、修士課程及び前期課程にあっては4年、後期課程にあっては6年とする。

(研究室)

第9条 本大学院の目的を達成し、学生の研究指導を行うため、各研究科にその専攻部門に応じて研究室を置く。

2 研究室に関する規程は、別にこれを定める。

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 本大学創立記念日 5月5日

(4) 春季休業 2月上旬から3月下旬まで

(5) 夏季休業 7月下旬から9月中旬まで

(6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

第2章 教育課程

(教育方法)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第12条の2 次の研究科に、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う修士課程及び博士課程を置き、次の専攻を置く。

経済学研究科 経済学専攻 前期課程

観光学研究科 観光学専攻 前期課程

ビジネスデザイン研究科

ビジネスデザイン専攻 博士課程

21世紀社会デザイン研究科

比較組織ネットワーク学専攻 博士課程

異文化コミュニケーション研究科

異文化コミュニケーション専攻 後期課程

(履修方法等)

第13条 各研究科における授業科目及び単位数並びに研究指導等の履修方法は、各研究科において定め、別表1のとおりとする。

(単位の認定)

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(他大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第15条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、本学の平和・コミュニティ研究機構及び他大学院とあらかじめ協議の上、同機構及び当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、他大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他大学院等とあらかじめ協議の上、後期課程の学生が当該大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。

4 第1項及び第2項の規定により修得した授業科目の単位は、合わせて10単位を超えない範囲で本大学院博士課程前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

第15条の2 略

第3章 教員組織 略

第4章 入学、休学、復学、再入学、退学、及び除籍

(修士課程及び前期課程への入学)

第19条 修士課程又は前期課程に入学を許可する者は、次の各号の一に該当

し、かつ、選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において、学士の学位を取得した者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 日本国内において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学等(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上の課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(後期課程への進学又は編入学)

第20条 後期課程に進学又は編入学を許可する者は、次の各号の一に該当し、かつ、選抜試験に合格し所定の手続を完了した者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 専門職学位を有する者

(3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 外国の学校、学校教育法施行規則第156条第3号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 本大学院において、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。

2 第36条の2に規定する特別外国人学生の入学期は、各学期の初めとすることができる。

(入学志願手続)

第22条 入学志願者は、別表2による入学検定料を納入し、所定の手続をしなければならない。

(入学手続)

第23条 選抜試験に合格した者で本大学院に入学しようとするものは、保証人を定め、所定の期日までに保証書を提出し、その他指定された手続をしなければならない。

2 本大学院は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(休学及び退学等)

第24条 病気その他の事由によって休学又は退学しようとする者は、保証人連署をもって願い出て、許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、当該学期間とし在学年数に算入しない。

3 休学回数は、通算して修士課程及び博士課程前期課程は4回、博士課程後期課程は6回を超えることができない。

4 休学者は、第2項により休学した期間終了後、学期の初めにおいて復学する。

5 第1項により退学した者が再入学を願い出たときは、学年又は学期の初めにおいて許可することができる。再入学を許可された者は、前条に規定する手続をしなければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 第8条に規定する最長在学年数を超えた者

(2) 学費を納めない者

第25条の2 入学、休学、復学、再入学及び退学の許可並びに除籍は、研究科委員会の議を経て、総長が行う。

第5章 留学

第26条 本大学院の学生が本大学院との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定、又は本大学院からの留学に関する協議が成立している外国の大学、又はこれに相当する高等教育機関等及び本学が認めた同等の大学、機関の授業科目を履修し、又は研究指導を受けるため当該大学等への留学を希望するときは、審査の上、本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することができる。

2 前項による留学は、本大学院における学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下在学留学という。）及び休学とする留学（以下休学留学という。）の2種とする。

第27条 在学留学の許可を受けた者については、その許可を受けた期間を本大学院における在学年数に算入する。

第28条 在学留学の許可を得た者が、留学した大学等において修得した単位又は成果のうち、研究科委員会が適当と認めたものは、本大学院の課程の修了に必要な単位として認定することができる。ただし、認定し得る単位数は、10単位を限度とする。

第29条 第24条の規定は、休学留学のための休学に準用する。

第6章 学費その他

第30条 選抜試験に合格した者で本大学院に入学しようとする者は、別表3の1及び別表3の2による学費を指定された入学手続期間内に納めなければならない。

2 学生は別表3の2による学費を毎学年授業開始後の指定の期日までに納めなければならない。

3 第1項及び第2項に定める学費のうち授業料、教育充実費及び実験・実習費は、春学期・秋学期に分納するものとする。

4 学費とは、入学金、授業料（在籍料を含む。）、教育充実費及び実験・実習費をいう。

第31条 学費は、休学中も別に定める額を納めなければならない。

第32条 学年の途中で退学する場合も、学費は別に定める額を納めなければならない。

第33条 すでに納めた学費その他の納入金は、第2項及び第3項に定めた場合を除いて、返還しない。

2 選抜試験に合格し学費その他の納入金を納めた者のうち、止むを得ない事由により、所定の手続きに則り入学辞退願を提出した者については、入学金を除く学費その他の納入金を返還するものとする。

3 出願時に卒業見込みや所定単位修得見込みなどで選抜試験に合格し、学費その他の納入金を納めた後に、卒業不可や所定単位未修得などが確定し、入学資格要件を満たすことができなくなった者は、届け出により入学金を含む学費その他の納入金を返還するものとする。

第34条 在学中の学費その他について変更があった場合には、新たに定められた額に基づいて納めなければならない。

第35条 証明書等の交付を受ける者は、別表4による手数料を納めなければならない。

第36条 学費滞納者には、当該年次の単位認定、研究指導の認定及び学位の授与を行わない。

第6章の2 特別外国人学生

(特別外国人学生)

第36条の2 本大学院と協定のある外国の大学から派遣される学生及び政府その他の機関から本大学院に委託される外国人学生は、審査の上、特別外国人学生として入学を許可することができる。

第36条の3 入学を許可された特別外国人学生は所定の手続きをし、かつ、別に定める納入金を納めなければならない。

(単位の認定)

第36条の4 特別外国人学生が履修した授業科目については、所定の単位を与えることができる。

(学則の準用)

第36条の5 特別外国人学生については、第5条及び第6条第1項から第4項までを除き本学則を準用する。

第7章 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、研修生

(特別聴講学生)

第37条 本大学院と単位互換制度の協定のある他大学院学生が、本大学院の授業科目の学修又は研究指導を願い出るときは、特別聴講学生として許可することができる。

2 前項により聴講を許可された者は、別表5による特別聴講料を納入し、所定の手続きをしなければならない。

3 特別聴講学生が、その聴講した科目に合格した場合には、所定の単位を与えることができる。

(科目等履修生)

第38条 各研究科所定の授業科目中その1授業科目又は数授業科目の学修を願い出る者に対して、選考の上、科目等履修生として学修を許可することができる。

2 公共団体又はその他の機関により本大学院の授業科目の学修を委託された

者に対して、選考の上、科目等履修生として学修を許可することがある。

3 科目等履修生として学修を願い出る者は、別表6による選考料を納めなければならない。

4 科目等履修生として学修を許可された者は、別表6による登録料、受講料及び委託料を納めなければならない。

5 科目等履修生が、その履修した授業科目に合格した場合には、所定の単位を与えることができる。

6 本条で規定した以外の事項については、別に定める細則による。

(単位の認定)

(研究生)

第38条の2 大学院博士課程後期課程の正規の学生の研究に支障のない範囲において、次の者を選考の上、研究生として受け入れを許可することができる。ただし、専任の職務についている者は除くものとする。

(1) 本大学院の博士課程後期課程において所定の研究指導を受け、博士の学位を取得した者で、引き続き研究を希望する者

(2) 本大学院の博士課程後期課程において所定の研究指導を受け、在学6年経過後に退学した者で、引き続き研究を希望する者

2 前項により研究生として受け入れを許可された者は、別表7による登録料を納入し、所定の手続きをしなければならない。

第38条の3 専門職大学院に関しては、別に定める。

(研修生)

第38条の4 本大学院の博士課程前期課程において所定の研究指導を受け、修士の学位を取得し、本大学院の博士課程後期課程への進学を準備をする者を、大学院博士課程前期課程の正規の学生の研究に支障のない範囲において選考の上、研修生として受け入れを許可することができる。

2 前項により研修生として受け入れを許可された者は、別表7による登録料を納入し、所定の手続きをしなければならない。

第39条 削除

(学則の準用)

第40条 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び研修生については、第5条、第6条第1項から第4項までを除き本学則を準用する。

附則

本学則に規定する事項のほかは大学学則を準用する。

4 立教大学学位規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法第104条第1項から第4項まで並びに昭和28年文部省令第9号学位規則並びに立教大学学則及び立教大学大学院学則に基づき、立教大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（専攻分野の名称）

第2条 本学の学部・学科において授与する学士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

学部名	学 科	専攻分野名
文 学 部	キリスト教学科	文学
	史学	
	教育学科	文学
経 済 学 部	文 学 科	文学
	経済学科	経済学
	会計ファイナンス学科	
理 学 部	経済政策学科	
	数 学 科	理学
	物理学	
社 会 学 部	化学	
	生命理学科	
	社会学	社会学
法 学 部	現代文化学科	
	メディア社会学科	
	法 学 科	法学
観 光 学 部	政治学科	政治学
	国際ビジネス法学科	法学
	観 光 学 科	観光学
コミュニティ福祉学部	交流文化学科	
	福祉学科	コミュニティ福祉学
	コミュニティ政策学科	
経 営 学 部	スポーツウエルネス学科	スポーツウエルネス学
	経 営 学 科	経営学
	国際経営学科	
現 代 心 理 学 部	心 理 学 科	心理学
	映像身体学科	映像身体学
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科	異文化コミュニケーション学

2 本学大学院において授与する修士及び博士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

研究科名	専攻分野名	
	修 士	博 士
文 学 研 究 科	修士（神学）	博士（神学）
	修士（文学）	博士（文学）
	修士（教育学）	博士（教育学）
	修士（比較文明学）	博士（比較文明学）
経 済 学 研 究 科	修士（経済学）	博士（経済学）
	修士（会計学）	博士（会計学）
理 学 研 究 科	修士（理学）	博士（理学）
社 会 学 研 究 科	修士（社会学）	博士（社会学）
法 学 研 究 科	修士（法学）	博士（法学）
	修士（政治学）	博士（政治学）
観 光 学 研 究 科	修士（観光学）	博士（観光学）
コミュニティ福祉学研究科	修士（コミュニティ福祉学）	博士（コミュニティ福祉学）
	修士（スポーツウエルネス学）	博士（スポーツウエルネス学）
ビジネスデザイン研究科	修士（経営管理学）	博士（経営管理学）
21世紀社会デザイン研究科	修士（社会デザイン学）	博士（社会デザイン学）
異文化コミュニケーション研究科	修士（異文化コミュニケーション学）	博士（異文化コミュニケーション学）

経 営 学 研 究 科	修士（経営学）	博士（経営学）
	修士（国際経営学）	
	修士（公共経営学）	
現 代 心 理 学 研 究 科	修士（心理学）	博士（心理学）
	修士（臨床心理学）	博士（臨床心理学）
	修士（映像身体学）	博士（映像身体学）
キリスト教学研究科	修士（神学）	博士（神学）
	修士（文学）	博士（文学）
	修士（実践神学）	

3 本学専門職大学院において授与する学位を次のとおりとする。

研究科名	学位名
法務研究科	法務博士（専門職）

（学位授与の要件）

第3条 本学を卒業した者には、本学学則第5条第1項、第2項及び第3項の定めるところにより、前条所定の学士の学位を授与する。

2 本学大学院の修士課程又は前期課程を経た者には、本学大学院学則第5条第1項および第2項の定めるところにより、前条所定の修士の学位を授与する。

3 本学大学院の後期課程を経た者には、本学大学院学則第6条第1項から第4項までの定めるところにより、前条所定の博士の学位を授与する。

4 本学大学院の後期課程を経ない者には、本学大学院学則第6条第5項の定めるところにより、前条所定の博士の学位を授与する。

5 本学専門職大学院の専門職学位課程を経た者には、本学専門職大学院学則第5条第1項の定めるところにより、前条所定の学位を授与する。

（学位申請論文の提出）

第4条 修士の学位申請論文（以下「論文」という。）は、各研究科の定めるところにより、総長に提出するものとする。

2 本学大学院の後期課程に在学する者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、研究業績一覧、論文の要旨、履歴書及び別に定める論文審査手数料を添えて、論文を総長に提出するものとする。

3 本学大学院の後期課程を経ない者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、研究業績一覧、論文の要旨、履歴書及び別に定める論文審査手数料を添え、学位の専攻分野名を指定して論文を総長に提出するものとする。

4 本学大学院の後期課程に3年以上在学して退学した者が、博士の学位の授与を申請する場合は、前項の規定によるものとする。

5 総長は、学位の授与の申請が前4項のうちの1項に規定する要件を具備するときは、これを受理する。受理した申請は原則として、その取下げを認めない。

6 本条第1項、第2項及び第3項の規定により提出した論文並びに論文審査手数料は、返還しない。

7 大学院学則第5条第2項で定める「特定の課題についての研究成果」は、本規則及び本条第1項の規定を準用する。

（論文）

第5条 前条の規定により提出する主論文は1篇とし、修士の学位申請の場合は1部、博士の学位申請の場合は、PDF版1部・くみ製本版3部を提出することを原則とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、参考論文、論文の訳文、模型又は標本等の審査資料を提出させることができる。

（論文の審査付託）

第6条 第4条第5項の規定により学位論文が受理されたときは、総長は、申請された学位に該当する研究科委員会にその論文の審査を付託する。

（審査委員会）

第7条 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、申請された学位に該当する専攻の教員を含む3名以上からなる審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、主査1名と複数の副査により構成する。

3 審査委員会は、審査のため必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て、論文に関連する専門の教員等を審査委員会の副査に加えることができる。

4 審査委員会の主査は、申請された学位に該当する専攻に所属する教員から選出する。ただし、募集を停止した専攻においては別に定める。

（論文の審査及び試験）

第8条 審査委員会は、論文の審査並びに最終試験を行う。

2 最終試験は、論文、それに関連する科目並びに2種類の外国語について口頭又は筆答によって行う。

3 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わない。

4 第3条第4項による審査の場合は、本条第2項の外に専攻学術に関し本学大学院後期課程を経て学位を授与された者と同様の学識を有することを認定しなければならない。

(試験の免除)

第9条 第4条第1項、第2項及び第4項の規定により学位を申請する者は、前条第2項に規定する外国語の試験を免除する。

(審査期間)

第10条 審査委員会は、修士の学位についてはその学期末までに、博士の学位については、申請受理後1年以内に、それぞれ論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。ただし、博士の学位については、特別の事由のあるときは、研究科委員会の議を経て、その期間をさらに1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会の主査は、論文の審査並びに最終試験を終了したときは、ただちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。ただし、必要に応じて副査の1名に文書の起草を依頼することができる。

2 審査委員会は、第8条第3項の規定にしたがって最終試験を行わなかった場合は、その旨を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、第3条第2項及び第3項によるものについては、本学大学院学則の定めるところにより、それぞれ学位授与の可否、第3条第4項によるものについては、その論文及び最終試験の合否並びに博士の学位授与の可否について議決をする。

2 前項の議決は、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

(研究科委員長報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その研究科委員長は、論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、文書で総長に報告しなければならない。

第13条の2 削除

(学位授与の決定)

第14条 総長は、前条の報告に基づいて大学院委員会を招集し、その審議を経て学位授与の可否を決定する。

2 大学院委員会において前項の審議の議決をするには、第12条第2項を適用する。

(学位の授与)

第15条 総長は、前条の決定に基づいて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を「立教大学学術リポジトリ」により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を「立教大学学術リポジトリ」により公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 博士の学位を授与された者は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により学位論文を公表する場合は、立教大学審査論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称の使用)

第18条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を「立教大学学士(〇〇学)」、「立教大学修士(〇〇学)」、「立教大学博士(〇〇学)」又は

「

「	学士(〇〇学)	」
「	修士(〇〇学)	」
「	博士(〇〇学)	」

(立教大学)」のように付記するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表しなければならない。

2 前項の議決をするには、第12条第2項を適用する。

(登録)

第20条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、3か月以内に、別表1の様式による学位(博士)授与報告書を電子メールにより文部科学大臣に提出しなければならない。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別表2のとおりとする。

学位規則第3条第4項に関する諒解事項

立教大学学位規則第3条第4項の規則により学位を申請する者に対しては、外国語については研究科委員会が特別の事由があると認めるときは、1種類若しくは2種類を免除することができる。

5 法学部試験規則

最終改正 2016年4月1日

第1章 試験および受験資格

(試験の時期等)

第1条 本試験規則は法学部が展開する法学部専門教育科目に適用する。

2 試験の施行の時期は、教授会がこれを定める。

(定期試験)

第2条 定期試験は、講義終了後各科目について行う。ただし、担当教員の指定する時期にこれを行うことを妨げない。

(再試験)

第3条 再試験はこれを行わない。

(追試験)

第3条の2 やむを得ない事由のため試験期間に登校できなかった学生に対しては、追試験を実施することがある。追試験の実施要項に関する細則は別にこれを定める。

第4条 削除

第5条 削除

(受験資格)

第6条 次の者は受験資格を失う。

(1) 履修登録をしなかった者

(2) 試験期において停学中または休学中の者および当該科目の授業時数の2分の1以上の期間にわたって停学処分を受けていた者

(3) 削除

(4) 削除

(出校停止による受験不可)

第6条の2 インフルエンザ、麻しん等学校保健安全法の定める学校感染症(学校において予防すべき感染症)第1種または第2種に罹患中の者は試験を受験することができない。

第7条 削除

第2章 試験の施行

(参集)

第8条 受験者は、試験時間開始の15分前までに試験場の前の廊下に参集しなければならない。

(遅刻者)

第9条 遅刻者の入室は、これを認めない。ただし、係員の入室許可を得た場合に限り、試験開始定刻後15分までは入室することができる。

(座席の指定)

第10条 受験者は、指定された座席に着席しなければならない。

2 係員の許可なくして指定された座席以外の座席に着席して受験した場合には、当該科目の試験は零点とする。

(学生証の携帯)

第11条 学生証を携帯しない者は、原則として受験することができない。

(学生証の提示)

第12条 受験者は、学生証を入室の際係員に提示し、着席後は机上の見易い場所に置かなければならない。

(使用許可物)

第13条 教科書、参考書またはノートの類は、その使用が許可されたものを除き、指定の場所に置かなければならない。教科書、参考書またはノートの類の使用が許可された場合にも、試験場に入場した後は、それらを授受してはならない。

2 前項の規定に違反した場合は、当該科目の試験は零点とする。

(解答用紙)

第14条 解答用紙は、当該試験時に交付されたものを使用しなければならない。

(答案)

第15条 答案は、特に指示のない限りペンまたはボールペンで書かなければならない。

(発言等の禁止)

第16条 受験者は、係員の許可なくして、発言し、文房具を授受し、または場外に出ることができない。

(退場命令)

第17条 試験場において、係員の指示に従わない者については、係員は退場を命ずることができる。

(退場)

第18条 受験者は、問題発表後30分間および試験終了前10分間は、退場することができない。

第19条 削除

第20条 削除

第3章 不正行為

(受験資格の喪失)

第21条 受験中不正行為を行った者は、当該学期に実施される試験(全学共通科目英語単位認定試験、全学共通カリキュラム英語単位認定試験を含む)の受験資格をさかのぼって失う。

(処分の決定)

第22条 不正行為を行った者の処分は、教授会がこれを決定する。

(不正行為者の退場)

第23条 受験中不正行為を発見した場合には、係員はその受験者を直ちに退場させることができる。

6 法学部追試験実施細則

最終改正 2015年4月1日

(受験資格)

第1条 以下の各号のいずれかの事由により定期試験を欠席した場合にかぎり追試験を実施する。

(1) 入院またはそれに準ずる登校不能(風邪・下痢等の一時的な疾病は含まない)

(2) 学校保健安全法の定める学校感染症(学校において予防すべき感染症)第1種または第2種の罹患による登校不能

(3) 忌引(保証人、配偶者および3親等以内の血族または姻族に限る)(法事は含まない)

(4) 交通機関の30分以上の遅延

(5) 重大な災害による登校不能

(6) 学校・社会教育講座の各種実習・体験等

(7) 就職試験(就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー、複数企業の合同説明会、OB・OG訪問等は含まない)

(8) 他大学大学院の入学試験

(9) 日本代表としてのスポーツ公式競技への参加

(10) 裁判員選任手続期日における裁判所への出頭または裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭

(11) その他前各号に準ずる事由

2 前項のほか、先修科目については、以下の事由により定期試験を欠席した場合においても追試験を実施する。

(1) 病気・怪我による登校不能

(受験しうる科目)

第2条 第1条所定の事由により欠席した科目とする。

(試験の実施)

第3条 試験は、原則として、教授会が定める9月中旬または3月上旬に行う。試験の実施方法は教授会が定める。

(必要な手続き)

第4条 追試験を受験する者は、当該試験実施日の翌日から1週間以内(翌週の同じ曜日まで。締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで)に、原則として学生本人が追試験受験申請書を教務事務センターに提出し、かつ、欠席理由を証明しなければならない。

2 第1条第1項第1号から第10号に関しては、それぞれ次の書類を提出すること。

(1) 入院先機関の発行する入院証明書、医師の診断書

(2) 医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された「診断書」、または医療機関が記載した本学所定の書式である「治癒証明書」

(3) 本人と保証人の署名押印のある書類(様式は自由。本人との続柄を明記)およびその事実を明らかにするもの(死亡に関する公的証明書または会葬礼状等)

(4) 交通機関発行の遅延証明書

(5) 官公庁発行の被害証明書

(6) 教育実習(介護体験等)期間証明書

(7) 本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書(就職試験の場所、日時を明記。社印が押印されていること)

(8) 受験票のコピー

(9) 派遣元団体から立教大学に宛てた公文書

(10) 裁判員選任手続のために裁判所へ出頭した場合、出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ(呼出状)」、裁判員に選任された公判のために裁判所へ出頭した場合、裁判員職務従事期間についての「証明書」

3 第1条第2項に関しては、次の書類を提出すること。

(1) 医師の診断書

7 立教大学博士学位申請手続要領（抜粋）

改正 2017年4月1日

1 博士の学位授与を申請する場合は、論文（PDF版1部（媒体自由、PDF/A形式を推奨）、くろみ製本版3部）（原則としてA4判の大きさとする。）に7の申請関係書類（各3部・うち2部はコピー可）を添えて、申請する研究科のあるキャンパスの教務事務センター又は独立研究科事務室に提出すること。

なお、次の研究科の博士学位申請論文については、仮製本の形での提出も可とし、部数については、各研究科で定める。この場合のPDF版の提出は不要とする。

（課程博士の場合）

全ての研究科

（論文博士の場合）

文学研究科、理学研究科、社会学研究科、観光学研究科、コミュニティ福祉学研究科、ビジネスデザイン研究科、異文化コミュニケーション研究科、現代心理学研究科、キリスト教学研究科

仮製本で提出した申請者は、審査委員会から論文の修正要求があった場合は、指示に従い論文を修正し、修正要求が満たされたと判断された後、PDF版1部（媒体自由、PDF/A形式を推奨）、くろみ製本版（部数は各研究科が指示する）を提出すること。その手続については、各研究科の指示に従うこと。

2 論文（主論文）の表紙には、PDF版、くろみ製本版ともに、論文題目及び申請者名を記入すること。

3 論文が受理された場合は、「立教大学大学院学位論文審査手数料規則」に定める所定の審査手数料を、指示に従って納入すること。

4 最終試験の日時については、学部事務課又は独立研究科事務室から申請者に通知する。

5 学位授与の可否については、教務事務センター又は独立研究科事務室から申請者に通知する。

6 一度納入した論文審査手数料は、返却しない。

7 学位申請関係書類

下記の申請関係書類は、横書きにして、インクは黒又は青を使用し、数字は算用数字を用いること。

(1) 学位申請書

・学位申請書には、申請する学位の専攻分野名及び学位規則第8条第2項により受験する外国語を明記すること。

(2) 論文題目

・主論文の題目が外国語の場合は、日本語訳をつけること。
・参考論文とは審査に当たって参考としてほしい本人の論文をいう。

(3) 論文要旨

・主論文の題目が外国語の場合は、日本語訳をつけること。
・論文要旨は、日本語の場合は4,000字以内、外国語の場合は2,000語以内とする。

(4) 履歴書

・学歴は、高等学校又は同程度の学校の入学から年次を追って記入すること。
・年号は西暦で記入すること。
・本籍地欄は外国人の場合は国籍を記入すること。

(5) 研究業績一覧

(6) 最終学校の卒業（修了）証明書（最終学校が本学の場合及び本学在学学生は不要）

(7) 立教大学学術リポジトリ登録申請書

（注）学位授与申請後、学位授与までの間に現住所を変更した場合は、すみやかにそのつど申請した研究科のあるキャンパスの教務事務センター又は独立研究科事務室に報告すること。

8 博士学位論文取扱い事務に関する内規（抜粋）

改正 2017年4月1日

本大学院学則及び学位規則に定めるものの他、学位論文の取扱い事務に関しては、以下のとおりとする。

（提出日）

1 学位申請論文提出期日は、各研究科の定めるところによる。

（受理）

2 ① 学位申請のため提出された関係書類及び論文は、教務事務センターが受理した後、各学部事務課に届ける。

② 各学部事務課は、当該研究科委員長に関係書類及び論文を提示・報告し、指示を受ける。

③ 独立研究科においては、①②とも独立研究科事務室が行う。

（審査）

3 各研究科は、審査委員会を設置し、総長に受理及び審査委員の報告を行う。

4 審査終了後、審査委員会は審査報告書を作成し、各研究科委員会での審議を行う。

5 研究科委員長は、研究科委員会での審議結果を総長に報告し、大学院委員会での審議を依頼する。

6 大学院委員会の審議結果及び授与式の申請者本人への通知は教務事務センター又は独立研究科事務室が行う。

（授与）

7 博士の学位授与は、3月及び9月とする。

8 学位記の作成は教務事務センターが行う。

（文科省への報告）

9 文部科学省への博士の学位授与報告は独立研究科事務室が行う。

（論文等の保管）

10 ① 博士の学位が授与された者の学位論文については、PDF版とくろみ製本版1部は本学図書館に保管する。くろみ製本版の残りの部数の取扱いについては各研究科の定めるところによる。

② 学位授与の審査に関する諸関係書類及び学位論文審査報告書は、各1部を学部事務課又は独立研究科事務室で保管する。

9 立教大学大学院学位論文審査手数料規則

改正 2011年4月1日

（目的）

第1条 この規則は、立教大学学位規則に定めるもののほか、立教大学大学院（以下「大学院」という。）修士課程又は博士課程前期課程及び同後期課程を経た者、並びに博士課程後期課程を経ない者が学位申請論文（以下「論文」という。）を提出する場合に納入すべき審査手数料について定める。

2 この規則における論文は、大学院学則第5条第2項で定める「特定の課題についての研究の成果」を含むものとする。

（修士論文）

第2条 大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学して、大学院学則第5条に定める所定の単位を修得し終える学期までに論文を提出する場合、審査手数料は無料とする。

2 大学院修士課程若しくは博士課程前期課程に在学して、所定の単位を修得した者が在学2年を超えて、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超えて引き続き在学し、在学4年以内に論文を提出する場合、審査手数料は1万5千円とする。

（博士論文）

－課程博士の場合－

第3条 大学院博士課程後期課程に在学して、大学院学則第6条に定める研究指導を受け終える学期までに論文を提出する場合、審査手数料は無料とする。

2 大学院博士課程後期課程に在学して、大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた後、在学3年を超える者が引き続き在学し、在学6年以内に論文を提出する場合、審査手数料は3万円とする。

（博士論文）

－論文博士の場合－

第4条 大学院博士課程後期課程に在学して、大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた上退学した者が、博士課程後期課程入学後6年以内（休学中の期間を除く。）に論文を提出する場合、審査手数料は4万5千円とする。

2 大学院博士課程後期課程に在学して、大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた上退学した者が、博士課程後期課程入学後6年（休学中の期間を除く。）を経過した後に論文を提出する場合、審査手数料は6万円とする。

3 大学院博士課程後期課程を経ない者が論文を提出する場合、審査手数料は20万円とする。

4 本学専任教職員が論文を提出する場合（第1項及び第2項に該当する場合を除く。）、審査手数料は10万円とする。

10 立教大学大学院学費その他納入金内規

題名改正 2010年4月1日
改正 2014年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、立教大学大学院（以下「大学院」という。）学則に定めるもののほか、修士課程並びに博士課程前期課程及び同後期課程における当該年次納入すべき学費その他納入金について定める。

(定義)

第2条 この内規において学費とは、授業料（在籍料を含む。）、教育充実費及び実験・実習費をいう。

2 この内規において当該年次とは、4月入学者は当該年度春学期及び秋学期の期間をいい、9月入学者は当該年度秋学期及び翌年度春学期の期間をいう。

(修士課程及び博士課程前期課程のうち4月に入学した者)

第3条 4月に入学し、かつ、春学期の始めに大学院修士課程若しくは博士課程前期課程において在学2年を超える者、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超える者が、大学院学則第5条に定める所定の単位修得のため引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費の全額及びその他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、春学期に大学院学則第5条に定める所定の単位を修得し引き続き秋学期に在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の4分の3額、教育充実費及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

3 第1項により在学した者が、春学期に大学院学則第5条に定める修了に必要な要件を満たし9月19日に修了した場合は、第1項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(同前のうち所定の単位を修得した者)

第4条 4月に入学し、かつ、春学期の始めに大学院修士課程若しくは博士課程前期課程において所定の単位を修得した者が在学2年を超えて、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超えて引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の2分の1額、教育充実費及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、春学期に大学院学則第5条に定める修了に必要な要件を満たし、9月19日に修了した場合は、前項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(修士課程及び博士課程前期課程のうち、9月に入学した者)

第5条 9月に入学し、かつ、秋学期の始めに大学院修士課程若しくは博士課程前期課程において在学2年を超える者、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超える者が、大学院学則第5条に定める所定の単位修得のため引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費の全額及びその他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、秋学期に大学院学則第5条に定める所定の単位を修得し引き続き翌春学期に在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の4分の3額、教育充実費及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

3 第1項により在学した者が、秋学期に大学院学則第5条に定める修了に必要な要件を満たし3月31日に修了した場合は、第1項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(同前のうち所定の単位を修得した者)

第6条 9月に入学し、かつ、秋学期の始めに大学院修士課程若しくは博士課程前期課程において所定の単位を修得した者が在学2年を超えて、又は大学院学則第3条第3項に定めるコースにおいて在学1年を超えて引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の2分の1額、教育充実費及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、秋学期に大学院学則第5条に定める修了に必要な要件を満たし、3月31日に修了した場合は、前項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(博士課程後期課程のうち4月に入学した者)

第7条 4月に入学し、かつ、春学期の始めに大学院博士課程後期課程において在学3年を超える者で大学院学則第6条に定める研究指導を受けるため引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費の全額その他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、春学期に大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた後、引き続き秋学期に在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の4分の3額、教育充実費及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

3 第1項により在学した者が、春学期に大学院学則第6条に定める修了に必要な要件を満たし9月19日に修了した場合は、第1項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(同前のうち所定の研究指導を受け終えた者)

第8条 4月に入学し、かつ、春学期の始めに大学院博士課程後期課程において大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた後、在学3年を超える者

が引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の2分の1額、教育充実費及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、春学期に大学院学則第6条に定める修了に必要な要件を満たし、9月19日に修了した場合は、前項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。ただし、9月19日までに博士学位申請論文が受理され、3月31日に修了した者は、前項の学費の2分の1額及び学位授与までの在籍期間所定の在籍料並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

(4月に入学した者のうち所定の研究指導を受け終えた後学位授与が翌春学期以降に及ぶ者)

第9条 4月に入学し、かつ、大学院博士課程後期課程在学中の者が所定の研究指導を受け終えた後、3月31日までに博士学位申請論文が受理され、その学位授与が翌春学期以降になった場合は、翌春学期から学位授与までの期間の学費として在籍期間に応じ所定の在籍料及びその他必要な納入金を納入しなければならない。

(博士課程後期課程のうち9月に入学した者)

第10条 9月に入学し、かつ、秋学期の始めに大学院博士課程後期課程において在学3年を超える者で大学院学則第6条に定める研究指導を受けるため引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費の全額その他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、秋学期に大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた後、引き続き翌春学期に在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の4分の3額、教育充実費及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

3 第1項により在学した者が、秋学期に大学院学則第6条に定める修了に必要な要件を満たし3月31日に修了した場合は、第1項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。

(同前のうち所定の研究指導を受け終えた者)

第11条 9月に入学し、かつ、秋学期の始めに大学院博士課程後期課程において大学院学則第6条に定める研究指導を受け終えた後、在学3年を超える者が引き続き在学する場合は、当該年次所定の学費のうち授業料の2分の1額、教育充実費及び実験・実習費の全額並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

2 前項により在学した者が、秋学期に大学院学則第6条に定める修了に必要な要件を満たし、3月31日に修了した場合は、前項の学費その他必要な納入金の2分の1額を納入しなければならない。ただし、3月31日までに博士学位申請論文が受理され、9月19日に修了した者は、前項の学費の2分の1額及び学位授与までの在籍期間所定の在籍料並びにその他必要な納入金を納入しなければならない。

(9月に入学した者のうち所定の研究指導を受け終えた後学位授与が翌秋学期以降に及ぶ者)

第12条 9月に入学し、かつ、大学院博士課程後期課程在学中の者が所定の研究指導を受け終えた後、9月19日までに博士学位申請論文が受理され、その学位授与が翌秋学期以降になった場合は、翌秋学期から学位授与までの期間の学費として在籍期間に応じ所定の在籍料及びその他必要な納入金を納入しなければならない。

附則

- 1 この内規は、2010年4月1日から施行する。
- 2 「立教大学大学院授業料に関する申し合わせ事項」(昭和36年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この内規は、2011年4月1日から施行する。

附則

この内規は、2014年4月1日から施行する。

11 立教大学大学院学生会発表奨励金規程

改正 2011年11月1日

第1条 立教大学大学院学生会発表奨励金（以下「奨励金」という。）は、本学大学院に在籍する学生の学会における発表・報告等を奨励することを目的とする。

第2条 この奨励金は、給与奨学金とし、支給を申請した学生について年2回に限り支給するものとする。

2 年2回のうち1回に限り海外で開催される学会を対象として支給することができる。

第3条 本規程の適用を受ける学会とは、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 学会取扱い規程第3条の手続きにより登録された学術団体が開催する会合

(2) 前号による登録をしていない学術団体であっても、学会取扱い規程第2条第1号または第2号に定める基準に該当するものであつて、当該研究科委員会の申請により総長が承認した学術団体が開催する会合

(3) 海外で開催される学会については、前2号に加え前号に準ずるものとして当該研究科委員会の申請により総長が承認した学術団体が開催する会合

第4条 支給額は、宿泊料、交通費および資料作成費等の必要経費とし、その金額は、別途定めるものとする。

第5条 この奨励金の申請は、別紙所定の申請書によるものとし、当該研究科委員長の承認を得なければならない。

第6条 この規程の改正は、大学院委員会の議を経て総長が行う。

第7条 総長は、第3条の承認権限を、総長室長に委譲することができる。

12 修士論文保管要領

(1) 法学研究科博士課程前期に在籍する者は、修士論文を提出する際、当該論文のデータを記録したCD-Rをあわせて提出しなければならない。CD-R表面には、当該論文の紙媒体の表紙と同様に、修了年度、指導教授、題目、専攻、学生番号、氏名を明記しなければならない。

(2) 修士論文の正本とCD-Rは、院生室において、院生会の管理のもとで保管されなければならない。保管すべき期間は、10年間とする。なお、あわせて提出された当該論文の複写3部は、提出者自身が、当該年度の前期

課程修了式までに学部事務2課におもむき受領しなければならない。受領されなかった複写は廃棄するものとする。

(3) 法学研究科院生および法学研究科所属専任教員は、本規程に基づいて保管されている修士論文およびそのCD-Rを閲覧することができる。但し、いかなる方法によっても複写してはならない。他の者が閲覧を希望する場合は、専攻主任の許可を得て閲覧することができる。但し、本学学生、本学卒業生、本学教員以外の者は閲覧することができない。

13 学習院大学・学習院女子大学・日本女子大学・立教大学・早稲田大学学生交流に関する覚書

学習院大学、学習院女子大学、日本女子大学、立教大学及び早稲田大学は「学習院大学・学習院女子大学・日本女子大学・立教大学・早稲田大学大学間交流に関する協定書」に基づき、互恵の精神を以て相互に多様な授業科目を開放し、学生が相互履修することについて、本覚書を締結する。

1. 受入

各大学は、協定大学の学生が指定された授業科目の履修を希望するときは、協定に基づき当該学生を受け入れることができる。

2. 受入学生の身分

各大学は、前項によって受け入れた学生を、特別聴講学生と称する。ただし、受入大学において別に定める場合はこの限りでない。

3. 対象者

各大学に在学する2年次以上の学部学生を対象とする。

4. 受入学生数

この協定により各大学が受け入れる特別聴講学生数は、5大学で協議の上決定する。

5. 個人情報提供及び保護

(1) 各大学は、相互履修を希望する自大学の学生の学籍に関する必要情報を相互に提供するものとする。
(2) 前項により得た情報は、5大学間学生交流に関する目的以外に使用してはならない。

6. 履修期間

特別聴講学生の履修期間は、当該学生の履修科目に必要と定められた期間とする。

7. 履修科目の範囲および単位数

(1) 各大学の提供科目数は、5大学で協議の上調整する。
(2) 各大学は、それぞれの大学が開講する科目のうち特別聴講学生が履修できる授業科目を提供科目として選定し、相互に通知する。
(3) 各提供科目毎の特別聴講学生受入人数は、当該科目を設置する大学の定めるところによる。
(4) 特別聴講学生が同一年度内に履修できる単位数の上限は、5大学で協議の上決定する。

8. 申請及び承認手続き

特別聴講学生として授業科目の履修を希望する学生は、定められた期間に所定の申請手続きをとり、学生を受け入れる大学の許可を得るものとする。

9. 履修方法・成績評価等

(1) 特別聴講学生の履修方法、成績評価等については、当該科目を設置する大学の定めるところによる。
(2) 特別聴講学生が修得した単位の認定に関わる事項は、学生の所属大学が定めるところによる。

10. 図書館の相互利用に係る便宜

各大学は、特別聴講学生の勉学に資するため、特別聴講学生の大学図書館の利用に関して配慮するものとする。

11. 施設・設備利用の便宜

前条によるほか、特別聴講学生が提供科目を履修するに際し、当該科目を設置する大学の施設及び設備の利用が必要と認められる場合には、特別聴講学生に対し、当該大学の定めるところによりその利用について便宜を図るものとする。

12. 学費等

(1) 各大学は、特別聴講学生の授業履修に係る授業料等については、これを相互に免除するものとする。
(2) 授業の履修に必要な実験・実習費等特別な経費については、当該授業科目を設置する大学の定めるところによる。

13. 協議

本覚書に定めるもののほか、協定の実施に関する必要事項は、5大学の協議により定める。

14. その他

(1) 本覚書の改廃は5大学の協議を経て行う。
(2) 本覚書は2001年4月1日から施行し、2004年3月31日まで有効とする。ただし、有効期限の6か月前までに申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

14 明治大学、立教大学及び国際大学による共同教育プログラムの履修等に関する覚書

明治大学、立教大学及び国際大学（以下「3大学」という。）は、学長及び総長により締結した「国際協力人材の育成に関する協定」（以下「協定」という。）第3条に基づき、共同教育プログラムの履修等関連事項について、この覚書を締結する。

（受入）

第1条 各大学は、この覚書に基づき、3大学の学生が指定された授業科目の履修を希望するときは、当該学生を受け入れることができる。

（受入学生）

第2条 各大学は、前条によって受け入れた学生を、特別聴講学生と称する。ただし、受入大学において別に定める場合はこの限りでない。

（受入学生数）

第3条 各大学が受け入れる特別聴講学生数は、授業科目ごとに受入大学が決定する。

（個人情報提供及び保護）

第4条 特別聴講学生の個人情報提供及び保護は、次のとおりとする。

- (1) 各大学は、特別聴講学生として授業科目の履修を希望する学生の学籍に関する必要情報をそれぞれの大学に提供するものとする。
- (2) 前項により得た情報は、3大学間の単位互換に関する目的以外に使用してはならない。

（履修期間）

第5条 特別聴講学生の履修期間は、当該学生が履修する授業科目に必要と定められた期間とする。

（履修科目の範囲及び履修上限単位数）

第6条 特別聴講学生が履修できる授業科目の範囲及び履修できる単位の上限は、次のとおりとする。

- (1) 各大学が提供する授業科目数は、3大学で協議の上調整する。
- (2) 各大学は、共同教育プログラムのうち、特別聴講学生が履修できる授業科目を提供科目として選定し、互いに通知する。
- (3) 特別聴講学生が同年度内に履修できる単位数の上限は、3大学で協議の上決定する。

（履修申請）

第7条 特別聴講学生として授業科目の履修を希望する学生は、定められた期間に所定の申請手続きをとり、受入大学の許可を得るものとする。

（履修方法、試験方法及び成績評価等）

第8条 特別聴講学生の授業科目の履修方法、試験方法及び成績評価等は、次のとおりとする。

(1) 特別聴講学生の履修方法、試験方法及び成績評価については、当該科目を設置する大学の定めるところによる。

(2) 特別聴講学生が修得した単位の認定に関わる事項は、学生の所属大学が定めるところによる。

（授業料等）

第9条 特別聴講学生の授業料等は、徴収しない。ただし、実験・実習費等特別な経費については、当該授業科目を設置する大学の定めるところによりこれを徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、国際大学が受け入れる特別聴講学生の授業料等については別途協議するものとする。

（授業担当教員に対する給与、手当、交通費等）

第10条 特別聴講学生の履修する授業科目を担当する教員の給与、手当及び交通費等については、原則として、当該科目を開講する大学の規程による。

（利用の施設）

第11条 特別聴講学生が履修に必要な施設・設備の利用については、受入大学の定めるところにより、その利用について便宜を図るものとする。

（この覚書の効力）

第12条 この覚書の有効期間は、協定の有効期間満了の6か月前までに3大学のいずれかの大学から他方の大学に対して書面による覚書破棄通告を行わない限り、協定の有効期間に準ずるものとする。

2 この覚書の失効日時点で受入大学において授業科目を履修中の特別聴講学生は、当該失効日の影響を受けず、当初予定していた授業科目の履修期間を満了できるものとする。

（その他）

第13条 この覚書に定めるもののほか、協定の実施に関する必要事項は、3大学の協議により定める。

2 この覚書3通を作成し、それぞれの当事者記名の上、それぞれ1通を保有する。

附 則

この覚書は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

個人情報 保護

プライバシーポリシー
立教大学における個人情報の取扱いについて

プライバシーポリシー

立教大学における個人情報の取扱について

2006年7月1日（2017年4月更新）

〈個人情報に関する基本的な考え方〉

立教大学では、個人情報保護の重要性を認識し、その適切な管理を行うことが重要な社会的責務であると考えています。個人情報に関する法令を遵守すると共に、「立教大学個人情報保護規程」に基づいた、以下のプライバシーポリシーに従って個人情報の保護に努めております。

1. 個人情報とは

現在立教大学に在籍している、および過去において在籍した学生、大学院生、受験生、保証人、教職員等に関する情報であって、個人が識別されるものをいいます。

2. 個人情報の収集について

個人情報は適正かつ公正な手段によって収集し、不正な手段によっては情報を収集しません。また、収集にあたっては、自明の場合を除き、その利用目的を明らかにします。

3. 個人情報の利用目的

大学における正課・正課外等教育研究活動における必要なサービスを提供するために利用します。より具体的な利用目的は、情報収集の際に明示します。

4. 情報の利用について

収集した個人情報は、立教大学および関係機関（学校法人立教学院、大学・大学院が協定を締結した他大学・大学院等）で利用目的の範囲内で利用します。協定を締結した大学、大学院名については、履修要項等に記載してあるので、確認して下さい。

5. 情報の提供について

(1) 立教大学および関係機関では、以下の場合を除き、情報を外部に提供することはありません。

- ① 本学の業務に必要な不可欠な場合
- ② 本人が同意している場合
- ③ 法令による場合
- ④ 本人の身体・生命等を保護するため、緊急かつ止むを得ない場合
- ⑤ 情報の同一性確認を求める公的機関からの依頼がある場合
- ⑥ 学術研究に利用する場合
- ⑦ その他別に定める提供基準に合致する場合

(2) 学生（大学院生等を含む）の学修支援、生活支援、就職活動支援等のために、学生の個人情報（学籍、履修、成績、課外活動、就職活動、健康等に関する情報）を大学に届け出ている保証人に提供する場合があります。満年齢が20歳に達した学生で提供を望まない方は、教務関係窓口（注1）に申し出るにより、提供を停止することができます。

(3) なお、正課および正課外活動以外の大学生活の利便をはかるために、株式会社立教企画、株式会社立教オフィスマネジメント、株式会社立教ファシリティマネジメント、株式会社立教ライブラリーマネジメント（注2）に、個人情報（所属、学生氏名・住所、保証人氏名・住所）を提供することがあります。また、卒業後の本学に関わる情報提供のために、立教大学校友会に対して、個人情報（所属、卒業年月、学生番号、学生氏名、生年月日、性別、国籍、出身校名、現住所、電話番号）を提供することがあります。

情報提供にあたっては、株式会社立教企画、株式会社立教オフィスマネジメント、株式会社立教ファシリティマネジメント、株式会社立教ライブラリーマネジメント、立教大学校友会に対し、本学から提供された個人情報を上記の利用目的以外に使用しないこと、個人情報の適正管理に万全の措置を採ること等、本学と同等の個人情報保護対策を講じることを求めています。株式会社立教企画、株式会社立教オフィスマネジメント、株式会社立教ファシリティマネジメント、株式会社立教ライブラリーマネジメント、立教大学校友会からの上記サービスを希望しない方は、教務関係窓口（注1）に申し出るにより、提供を停止することができます。

注1) 教務関係窓口とは以下のとおりです。

教務事務センター、新座キャンパス事務部教務課、独立研究科事務室、法務研究科事務室

注2) 立教企画グループは学校法人立教学院がキリスト教に基づく全人教育を行い、「共生・共助」の理念実現に向け安定した経営体制を確立していく上で、新たに収益事業を行うことを目的として設立しました。

主な事業内容は以下のとおりです。

- 立教企画…総務・人事、経理、不動産関連
- 立教ファシリティマネジメント…業務受託事業、不動産の活用・管理・

運営業、機器・什器・消耗品・食料品等の販売業

■立教オフィスマネジメント…損害保険代理業、旅行業、業務受託事業、人材派遣事業、人材紹介（職業紹介）事業

■立教ライブラリーマネジメント…図書館業務受託、請負業、図書館業務に関するコンサルタント

6. 情報の管理方法

立教大学では、個人情報を正確、最新のものにしよう適切な措置を講じています。また、個人情報の漏洩、紛失、誤用、改ざん、不正アクセス等を防止するための合理的な保護措置をとっています。

業務委託にあたっては、機密保持条項を含む契約を締結し、委託先に対し、情報に関する厳重管理を求め、目的以外の利用を行わせないようにしています。上記の内容を遵守するために、大学に「個人情報保護統括管理責任者」および各部署に「個人情報管理責任者、個人情報取扱責任者」を定めています。

7. 情報の開示・訂正

個人情報の開示は、「立教大学個人情報保護規程、同施行細則」に基づいて行われます。個人情報の内容に誤りがあった場合には速やかに訂正いたします。

8. 不服の申し立て

本学の個人情報の取扱いについて不服がある場合は、「個人情報保護審査会」に申し立てることができます。個人情報保護審査会への申し立ては大学の主要窓口で受付いたします。

詳細は立教大学ホームページ (<http://www.rikkyo.ac.jp/>) を参照してください。

各種案内

- 1 教務部案内
- 2 パソコン教室, 貸出パソコン利用案内
- 3 V-Campus案内
- 4 櫛引賞について
- 5 栗田賞について
- 6 国家試験に関する案内
- 7 大規模地震の警戒宣言が発令された場合の措置
- 8 地震発生時の心得
- 9 台風の接近が予想される場合の措置
- 10 緊急連絡システムについて

1 教務部案内（池袋キャンパス）

1. 教務部事務

教務部は、以下の事項を取り扱う。

- (1) 学籍の管理
- (2) 入学・休学・退学・卒業に関する事項
- (3) 授業に関する事項
 - ① クラス編成
 - ② 時間割の作成
 - ③ 教室配当
 - ④ 履修科目の登録
- (4) 試験及び学業成績に関する事項
- (5) 所管事項に関する文書の受信・発信
 - ① 保証人・国籍の変更、氏名変更、住所変更届等の受理
 - ② 学生証、在学・卒業・修了・成績等各種証明書、学割等の発行
- (6) その他教務事務に関する一切の事項

教務部では、業務を次のように分担している。

- ① 池袋キャンパス教務事務センター（タッカーホール1階）
 - 履修・成績担当
 - 学部学生、大学院学生の履修・授業・成績に関する事項
 - 試験担当
 - 学部学生、大学院学生の試験に関する事項
 - 学事担当
 - 学部学生、大学院学生の休学・退学に関する事項、保証人・国籍の変更、氏名変更・住所変更届に関する事項
 - 学生証、通学定期乗車券発行控に関する事項
 - 在学・卒業・修了・成績等の各種証明書の発行
- ② 学校・社会教育講座事務室（2号館1階）
 - 学部学生、大学院学生の教職課程・学芸員課程・司書課程（司書教諭を含む）・社会教育主事課程関係の受講登録、履修・授業・試験・成績、各課程における実習・体験、各課程資格取得・申請に関する事項、各課程修了・単位修得等の各種証明書の発行
- ③ 独立研究科事務室（11号館4階）
 - ビジネスデザイン研究科、21世紀社会デザイン研究科、異文化コミュニケーション研究科（2015年度以前異文化コミュニケーション専攻入学者）、経済学研究科（社会人コース）の大学院学生の履修・授業、試験・成績、休学・退学、保証人・国籍の変更、氏名変更届、住所変更届に関する事項
- ④ 法務研究科事務室（11号館4階）
 - 法務研究科の大学院学生の履修・授業、試験・成績に関する事項
- (7) 執務時間

事務局の執務時間は以下の通りである。
なお、授業期間以外、また特別な場合の執務時間はそのつど掲示板に発表する。

 - ① 池袋キャンパス教務事務センター
 - 平日 9:00～17:00
 - 土曜日 9:00～12:30
 - ② 学校・社会教育講座事務室
 - 平日 9:00～17:00
 - 土曜日 9:00～12:30
 - ③ 独立研究科事務室
 - 平日 12:30～20:30
 - 土曜日 10:00～17:00
 - ④ 法務研究科事務室
 - 平日 9:00～17:00
 - 土曜日 9:00～12:30

(2) 各種証明書の発行

証明書の種類	和文料金	英文料金	発行にかかる日数
在学証明書	300円	400円	即時
卒業（見込）証明書			
修了（見込）証明書			
成績証明書			
調査書			注1
就職用健康診断証明書		400円	注2
学割証 注3	無料		即時

在学、成績（注4）、卒業見込、修了見込（注4）、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）、就職用健康診断証明書の各証明書は、教務事務センター内の証明書発行機により即時発行。それ以外の証明書は翌日（翌日が窓口閉室日の場合は、翌日以降の窓口開室日）の12:00以降。

注1) 調査書の作成には多少日数がかかる。出願先の所定用紙を持参のうえ、池袋キャンパス教務事務センター窓口申し出ること。

注2) 就職用健康診断証明書の発行について

1. 発行開始日：2017年5月15日（月）
※それ以前の発行はできない。
2. 下記に該当する場合は発行はできない。
 - ・本学が実施した定期健康診断を受けていない。
 - ・定期健康診断時に未検の検査項目がある、また保健室から指示された再検査、診察などを受けていない。

注3) 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）は1年間に1人10枚まで、有効期間は発行日から3ヶ月である。

注4) 博士課程後期課程の成績証明書、修了見込証明書が必要な場合は、池袋キャンパス教務事務センター窓口申し出ること。発行は翌日（翌日が窓口閉室日の場合は翌日以降の窓口開室日）の12:00以降。

また、博士課程後期課程の英文成績証明書は原則作成していない。

※証明書発行機での交付には学生証が必要である。

※上記以外の証明書が必要な場合は、池袋キャンパス教務事務センター窓口申し出ること。

(注) 学生氏名文字（漢字）について

学生証に記載されている学生氏名の文字（漢字）は、原則としてJIS規格の文字を使用し、在学中発行の諸証明書及び学位記、卒業後の諸証明書などの発行に用いる。JISに無い文字については、JIS準拠のものに改めるが、不都合がある場合は、池袋キャンパス教務事務センター窓口へ申し出ること。

2. 諸届・各種証明書の発行

- (1) 諸届

諸届とも池袋キャンパス教務事務センター窓口で所定の届出用紙がある。

 - ① 保証人変更届

保証書を添え、保証人連署・捺印の上届出ること。
 - ② 国籍変更（帰化）届

詳細は前記窓口でたずねること。
 - ③ 氏名変更届

住民基本台帳記載事項の証明書若しくはそれに代わるものを添え、届出ること。
 - ④ 住所変更届

本人または保証人の住所、電話番号、本人のメールアドレス、通学区間（最寄駅）を変更した場合に届出ること。

2 パソコン教室、貸出パソコン利用案内

<パソコン教室の利用について>

立教大学では池袋・新座キャンパスにそれぞれ、パソコン教室があります。

授業で使用されていない時間は、自由な自習利用が可能です。

開室時間などについては、以下のURLから確認することができます。

<https://spirit.rikkyo.ac.jp/vcampus/パソコン教室.aspx>

	池袋キャンパス	新座キャンパス
場所	8号館3F 8301, 8302, 8303, 8304 4F 8402, 8403, 8404 5F 8501, 8502, 8503, 8504 8505, 8506	8号館2F N821, N822, N823, N824 3F N831, N832, N833, N834, N835, N836
開室時間	月～金曜日：9：00～21：00 土曜日：9：00～17：00 日曜・祝日、そのほか本学の定めた休日は閉室です。 長期休暇中など開室時間が上記と異なる場合、以下のURLでお知らせします。 https://spirit.rikkyo.ac.jp/vcampus/パソコン教室.aspx	
利用環境	<p>パソコン教室のパソコンを使うには、V-Campus IDとパスワードが必要です。 パソコン教室では、以下のようなことが行えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで情報を収集する ・レポートやプレゼンテーション資料を作成する ・授業支援システムを使って予習・復習・課題を提出する ・Webメールを使用する ・自分のホームページを作成する ・ファイルやホームページを印刷する ・作成したデータを保管する <p>設置台数 https://spirit.rikkyo.ac.jp/vcampus/学内パソコン内訳.aspx</p> <p>ソフト OS Windows 7 Windows 7 (English) Windows 8.1</p> <p>アプリケーションソフト Microsoft Office (Word, Excel, PowerPointなど)をはじめ、授業で使用するアプリケーションソフトがインストールされています。教室ごとに異なりますので、詳しくは下記のURLにてご確認ください。 https://spirit.rikkyo.ac.jp/vcampus/学内パソコンのアプリケーションソフトについて.aspx</p>	

<貸出パソコンについて>

立教大学では、教育・研究活動を支援するため、学生向けにノートパソコン等の貸し出しを行っています。

貸出期間は当日内です。貸出場所、貸出時間などについては、下記のURLから確認することができます。

<https://spirit.rikkyo.ac.jp/vcampus/貸出ノートパソコン（学生向け）について.aspx>

3 V-Campus案内

パソコンやインターネット、メールなどのITに関するサービスは「メディアセンター（池袋8号館4F、新座8号館2F）」で管理を行っています。詳しい情報は以下のホームページでご覧になることができます。

<https://spirit.rikkyo.ac.jp/>（立教大学V-Campusポータルサイト SPIRIT）

V-Campus IDとパスワードについて

メールや学内PCを利用する際には、ID（学生番号）とパスワードが必要です。
このIDを「V-Campus ID」と呼んでいます。

V-Campus IDで利用できるサービス

V-Campus IDは、授業やゼミのほか、各種の教務関連情報を確認するためにも利用します。

- ・パソコン、ネットワークの利用
 - 1) 学内パソコン（パソコン教室、ラーニングスペース）の利用
 - 2) 学内無線LANへの接続
- ・V-Campus
 - 1) SPIRIT（ポータルサイト）
 - 2) SPIRIT Gmail
 - 3) メールングリストの作成
 - 4) Blackboard, 授業支援システムCHORUS
 - 5) V-Campusアカウント設定
 - 6) V-Campusホームディレクトリ
 - 7) V-Campusホームページ（FTP接続）
 - 8) V-Campus Web設定
- ・英語教材
 - 1) Rikkyo English Online（REO）
 - 2) ALC NetAcademy
 - 3) 英語ディスカッション
- ・Eラーニング
 - 1) Blackboardセルフラーニング
- ・図書館関連
 - 1) MyLibrary
- ・教務関連
 - 1) 履修登録状況の確認
 - 2) 履修登録／成績参照システム
 - 3) 全学共通カリキュラム 英語副専攻専用Web
 - 4) 休講情報（自宅からの閲覧時）
- ・キャリア支援
 - 1) 立教時間
- ・その他
 - 1) 学内イントラネットへのアクセス
 - 2) Mobile V-Campusの利用登録
 - 3) SPIRIT Mobile

V-Campus IDとパスワードの発行

入学時に学生証と一緒に配付しています。それ以外の方も、パソコン教室のカウンターで学生証を提示することで即時発行を行なっています。

V-Campus IDはさまざまな場面で利用されるものですから、パスワードの扱いは十分に注意してください。詳しくは立教大学 V-Campusポータルサイト SPIRIT をご覧ください。

<このほかのパスワード>

上記のほか、f-Campus科目登録を利用する際には、別のパスワードが必要となります。

f-Campus科目登録  URL:<http://www.f-campus.org/>

4 櫛引賞について

立教大学法学部櫛引賞は、本学校友 くしひきひろのり 櫛引博敬氏 から立教学院に寄贈された寄付金による奨学金である。学部3年時に立教大学の派遣留学制度に基づいて協定校に留学する法学部学生の学業を奨励することを目的とし、2年次春学期までの成績が最も優秀な学生に与える。

出 願 資 格：出願時に学部2年次に在籍し協定校留学に応募する法学部学生。

出願者がいない場合には、当該年度の櫛引賞は「該当者なし」とする。

採 用 者：1名

選 考：選考は原則として書類選考により決定。

奨 学 金 額：10万円（給与）

5 栗田賞について

栗田賞は、法学部の学生に対して、故栗田哲男先生のご遺族からの寄付をもとに、先生のご遺志をいかして、海外の大学への留学を奨励するために、留学の顕著な成果をあげた者を表彰するとともに、奨学の意味で賞金を贈呈するものである。

受 賞 資 格：法学部の学生で本学の協定校である海外の大学へ留学した者および認定校留学をした者のうち、留学の顕著な成果を収め、かつ帰国後に海外研究論文を提出し、単位認定を受けた者。

選 考：海外研究論文を提出し、単位認定を受けた者の中から、法学部教授会が選考して、決定する。

有資格者がいない年は授与しない。

奨 学 賞 金：10万円

表 彰：受賞対象となる海外研究論文が提出された年度の終わりに受賞者が卒業する者である場合には、法学部卒業証書授与式において表彰し、賞金を贈呈する。

受賞者が在学生の場合には、受賞対象となる海外研究論文が提出された年度の終わりに、別途、学部長が表彰し、賞金を贈呈する。

6 国家試験に関する案内

参考情報として以下に各種国家試験を掲載する。
問合せ先、試験科目等の詳細は各自で確認すること。

〈資格試験〉

- ・司法試験
- ・司法書士試験
- ・行政書士試験
- ・公認会計士試験
- ・税理士試験
- ・弁理士試験
- ・不動産鑑定士試験
- ・社会保険労務士試験

〈採用試験〉

- ・国家公務員採用総合職試験
- ・国家公務員採用一般職試験
- ・裁判所職員採用総合職試験
- ・裁判所職員採用一般職試験
- ・国税専門官採用試験
- ・外務省専門職員採用試験
- ・国立国会図書館職員採用総合職試験
- ・労働基準監督官B採用試験

7 大規模地震の警戒宣言が発令された場合の措置

大学は、大規模な地震の発生が予想され、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域判定会の招集が確認された場合には、授業を休講とし、次の措置をとります。

1. 在宅中および通学途中の者は、登校を中止してください。
2. 在学中の者は、大学からの連絡及び指示に従ってください。
3. 警戒宣言解除後の授業の再開については、以下のとおりとします。
 - (1) 警戒宣言が午前5時までに解除された場合は、平常どおり授業を行います。
 - (2) 警戒宣言が午前9時までに解除された場合は、午前中の授業を休講と

し、午後からの授業を行います。

- (3) 警戒宣言が午前9時までに解除されない場合は、当日の授業を全日休講とします。なお、全日休講の場合は、大学の諸業務（窓口業務を含む）を行いません。

注：地震防災対策強化地域判定会

大規模地震対策特別措置法第3条1項に規定する地震防災対策強化地域に係る大規模な地震の発生のおそれに関する判定を行うために、気象庁長官の要請によって招集される判定会をいう。

8 地震発生時の心得

建物は大きな地震にも耐えられる構造となっています。震災が発生した場合は次の事項に注意し、安全確認したうえで冷静に避難してください。

1. 地震が起きたら、すぐに外へ飛び出すことは危険です。慌てず指示があるまで教室内で待機するとともに、頭上からの落下物等に対して、頭を守る等の対応をして下さい。
 - ・机の下などに身を伏せ、しばらく様子を見て下さい。
 - ・固定してない机の下に身を隠す場合は、机の足をしっかり握ってください。
 - ・頭上からの落下物（蛍光灯・窓ガラスなど）に注意し、上着その他のもので頭をおおってください。
2. 火災により被害は倍増します。初期消火にできるだけ協力してください。

3. 避難の際は、ブロック塀の倒壊や商店の看板落下などに特に注意してください。
4. 本学院の小・中・高校生も同時に避難することになりますので、避難・救出に協力し、安全地帯を早く確認してください。
5. 交通機関の不通により、帰宅できないときは、本学の避難場所に於て、状況の判明するまで待機してください。
6. 本学の避難場所は建物内および構内空地（瓦やガラスなどの落下物に注意）です。
7. 学内の非常放送により連絡することもありますので注意してください。
8. 教職員や消防士などの指示に従ってください。

9 台風の接近が予想される場合の措置

台風の接近等により、授業を平常どおり行うことができないと判断された場合は、休講などの特別措置をとります。特別措置の内容については、掲示、ホームページ等または電話で確認してください。

[立教大学ホームページ](http://www.rikkyo.ac.jp/)

<http://www.rikkyo.ac.jp/>

[立教大学 Twitter](https://www.twitter.com/rikkyouniv)

<https://www.twitter.com/rikkyouniv>

[立教大学公式Facebookページ](https://www.facebook.com/RikkyoUniversity)

<https://www.facebook.com/RikkyoUniversity>

- * 試験期間についても前記と同様の措置をとることがあります。
- * 大学の窓口業務、諸施設の利用については、ホームページおよび掲示でお知らせします。

10 緊急連絡システムについて

1. 緊急連絡システム

(※本システムは本学学生および専任教職員を対象としています。)

緊急連絡システムとは、大規模地震が発生した際に、大学から自動的にみなさんの携帯電話等のメールアドレス宛てにメールを送信し、みなさんの安否を確認するシステムです。送信する宛先は、入学時または履修登録時に届け出ていただいたアドレスですが、在学中に変更した場合は、必ず教務関係窓口（教務事務センター〈池袋〉、教務事務センター〈新座〉、独立研究科事務室、セカンドステージ大学事務室）に届け出てください（教職員は人事部人事課に届け出てください）。

なお、この緊急連絡システムが正常に機能するかを確認するために、年1～2回のテストを実施します。

また、この緊急連絡システムを利用して、緊急時の全学休講など重要なお知らせをすることもあります。

2. 連絡方法

大規模地震が発生したら、次のいずれかの方法で安否の状況を大学に報告してください（下図参照）。

携帯電話等が使用可能な場合

みなさんの携帯電話等に送られてきた大学からのメールに返信してください。

携帯電話等が使用できない場合

- キャンパス内または周辺にいる場合……

防災のしおりの巻末にある「安否確認カード」を池袋キャンパス警備室、新座キャンパス門衛所に設置された「安否確認投入箱」に投函してください。

- キャンパス外にいる場合……

下記の「大規模災害時の大学内主要連絡先」に電話連絡してください（郵送可）。

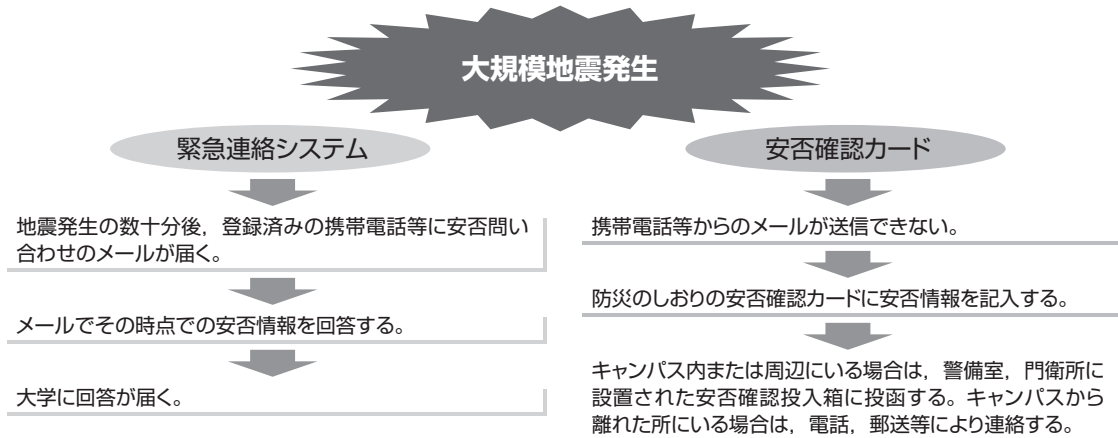
池袋キャンパス 東京都豊島区西池袋3-34-1

総務部総務課……………03-3985-4605
 学生部学生生活課……………03-3985-2437
 警備室（24時間）……………03-3985-2288

新座キャンパス 埼玉県新座市北野1-2-26

総務部新座キャンパス事務室……………048-471-6674
 学生部学生生活課……………048-471-6924
 新座キャンパス門衛所（24時間）……………048-471-6600

安否確認方法の流れ



【災害時伝言板サービス】

携帯電話各社では「災害時伝言板サービス」の利用ができます。災害発生時に家族との連絡がとれるように準備しておくことをお勧めします。

※利用についての詳細は各社のホームページをご覧ください。

※毎月1日や防災週間等に体験版の利用ができます。

- NTT docomo

<https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>

- au by KDDI

<http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengen/>

- SoftBank

<http://www.softbank.jp/mobile/service/dengen/>

- Y!mobile

<http://www.ymobile.jp/service/dengen/>

教 員 一 覧

科目担当者一覧

法学部・法学研究科科目担当者一覧（氏名アルファベット順）

法学部長	神 橋 一 彦	法学研究科委員長	神 橋 一 彦
法学科長	原 田 一 明	法学政治学専攻前期課程主任	孫 齊 庸
国際ビジネス法学科長	幡 野 弘 樹	法学政治学専攻後期課程主任	濱 野 亮
政治学科長	竹 中 千 春		

法学部専任教員

准教授 安 藤 裕 介	教授 小 林 憲太郎
教授 浅 妻 章 如	教授 倉 田 徹
特任教授 DOWNES, S.	教授 松 田 宏一郎
教授 藤 澤 治 奈	教授 松 井 秀 征
教授 濱 野 亮	教授 松 浦 正 孝
教授 原 田 久	教授 中 村 陽 一
教授 原 田 一 明	教授 小 川 有 美
教授 原 田 昌 和 〈2017年度秋学期研究休暇〉	特任准教授 小 川 和 茂
准教授 長谷川 遼	教授 佐々木 卓 也
教授 幡 野 弘 樹	准教授 孫 齊 庸
教授 早 川 吉 尚	教授 高 橋 美 加
准教授 早 川 雄一郎	教授 高 橋 信 隆
教授 林 美 月 子	教授 竹 中 千 春
准教授 許 淑 娟 〈2017年度秋学期研究休暇〉	教授 瀧 川 裕 英
特任准教授 一ノ瀬 佳 也	教授 溜 箭 将 之 〈2017年度春学期海外研究〉
教授 岩 月 直 樹	教授 東 條 吉 純
教授 角 紀代恵	准教授 内 海 博 俊 〈2017年度春学期海外研究〉
教授 神 橋 一 彦	特任准教授 薬師丸 正二郎
准教授 神 吉 知 郁 子	准教授 山 口 敬 介 〈2017年度秋学期研究休暇〉
教授 川 崎 修 〈2017年度春学期研究休暇〉	教授 吉 岡 知 哉

法学部助教

助教 高 鉄 雄	助教 朝 岡 誠 (社会情報教育センター)
助教 三代川 邦 夫	助教 坂 田 大 輔 (社会情報教育センター)
助教 溝 口 聡	
助教 永 見 瑞 木	
助教 白 鳥 潤一郎	
助教 若 狭 彰 室	

他学部教員

	助教 朝 岡 誠 (社会情報教育センター)
	助教 坂 田 大 輔 (社会情報教育センター)

法務研究科教員

教授 安 達 栄 司	
教授 深 町 晋 也	
特任教授 廣 瀬 健 二	
教授 貝 瀬 幸 雄	
教授 河 村 賢 治	
教授 前 田 陽 一	
教授 松 戸 浩	
教授 難 波 讓 治	
教授 野 澤 正 充	
教授 渋 谷 秀 樹	
教授 辰 井 聡 子	

兼任講師

赤 坂 正 浩	亀 岡 倫 史	折 原 誠	土 屋 直 也
天 野 佳 洋	笠 井 昭 文	PRICE, S. M.	土 屋 裕 子
浅 井 亜 希	古 賀 ひろみ	斎 藤 かぐみ	津 富 宏
遠 藤 貢	久 保 淳 一	笹 倉 宏 紀	上 野 達 弘
濱 田 江里子	久保山 亮	佐 藤 智 晶	王 佩 民
早 川 和 宏	藏 本 知 子	佐 藤 俊 輔	渡 辺 雅 雄
深 谷 健	李 聆 京	佐 藤 尚	薬 師 寺 克 行
福 岡 万里子	松 本 英 実	澤 田 初 美	吉 永 圭 弘
日 野 辰 哉	宮 崎 雅 人	関 口 康 晴	山 口 道 弘
細 川 幸 一	宮 崎 理 枝	島 田 竜 登	
家 永 真 幸	宮 澤 弘	清 水 謙	
今 泉 忠	水 野 賢 一	清 水 知 佳	
稲 垣 浩	MROCZEK, M.	杉 本 和 士	
石 川 文 夫	永 田 智 成	杉 田 弘 也	
伊 藤 誠	中 西 聡	鈴 木 美 勝	
伊 藤 宣 広	浪 岡 新 太 郎	高 橋 和 則	
伊 沢 和 平	荻 村 慎 一 郎	高 橋 脩 一	
上 條 弘 次	大 串 和 雄	玉 置 敦 彦	
金 子 宏 直	面 一 也	玉 蟲 由 樹	
金 子 芳 樹	尾 内 隆 之	土 田 環	

案内図

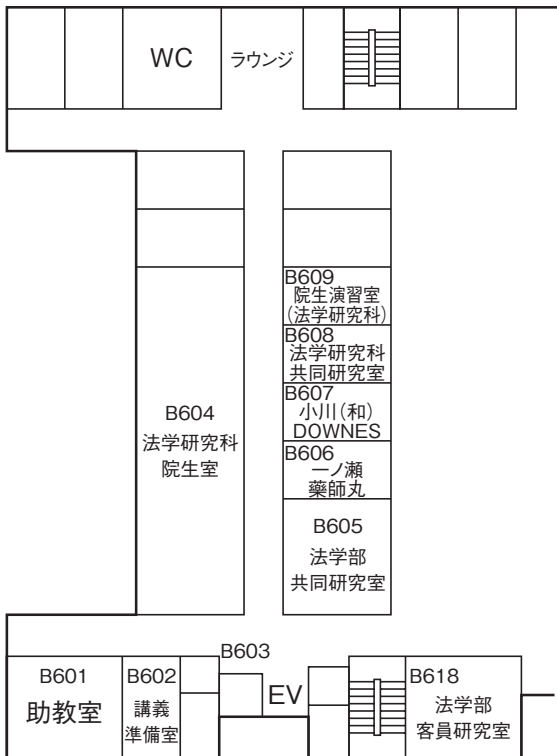
法学部関連研究施設

構内案内図・教室案内図(池袋キャンパス)

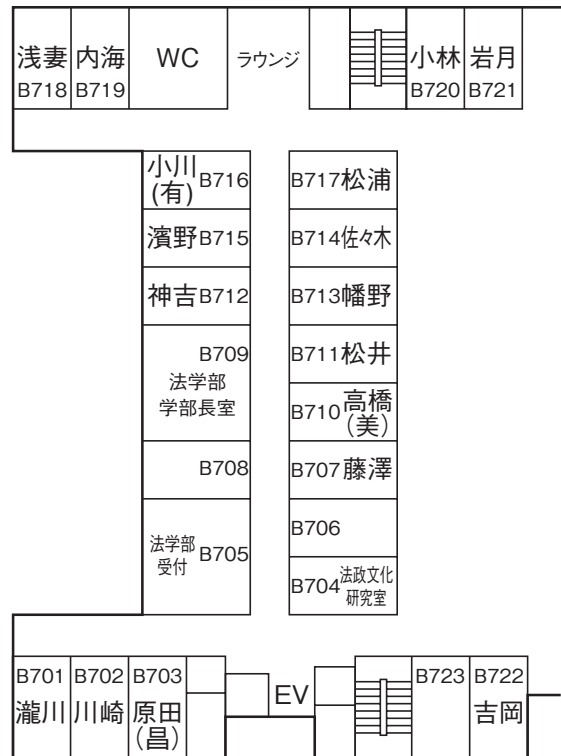
構内案内図・教室案内図(新座キャンパス)

法学部関連研究施設

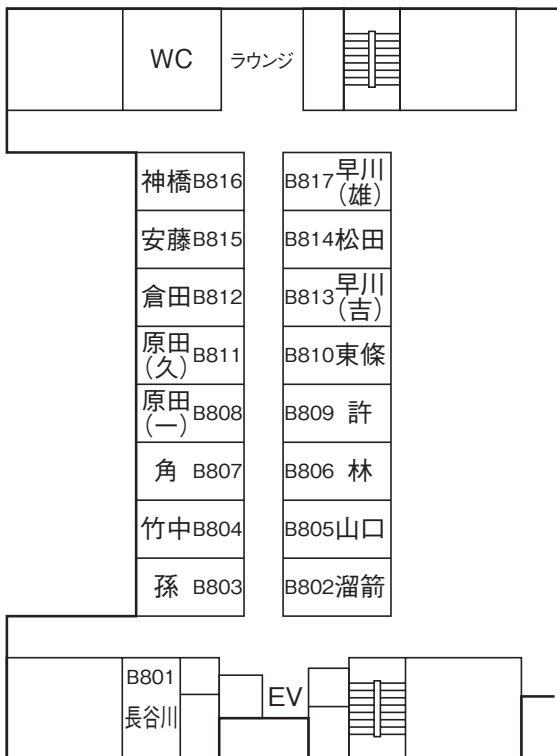
12号館6階



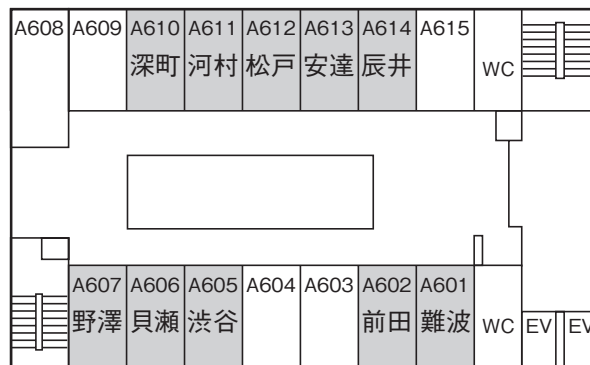
12号館7階



12号館8階



11号館6階

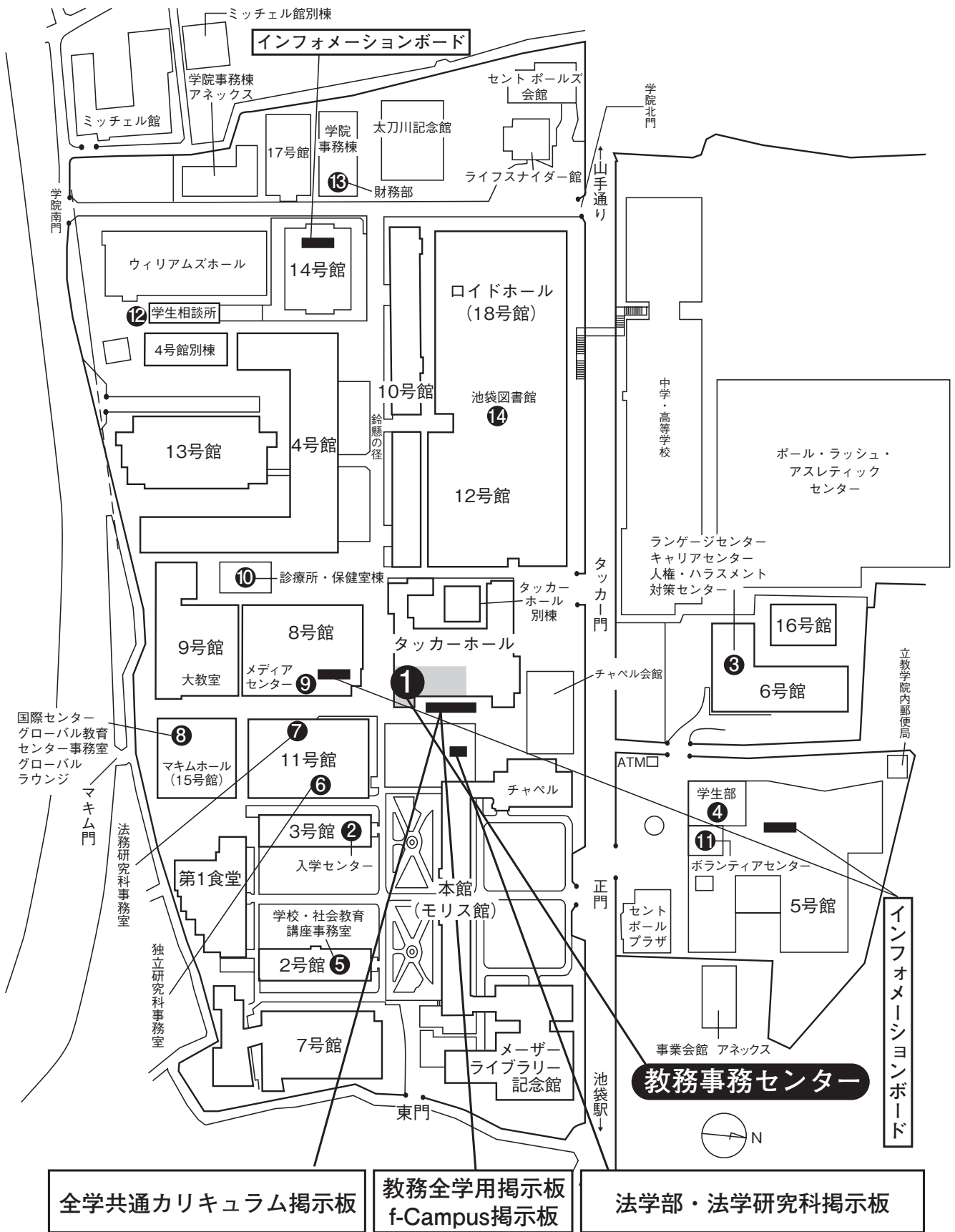


※A***,B***は部屋番号である。

■ … 法務研究科所属
大学院後期課程研究指導担当

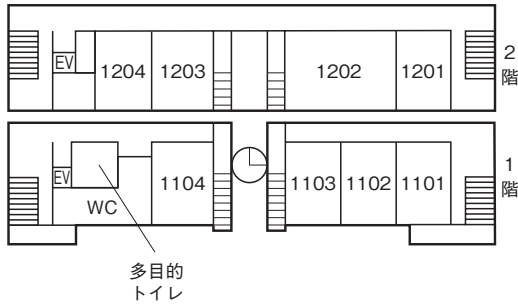
中村陽一教授…M517(マキムホール(15号館)5階)

池袋キャンパス構内案内図

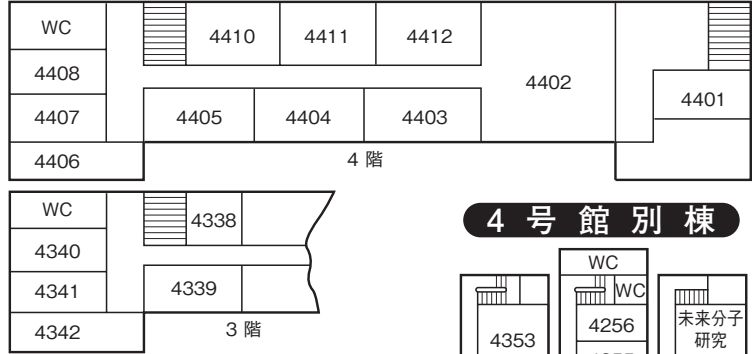


池袋キャンパス教室案内図

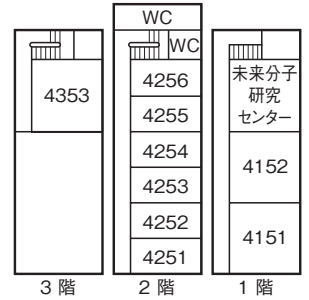
本館



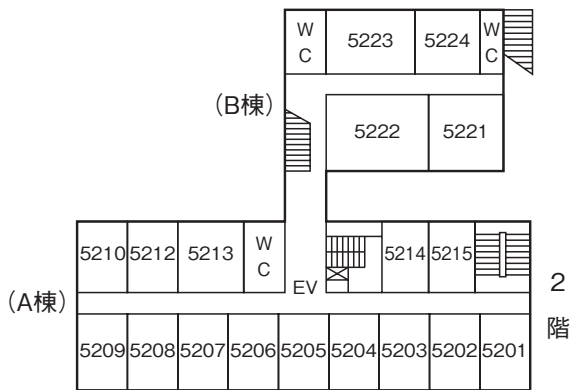
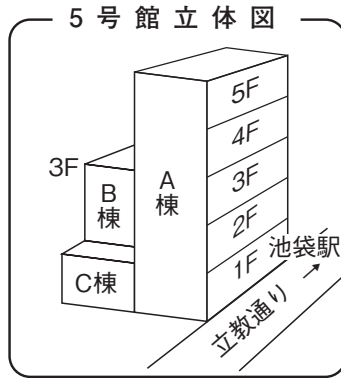
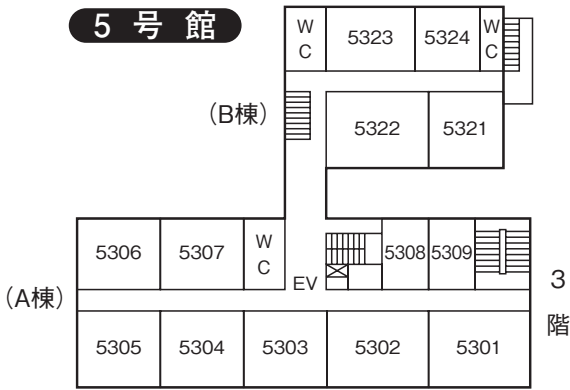
4号館



4号館別棟



5号館



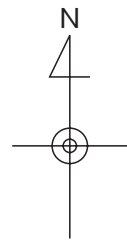
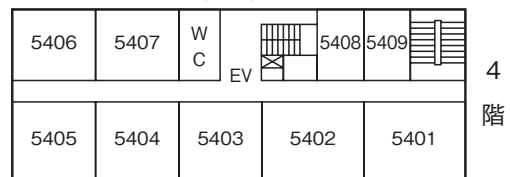
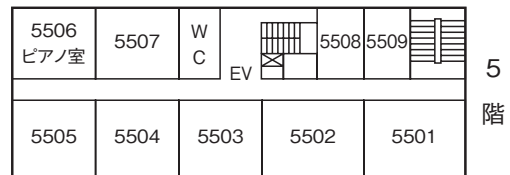
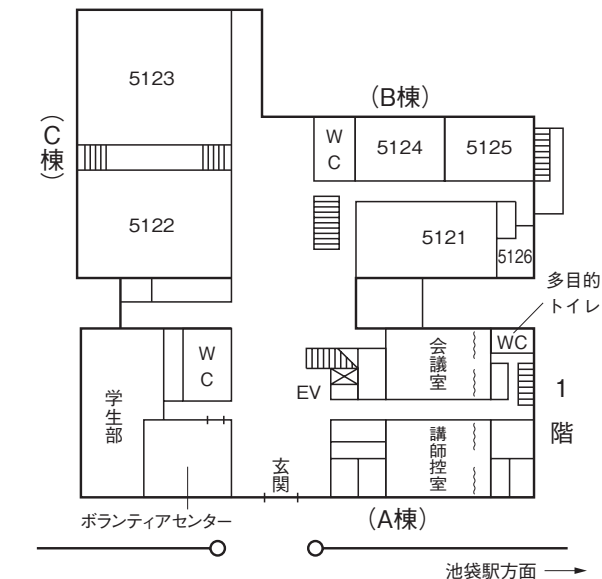
教室番号の見方



号館を示す。ただし 1…本館
X…10号館
A…11号館
D…14号館
M…マキムホール (15号館)
S…事業会館 アネックス
P…ポール・ラッシュ・アスレティックセンター
(例……5323→5号館3階B棟)

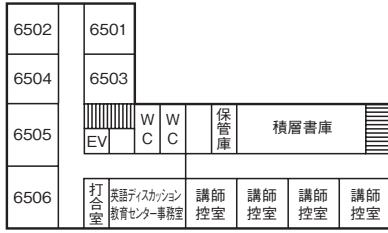
階を示す。その階の東南隅の教室を01として右廻りの順に番号を与える。

5号館 B棟 C棟について20番台で表示する。

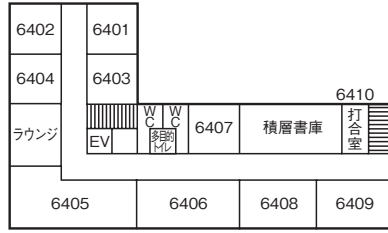


6号館

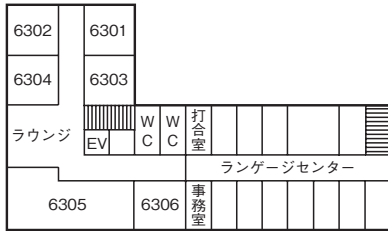
5階



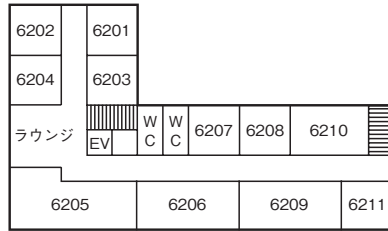
4階



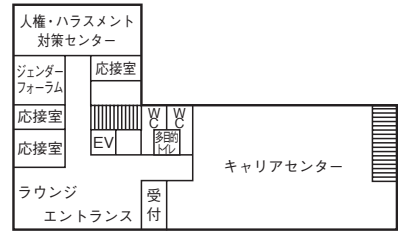
3階



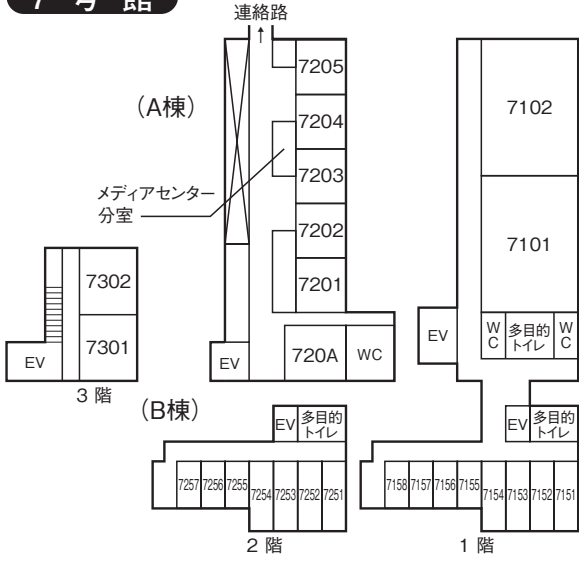
2階



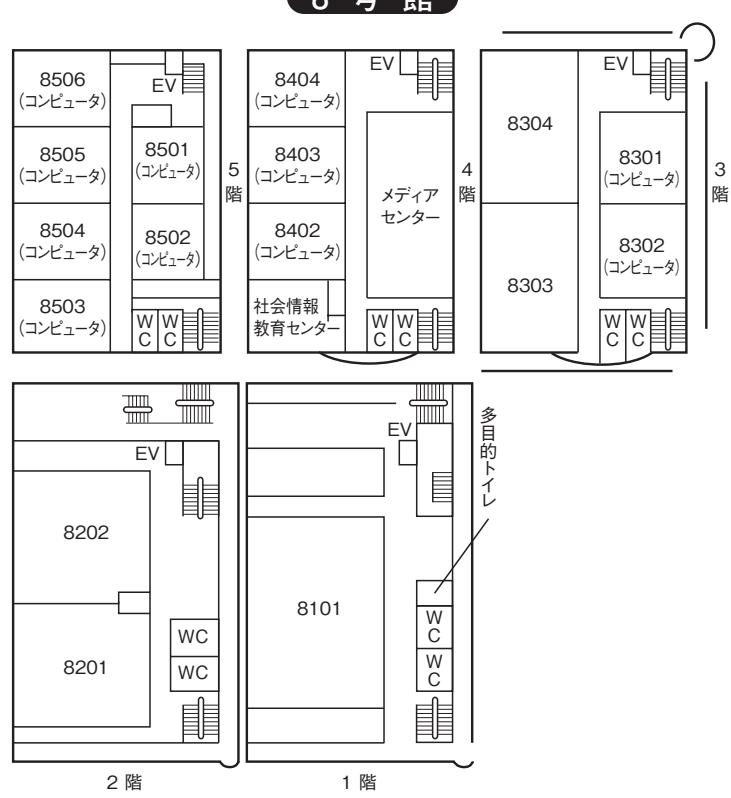
1階



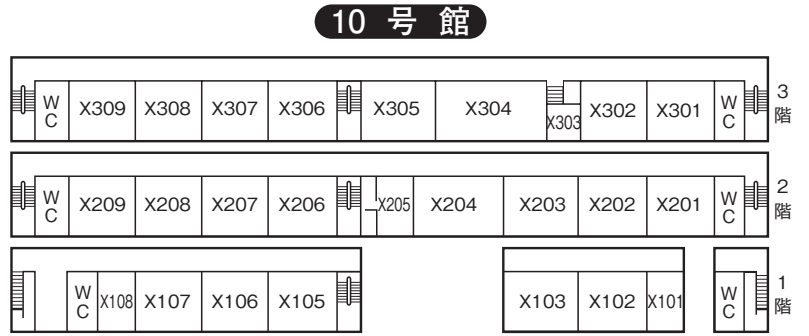
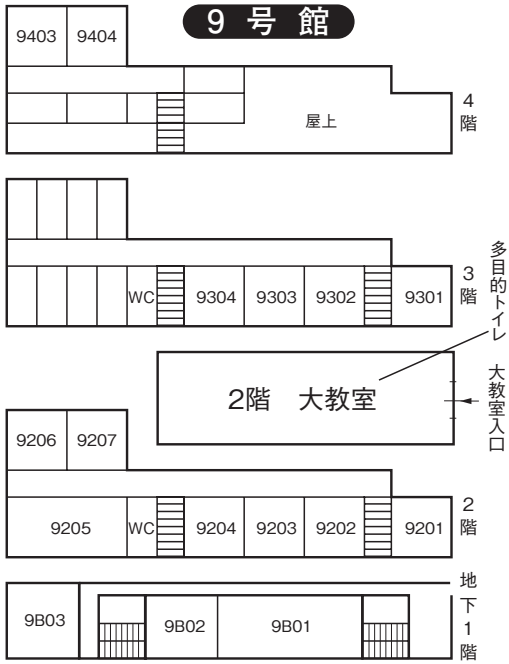
7号館



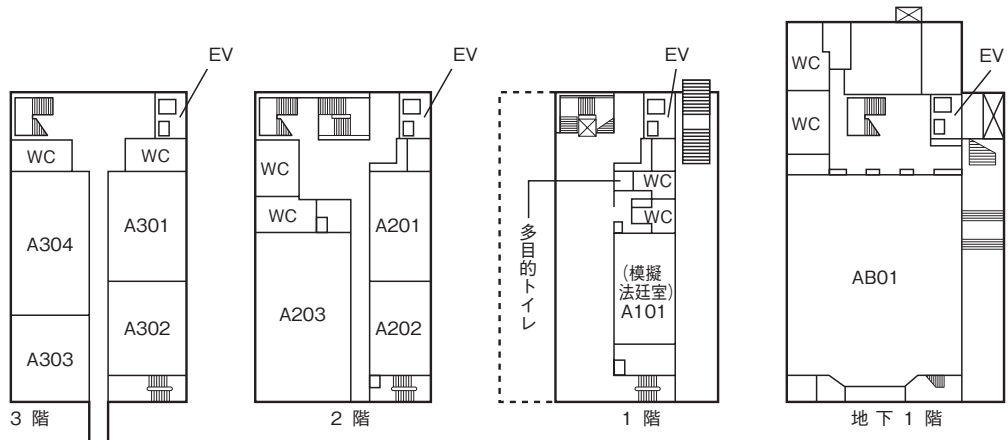
8号館



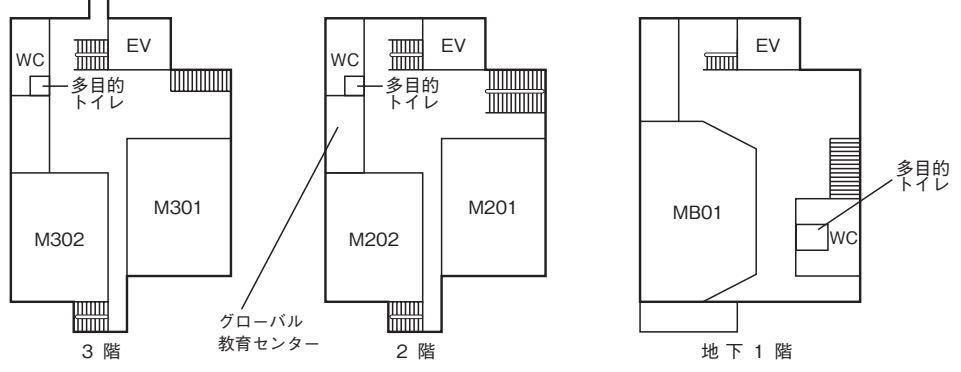
案内図



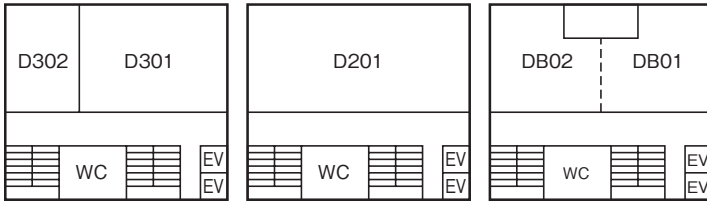
11号館



マキムホール (15号館)



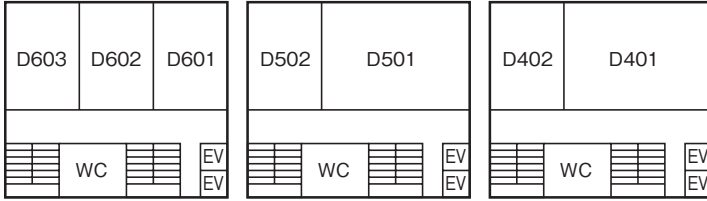
14号館



3階

2階

地下1階

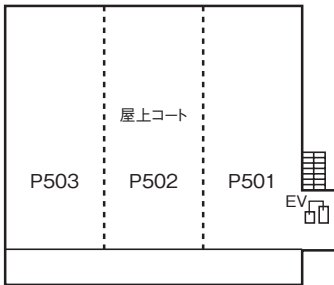


6階

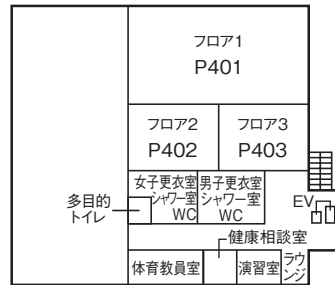
5階

4階

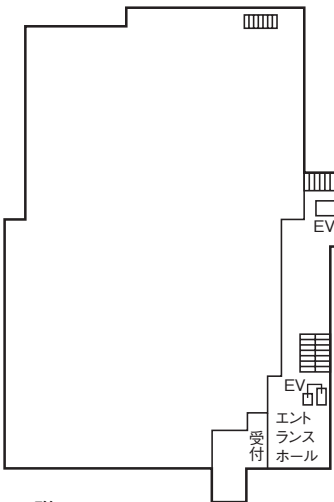
ポール・ラッシュ・アスレティックセンター



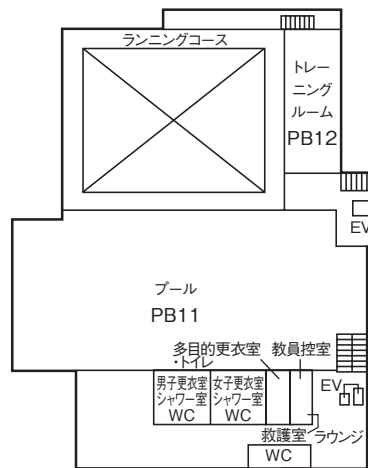
5階



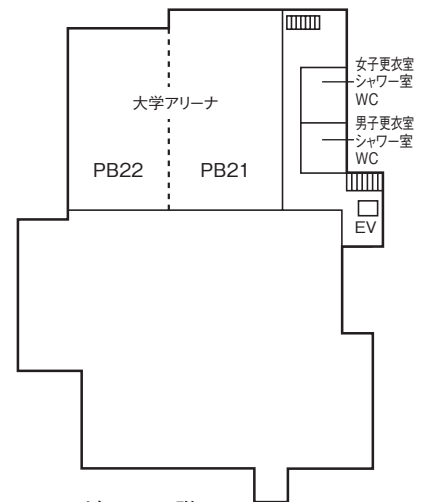
4階



1階



地下1階



地下2階

新座キャンパス構内案内図・交通案内図



■東武東上線利用【志木駅】

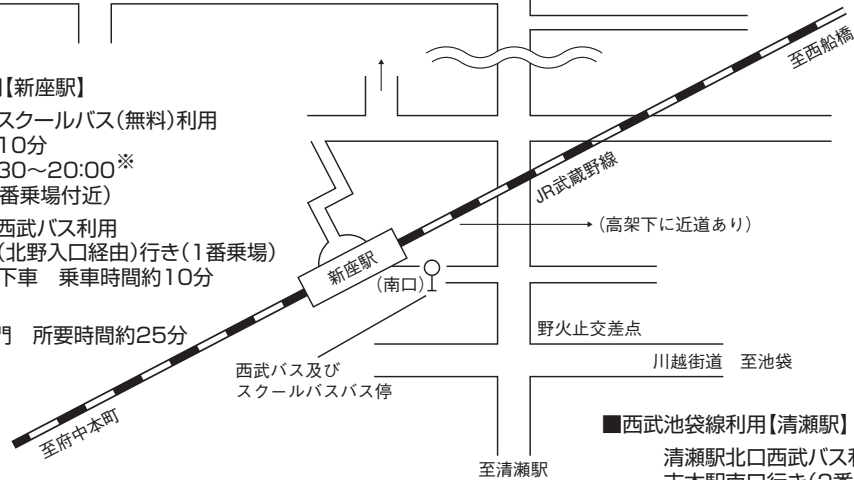
池袋-志木 所要時間(標準) 急行 約20分 準急 23分
 *急行・準急は昼間はおよそ10~15分間隔で運転

- (1) 志木駅南口スクールバス(無料)利用
 乗車時間約10分
 運行時間 12:30~19:00*
 *2017年8月1日より東口にバス停が移動し、それに伴いダイヤ変更を予定しています(詳細は大学ホームページを確認してください)。
- (2) 志木駅南口西武バス利用
 清瀬駅北口行き(2番乗場) } 「立教前」下車 乗車時間約10分
 所沢駅東口行き(//) }
- (3) 徒歩
 志木駅南口-正門 所要時間約15分

*スクールバスの運行情報
<http://www.rikkyo.ac.jp/access/niiza/schoolbus/>

■JR武蔵野線利用【新座駅】

- (1) 新座駅南口スクールバス(無料)利用
 乗車時間約10分
 運行時間 7:30~20:00*
 (西武バス3番乗場付近)
- (2) 新座駅南口西武バス利用
 志木駅南口(北野入口経由)行き(1番乗場)
 「立教前」下車 乗車時間約10分
- (3) 徒歩
 新座駅-正門 所要時間約25分



■西武池袋線利用【清瀬駅】

清瀬駅北口西武バス利用
 志木駅南口行き(2番乗場)
 「立教前」下車 乗車時間約30分

新座キャンパス教室案内図

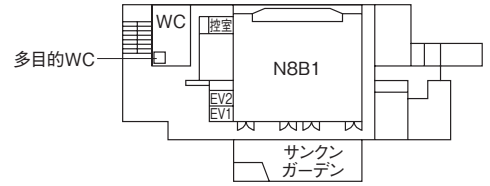
教室番号の見方



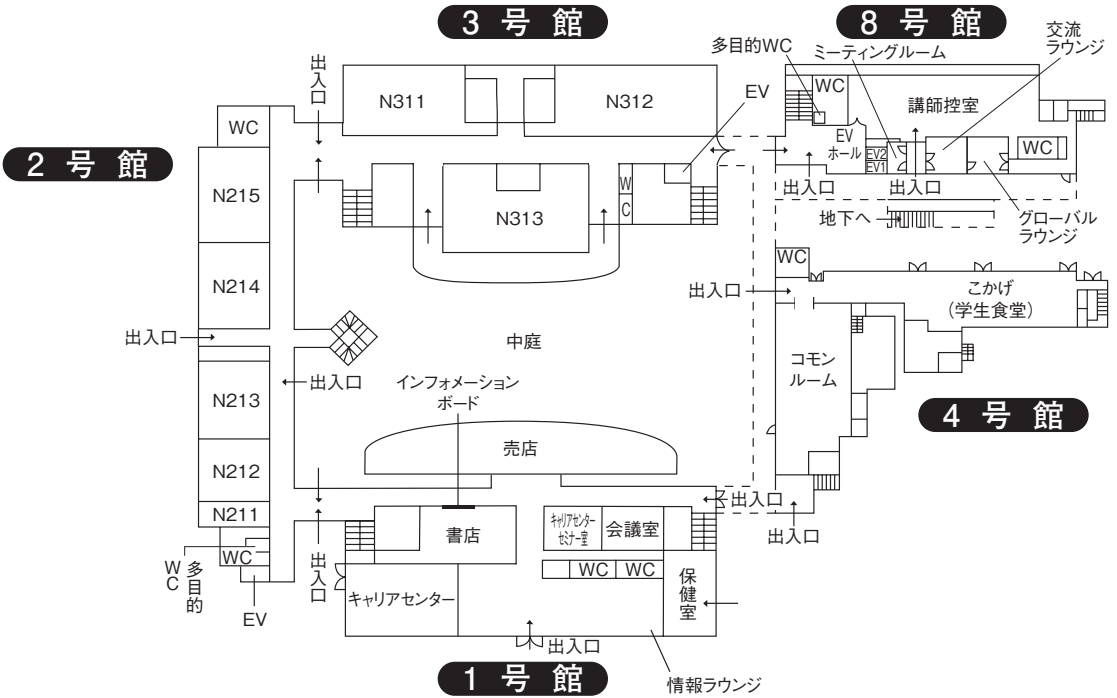
Nは新座を示す。
階 号館 番号
※ただしTは体育館を示す。

地下1階

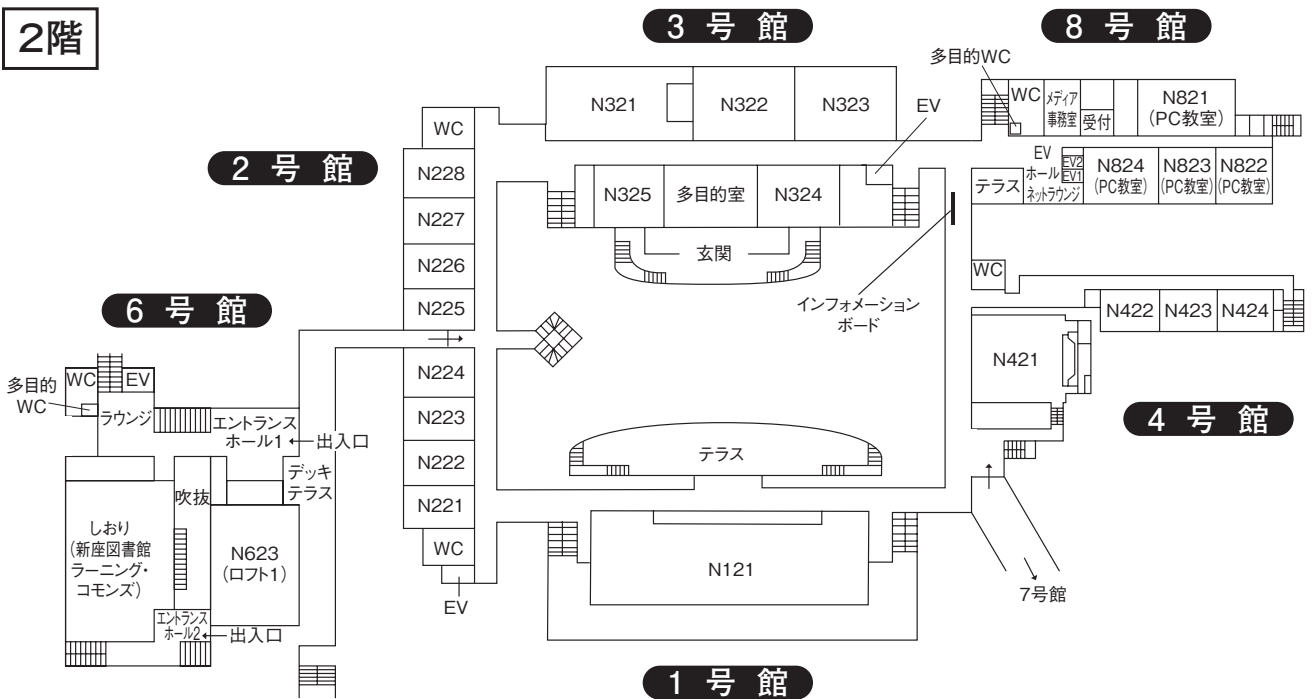
8号館



1階



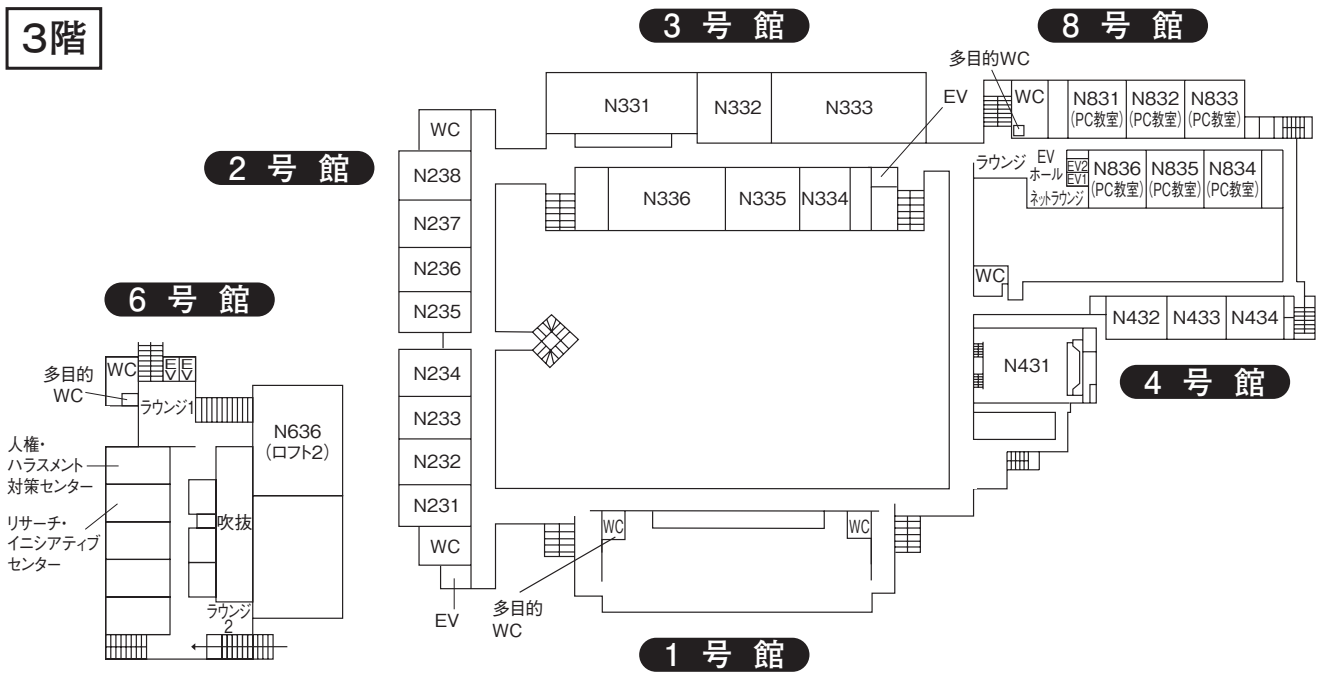
2階



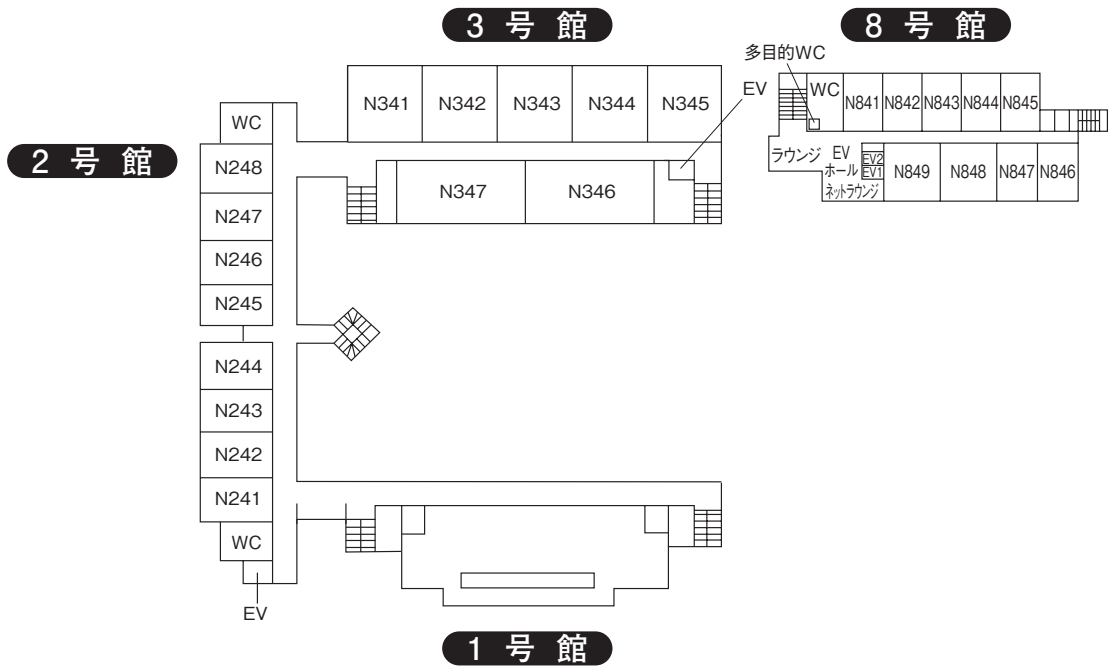
案内図

新座キャンパス教室案内図

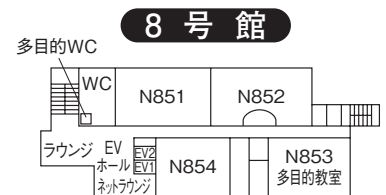
3階



4階



5階



こんなときは 黒丸の数字は☞池袋キャンパス構内案内図上の位置を示す

学籍事項（住所・電話番号・保証人・氏名等）に変更があった	教務事務センター①
奨学金を受けたい	学生部学生厚生課（5号館1階）④ 国際センター（マキムホール1階）⑧
落とし物をした・学内で盗難にあった	学生部学生生活課（5号館1階）④
進路・就職・インターンシップについて相談したい	キャリアセンター（6号館）③
転部・転科について知りたい 立教大学大学院への進学について知りたい	入学センター②
学内でからだの具合が悪くなった	保健室・診療所⑩
大学での活動中にけがをした（学生健保・学研災の手続き等）	学生部学生厚生課（5号館1階）④
パソコンやメールを使いたい	メディアセンター（8号館4階）⑨
学校・社会教育の資格を取得するには	学校・社会教育講座事務室（2号館1階）⑤
こまったとき、悩んだときは	学生相談所⑫
ハラスメントについて悩んだときは	人権・ハラスメント対策センター（6号館）③
学費について知りたい	財務部経理課（立教学院事務棟1階）⑬
留学制度について知りたい	国際センター（マキムホール1階）⑧
図書館を利用したい *シラバスに記載の参考書等は、原則として図書館で利用できる。	池袋図書館（12号館・ロイドホール）⑭

教務事務センター窓口時間

教務事務センターの授業期間中の通常窓口時間は右記のとおりである。授業期間以外、また、特別な場合の窓口時間については、その都度掲示する。

月～金	9:00～17:00
土	9:00～12:30

2017年4月

立 教 大 学 法 学 部
立教大学大学院法学研究科

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1
立教大学池袋キャンパス教務事務センター

☎03-3985-2220



学生番号

氏 名

履修要項は再交付しないので保管に注意すること